拓殖大学論集（315）　　ISSN 1344-6630

# 拓殖大學論集

## 政治・経済・法律研究

第 22 巻　第 1 号

2019 年 10 月

**論　文**

不動産所有権放棄と所有者の意思
── 人口減少社会の土地法秩序の基盤研究 ──　……奥田　進一　（ 1 ）

合衆国最高裁判所における Roe と Doe ── 第一ラウンド ……小竹　聡　（ 23 ）

アフガニスタンをめぐる日本の諜報工作活動
── 1934-1945 年を中心に ──……澤田　次郎　（ 77 ）

「大分岐」から「大転換」への歴史的展望
── ケネス・ポメランツの「新しいある種の周辺」論を中心に ──　……小木田敏彦　（145）

**抄　録**

土地所有権の放棄に見る「権利濫用」と「責務」に関する一考察
── 最近の所有者不明土地問題をめぐる裁判例，理論と立法政策 ──　……長　友昭　（173）

**拓殖大学 研究所紀要 投稿規則**……（185）

**「政治・経済・法律研究」執筆要領**……（187）

**拓殖大学政治経済研究所**

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 1, pp. 1–22　　October 2019

# 不動産所有権放棄と所有者の意思

## ── 人口減少社会の土地法秩序の基盤研究 ──

奥 田 進 一

**要　旨**

わが国では，もはや高齢化社会を議論する時代は過ぎ，人口減少によってこれ以上の経済成長は望めず，次世代までを射程範囲にした超長期的低成長経済を考えなくてはならない状況に入っている。少なくとも第二次世界大戦後の日本経済は，完全に土地に依存した経済であったが，今後は，土地で財をなすことを主軸とした経済活動は成立しないであろう。そして，現在，土地をめぐって2つの法的問題が発生している。1つは所有者不明土地問題であり，もう1つは不動産所有権放棄問題である。本稿では，不動産所有権放棄問題を主に検討し，その前提として，まず，明治期以来，そもそも土地所有権および物権変動に対してどのような思想を背景として立法や法解釈がなされてきたのか，所有と占有あるいは登記との関係性をめぐる議論がいかなるものであったのか，という点を明確に示す。そして，土地所有権に関するわが国の歴史的，思想的系譜を踏まえて，所有者の意思という視点から，不動産所有権放棄の可否をめぐる議論に一石を投じることを目的とし，さらに，明治政府が現行民法において導入した近代的土地所有権とは，果たしていかなるものであり，それが今日の社会にどのような影響を及ぼしているのかについても若干の考察を行い，所有から利用へ軸足を移した土地法理論の構築をあらためて世に問うものである。

**キーワード**：不動産所有権放棄，意思表示，占有，登記，人口減少社会

## はじめに

人口減少社会が現実になった今日，人口増加を前提としてきた社会インフラ整備やそれを支える前提としての社会常識の大きな転換が迫られている(1)。すなわち，人口増加社会では，土地を所有することは万人共通の憧憬の対象であり，地価は常に上昇することが常識であったが，いまやその対極の現象が発生しつつある。

たとえば，バブル景気時に売り出された別荘地などの所有者が，買った時よりもはるかに安い費用で，しかも多額の手数料まで業者に支払って買い取ってもらう事例や，先祖伝来の広大な山林の相続人が，利用価値も利用予定もないことから，その所有権の放棄を求めて提訴した事例も発生している。最近では，このような土地は「負財」(2) あるいは「負動産」(3) と称されて検討さ

れることもあり，所有者からすれば所有権をごみのように放棄したいということなのであろう。しかし，現行民法には「不動産所有権の放棄」に関する規定は存在せず，むしろこのような現象は非常識であり，想定外であった。わが国では，伝統的に土地や建物という不動産は，きわめて重要で価値ある財産とみなされてきたが，少子高齢化に伴う人口減少社会の到来によって，むしろ一部地域等においては処分に困る厄介なものという存在になりつつある。

このような問題に対して，民法はその法解釈で対応するのか，それとも新たな立法によって解決するのか，大きな転機に差しかかっている。本稿では，諸外国の事例等も交えながら，土地所有権の放棄あるいはそれに準ずる処分の可能性を探り，所有よりも利用に軸足を移した社会とそれを裏付ける法の在り方を，意思表示の視点から検討することを目的とする。

## 1. 不動産をめぐる意思の多様化

所有者不明土地問題および所有権放棄問題は，いずれについても不動産の所有や利用に関する「意思」が，非常に多様化していることと関係している。もっとも，意思の多様化は，今日において急に始まったわけではなく，近代以降，社会や産業構造の変化に伴って進展してきたといえる。そこで，産業革命以降の 200 年近い歴史において，やや簡潔にではあるが，不動産の所有や利用をめぐる意思の多様化の変遷をたどってみる。

まず，とくに産業革命以降の社会では，所有や利用を「したい」という個人や組織の自由な意思の発露が中心となって経済が動き，法律が作られ，運用されてきた。しかし，結果として，それは都市化や再開発という現象となって「過剰利用」を招来した。そして，都市に集中した人口にいかに対処するのか，つまり，個人等の自由な意思のままに進められる無秩序な都市化を抑止すべき法制度や理論が案出されるべきであったのだが，実際には，都市化を促す立法や政策が推進されてきたといえよう(4)。

つぎに，所有や利用が「できない」，維持管理が「できない」という状況が発生する。これは意思の問題というよりは，どちらかというと現実的な問題といえよう。たとえば，過疎化，高齢化，自然災害などによって，土地や建物を維持できないというような状況が該当する。ただし，大災害や大空襲，直近では東日本大震災など，過去にも同様の問題が発生しており，これをどのように克服してきたのかを検討する価値はあろう(5)。当然のことながら，各時代に，それなりのことは考えられ，研究されていたはずだが，すでに相当の時間が経過しており，歴史的な検証も必要であろう。

そして，所有や利用を「したくない」という意思表示が登場する。じつは，所有地なりを適切に管理「できない」という意思表示とかなり重複する現象でもある(6)。これは，単純にもう必要ないから所有も利用もしたくないという意思表示であり，権利放棄という形で表示されることになる。おそらく，過去に，所有や利用を「したくない」という意思が顕在化することはほとんど

なかったのではないかと考えられる。なぜならば，仮に権利放棄の意思が表示されたとしても，必ずどこかに所有や利用をしたいと考える人が存在し，当該人が所有権等を取得することで事態は収拾されるからである。ところが，今日，所有や利用を欲する人が存在しないという事態が出来しており，このような事態を，少なくとも土地所有権に関して法はおそらく想定していなかったといえよう。

このような意思の多様化は，同時代的に，同時進行しており，段階的に発生し，変化しているわけではない点に注意しなければならない。ここで，執筆者が個人的に経験した自然災害等により維持管理不能状態になった事例と，訴訟において所有権放棄を主張して話題となった事例とを紹介することで，意思表示の多様化について考えてみたい。

### （1） 自然災害等により維持管理不能状態になった事例

**【事案の概要】**

A と B（漁師）は夫婦で，甲市で 1978 年から，鉄筋 2 階建てコンクリート造りの自宅で民宿を経営していた。彼らの自宅は，土地に関しては所有権登記を完了していたが，建物は未登記であった。その後，2008 年に B が死亡して民宿も廃業したが，A は相続登記を経ることなく，当該建物に単独で居住を継続していた。そして，2018 年 9 月の台風 24 号によって，自宅 2 階の屋根の半分が損壊し，近隣の家屋にも被害が及ぶ。しかし，当該自宅建物も近隣家屋も無保険で，修繕の目途が立たなかった。A は，2 週間後に行方をくらませたため，亡 B の兄 C が，当該自宅を暫定的に管理する。C は，2018 年 10 月 20 日に市外の知人 D に無償利用を打診した。

**【問題点の検討】**

この事例からは 4 つの問題点を指摘できる。

① 土地・建物の所有権について

本件では，土地所有権に関しては，亡 B のままで，相続登記が行われていない。建物に関しては全く登記がなく，占有権のみが複数回にわたって移転されている状態だが，これは登記制度を知らない，あるいは意識していないということが原因として考えられる。

② C の法的地位について

C は，暫定的に当該自宅を占有しており，この状態の法的評価には困難を伴う。強いていえば他主占有者だが，所有の意思が存在しない。したがって，他主占有者といえるか否かは即断不可能である。C は，親族としての義務的な占有を行わざるを得なかったというのが実態であり，法的義務は認められないが，事務管理は成立する可能性があろう。

③ A の責任について

台風という不可抗力をいかに評価するのかは問題であるが，民法 717 条の占有者としての工作物責任は確実に存在する。

④ D の法的地位について

Dは，本件土地と建物を無償で利用しようとしているが，権利と責任あるいは義務について考える必要があろう。まず，権利関係については，Dが所有の意思を持って利用するならば，民法186条によってDの占有が推定される。そして，実際に占有が開始されれば，民法188条で占有権の適法性が推定される。しかし，所有の意思を持たない場合には，無権限者であるCによる無償貸与ということになろう。つぎに，Dの責任あるいは義務についてであるが，法的な責任はないと考えるべきで，たとえば，Dが屋根を修繕したりすると，Aに対する事務管理が成立する可能性はある。しかし，すでにAは所在が不明であり，修繕費用なりを求償することは事実上不可能であろう。

**（2） 所有権放棄事件（広島高裁松江支部判平成28年12月21日訟務月報62巻10号1671頁）**

**【事案の概要】**

父親から山林の贈与を受けた原告Xが所有権放棄の意思表示をして，民法239条2項により国が所有権を取得したとして，国に所有権移転登記手続を求めて提訴した。これに対して裁判所は，「不動産について所有権放棄が一般論として認められるとしても，①本件所有権放棄は，原告が，将来の相続により自分が本件土地を保有し続けなければならなくなる事態を避けたいとの考えのもと，所有権喪失を目的としてされたものであること，②この目的を実現するため，原告はあえて父親から贈与を受けて所有権を取得したうえ，直ちに所有権を放棄したこと，③原告は，本件所有権放棄により負担ないし責任が自分から国に移転することを認識していたこと，④本件所有権放棄を認めると，国は，財産的価値の乏しい本件土地について，管理に係る多額の経済的負担（測量費用等）を余儀なくされることを併せ考慮して，本件所有権放棄は，本件土地の負担ないし責任を国に押し付けようとするもので，不動産の所有者に認められる権利の本来の目的を逸脱し，社会の倫理観念に反する不当な結果をもたらすものであって，権利濫用等に当たり無効である」と判示して，原告の請求を棄却した。

**【問題点の検討】**

本件判決は，不動産所有権の放棄が一般論として認められるとしながら，本件では，その目的が権利濫用にあたる状況が認められるとして無効と判断された。民法は，共有持分（255条），地上権（268条），永小作権（275条），承役地所有権（287条）につき放棄を認めている。仮に，不動産の所有権が放棄されると，所有者がいなくなった不動産は国庫に帰属することになる（239条2項）。しかし，所有権そのものの放棄については，民法には明文の規定が存在しない。他方で，民法は，抵当権の目的である地上権または永小作権を放棄しても，そのことを抵当権者に対抗できないと規定している（398条）。つまり，民法は，基本的に地上権や永小作権の放棄を認めながら，抵当権者の権利を害する場合には，事実上放棄はできないという立場をとっているのである。本件判決は，土地所有権放棄が，当該土地の負担ないし責任を国に押し付けようとするものであり，不動産の所有者に認められる権利の本来の目的を逸脱し，社会の倫理観念に反

する不当な結果をもたらすものであり，このことが権利濫用に当たると判示した。しかし，本件の原告が，訴えの提起前に害意を持って国の権利を侵害した事実は認められず，むしろ，納税義務や最低限度の管理責任は果たしてきており，将来の納税負担や管理責任に耐えられないと判断した結果として，所有権放棄という方法しか選択し得なかったからこそ，本件訴訟の提起に踏み切ったのであろう(7)。本件において，X は，あくまでも所有権放棄の意思表示をしたにすぎず，権利行使をしているわけではない。もし，権利濫用であったとしても，果たして X に害意，すなわち他人の権利利益を侵害しようというような意思表示はなされていない。本件判決では，X が，不当に社会の倫理的観念に反する責任を国に押し付けようとしていると判断しているが，X はそこまでのことは考えていなかったのではないだろうか。

他方で，もし，国が X の山林の所有権を取得したとして，つまり民法 239 条 2 項が適用されて国が所有権を取得したとして，果たしてどのような不利益が生じるのであろうか。たとえば，税収の減少や，山林の管理費用負担等を挙げることができる。しかし，本件山林に対する固定資産評価額は，おそらくかなり低いものであったと思われ，いまさらこのような山林が国や自治体の所有になったからといって，税収の低下というほどの影響はないと思われる。山林の管理費用負担についてはあり得るであろう。たとえば，枝打ちの人件費や，当該枝の処分費用等が国や自治体にとって負担増となることは容易に考えられよう。さらに，国や自治体が管理することによって，営造物責任が問われ得るということもあろう。

最も問題視されることは，本件判決によって，X は，はたして今後，当該山林の所有権を積極的に維持して行使するのであろうか，ということである(8)。X は，もともと本件山林を維持管理しようという意思を有していないのだから，所有権放棄を認めない本件判決に従っても従わなくても，今後，本件山林はさらに荒廃して行くことであろう。また，X が高齢化し，あるいは財産状況が悪化した場合には，ますます維持管理が不能になろう。むしろ，本件判決は，X の意思に反する権利行使を強いることになっているのではないだろうか。民法は，本人の意思に反する所有や占有を強制することができるのだろうか。本件判決は，このように従前にはほとんど考えられてこなかった問題も新たに提起したといえよう。

## 2. 判例の動向と民法の関連規定

### （1） 判例の動向

判例は，民法 239 条 2 項の「所有者のない不動産は，国庫に帰属する」をいかに解釈してきたのであろうか。同条項に関連する判例としては，①大判大正 10 年 3 月 4 日民録 27 輯 422 頁，②仙台高判昭和 32 年 3 月 15 日下民集 8 巻 3 号 478 頁，③最判平成 23 年 6 月 3 日判時 2123 号 41 頁を挙げることができる。まず，①は，旧民法施行前の事件で，太政官布告による絶家の財産として残された土地所有権の行方が問題となった事案である。大審院は，直ちに国庫に帰属すると

扱うことには慎重にならざるを得ないと判示しており，民法 239 条 2 項の適用に消極的な判例と位置付けることができる。なお，戦後の判例としては，福岡高判昭和 49 年 12 月 23 日訟務月報 21 巻 4 号 770 頁も同旨である。

つぎに，②は，所有者がいなくなった土地は，やむを得ないので国が所有権を取得するべきだと判示しており，民法 239 条 2 項の適用を積極的に肯定しているといえよう。このほかに，一宮簡易判昭和 46 年 7 月 31 日下民集 22 巻 7＝8 号 829 頁も，民法 239 条 2 項の適用を肯定的に解する。また，東京高判昭和 52 年 5 月 31 日東京高等裁判所民事判決時報 28 巻 5 号 118 頁は，旧土地台帳附属地図上において無番地の表示であった土地の時効取得を主張する者が，国を相手方とする所有権確認の訴えを提起した事案に関し，「真実の権利者を明らかにしえない登記洩れの土地については，これを無主の不動産として国庫の所有に帰したもの」として，当該訴えの利益を認めている。

そして，③は，江戸時代以前は入会地であった土地につき，明治時代になってからある寺院が当該地を事実上所有することになったところ，登記をしていなかったために表題部の所有者の欄が空欄になっており，この寺院の所有地にするためにはどうしても確認訴訟を提起するしかなく，ひとまず無主の土地となって国の所有になったが，その後，民法 162 条によって 20 年経過して寺院が時効取得したという手続を取ろうとした事案である。実際には，登記制度上の問題だったといえるが，国に対して所有権の確認訴訟を提起することで，民法 239 条 2 項を経由して，民法 162 条による時効取得という結果を導き出そうとしたものである。しかし，最高裁は，訴えの利益なしという民訴法上の問題に基づいて判断した(9)。本件判決は，所有権放棄の判例というよりも，所有者不明土地に関する判例であるが，所有者が不明となった土地のあり様について何らかの判断をしているわけではない。なお，所有権主張者のいない所有者不明の土地については，民法 239 条 2 項の適用を柔軟化し，国を被告とした所有権確認訴訟を適法とする余地もあり，その上で，審理過程において前主たるべき第三者の存在が明らかになれば，当事者変更等によって対応し，他方で国を被告としたままの確定判決は，馴れ合い訴訟の危険がなく，原告係争地所有権につき登記手続に耐える蓋然性を表示していると解しても良いという考えも主張されている(10)。

ところで，民法 239 条 2 項に基づいて国が所有権を取得したとする主張を認めた判例として，大津地判昭和 53 年 1 月 23 日訟務月報 24 巻 10 号 1925 頁およびその控訴審である大阪高判昭和 58 年 1 月 28 日判タ 506 号 101 頁がある。本件は，琵琶湖畔にある土地につき，当該土地所有者が所有権を放棄したことから，民法 239 条 2 項により国が所有権を取得したと主張した事件である。大津地判は，国の主張を認めたが，控訴審では，所有者は本件土地を放置していたにすぎず，自ら積極的にその所有権を放棄したものとは明示・黙示を問わず到底認め難い，として国の請求を棄却した。本件からは，国が，土地所有権放棄は可能であり，放棄されれば国の所有に帰すると考えていたといえ，裁判所も，土地所有権の放棄があったかどうかの事実認定を論じたのであるから，土地所有権放棄は可能であることを前提としていた，といえなくもないと解されてい

る[11]。ただし，この 2 つの判例ともに，どのような場合に放棄できるのかという要件については判断していない。なお，やや特殊な事例ではあるが，横浜地判昭和 53 年 7 月 26 日訟務月報 24 巻 10 号 1924 頁は，自作農創設特別措置法 16 条の規定により農地の売渡を受けた者が，耕作放棄届を農業委員会に提出すれば所有権を失うことを知りつつこれをなし，売渡を受けた農地につき権利を行使せず，後にその農地の売渡を受けた者が耕作するのを黙認していた場合に，右売渡により取得した所有権・所有権移転登記請求権の黙示の放棄があったと認めている。

### （2） 民法の関連規定

民法の条文を睥睨してみると，所有者不明土地や不動産所有権放棄に関して直接規定しているものはないものの，民法 255 条は極めて興味深い規定である。同条は，「共有者の 1 人が，その持分を放棄したとき，又は死亡して相続人がないときは，その持分は他の共有者に帰属する」と規定している。もし，共有者の全員が持ち分を放棄した場合は，いったい全共有者の持ち分はどこに帰属することになるのであろうか。結果としては，民法 239 条 2 項の規定を機能させざるを得ないのであろう。おそらく，同条はかかる状況を想定していないと思われるが，少なくとも共同所有という所有権形態に関しては，持分放棄ができると明確に規定しているといえるのではないだろうか。なお，本条に基づく持分放棄がなされた場合の登記手続について，最判昭和 44 年 3 月 27 日民集 23 巻 3 号 619 頁は，他の共有者は，放棄者に対して持分権の移転登記手続を求めるべきであって，放棄者の持分権取得登記の抹消登記手続を求めることは許されない，と解している。

また，民法 287 条は，地役権に関して，承役地の所有者は，いつでも，地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転することで，民法 286 条所定の承役地所有者の工作物の設置義務等を免除されることを規定している。つまり，地役権という用益物権が設定されている特殊な事情下とはいえ，承役地の所有権放棄について明文を以て規定している。ただし，あくまでも地役権設定行為を前提とした権利放棄であり，それは単独行為ではなく，地役権者に対して向けられるものであることは，本稿で議論している不動産所有権放棄とは区別して考える必要があろう。

さらに，意思に着目すると，占有が関係する規定では，しきりに意思表示が登場する。たとえば，民法 162 条の取得時効に関しては，「所有の意思」と「他人の物を占有している」との条件が整えば，あとは時間的な要件によって取得時効が成立する。なお，「所有の意思」も「占有の適法性」も民法 186 条および 188 条によって推定されるため，占有者が現実にどのような意思を有し，占有継続の実態があったのか，どのように占有物について権利行使をしたのかについては全くといってよいほどに問題視されることなく[12]，20 年または 10 年の経過によって取得時効は成立する。そして，現実に問題になったことは知見の限りではないが，民法 162 条も，民法 239 条 2 項に関係した理論上の問題をはらんでいる。たとえば，ある不動産について所有者が不明な

状態で，占有者が民法 162 条による時効利益を得ながら，民法 145 条の時効の援用もせず，所有権登記をも行わなかった場合に，当該不動産所有権をめぐって 3 つの状況が想定される。1 つ目は，原所有者が登場し，その者が登記を有している場合である。このとき，所有権は少なくとも登記簿上は原所有者において確定する。2 つ目は，登記なき原所有者が登場するが，占有者も登記をしない状態が継続すると，ここで所有権が不定ないしは不確実になる場合である。3 つ目は，原所有者が結果としてわからない場合であり，占有者も登記を行わないと，登記簿上において所有者不明になる。このように考えると，民法 162 条も単純ではなく，さまざまな状況が想定されることがわかる。ここで民法 239 条 2 項が関係してくるのは，2 つ目と 3 つ目の場合で，少なくとも登記簿上は所有者不明状態になる。もっとも，これらの状況においては，原所有者の所有権登記は，占有者の時効取得によって自動的に無効となるのか，また，占有者は時効完成によって所有権を取得し，所有権移転のための登記は必要ないのか，というような問題が残る(13)。

また，民法 180 条は，占有権を取得するに際して，やはり「自己のためにする意思」ということを規定している。ここでは，「自己のためにする意思」と「物の所持」との 2 つの要件が求められているが，解釈としては，どちらかというと「意思」よりも「所持」に重点を置いている(14)。占有の客観化として説明がされているが，物の所持があれば，主観的な部分である意思は推定されるという考え方である。そして，民法 186 条は，「所有の意思」があることによって最終的に占有を推定し，民法 188 条は，占有者の占有物に対しての権利行使の適法性を規定している。さらに，占有の意思に関して，民法 203 条が「占有意思の放棄」として占有権の消滅を規定している。立法者は，何をどのように考えて，占有権についてわざわざ占有権の消滅規定を設けたのであろうか。こうした問題点を明らかにするためには，わが国の民法において，所有権および占有権の各概念の発展とともに，意思表示のあり方がどのように理解されてきたのかを検証してみる必要があろう。

なお，近時は，「無意思所有者」という状況も発生してきている。たとえば，30〜40 年ほど前に，北海道を舞台に問題となった原野商法の被害者の子孫たちがいて，一部の地方自治体が河川整備等の関係で係る土地を収用しようとしたものの，あまりにも権利関係が複雑過ぎて処理しきれない事例が確認されている。この被害者の子孫の多くは，自分たちが権利者であること自体を知らず，相続登記もしていない。自治体も，必要な部分だけを収容しようとするが，彼らから残余の土地も無償でいいから収用して欲しいといわれることが多いという。つまり，「要らない」という意思表示がなされるわけである。そこで，たとえば，自治体側が彼らに対して，相続登記を強制できるであろうか。自分の親や祖父母等が詐欺同然で買わされた土地を，相続人だからというだけの理由で相続登記を強制するというのは，相当に酷ではないかと思わる。また，他主占有さえ行ってない状態で，所有の意思表示の強制をするというのもできないであろう。不動産所有権放棄に関しては，このような問題も発生しているのである。

## 3. 近代的所有権論と不動産所有権放棄の可否

### （1） 意思表示を重視する見解

わが国の所有権思想の系譜について，旧民法制定時から近時までの系譜を，登記制度の拡充の経緯とともにたどってみる。明治初期の登記制度は，いくつかの実務的な混乱を経ながら，1886（明治 19）年に，当時のプロシア法およびフランス法にならった登記法によって，今日の制度につながる一応の原型が形成された。しかし，実体法である民法が制定されていなかったことは最大の問題点であり，制度上のさまざまな不備が指摘され続け，登記制度が国民に十分に浸透するには至らなかった(15)。そして，1898（明治 31）年の民法施行に合わせて，プロシア不動産登記法およびドイツ土地登記法草案を参考にして，1899（明治 32）年に不動産登記法が制定された。

他方で，土地所有権に関する思想は，フランス法の影響を強く受けて 1890（明治 23）年に公布されて直ちに廃案となった旧民法，そしてドイツ法の影響を強く受け，わが国の近代的所有権確立の定礎とされる，1896（明治 29）年に公布された現行民法に至るまで，かなり複雑多岐かつ紆余曲折した経緯をたどってきた。まず，ボアソナード博士をはじめとする旧民法の起草者たちは，フランス法に顕著な土地所有権の自由性の思想を認め，絶対性の思想は貫徹させなかった(16)。それは，フランスのような小農民を社会的基礎とする絶対主義社会ないしは小市民社会をわが国が志向すべき社会像として観念していたからであるという(17)。しかし，周知のとおり，旧民法の自由性思想に基づく土地所有権は，地主制資本主義によって立とうとした明治政府の政治的，経済的思想に反したものであり，激烈な民法典論争を経て立法による実現には至らず，絶対性思想を貫徹しようとする土地所有権を実現させた現行民法の成立を促したのであった。

しかし，土地所有権の絶対性に重きを置く現行民法においても，物権変動に関しては意思表示を重視するフランス法的な考え方が基本であった。とりわけ，所有と意思表示の牽連性を重要視したのは，民法典論争において激突した梅謙次郎博士や富井政章博士であった(18)。

梅博士は，譲渡や放棄等の法律上の処分は財産権一般について認められていることを明言したうえで，所有権に関する民法 206 条について，「法令上の制限を受ける」という所有権が有する特異性を規定したものであり，これは損傷や性質変更等の物の処分を意味しているのであって，権利の処分，すなわち法律上の処分を包摂しているものではないという理解を示している(19)。つまり，法律上の処分としての所有権の放棄は，民法 206 条の規定にかかわらず，法令上の制限を受けることなく可能である，という考え方を前提にしているといえよう。そのうえで，民法 239 条 2 項については，「例ヘハ不動産ハ國ノ基礎ナルカ故ニ無主ノ不動産ハ力メテ之ヲ國庫ニ歸セシメ國庫ヨリ更ニ適當ナル人ニ之ヲ付与シテ其開墾其他ノ事業ニ従事セシムルヲ利アリトストイウコトヲ得ヘシ」と考えている(20)。

無主の不動産はひとまず国庫に帰属させ，適切に活用できる者が存在すればその者に付与せよ，

という梅博士の考え方は，現在のドイツ民法の規定にも通じるものがある。すなわち，ドイツ民法では，土地所有権放棄につき登記を経ることでこれを認めたうえで，所有権が放棄されて無主となった土地について，国が登記を経ることで所有権を取得できることを規定している(21)。したがって，ドイツ民法では，国が無主の土地の先占について登記をしない限りは，無主の状態が継続することになる(22)。なお，わが国の民法 239 条 2 項が無主の不動産の存在を前提にしているか否かは検討の余地があるところ(23)，梅博士は，無主の不動産が存在することを前提としているといえよう。

また，富井博士は，放棄とは将来に向かって権利を遺棄する意思表示であり(24)，物権，とくに所有権の放棄は法律行為ではなく(25)，権利者の意思によってのみ成立し，その効果は物を無主物とすることにある(26)，という考えを示している。また，牧野英一博士が，1904（明治 37）年の法典質疑會において，土地所有権も民法 176 条に基づいて意思表示だけで放棄できるが，第三者に対抗するためには民法 177 条により登記をなす必要があり，登記については旧不動産登記法 25 条 1 項（登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請又ハ官庁若クハ公署ノ嘱託アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス）（現行法 16 条 1 項）が規定する「当事者」が登記所に出頭して登記を行うことで足り，当事者が登記義務者なのか登記権利者なのかの区分を弁明せずに柔軟に解釈しようとしている(27)。なお，牧野博士は，信義則および権利濫用を論じる文脈において，かりに所有権が長年にわたって不行使状態にある場合には，特定個人が取得時効によらずとも，国家が当該所有権を取得できるとして所有権の消滅時効を認めており，その根拠として民法 239 条 2 項を挙げ，民法 239 条 2 項にいわゆる「所有者のいない」という状態につき，「これを無主物として考へるのが一般であらうか」と疑問を投げかけている(28)。さらに，1925（大正 14）年には，法曹会が，「土地所有權ノ抛棄二關スル件」について，「土地ノ所有權ト雖モ明示又ハ黙示ヲ以テ之ヲ抛棄スルコトヲ妨ケス然レトモ不動産登記法上抛棄ニ因ル權利消滅ノ登記ヲ認メサルヲ以テ質疑者所言ノ如ク其旨ノ登記ヲ申請スルコトヲ得ス尤モ土地ノ所有權者カ其權利ヲ抛棄スルトキハ其土地ハ同時ニ無主物ト爲リ國庫ニ歸属スヘキカ故ニ所管官廳ハ抛棄者ノ爲ニ殘存セル登記ノ抹消ヲ嘱託スルコトヲ得ヘシ」と決議している(29)。当該決議が，いかなる時代および社会背景に基づいてなされたのかは不分明であるが，意思表示のみによって土地所有権の放棄ができ，放棄と同時に国庫に帰属するため，所管官庁は放棄者のために登記抹消の嘱託登記をするべきであるとしており，梅博士，富井博士，牧野博士の学説において示された見解を，実務界においても確認するものとして位置づけることができる。

このほかに，大正時代から昭和初期にかけて人権派弁護士として活躍した山下博章教授も，不動産所有権の放棄は登記の方法がないから許されないとするのは正しくなく，登記の方法がないことを理由に物権変動を否定するのは本末転倒であり，対抗要件としての登記の問題が発生する余地はなく（物権消滅の場合には対抗力発生の要件としての登記はありえず，対抗力は物権変動の事実を主張する力ではなく，変動した物権の効力を実現する力である），また，不動産所有権

の放棄は租税（地租，家屋税）支払い義務を免れる結果となるから許されないとするのも本末転倒で，地租や家屋税は，土地または家屋の所有権を有するがゆえに，それによる利益の一部を徴収するものに過ぎず，これらの租税を徴収するために所有権が認められているのではないという見解を示している(30)。

### （2） 権利安定性を重視する見解

明治 30 年代中頃から大正期にはドイツ法の影響が強くなり，不動産物権変動についても，民法がフランス法に基づく物権変動理論を採用する一方で，ドイツ法の影響を受けて不動産登記法が制定され(31)，それ基づく登記実務が広く行われるようになり，登記に基づく権利の安定性を優先的に考えるようになった。梅博士，富井博士，牧野博士等のフランス法の影響を強く受けた法学者にとっては，ことさら登記制度との整合性を重視しようとするドイツ法的な思考に幾分以上の抵抗があったものと思われる。やや時代が下って，川島武宜博士のように，「明治政府の性格上，登記官吏はお上であって，登記制度は民衆になじまず，ドイツのような立法主義は根付かなかった」(32) という厳しい評価も登場する。また，高島平蔵教授は，もともとは占有が主軸で，不動産も占有が公示手段だったが，その後に，登記という非常に確実で，国家的な制度が完備されたことによって，すべて登記で処理できてしまうことから，占有という手段が次第に形骸化して行って，登記に収斂されて行ったという指摘(33) をしている。このような状況に対して，我妻榮博士，鈴木禄弥博士そして広中俊雄博士は，不動産の所有権放棄については明文の規定は存在しないが，解釈上所有権放棄はできるとしながら，しかし，登記制度がだいぶ拡充してきたので，取引の完全という見地から基本的には放棄に消極的な見解を示している。

我妻博士は，放棄とは，物権を消滅させることを目的とする単独行為であって，所有権および占有権は特定の人に対する意思表示を必要とせず，占有の放棄その他によって，放棄の意思が表示されればよいが，不動産所有権の放棄は，登記官吏に申請して登記の抹消をしなければ第三者に対抗できないと主張する(34)。不動産所有権放棄は可能だが，第三者対抗要件として登記は必要であるとした点では，牧野博士の見解に連なるものの，放棄を単独行為として捉えて意思表示すら必要としないとした点では大きく異なり，その意味では，第三者対抗要件として必要とされる登記の有無に重点が置かれていると考えることもできるのではないだろうか。

他方で，鈴木博士は，フランス法が，土地所有者が過重な地租その他の負担を免れ得るための手段を講じていることを考察した後に，わが国の民法の解釈としても，過重な負担を抱える土地所有者の救済を図り得る解釈をしなければならないであろうが，まずは民法 287 条の拡張適用による解決を追求すべきであり，それがかなわない場合にも，放棄の要件，手続，効果については，ドイツ法の絶対的放棄ではなく，フランス法の移転的放棄ないし委棄を参考にすべきである，としてフランス法流の意思主義に重きを置く見解を示している(35)。鈴木博士は，土地所有権放棄を権利濫用との関係で考察し，承役地の所有権放棄に関する民法 287 条を拡大解釈することで，

土地所有権放棄が可能な場合を限定しようと考えている点で，やはり牧野博士の見解を基盤にしていることが伺える。また，広中博士は，不動産を無主物とするような放棄を認める必要はない，という見解を示している[36]。広中博士のこの見解は，民法 239 条 2 項による放棄の結果が無主物を発生させているのか否かについて疑問を呈した牧野博士の見解に近似しているともいえるが，不動産所有権放棄を否定はしないながらも，かなり限定的に考えていることが伺えよう。

ところで，所有権，とりわけ土地所有権に関する思想は，第一次世界大戦後の社会思想，とくにヴァイマル憲法の所有権規定の影響を強く受けて大きく変容し，所有権の社会性（社会的所有権）が議論されるようになる。明治時代初期に西欧から入ってきたばかりの所有権思想の中心は，近代的土地所有権に関するものであったが，その近代的土地所有権は，大地主が絶対的な権利を行使する大土地所有が前提であり，自然権的思想を基盤とした小農民社会における自由性を主軸とする所有権とは異質のものであった。しかし，社会的所有権思想の登場によって，明治以来定着してきた近代的所有権が有する絶対性が，権利濫用の法理，1921（大正 10）年の借地法や借家法あるいは 1938（昭和 13）年の農地調整法[37] 等の各種社会立法によって制約ないしは制限を受けるようになった。民法学においても，「所有権の社会的義務性」を強調する研究が増加し，硬直化したローマ法型のわが国の民法の規定を，解釈によって緩和し，耕作農民や借地借家人の権利の安定を目指す新しい柔軟な解釈法学が登場した[38]。末弘厳太郎博士，末川博博士，我妻榮博士などの研究が，かかる社会的所有権思想を深化させた[39]。

第二次世界大戦後は，農地解放等に代表される農地改革，都市住宅問題，公害環境問題などが社会問題化し，このような時代的，社会的背景を受けて社会的所有権の内容を吟味する研究が盛んになる。そこでは，土地所有が投機を目的として行われる実態を問題視しながら，「所有」よりも「利用」に重点を置くことを主張する。とりわけ，川島武宜博士の所有権理論は非常に強烈な影響を及ぼした[40]。そして，水本浩教授，篠塚昭次教授，甲斐道太郎教授あるいは戒能通厚教授が，イギリスやドイツなどの諸外国の事例と比較しながら，社会的土地所有権の内容と制約についてより深い研究を行った[41]。とりわけ，水本教授は，今後の所有権論の課題として，環境の保全・整備と開発（再開発を含む）との調和に応える理論構築を挙げ，具体的には土地利用権優越理論と土地公共信託論とを総合し止揚した形式の理論の必要性を主張しており[42]，これはこのまま今日の自然環境問題にも通底する考え方である。他方で，自然環境保護訴訟の多くが土地所有権との闘いであることは，水本教授の指摘した課題は依然として解決されておらず，関係する議論や研究が停止していることも意味しているのではないだろうか。利用権に軸足を置く土地法理論が構築できるのであれば，所有者不明土地問題や不動産所有権放棄問題などは，現在検討されている公法的規制にばかり頼ることなく，私法的システムによっても解決できるのではないだろうか。

## 4. 不動産所有権放棄をめぐる今日の理論動向

近時は，所有権放棄は単独行為なのか否かというような議論が中心に展開されている。対症療法的な法技術的議論にも思われるが，前述の通り牧野英一博士も登記制度との関係で土地所有権放棄を肯じており，議論は振出しに戻ったという様相も否めない。そこで，不動産所有権放棄を念頭にして，今日展開されているいくつかの代表的な議論を紹介しながら，その思考の方向性について探ってみる。

石田穣教授は，不動産所有権放棄の意思表示を単独行為であることを前提にしながら，しかし，放棄した場合には民法 239 条 2 項が直ちに機能して，国に権利移転するという流れではなく，まず，原所有者が放棄したことで法律関係がひとまず完結し，国がその後に，そこに所在する無主物を原始取得することで新たな法律関係が発生したと考える(43)。ここから，所有権放棄自体が，そもそも法律行為なのか否かという議論も想起されよう。また，堀田親臣教授も，所有権の意思表示は，一般的に「相手方のない単独行為」と解されているとして，不動産については，放棄と共に国庫への帰属という効果が発生するとすれば，そのような一連の権利変動と理解する余地はないのかといった疑問があり，問題がないとしてなぜそういえるのかといったことを明らかにしておく必要があると考える(44)。民法 239 条 2 項の解釈として，これを不動産所有権放棄にかかる意思表示から国家帰属までの段階的行為として捉えて，あくまでも単独行為として理解しようというのが石田教授の考えであるのに対して，堀田教授は，不動産所有権放棄の意思表示が一連の権利変動であると理解する場合には，単独行為として捉えることに疑義が生じると考えている点に差異がある。

平野裕之教授は，民法 239 条 2 項が適用される場合は，結局は国庫に帰属するので，国や市町村に寄付をすればよいのであるが，そのためには同意が必要になり，勝手に単独の意思表示で土地の所有権を放棄して国庫に帰属させ，土地工作物責任から免れて国に営造物責任を負わせるということができるのは不都合であるとして，民法 717 条を念頭に置いた見解を示す(45)。また，藤巻梓教授も，不動産所有権の放棄をまったく不可とすることは解釈上困難であるとしたうえで，不動産には多くの公法上の負担が設定され，放棄が公租公課の負担や無価値となった土地工作物についての責任を免れるためにされる可能性を考えると，不動産所有権の放棄の諾否はなお問題であり，今後，要件や手続きの検討が必要であると考える(46)。平野教授も藤巻教授も，不動産所有権放棄の意思表示を単独行為として理解するのかについては不分明であるが，いずれも放棄の可能性を肯定したうえで，所有者による不当な責任回避を避けるために，何らかの制限ないしは条件が必要であると理解する点に特徴がある。ただし，土壌汚染に関して土地所有者の状態責任を認め，なおかつ状態責任者から汚染行為者への求償権を認めている土壌汚染対策法の立法例の存在を加味すると，土地所有権放棄と工作物責任ないしは営造物責任の問題は峻別すべきでは

ないだろうか。

他方で，土地所有権放棄の実態を考察して，これを厳しく制限ないしは認めないという見解も存在する。吉田克己教授は，原則的には不動産所有権の放棄が認められるとしても，絶対的負財と認められる場合には，放棄の自由が否定されると考えるべきであると考える(47)。しかし，どのような不動産が「絶対的負財」となるのかについては解釈の余地があり，結局それを判断するのは国や地方自治体ということになり，不動産所有者の意思は顧慮されないことになる(48)。また，山野目章夫教授は，さらに厳しく不動産所有権放棄を否定する。山野目教授は，経済が好調のときは土地から利益を得ておいて，経済が悪くなると売れないとか責任を負いたくない，あるいは固定資産税が重いというような理由で放棄して国に引き取らせようというのは虫がいい考えで，土地所有権放棄は簡単に認めていいとはならない，と主張する(49)。また，「放棄して投げ出す」，「国が引き取れ」，「所有権の保存の登記は抹消する」というのは乱暴な話で，放棄ではなく，相談のうえでの寄付を原因とする制度を整備するのがよいと考える(50)。

以上のように，近時は，どちらかといえば，不動産所有権放棄についてはこれを消極的ないし否定的に捉えようとする見解が多数であるといえよう。このような状況において，田處博之教授は，登記制度との関係で放棄の可否を論じている。田處教授は，不動産所有権の放棄は，登記の問題から事実上シャットアウトされており，登記は国との共同申請によるため，国が協力してくれないと登記できず，登記できない以上は所有権放棄してもその実質は得られないとして，まずは不動産所有権放棄が抱える登記制度上の問題点を指摘する(51)。そのうえで，所有権放棄の意思表示により不動産は無主になっていて，民法 239 条 2 項により国がその所有権を当然に原始取得している（物権変動がたしかに生じている）から，放棄の意思表示をした原所有者は，登記引取訴訟を提起することを提案する(52)。田處教授は，このような登記引取請求権が可能である根拠として，民法 287 条による承役地所有者の土地所有権放棄においても，承役地所有者が地役権者に対して登記引取を請求できると解されていること(53) を挙げている。

所有権放棄を含めて，不動産所有をめぐる意思表示が多様化している今日においては，不動産売買契約，登記，そして相続という現象を，あらためて考えることも必要であろう。この問題は，相続制度の研究者，登記制度の実務家，そして契約法の研究者を巻き込んで議論をすべきである。このような問題意識に対して，平井宜雄教授の「不動産契約複合的性質論」は非常に参考になろう。平井教授は，不動産契約というのは単なる典型契約である売買契約ではなくて，じつは買替特約だとか，ローン契約などと一体化している非常に複合的なもので，場合によっては私法と公法とが融合した，単純な契約ではないということを主張している(54)。そうすると，そもそも不動産売買というのは何を売買して，何をもって価値評価しているのか，それらは契約の当事者のいかなる意思によって遂行されて行くのか，ということを考える必要があろう。

そして，登記もじつは売買契約の一部であって，これをどのようにこれから契約の中で位置付けていくのかということも，研究対象になろう(55)。登記に関しては，「登記がなければ第三者に

対抗できない」と規定する民法 177 条について考えてみる必要もある。本条の表現は，所有者による攻撃的な表現に感じられる。少なくとも当事者間では，登記手続をしなくても権利主張ができるという仕組み(56) であることから考えると，所有者が登記をすることによって，所有者がそこで非常に攻撃的に，あるいは強力に権利保護を受けることができる規定として考えるのではなく，別の視点から登記の効力を捉えるべきではないだろうか。そこで考えるべきは，登記を信じた第三者を保護するのだと主張した，篠塚昭次教授の学説である(57)。

篠塚教授は，占有は権利か事実かという問題に対して重厚な研究を行っており，そこでは，占有の「単純なる事実」と「規範の現象形態たる事実」との分離現象について，古代ローマ法やドイツ法を手掛かりに説き起こし，わが国の民法は「単純なる事実」に集約した状態で占有を規定したとして，そこから発生する諸問題を明らかにしている(58)。篠塚教授は，「単純なる事実」である占有の法的効果は占有訴権に尽き，それ以外の法的効果は「規範の現象形態たる事実」に対する規定であると考え(59)，「規範の現象形態たる事実」は，規範に対応するところの意思（本権者たる意思）を基礎とすべきであるが，本権と乖離したときに何れが優位であるかが問題となり，それは公示原則ないしは公信の原則の問題に他ならず，ローマ法は本権に，ゲルマン法は「規範の現象形態たる事実」にそれぞれ優位性を認めたと説く(60)。篠塚教授は，占有という現象を大変重要視しており，登記の有無だけで不動産権利関係のすべてを決するのではなく，占有も考慮すべきであるという考え方へと向かった(61)。また，大西泰博教授も，占有も公示手段のひとつであるということにならざるを得ず，登記がなくても占有・明認方法および利用のどれかが存在すれば公示されていると考える(62)。

このような，占有を公示手段にし得るほどに重視する考え方に立つならば，不動産所有権放棄を登記との関係でその可否を決し，あるいは登記方法の欠缺ゆえに直ちに否定することは妥当ではなく，意思を基礎とする占有の有無によって決することは十分に検討に値するであろう。ただし，占有あるいは所有の意思が確認できない不動産について，所有者が存在する限りは，そのことを以て直ちに無主物となると考えるべきではなく，やはり放棄の意思表示は必要となろう。他方で，所有者不明状態にある不動産については，これを無主物として考えざるを得ないであろう。

## おわりに

従前のわが国の物権法理論に従えば，土地などの自然資源は，所有あるいは利用の結果として管理責任が発生する。しかし，歴史的にみると，わが国では，所有権の絶対性にあまりにも重きを置き，管理責任の部分は，人身への危害が発生するような場合を除いて，あまり積極的に議論されてこなかったのではないだろうか。わが国が民法制定時に参考にしたフランスやドイツでは，すでに時代や社会の変化や要請に伴って，所有の制限や義務に関する立法や考え方が確立している。今後は，わが国でも，管理義務の履行を中心とした権利構造を考えるべきではないだろうか。

このような考え方の手がかりとして，わが国では，地下水をめぐって興味深い議論が存在する[63]。わが国には現在，地下水を直接規律する法律が存在しないが，地下水は公的制約を受ける側面があると考える傾向にある[64]。他方で，民法 207 条は，土地所有権は，法令の制限内において，その土地の上下に及ぶ，と規定している。この条文との整合性をめぐって，さまざまな議論が展開されている[65]。この問題に対しては，近時は，所有権の絶対性を意識する私法学者の中からも，「公権に私権が内包された性質」であるという考え方が主張されている[66]。これは，地下水が，地下という不可視の空間に存在し，人間の生命健康に直接影響を及ぼす可能性のある自然資源であることを重要視しているからである。

所有権の絶対性についても，今後再考しなければならないであろう。歴史的沿革に鑑みれば，所有権は封建領主や国家権力に対しては絶対であるが，所有者が第三者に対して何か主張するときは絶対性ではなくて，それはあくまでも自由性であるものの，わが国では，現行民法制定以来，所有権の絶対性思想は，大日本帝国憲法の所有権不可侵思想と結合したことで，絶対性と自由性を区別して認識することなく，土地所有権を必要以上に尊重する風潮を醸成したとされている[67]。本来，土地と人との関係は，もともとは土地に人が帰属していたのに，次第に人に土地が帰属するというように変わったのではないだろうか。そうだとするならば，その状態を急激に変えたのが，登記制度ではないだろうか。つまり，登記によって人に土地が拘束されて，結果として土地流動性が阻害されているということもいえるのではないか。そして，とくに最近は，所有権に内在する公共性を意識すべき時代であり，私権性の強い場面と公共性の強い場面というのは当然存在すべきであるが，どちらか一方に限定するのではなく，どこで公共性が出てくるのか，どこで私権性が出てくるのかというところを見極めていく制度構築が重要であろう。可能であるならば，今後に登記制度を見直すとして，権利保全だけではなくて，流動性を確保するという登記制度というものも考えていいのではないかと思料する。

最後に，明治政府が導入した近代的所有権とは，いったいどのようなものであったのかについて，それなりに再度考察してみたい。1873（明治 6）年の地租改正は，わが国開闢以来の大事件であって，旧民法はそれによって生じる可能性のあった理論と実践との乖離を埋めるべく，大土地所有者の所有権よりも小農民等の用益権の優位性を法定化しようと努めたものの，大土地所有者たる寄生地主制を背景にする明治政府というシステムの前に敗北した。寄生地主は，自らは農業生産になんら関与するものでないから，その所有は全く生産に基礎をもたない。したがって，利用と結びつかない所有であり，土地の現実的利用ではなくて所有すること自体を重んぜしめる結果を導いたため，所有を人格の独立や自由の不可欠の基礎として捉える自然法的所有権思想がついに根づくことなく，さらに，土地の所有が単なる財産所有としてのみならず，政治的支配力や社会的なプレスティージの基礎としての意味をも有するようになり，こうした諸事情が，土地所有権そのものを極度に尊重する日本人の思想傾向を生んだのではなかろうかという，現行民法上の近代的所有権の本性を暴くがごとき見解[68]が存在する。

結局のところ，明治政府が現行民法において導入した近代的土地所有権は，封建的遺制を包摂したまま，社会資本ではなく，経済資本としての性格を帯びた投機対象であったといえ，それはヨーロッパ諸国に比して半世紀以上もの「法律落差」として指摘される(69)。明治維新以来 150 年余りが経過した今日，「土地を所有するというのは，果たして何を目的とする行為なのであろうか」ということを，あらためて考える必要が発生している。外圧を受け，強制的で，上意下達式による急進的改革は，徒労に帰すか大いに変質して，いずれ理論と実践の乖離現象を惹起し，民衆はその弊害に苦しむことが多くなろう。他方で，内発的で，自発的で，民意を反映した緩慢的改革は，満足度も高く，所期よりも多少変質したとしても，それは想定内で誤差の内であり，民衆はこれを巧みに利活用して発展する。明治維新およびそれに伴う西洋からの法移植は，前者の例であったのではないだろうか。本稿でも問題としてとりあげ，現在のわが国で喫緊の課題とされている所有者不明土地や不動産所有権放棄問題などは，明治政府が制定した現行民法の理論と実践の乖離現象とその弊害といえよう。本来，不動産所有権が絶対的なものであっても，その所有権の存在は，当該所有物をいかに使用し，収益し，処分するのか，つまり物の支配者の意思の如何によるべきで，意思を有する支配者が不存在となれば，当該所有権も消滅すると考えるのが道理ではないか。むろん，不動産所有権は消滅しても，不動産は存在し続けるので，新たな支配者の出現によって，新たな不動産所有権が誕生する。ところが，現在のわが国では，意思を発露すべき不動産の所有者が不存在，もしくは不存在となりつつあるにもかかわらず，なぜか絶対性を有する不動産所有権という外殻だけが残ってしまい，あたかも所有者が存在しているかのごとき状態が形成され，その状態は登記によって固定されているのではないだろうか。

本稿では，相続制度について十分に検討できなかったが，若干の愚見を添えおく。まず，端的にいって，現行の相続制度は，依然として「家制度」に基づく家産の継承を前提としているのではないか。財産は個人一代限り，というような考え方もあって然るべきで，これを次世代に継承して行かなければならない義務や権利は，いずこにその淵源があるのだろうか。継承ということにあまりに重きを置き過ぎてしまった結果が，本稿において検討してきたような，土地をめぐる諸問題を引き起こしているのではないか，ということも提起しておく。命に限りある人間が土地所有権を取得しても，土地所有権はいつかその人間から離れ，他の人間に継承されることになる。したがって，土地相続とは，相続人が相続税という代価を支払って，被相続人から土地所有権を購入している現象だともいえよう。さらに，現在のわが国では，土地を所有するのは人間ではなく，無限に永続することを予定した「家」なのかもしれない。有限性の主体には，その有限性の範囲内での権利とその行使が本来のあり方であり，土地は所有するのではなく，利用することに重点を置いて扱われて行くべきである(70)。人口減少社会に到達したいまこそ，利用に重点を置いた社会的土地所有権を構築する絶好の機会ではないかと考えている。

《註》

（1） 丹保憲仁『人口減少下の社会資本整備 ── 拡大から縮小への処方箋』（土木学会，平成 14 年）52〜55 頁によれば，わが国が人口減少社会に転じるとしても，世界的には人口増加傾向にあることから，食糧，エネルギーおよび水に関してはさまざまな制約と対応に迫られると指摘する。食糧に関しては自給率の向上が，エネルギーに関してはその安定調達がそれぞれ課題とされ，いずれも引き続き外国からの輸入依存は避けられないため，いかに外貨を獲得するのかが産業政策の根本となるという。また，水に関しては，首都圏では人口増加が予測されるため，とくに生活用水の増加への対策が課題であると指摘する。

（2） 吉田克己「財の多様化と民法学の課題 ── 鳥瞰的整理の試み」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務，2014）20 頁では，「負財」という表現を提案するのみならず，これを脱商品化現象として捉えている。

（3） 吉田克己「土地所有権の放棄は可能か」土地総合研究 2017 年春号 98 頁では，「負動産」という表現はおもにマスコミなどで用いられているが，「不動産」と発音で区別されないことに加えて，負財は動産についても問題になるので「負動産」という表現は避けた方がよいと指摘する。

（4） 篠塚昭次『土地所有権と現代 ── 歴史からの展望』（日本放送出版協会，昭和 49 年）206 頁は，「なぜ，都市に人口が集中するか」という点を解明しない限り，本当の意味での都市計画はならず，都市問題の解決にもならないとする。また，石田頼房編『大都市の土地問題と政策』（日本評論社，1990）210〜211 頁は，前近代において，都市法は，多様性と地域性を有した公権力的規制を含む秩序の下で都市の自由を実現していたが，強力な中央集権国家による成文法を特徴とする近代国家法秩序の登場と，夜警国家理念とが相まって公権力的規制は最小限度にとどめられ，都市の生活秩序，とくに土地利用秩序は混乱し，大規模な人口集中と生産活動の集中がはじまった，という緻密な分析を行っている。

（5） 津久井進『大災害と法』（岩波書店，2012）2 頁以下では，基本的に，江戸時代以降から，2011 年の東日本大震災に至るまでの大災害に係る法制度について概観する。また，金子由芳「災害復興における国家と私権のゆくえ：東日本大震災とアジア」小柳春一郎編『災害と法』（国際書院，2014）49 頁以下は，阪神淡路大震災と東日本大震災との比較検証を通じて，大規模災害時に国家がどのように私人の所有権や借地権，あるいは入会権や漁権等の慣習物権等の私権に介入したかについて明らかにする。

（6） 諸富徹『人口減少時代の都市 ── 成熟型のまちづくりへ』（中公新書，2018）136 頁も，ほぼ同旨の見解を示す。

（7） なお，東京高判昭和 51 年 4 月 28 日判時 820 号 67 頁・判タ 340 号 172 頁は，「権利放棄は第三者の権利を害する場合には許されない」と判示しているが，過去に他人の権利侵害の事実もなく，害意も存在しない場合に，はたして権利濫用ということがいえるのか否かは甚だ疑問である。

（8） 堀田親臣「土地所有権の現代的意義 ── 所有権放棄という視点からの一考察」広島法学 41 巻 3 号（2018）220 頁も，所有者が所有によって発生する将来的な負担や管理責任を負いたくないがゆえに放棄の意思表示をしているのに，裁判所がそれを許さないという判断をしたところで，現実的にその所有者は当該土地を適切に維持・管理するのであろうか，と疑問を投げかける。

（9） 今村与一「登記簿上所有者が不明とされた不動産について時効取得による所有権保存登記を経由するための方法」判例時報 2142 号 154 頁は，本件最高裁判例に関して，「本件訴えにおける原告の立論の問題性は，所有者不明を所有者不存在と同視したことより，むしろ実質的所有者の明らかな不動産を所有者不明のものと主張し，無主の不動産の帰属先となる国を否応なく巻き添えにしてしまったことにあると考えられる。この場合，所有権の登記名義の取得を目的とした本件訴えの便宜性，率直に言えば，虚構性が露になり，裁判所の受け入れがたい主張のように響いたのではなかろうか。実際，同種事案において原告勝訴の確定判決が出るたび，敗訴者として訴訟費用を負担し，時効取得による

所有権の登記への関与を余儀なくされる事態は，被告国の側に立てば，とうてい容認できないだろう」という見解を述べる。

(10) 上田竹志「所有者不明の不動産が国庫に帰属したと主張して，国を被告として提起した所有権確認を求める訴えが，確認の利益を欠くとされた事例」私法判例リマークス 45 号（2012〈下〉）105 頁。

(11) 田處博之「土地所有権の放棄 ── 所有者不明化の抑止に向けて」土地総合研究第 25 巻第 2 号（2017）118 頁。

(12) 最判昭和 46 年 11 月 11 日判時 654 号 52 頁によれば，無過失についてのみ民法 186 条の推定効が働かないとされている。

(13) 高島平蔵『近代的物権制度の展開と構成』（成文堂，昭和 44 年）209〜210 頁は，時効が完成した場合，時効によって生じた権利変動を第三者に対抗するために登記をするか否かいという問題に関して，取得時効はすでに不動産占有を不可欠の要件としており，したがってもはや，公示のために登記をすることは必要ではないとする見解が行われている点に注意すべきである，として横田秀雄『物權法（改訂増補第二七版）』（清水書店，大正 15 年）68〜69 頁（公然ノ占有ニ在ルヲ以テ之ヲ認識スルコト容易ナルニ依リ夫自體ニ於テ第三者ニ對スル公示ノ要件ヲ具備シ登記ヲ以テ之ヲ公示スルノ必要ナシトス）を引用するが，結局は登記優先の理論が認められて行くことになったと指摘する。なお，川島武宜『民法総則　法律学全集 17』（有斐閣，昭和 40 年）572 頁も，わが国の民法は不動産について常に登記の有無を規準として問題を処理するという立場をとっておらず，不動産についても占有だけで取得時効が成立するという立場をとっているとして，取得時効における登記不要説を展開している。

(14) 能見善久＝加藤新太郎編集代表『論点体系　判例民法（第 2 版）2　物権』（第一法規株式会社，平成 25 年）113〜114 頁。

(15) 福田充孝「我が国の不動産登記制度の沿革について ── 所有者不明土地問題資料」国土交通政策研究所報第 67 号（2018）81〜82 頁。

(16) 前掲註(4)篠塚書 183 頁は，「「絶対性」の抜けた「自由」は，もうほんとうの意味での「近代的所有権」ではない。「法律」による「制限」のわくづけのなされたものである」として，旧民法の立法者が，大土地所有を背景とする近代的所有権に抗ったことを暗に称賛しているといえよう。

(17) 水本浩『土地問題と所有権（改訂版）（オンデマンド版）』（有斐閣，2015）195 頁。

(18) 民法典論争において，両者は，旧民法につき断行派（梅謙次郎博士）と延期派（富井政章博士）として真っ向から対立する。しかし，宮川澄『旧民法と明治民法』（青木書店，1965）146 頁によれば，富井博士は旧民法に貫徹している近代的民法原理に対して，延期派がどのような政治的立場にたっていたかを示すことで，旧民法自体の持つ法的欠陥を指摘することによって，その後の現行民法の法的完結性を導き出そうとしたにとどまったという。つまり，梅博士が，ボアソナード博士の考え方に忠実であろうとしたのに対して，富井博士は，ある程度の修正を経ても民法制定の実利を考えようとしたのであって，学問的に正逆な対立があったわけではないといえ，このことは，本文でも紹介した，両者の所有権における意思主義に対する見解の相似性からも容易に推測できる。

(19) 梅謙次郎『民法要義巻之二物權編（訂正増補第二五版）』（有斐閣書房，明治 40 年）91 頁。

(20) 同上 148〜149 頁。なお，梅博士は，不動産の無主物先占の考え方については，以下の通り排除すべきであるという見解を示している。社會ノ尚ホ幼稚ナル時代ニ在リテハ大抵何レノ國ニ於テモ不動産ヲモ先占ニ因リテ取得スルコトヲ得ルモノトセシカ如シ。蓋シ未墾ノ土地多クシテ無主ノ不動産ニ富メル時代ニ在リテハ動産ト不動産トヲ分カツノ理ナキカ故ニ，先占ニ因リテ不動産ヲモ取得スルコトヲ得タルハ亦怪ムニ足ラス。然リト雖モ社會ノ漸ク開明ニ赴クニ從ヒ大抵ノ土地ハ皆已ニ開墾セラレ從テ無主ノ不動産極メテ稀ナルニ至リテハ若シ先占ニ因リテ不動産ヲモ取得スルコトヲ得ルモノトセハ爲ニ争鬩ヲ惹起シ大ニ安寧ヲ害スルノ虞アリ。何トナレハ不動産ハ動産ニに異ナリテ現實ノ占有ヲ爲スコト極メテ難シ。故ニ甲カ一旦先占シタル不動産ヲハ乙カ腕力ニ訴ヘテ之ヲ奪取リ而モ己レ先占者ナリト云フモ往々ニシテ之ヲ證明スルコト難シク竟ニ腕力ヲ以テ腕力ニ報イ底止スル所ヲ知ラサ

ルニ至ルノ虞アレハナリ。故ニ文明國ノ法律ニ於テハ大抵本条第二項ニ於ケルカ如ク無主ノ不動産ハ一ニ之ヲ國庫ノ所有ニ歸セシムルヲ例トス。

(21) ドイツ民法典 928 条「所有権の放棄，州庫（国庫）の先占」

1　土地の所有権は，所有者が土地登記所に対して放棄の意思を表示し，放棄が土地登記簿に登記されることによって，これを放棄することができる。

2　放棄された土地を先占する権利は，その土地の所在する州の州庫（国庫）に帰属する。州庫（国庫）は，所有者として土地登記簿に登記されることで，その所有権を取得する。

BGB928　Aufgabe des Eigentums, Aneignung des Fiskus

（1）　Das Eigentum an einem Grundstück kann dadurch aufgegeben werden, dass der Eigentümer den Verzicht dem Grundbuchamt gegenüber erklärt und der Verzicht in das Grundbuch eingetragen wird.

（2）　Das Recht zur Aneignung des aufgegebenen Grundstücks steht dem Fiskus des Landes zu, in dem das Grundstück liegt. Der Fiskus erwirbt das Eigentum dadurch, dass er sich als Eigentümer in das Grundbuch eintragen lässt.

(22) ドイツ法における関連概況については，田處博之「土地所有権は放棄できるか ── ドイツ法を参考に」論究ジュリスト 15 号（2015）87 頁以下，フランス法における関連概況については，小柳春一郎「不動産所有権論の現代的課題 ── 物の体系における実物不動産の位置」吉田克己 = 片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務，2014）668 頁以下が詳しい。なお，小柳論文 686 頁によれば，フランスにおいては，いまのところ不動産放棄について一般論として必ずしも確立しているわけではなく，個別事例についても，物権の特性から放棄可能という議論が克服されているわけでもなく，実際的にも，不動産放棄の扱いについて確立していないようであり，日本法とも類似した状況と考えられるという。

(23) 前掲註(22)田處論文 84 頁は，かりに不動産の所有権が放棄されたとしても，ただちに国が所有権を取得することになるため，無主の不動産は存在し得ないと考える。

(24) 富井政章『民法原論第一巻（訂正九版）』（有斐閣書房，明治 43 年）303 頁。

(25) 同上 306 頁。

(26) 富井政章『民法原論第二巻（訂正九版）』（有斐閣，大正 12 年）82〜83 頁。

(27)「民一四九二（土地所有權ノ抛棄）　質疑者　會員　宮本省吾君　土地ノ所有權ハ如何ニシテ之ヲ抛棄スルコトヲ得ルヤ　解答者　法學士　牧野英一君」『法典質疑録』7 巻 4 号（明治 37 年）3〜4 頁（法典質疑会 = 梅謙次郎編集『法典質疑録（合本第 14 巻）第 7 巻第 1 号〜第 7 巻第 6 号　日本立法資料全集別巻 584（復刻版）』（信山社，2009）121〜122 頁）。

(28) 牧野英一『民法の基本問題　第四輿附』（有斐閣，昭和 11 年）457〜458 頁。

(29)「土地所有權ノ抛棄ニ關スル件（大正十四年二月十八日委員會第一科決議議案（一二）第三六號）」法曹會雜誌第 3 巻第 4 号（大正 14 年）92〜93 頁。

(30) 山下博章『物權法論　上巻』（文精社，昭和 2 年）422 頁の註釈。

(31) 鎌田薫「不動産物権変動の理論と登記手続の実務」法務省法務総合研究所編『不動産登記をめぐる今日的課題 ── 不動産登記制度 100 周年記念論文集』（日本加除出版，昭和 62 年）59 頁。

(32) 川島武宜『所有權法の理論』（岩波書店，昭和 24 年）241〜242 頁。

(33) 高島平蔵「近代民法における不動産占有の意義」早稲田法学第 40 巻第 1 号（1965）141 頁。

(34) 我妻榮『物權法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店，昭和 27 年）156 頁。

(35) 鈴木禄彌「フランス法における不動産委棄の制度」民商法雜誌第 27 巻第 6 号（昭和 27 年）12 頁。

(36) 広中俊雄『物権法　上巻（現代法学全集 6）』（青林書院新社，昭和 54 年）134 頁。

(37) 今泉孝太郎『農民法研究』（泉文堂，昭和 32 年）99 頁は，農地調整法は，農地の使用，収益，処分についての民法の特別法であると理解する。なお，同法 4 条は，自作農創設事業のため未開墾地の収用または使用を認め，さらに，同法 31 条は，地主または農民が，兵役その他の理由で農地を自ら

管理し得ないときは，市町村，農会等に農地の管理または買取りの申出をなすことができることを規定していた。

(38)　前掲註(４)篠塚書 199〜200 頁。

(39)　末広厳太郎『農村法律問題』(改造社，大正 13 年)，末川博『権利侵害論』(日本評論社，昭和 5 年)，我妻榮『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣，昭和 28 年）等の著名な業績を挙げることができる。

(40)　前掲註(32)川島書 323 頁以下。

(41)　たとえば，前掲註(17)水本書，甲斐道太郎『土地所有権の近代化』(有斐閣，昭和 42 年)，前掲註(４)篠塚書，戒能道厚『土地法のパラドックス ── イギリス法研究，歴史と展開』(日本評論社，2010）等の業績を挙げることができる。

(42)　水本浩『不動産利用権の新しい展開 ── 現代都市問題の解決のために』(有斐閣，昭和 60 年）25 頁。

(43)　石田穣『物権法』(信山社，2008）296 頁。

(44)　前掲註(８)堀田論文 91 頁。

(45)　平野裕之『物権法』(弘文堂，2012）200〜201 頁。

(46)　藤巻梓「不動産所有権とその共有持分の放棄〜ドイツにおける 2007 年の二つの BGH 決定を題材にして」静岡大学法政研究 16 巻 1〜4 号（平成 24 年）73 頁。

(47)　前掲註(２)吉田論文 23 頁。

(48)　同上 23 頁でも，国もまた他のいかなる者もそれを引き取らないような絶対的負財としての不動産については，放棄が認められないことになるが，そのような不動産について事実上の放棄が長期間継続するような場合には，地方自治体あるいは国が，最終的にはそれを引き取るという判断をせざるを得ないことになろうと考えている。

(49)　山野目章夫「表示に関する登記の課題と展望」登記研究 821 号（平成 28 年）52 頁。

(50)　同上 59 頁。

(51)　前掲註(22)田處論文 88 頁。

(52)　同上 88 頁。さらに，未登記であっても，登記懈怠との非難が当たらないのであれば，第三者に対抗できるとみる余地はあるかもしれないと考える。

(53)　水本浩編著『法学ガイド(4)　民法Ⅱ　(物権)』(日本評論社，1988）174 頁。

(54)　平井宜雄「不動産取引と不動産市場の特質 ── 売買を中心として」平井宜雄『平井宜雄著作集(3)民法学雑纂』(有斐閣，2011）414 頁。

(55)　前掲註(32)川島書 246 頁も，引渡や登記は，すでに移転した所有権についてただ対抗要件のみをつけ加える行為あるいは売買契約そのものによって所有権が移転するための一定の条件にすぎないと考える。

(56)　遠藤研一郎「不動産所有権に関するいくつかの今日的な課題」『中央大学・漢陽大学校合同シンポジウム報告(1)』67 頁。なお，最判昭和 38 年 2 月 22 日民集 17 巻 1 号 235 頁は「共同相続した不動産について，相続人は登記なくして，自己の持分を第三者に対抗できる」と判示しており，相続時における登記のインセンティブを欠く状況を醸成しているのではないだろうか。

(57)　大西泰博『土地法の基礎的研究』(敬文堂，2010）319〜320 頁も，篠塚説が公信力説と称されるのは，「登記を信頼した」という点のみが捉えられたことによる「誤解」であるとする。

(58)　篠塚昭次「占有論序説」早稲田法学第 32 巻第 3・4 号 407 頁以下。

(59)　同上 461〜462 頁。

(60)　同上 463 頁。

(61)　篠塚昭次『民法セミナーⅡ』(敬文堂，1970）148 頁以下。

(62)　前掲註(57)大西書 320 頁。

(63)　渡辺洋三「地下水利用権の濫用」末川先生古希記念論文集刊行委員会編『権利の濫用　中』(有斐

閣，昭和 37 年）80 頁。

(64)　松山地宇和島支判昭和 41 年 6 月 22 日下民集 17 巻 5＝6 号 490 頁は，水脈が同じである地下水について，その水脈が存する土地の所有者の共同資源と捉え，そこから地下水利用の合理的制約が導出されると解する。また，名古屋高判平成 12 年 2 月 29 日判タ 1061 号 178 頁は，地下水は一定の土地に固定的に専属するものでなく，地下水脈を通じて流動するものであり，その量も無限ではないことから，このような特質上，土地所有者に認められる地下水利用権限も合理的な制約を受けると解している。

(65)　大判大正 4 年 6 月 3 日民録 21 輯 886 頁は，「土地より湧出した水がその土地に浸潤して未だ溝渠その他の水流に流出しない間は，土地所有者において自由にこれを使用することができ，その余水を他人に与えなくとも，他人が特約，法律の規定または慣習等によってこれを使用する権利を有しない限りでは，これに対し何ら意義を述べることはできない。すなわちこの場合における土地所有者の水を使用する権利は絶対に無制限である」として，地表水と地下水の法的性質を峻別して考える。

(66)　宮崎淳「水資源の保全と利用に関する基礎理論」創価法学第 40 巻第 3 号（2011）95 頁。

(67)　前掲註(17)水本書 204 頁。

(68)　甲斐道太郎＝稲本洋之助＝戒能道厚＝田山輝明『所有権思想の歴史』（有斐閣，1979）191〜192 頁。

(69)　前掲註(４)篠塚書 192 頁。

(70)　前掲註(42)水本書 36 頁は，近現代社会においては，土地に関しては利用権こそ所有権に優越すべきであるとして，所有本位から利用本位への法意識の転換を提唱しているが，それから 30 年以上の歳月が流れてなおも，同じような議論をしていることに，近代的土地所有権なるものが日本人の心理のいかに奥底にまで浸透しているのかを伺い知ることができる。

**（原稿受付　2019 年 6 月 25 日）**

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 1, pp. 23–75　　October 2019

# 合衆国最高裁判所における Roe と Doe

## ── 第一ラウンド

小　竹　　聡

**キーワード**：Roe v. Wade, Doe v. Bolton, 妊娠中絶, 合衆国最高裁判所

**目　次**

はじめに
1　裁量上訴の受理とその後の動向
2　口頭弁論
3　合衆国最高裁内部
　⑴　裁判官会議
　⑵　その後のやり取り
4　再弁論決定後の動向
おわりに

## はじめに

本稿は，1973 年 1 月 22 日に下された Roe v. Wade および Doe v. Bolton 判決(1) の形成過程を振り返ることによって，判決の法理とそれらに加えられた様々な批判を分析し，Roe 判決と総称される両判決の意義を検討するための一助とすることを目的とする。本稿に先立つこれまでの論考では，アメリカ合衆国における妊娠中絶問題の政治化の過程(2)，1970 年における立法および訴訟を通じた中絶法の廃止に向けた運動の展開(3)，1971 年および 1972 年における妊娠中絶を取り巻く法と政治の情況(4) について，順次，検討を行ってきたが，本稿は，これらに引き続

（1） Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973); Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973). なお，Roe 判決についての最近の翻訳として，山崎康仕「人工妊娠中絶をめぐる規範の形成 ── Roe v. Wade」神戸大学大学院国際文化学研究科国際文化学研究 40 号 143 頁（2013），小竹聡「翻訳 ── Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 判決」拓殖大学論集　政治・経済・法律研究 17 巻 1 号 113 頁（2014）がある。

（2） 小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶問題の政治化の過程」比較法学 40 巻 1 号 91 頁（2006），参照。

（3） 小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶判決の形成 ── 中絶法の廃止に向けた運動の展開」早稲田法学 85 巻 3 号 407 頁（2010），参照。

（4） 小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶合法化の過程 ── 1971 年および 1972 年の情況」拓殖大学論集　政治・経済・法律研究 16 巻 1 号 135 頁（2013），参照。

き，合衆国最高裁判所を舞台とした妊娠中絶合法化判決について，その全体像を描き出すことを目的として，判決の形成過程に焦点を合わせようとするものである。本稿では，両事件についての裁量上訴の受理から 1971 年 12 月の 1 回目の口頭弁論，そして，その後の合衆国最高裁内部でのやり取りを中心とする第一ラウンドと，1972 年 10 月の再口頭弁論からその後の合衆国最高裁内部でのやり取りを中心とする第二ラウンドに分けた上で，第一ラウンドに焦点を合わせて，合衆国最高裁判所における両事件の動向を振り返ることとしたい。

## 1　裁量上訴の受理とその後の動向

テキサス州北部地区とジョージア州北部地区の各合衆国地方裁判所は，それぞれ，1970 年 6 月 17 日と 7 月 31 日に，テキサス州刑事中絶法の合憲性に関わる Roe 事件とジョージア州刑事中絶法の合憲性に関わる Doe 事件の第一審判決を下し(5)，その後，いずれの事件についても，合衆国控訴裁判所への上訴と合衆国最高裁判所への直接上訴がなされていた(6)。合衆国最高裁判所は，1971 年 1 月 8 日に，コロンビア特別区における中絶規定の合憲性が争われた Vuitch 医師をめぐる事件の処理が終わるまで，両事件に関するいかなる検討も先送りとする決定を行った(7) が，1971 年 4 月 21 日に，Vuitch 事件についての判断を下す(8) と，合衆国最高裁は，前年の秋から合衆国最高裁に次々と到達し，長らく未決定のまま滞留していた Vuitch 事件以外の多くの中絶訴訟に関する上訴を，堰を切ったように処理するようになり，Roe および Doe についても，事案の処理に取りかかることとなった(9)。合衆国最高裁は，4 月 22 日に，ダグラス，ハーラン，ブレナン，ホワイト，マーシャルの 5 名の裁判官による賛成により，両事件において争点の一つとなっていた合衆国最高裁の管轄権の問題を先送りにして本案に関する審理を行うことを決定し(10)，5 月 3 日に，これを正式に発表した(11)。また，Doe については，4 月 22 日の検討を経て 4 月 28 日に，裁判官たちは，全員一致で，ジョージア州側の交差上訴およびフェルディナ

---

（5）　*See* Roe v. Wade, 314 F. Supp. 1217 (N. D. Tex. 1970); Doe v. Bolton, 319 F. Supp. 1048 (N. D. Ga. 1970).

（6）　小竹・前掲注（3），442–44，454–55 頁，参照。

（7）　*See* DAVID J. GARROW, LIBERTY AND SEXUALITY: THE RIGHT TO PRIVACY AND THE MAKING OF *ROE V. WADE* 480 (1994).

（8）　*See* United States v. Vuitch, 402 U.S. 62 (1971).

（9）　小竹・前掲注（4），146–48 頁，参照。なお，以下の叙述には，一部重複する箇所がある。

（10）　*See* GARROW, *supra* note 7, at 491. ブラック，スチュアート，バーガー，ブラックマンは，それぞれの事件の原告が求めた差止命令による救済を拒否した下級審を支持し，その問題または中絶法を違憲と判示した宣言的判決の本案について審査しないことに賛成した。*See id.*

（11）　*See* Roe v. Wade, 402 U.S. 941 (1971) (mem); Doe v. Bolton, 402 U.S. 941 (1971) (mem). いずれも，「本件において，管轄権の問題は，本案に関する事件の審理まで延期する」とする。*See* Roe, 402 U.S. at 941; Doe, 402 U.S. at 941.

ンド・バックリーの同様の申立てを斥けることに合意し(12)，これらについて，5 月 3 日に，管轄権の欠如を理由に権利上訴を斥けることを公表した(13)。こうして，両事件の当事者たちは，1971 年秋にも開かれることが明らかとなった口頭弁論に向けて，準備を重ねることとなった。

それでは，なぜ，この時点で，合衆国最高裁は，「他の事件に優先して」Roe および Doe の審理を行うことを決定し，また，そもそも，「中絶問題を本格的に考察する」必要があるとさえも判断したのであろうか(14)。Vuitch 判決の下された 1971 年 4 月 21 日の時点で，合衆国最高裁には，ジェーン・ホジソン医師の事案に関わる連邦裁判所の管轄権問題を争点とする上訴および州刑事法違反に対する上訴のほかに，少なくとも，Roe, Doe, ルイジアナ州法とミズーリ州法をそれぞれ合憲とした Rosen と Rodgers, さらには，イリノイ州法を違憲とした Scott の各一審

---

(12) *See* Garrow, *supra* note 7, at 850 n.30.

(13) *See* Bolton v. Doe, 402 U.S. 936 (1971) (mem) (citing Gunn v. University Committee to End War in Viet Nam, 399 U.S. 383 (1970)); Unborn Child of Doe v. Doe, 402 U.S. 936 (1971) (mem) (citing Gunn v. University Committee to End War in Viet Nam, 399 U.S. 383 (1970)).

(14) Lee Epstein & Joseph F. Kobylka, The Supreme Court and Legal Change: Abortion and the Death Penalty 170 (1992). なお，ボブ・ウッドワードとスコット・アームストロングによれば，合衆国最高裁の裁判官のうち，ダグラスは，Roe と Doe が中絶という広範な問題に取り組もうとする合衆国最高裁側の突然の意欲を表すものではないということを認識しており，むしろ，両事件が取り上げられたのは，州裁判所の訴訟手続への連邦裁判所の介入を制限する一連の最近の判決を拡張するかどうかを決定するためだけだったのであって，とりわけ，ダグラスは，バーガー長官がこれらの 2 つの事件を，活動家の弁護士たちによって持ち込まれる連邦裁判所の事件の数を減らすために用いたいと望んでいたということに気づいていたとする。*See* Bob Woodward & Scott Armstrong, The Brethren: Inside the Supreme Court 165 (1979) [ボブ・ウッドワード，スコット・アームストロング（中村保男訳）『ブレザレン ── アメリカ最高裁の男たち』223 頁（1981 年）]. *See also* Epstein & Kobylka, *supra,* at 352 n.59. しかしながら，ダグラスがどのように事態を認識していたのかはさておき（なお，ウッドワードとアームストロングは，これまで，同書の情報源が 5 名の「ブレザレン」であったこと，スチュアートが公表されていない煽動者であり主要な初期の情報源であったこと，その他の情報提供者には，ブラックマン，パウエルが含まれ，ブレナン，マーシャル，バーガーが含まれていないことを直接または間接に認めているが，残りの 2 名が誰であるのかについては，現在では，レーンクィストと，おそらくは（スティーヴンズではなく）ホワイトであったと推定されている。*See* David J. Garrow, *The Supreme Court and the Brethren,* 18 Const. Comment. 303 (2001). *Cf.* Evan J. Mandery, A Wild Justice: The Death and Resurrection of Capital Punishment in America 350 (2013)（「『ブレザレン』の主題は，バーガー長官に対する全員の反感だった。……それから 40 年後に，当時のロー・クラークたちは，依然としてバーガーへの軽蔑をあらわにする。」）.），確かに，今回の決定は，管轄権の問題を先送りにして審理入りするというものであったとはいえ，バーガー自身は，実際には，両事件の審理入りに反対する投票を行っていたということには留意する必要があろう。また，その問題とは別に，審理入りの経緯について，ブラックマンが影響力を持っていたとしても驚かないと述べたとされるノーマン・ドーセン（Norman Dorsen）を引用しつつ，ブレナン，マーシャル，ダグラスに加えて，ブラックマンの賛成票がバーガー，スチュアート，ホワイトの反対票よりも勝ったと推測することができるとする説明（*see* Marian Faux, *Roe v. Wade*: The Untold Story of the Landmark Supreme Court Decision that Made Abortion Legal 184–85 (1988)）を「おそらくはより正確なものだ」（Epstein & Kobylka, *supra,* at 352–53 n.59）とするのは，そもそも上訴の決定がなされたのはブラック，ハーランの引退前であり，4 対 3 ではなく 5 対 4 の票差だったということも含めて，今日では，事実の基礎を欠いているものと言うほかない。

判決に対する上訴が到達し，その処理を待っていた[15]。しかし，「合衆国最高裁によって事件を審理させようと競争が繰り広げられていた[16]」中で，Roe と Doe が取り上げられたのは，まずもって，それらが時期的に先行していたことに加えて，上訴の受け入れを知ったウェディントン夫妻が推測したように，テキサス州法とジョージア州法が，それぞれ，「制限的」中絶法と「自由化された」州法の類型に属していたことによるものだと考えることが自然であるように思われる[17]。また，関連して，合衆国最高裁が望み，上訴人たちが進んで申し出ていたとしたら，合衆国最高裁は，訴訟事件一覧表にある，州中絶法の合憲性に関わるすべての事件を併合することもできたのかもしれないが，州法が支持されていた各一審判決に異議を申し立てるよりも，州法を違憲無効とする理由づけを受け入れていた Roe や Doe を推し進めたのは，中絶権賛成派勢力の戦略的判断が働いていたからだとの指摘もなされている[18]。いずれにしても，合衆国地方裁判所の 3 名合議法廷において，州中絶法の合憲性に関する結論の異なった判決が既に存在し，それらに対する上訴がなされていた中で，合衆国最高裁の裁判官たちが Vuitch 判決で回避した争点をもはや先送りすることができないことは逃れられないように思われ，また，連邦下級審および州裁判所レヴェルでの非常に多くの相反する判決や，Roe の一審判決直後に，地区検事，ヘンリー・ウェイドによってなされた，判決内容を無視した行動を継続する旨の発言[19] が示すように，中絶を選択する権利を含む，憲法上の権利が存在するかどうかは，既に激しい法的争点となっていたのであり，こうして，合衆国最高裁がこれらの事件で提起された問題に答えることを拒否することは，多くのメディアと国民の関心の対象となっていた以上，無責任であったと言えるであろう[20]。

ところで，中絶法の廃止を求めて訴訟を行っていた弁護士たちは，合衆国最高裁の行動を知って，直ちに行動を起こし，中でも，ロイ・ルーカスは，原告側を支持する，裁判所の友による訴訟事件摘要書（amicus briefs）を準備することを説くメモを回覧するとともに，Doe の弁護人

---

（15） 小竹・前掲注（4），146–47 頁，参照。

（16） FAUX, *supra* note, 14, at 185.

（17） *See* SARAH WEDDINGTON, A QUESTION OF CHOICE 81（With a New Chapter, 1993）. このほかに，ウェディントンは，Roe が，ハルフォード医師によって提起された，患者に最良のサーヴィスを提供する医師の能力に関わる問題を除いて，他の問題によって妨げられず，女性の選択の権利の争点が中心課題であった事件であるように思われることもその理由に挙げている。*See id.* at 81–82.

（18） *See* N. E. H. HULL & PETER CHARLES HOFFER, *ROE V. WADE*: THE ABORTION RIGHTS CONTROVERSY IN AMERICAN HISTORY 142–43（2001）. しかし，そうだとすると，Roe および Doe の各一審判決で，差止命令による救済が認められなかったことが両事件の合衆国最高裁への直接上訴を可能にし，そこでの審理がなされることになったとはいえ，上訴審での争点が，まさにその差止めの可否という管轄権問題に収斂してしまうという危険をこの戦略は伴うことにもなる。

（19） 小竹・前掲注（3），442 頁，参照。

（20） *See* Lucinda M. Finley, *The Story of* Roe v. Wade: *From a Garage Sale for Women's Lib, to the Supreme Court, to Political Turmoil, in* CONSTITUTIONAL LAW STORIES 359, 387–88（Michael C. Dorf ed., 2004）.

であったマージー・ヘイムズに対して，うまくいけば全米医師会（AMA）やアメリカ産科医婦人科医学会（ACOG）のいずれもが是認することを決定するかもしれないような，医学的なアミカス・ブリーフを自分が準備することの許可を正式に求めた(21)。また，ルーカスは，この 8 か月間，テキサス州フォート・ワース市で市の弁護士のアシスタントをしていたサラ・ウェディントンから，合衆国最高裁の行動に接し，夫ともどもオースティンに戻って個人経営の法律事務所を開設したいとの希望を持っていることを聞いて，オースティンにジェイムズ・マディスン憲法研究所の「南西部事務所」を開設し，Roe に関する仕事を多少なりともすることができるのではないかと提案し，5 月下旬までには，そのための手はずが整えられた。他方，Roe の一審段階において，非常に精力的に活動していたリンダ・コーフィーは，自分の所属する法律事務所の仕事に多くの時間を割かなければならず，Roe に関する法律上の調査を既にルーカスに委ねていた(22)。なお，ヘイムズとルーカスは，合衆国最高裁に対して，それぞれ 5 月初旬と 6 月初旬に，Doe と Roe の上訴趣意書の提出期限の延長を申し立て，8 月 1 日まで，その延期が認められた(23)。

1971 年 6 月，アメリカ家族計画連盟（PPFA）のハリエット・ピルペルは，Roe と Doe を議論し，とりわけ両事件に提出されるべきアミカス・ブリーフの準備について意見を出し合うために，同僚のナンシー・ウェクスラー（Nancy Wechsler）とジェーン・ズッカーマン（Jane Zuckerman）や，ルーカス，ノーマン・ドーセン，シリル・ミーンズ，中絶研究協会（ASA）のジミー・キミー（Jimmye Kimmey），アメリカ自由人権協会（ACLU）のメル・ウルフ（Mel Wulf）といったニュー・ヨークの面々，アトランタのヘイムズとジュディス・ボーン，カリフォルニアのノーマ・ザーキー（Norma Zarky）など，多くの全国の主要な中絶事件の活動家をニュー・ヨークでの夕食の会合に招待した。席上，ドーセンは，Griswold は中絶を含むよう拡張されうるが，その必然性はないので，両中絶事件の見通しは不確実であると力説し，ルーカスは，ジョージア州法の病院要件に対する決定的に重要ではあるが，未だ成功していない異議申立てが事実審裁判所での広範な証拠に関する記録のないまま進行していることは非常に残念だと述べた上で，ニュー・ヨークでの病院によらない処置に関するほとんど 1 年に及ぶ経験についてのデータが，Doe のブリーフの中で，十分目立つように扱われれば，もしかするとそれに代わる説得力のある記録になるかもしれないと進言した(24)。もっとも，この会合では，ルーカスを非難する様々な秘密の会話が繰り広げられ，とりわけ，かねてからルーカスとは折り合いが悪かったミーンズは，ヘイムズに対して，ルーカスが Doe に少しでも関わることは，合衆国最高裁における勝利

---

（21） *See* Garrow, *supra* note 7, at 491.

（22） *See id.* at 492; Weddington, *supra* note 17, at 83–84; Barbara Milbauer, in collaboration with Bert N. Obrentz, The Law Given: Legal Aspects of the Abortion Controversy 52 (1983).

（23） *See* Garrow, *supra* note 7, at 492.

（24） *See id.* at 492–93.

の見込みにとって重大な危険となると警告し，Vuitch 事件の折に，ジョセフ・ネリスとの間で繰り広げられた，どちらが合衆国最高裁で弁論するかをめぐる両者の見苦しい争いを詳述して，ルーカスがヴィッチ医師側の弁論を行うとの申立てが最終的に撤回された(25) ことは，合衆国最高裁の二人以上の裁判官の猛烈な怒りを買い，そのことが，未だにルーカスが合衆国最高裁による弁護士資格の付与の申請を行っていないことの要因となっているとする告げ口を行った。これを聞いたヘイムズは，事の真相をルーカスに確かめ，ルーカスもまた，自分なりに件の顛末の一部始終をヘイムズに語るとともに，ニュー・ヨーク大学のロバート・マッケイ（Robert McKay）とオハイオ州選出の上院議員，ロバート・パックウッド（Robert Packwood）が保証人となって，現在，合衆国最高裁弁護士会への正式の入会を申請しているところだとの釈明を行った(26)。

このニュー・ヨークでの会合を受けて，ジミー・キミーが，誰がどのアミカス・ブリーフに責任を持つのかについての参加者間での非公式の合意に対処する責任を引き受けた。AMA は，既に，どのような医学的アミカス・ブリーフであれ，支持することを拒否していたものの，Roe の上訴趣意書と並んで，Doe の医学的アミカス・ブリーフをルーカスが担当することが追認され，ニュー・ヨークの弁護士であるキャロル・ライアン（Carol Ryan）が Doe のブリーフよりもはるかに多くない長さの Roe の医学的アミカス・ブリーフを差配することとなった。また，ACLU は Doe を公式に支援しているのであるから，Roe におけるアミカス・ブリーフを提出すべきではないとのドーセンによる説明があった一方で，ピルペルとその同僚が PPFA のためにアミカス・ブリーフの準備を行い，ザーキーがアメリカ大学女性協会（the American Association of University Women）（AAUW）やキリスト教女子青年会（the Young Women's Christian Association），全米女性機構（NOW）といった女性団体のために申し立てられるアミカス・ブリーフを，ヘイムズと密接に協調しながら起草する責任を負った。こうして，ミーンズが「カトリック・ブリーフ」のようなものを準備するといった類の，いくつかの最初の約束は，途中ですぐに挫折したが，それ以外のブリーフの企ては，確実に進行していった(27)。

1971 年夏の最も重要な出来事は，Roe と Doe の合衆国最高裁へのブリーフの準備であった。アトランタでは，マージー・ヘイムズが Doe の上訴趣意書を起草する主たる責任を負い，また，1970 年の年末に 6 歳の黒人少女を連れ去り，その後，20 年の実刑が下された夫のジョエルに対する離婚の申立てが 5 月半ばに認められて夏の終わりに再婚した，Doe の主たる原告であるサンドラ・ベンジングが抱えた問題を処理するために，トビアン・シュウォーツが重要な責任を引き継いだ(28)。他方，ロイ・ルーカスが創設したジェイムズ・マディスン憲法研究所は，明らか

（25） *See id.* at 469–70. 最終的に，Vuitch の弁論は，ネリスとドーセンが行った。
（26） *See id.* at 493–94.
（27） *See id.* at 494–95.
（28） *See id.* at 497.

に労働超過に陥り，Roe の上訴趣意書とホジソン医師のミネソタ州最高裁判所に対する上訴趣意書，Doe のアミカス・ブリーフ，その他，ノース・カロライナの Corkey v. Edwards 事件の合衆国最高裁に対する裁判管轄権の陳述書のような，ルーカスが引き受けた各種書面の締め切りが刻々と迫っている有様であった(29)。既に夫と一緒にオースティンに戻っていたサラ・ウェディントンは，6 月の半ばには，ルーカスとニュー・ヨークのスタッフが Roe の上訴趣意書について目立った進展のないことに気をもみ始め，3, 4 週間の滞在で住むだろうと考えて，残りの夏をニュー・ヨークで過ごした方がよいのではないかと躊躇しながらも決断し，マンハッタンの同研究所近くの，昼間はカウンセリング・センターとなっている，かつて中絶クリニックとして使われていた建物の質素な住まいに引っ越した。しかし，ニュー・ヨークに移っても，研究所の作業の優先順位は，Roe や Doe に向けられず，Roe の上訴趣意書は，一向に手つかずのままだった(30)。7 月の初めに，ルーカスは，合衆国最高裁に対して，Roe の弁論を自分が行うことを正式に通知したが，7 月 20 日に，ルーカスは，Roe の上訴趣意書の締め切りを 8 月 1 日から 8 月 17 日まで延期することを求めて認められ，同じく，アトランタのヘイムズも，Doe の上訴趣意書の締め切り延長が認められた(31)。また，ウェディントンを含む研究所の若いスタッフの懸命な努力により，7 月半ばまでには，Corkey の裁判管轄権の陳述書が合衆国最高裁に提出され，ホジソンの書類もほとんど完成に向かった(32)。これに先立って，ウェディントンは，ダラスの地区検事事務所のジョン・トーレ地区検事補と連絡を取り，3 名合議法廷の宣言的判決にもかかわらず，差止命令がない以上，地区検事は，州中絶法を執行し続ける意向であるとの書面による確認を求め，併せて，州内の医学校の 3 名の著名な指導者たちから，州法の漠然性および一審判決は決して合法的中絶を州内で利用できるようにはしないことを証言する宣誓供述書を確保した(33)。

Roe の上訴趣意書の締め切りが延長されたことは，サラ・ウェディントンを含む，研究所のスタッフを一息つかせることになったが，7 月半ばに，夫のロン・ウェディントンがニュー・ヨークを訪れた時，サラは，Roe の上訴趣意書の起草を手伝って欲しいと懇願し，ロンもこれを受け入れて，一緒にニュー・ヨークに滞在しながら，Roe の上訴趣意書のうち，Doe 夫妻の当事

---

（29） *See id.* at 498.

（30） *See id.* at 498–99; WEDDINGTON, *supra* note 17, at 84, 85–87, 88; FAUX, *supra* note 14, at 228.

（31） *See* GARROW, *supra* note 7, at 499; FAUX, *supra* note 14, at 232.

（32） *See* GARROW, *supra* note 7, at 499. なお，1971 年 11 月 5 日に，合衆国最高裁は，Roe および Doe が解決されるまで，Corkey v. Edwards の上訴を未決にしておくことを決定した。*See id.* at 853 n.40.

（33） *See id.* at 499–500; WEDDINGTON, *supra* note 17, at 95–96, 96–97. なお，トーレの陳述書は，添付書類 A として，3 名の医師の宣誓供述書は，添付書類 B, C, D として，それぞれ，Roe の上訴趣意書に添付された。*See* Brief for Appellants, Appendix A, B, C, D, Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) (No. 70–18), *reprinted in* 1 A DOCUMENTARY HISTORY OF THE LEGAL ASPECTS OF ABORTION IN THE UNITED STATES: *ROE V. WADE* 111, 283–85, 287–341 (ROY M. MERSKY & GARY R. HARTMAN eds., 1993).

者適格を認めさせる箇所と，ハルフォード医師の関与を正当化する箇所の執筆を受け持った(34)。7月末まで，研究所の面々は，誰もが身を粉にして働き，Roeの上訴趣意書に関して言えば，サラとロン・ウェディントンは，オースティンの友人たちに州法に関する調査の協力を求め，ルーカスは，論文の検討をさせたスタッフの一人の評価に基づいて，シリル・ミーンズの歴史分析をどの書面にも引用しないとの考えを一層固めた。また，Doeのアミカス・ブリーフについて言えば，州法の病院要件に関して，証拠に関する記録が欠如していることを補うために，ルーカスは，ブリーフそれ自体よりも長大な添付書類をその末尾に追加した(35)。ルーカスが手を入れたDoeのアミカス・ブリーフとRoeの上訴趣意書は，8月10日に一応の完成を見，サラ・ウェディントンが校正を任された後，Doeのアミカスは8月14日に，Roeの上訴趣意書は8月18日に，それぞれ合衆国最高裁に提出された。また，ヘイムズも，8月17日に，Doeの上訴趣意書を提出した(36)ほか，その後も，RoeとDoeに関する7つのアミカス・ブリーフが8月中に提出された(37)。

ところで，Roeの上訴趣意書は，本文だけでも145頁にも及ぶ，長大なものであったが，上訴趣意書は，まず，本件の概要を述べた後，背景となる医学的事実についての詳細な説明を行うとともに，当事者適格と差止命令による救済の問題を扱い，さらに，合衆国最高裁判所が上訴管

---

(34) *See* GARROW, *supra* note 7, at 500; WEDDINGTON, *supra* note 17, at 88–89, 91; FAUX, *supra* note 14, at 229.

(35) *See* GARROW, *supra* note 7, at 500–01.

(36) なお，Doeの上訴趣意書は，Roeの上訴趣意書よりもはるかに短く，簡潔なものであったが，その中で，マージー・ヘイムズは，夫婦のプライバシーと漠然性の議論を展開し，病院の中絶審査委員会の決定の恣意性とデュー・プロセスの欠如を攻撃するとともに，中絶の申請が斥けられるのは，実際には，貧困な女性と黒人女性がより多い点で，当該法体系は，彼女たちの平等保護に対する権利を侵害するものであると主張する。*See* Finley, *supra* note 20, at 392.

(37) *See* GARROW, *supra* note 7, at 501–03 & 854 n.43. それらは，ナンシー・スターンズによる新しい女性法律家たち（New Women Lawyers）およびその他のためのアミカス・ブリーフ（8月2日，Roe および Doe），ノーマ・ザーキーによる女性団体と著名な女性たち（Women's Organizations and Named Women）のためのアミカス・ブリーフ（8月10日，Roe および Doe），ハリエット・ピルペルとナンシー・ウェクスラーによるPPFAのためのアミカス・ブリーフ（8月11日，Roe および Doe），キャロル・ライアンによるACOGおよびその他のためのアミカス・ブリーフ（8月17日，Roe）のほか，州コミュニティ援助協会（State Communities Aid Association）のためのアミカス・ブリーフ（8月14日，Roe および Doe），アメリカ倫理連盟（the American Ethical Union）およびその他のためのアミカス・ブリーフ（8月16日，Roe および Doe），貧困者の健康問題に関する全国法律問題プログラム（the National Legal Program on Health Problems of the Poor）およびその他のためのアミカス・ブリーフ（8月17日，Roe）である。最後のものは，10月にも提出（10月12日，Doe）された。これらのRoeとDoeに関する上訴人側のアミカス・ブリーフについては，10月12日のものを除いて，*see* 2 A DOCUMENTARY HISTORY OF THE LEGAL ASPECTS OF ABORTION IN THE UNITED STATES: *ROE V. WADE* 143–222, 405–55, 267–329, 371–403, 37–87, 3–36, 89–142（ROY M. MERSKY & GARY R. HARTMAN eds., 1993）.

轄権を持つことを主張して[38]，ようやく 91 頁から，実体に関する議論を展開する。ここで，上訴趣意書が主張するのは，「当該テキサス州法は，基本的権利の行使を妨げており，また，狭く仕立てられておらず，かつ，やむにやまれぬ州の利益によって支えられていないから，違憲である」ということであり，上訴趣意書によれば，「当該法律は，修正 1 条，4 条，9 条，14 条から生じるところの，医療を求め，受け取る（to seek and receive health care）権利，妊娠を継続するかどうかを決定する上でのプライバシーと自律に対する権利，および，医師に関して，最高の職業的水準に従って，治療を施す（to administer medical care according to the highest professional standards）権利を侵害する」。また，被上訴人が下級審において主張していた主要な利益である「胎児の生命を保護する利益」について言えば，「当該州は，胎児の生命の保護への関心を何ら示さず，中絶の医学的処置以外のいかなる情況においても，胎児の生命の保護を与えていないので，州の立場は，致命的に一貫していないことを上訴人は明らかに立証している」とする。さらに，「当該テキサス州法は，中絶が合法的に行われうる情況についての意味のある指示を医師に与えていないから，違憲なほど漠然不明確である」とし[39]，こうして，Roe の上訴趣意書は，原判決の一部を破棄し，Doe 夫妻の当事者適格を認め，差止命令による救済を与えるとともに，原判決中，当該テキサス州法を違憲と宣言した部分を是認するよう結論づけている[40]。

Doe のアミカス・ブリーフと Roe の上訴趣意書が提出された後，ルーカス夫妻は，ほぼ 1 か月近く，ヨーロッパ旅行に出かけ，また，シリル・ミーンズは，ヘイムズとウェディントン夫妻をマサチューセッツ州グロスターの夏の別荘に招待した。ヘイムズは，この申し出を辞退したものの，ウェディントン夫妻は，8 月下旬，オースティンに帰る前に，ミーンズの元を訪ね，つかの間の休暇を楽しんだ[41]。その後，8 月 30 日に，サラ・ウェディントンは，合衆国最高裁の事務官室に，Roe の口頭弁論について，当事者に通常割り当てられる 30 分を超える，追加の時間を要求する正式の通知書を送付し，その理由として，州刑事法の執行に対する差止命令による救済の適切さという一般的問題と，中絶の争点にプライバシーの権利を適用するという問題を真正面から提起する憲法上の主張という，2 つの非常に重要で複雑な争点が本件で関わっているからだと説明した。さらに，ウェディントンは，この通知書の中で，口頭弁論の責任をルーカスと自

---

（38） *See* Brief for Appellants at 8–91, Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) (No. 70–18), *reprinted in* 1 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade*, *supra* note 33, at 111, 144–227.

（39） *See id.* at 50–51, *reprinted in* 1 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade*, *supra* note 33, at 186–87.

（40） *See id.* at 51, 145, *reprinted in* 1 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade*, *supra* note 33, at 187, 281.

（41） *See* Garrow, *supra* note 7, at 503; Weddington, *supra* note 17, at 99–100.

分が共有したいとも述べた[42]。

1971年の秋に入ると，9月17日と23日に，合衆国最高裁判所のブラック裁判官とハーラン裁判官が，それぞれ健康上の理由から，突然，立て続けに引退を表明し，ニクソン大統領に，2名の新しい裁判官の指名の機会を与えることとなった[43]。中絶訴訟を担っていた法律家にとって，ブラックは，Griswold判決の反対意見[44]やVuitch判決の際の口頭弁論時の発言[45]から見て，来るべき判決において，自分たちの味方になるとは決して考えられていなかったものの，賛成票を勝ち取ることができるように思われたハーランを失うことは，Griswoldを中絶に拡張することを厭わないかもしれない裁判官を一人でもニクソン大統領が指名する可能性はほとんど存在しないように思われたので，大きな痛手であった[46]。もっとも，合衆国最高裁の新しい開廷年度が始まる前日の10月3日からコロンビア特別区で開催された全国中絶法廃止協会（NARAL）の年次大会で，より多くの討論がなされたのは，この話題よりも，かねてからグループ内部の確執の中心となっていたロイ・ルーカスの処遇をめぐる問題であった[47]。自らの主宰するマディスン研究所の運営資金問題に悩まされていたルーカスは，資金調達がうまくゆかないのは，Vuitchでの自分の行動についてのネリスとミーンズによる悪口が広まったことによるものだと次第に確信し，9月半ば，ヘイムズに対して，自分の手がけたDoeのアミカス・ブリーフがDoeの弁護人たちに望まれたものではなかったといくつかの基金に語った者がいるとの手紙を書き，これに対して，ヘイムズが，ルーカスに対する積もり積もった怒りの返信を送るという出来事があった。また，年次大会の開催前に，NARALの全会員宛てに送付された声明において，営利的な中絶紹介サーヴィスに対する法廷での弁護活動の故に，ルーカスの名前が理事候補者の名簿から取り下げられることが説明され，これに対して，ルーカスが，NARALの指導者であり，ミーンズの親友であったローレンス・レイダーを名前には触れずに激しく非難するメモを送りつけるという一幕もあった[48]。しかし，NARALの年次大会では，ルーカスの去就をめぐる騒動

---

（42） *See* GARROW, *supra* note 7, at 503–04.

（43） なお，ハーランは，ブラックの引退に向けられるであろう注目が損なわれることを避けるために，自らの引退を表明する時期をわざと遅らせた。*See* TINSLEY E. YARBROUGH, JOHN MARSHALL HARLAN: GREAT DISSENTER OF THE WARREN COURT 333 (1992); ROGER K. NEWMAN, HUGO BLACK: A BIOGRAPHY 623 (1994); *see also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 158［邦訳，213頁］. ブラックとハーランの引退前後の様子や，1971年9月25日および同年12月29日の，ブラックとハーランのそれぞれの死亡の詳細については，*see* YARBROUGH, *supra,* at 330–35; NEWMAN, *supra,* at 619–23; HOWARD BALL, HUGO BLACK: COLD STEEL WARRIOR 244–45 (1996); *see also* DAVID N. ATKINSON, LEAVING THE BENCH: SUPREME COURT JUSTICES AT THE END 142–46 (1999).

（44） *See* Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479, 507 (1965) (Black, J., dissenting).

（45） 小竹・前掲注（4），140–42頁，参照。

（46） *See* GARROW, *supra* note 7, at 507.

（47） *See id.*

（48） *See id.* at 504–06.

は，ミーンズとレイダーの反対を抑えて，全会員の郵便投票で決着をつけるとの合意がなされ，他方，本題の中絶法の廃止運動に関しては，どのように中絶を中西部に拡張して利用できるようにするかが目下の焦点であり，とりわけミシガン州での廃止の達成が 1972 年の最優先課題であるとの認識がレイダーによって示された(49)。

ところで，NARAL の年次大会には，サラ・ウェディントンもオースティンから参加したが，ウェディントンは，この機会を利用して合衆国最高裁判所を訪れ，開廷期初日の口頭弁論の様子を見学するとともに，事務官室に立ち寄り，Roe および Doe は，合衆国最高裁の裁判官が全員揃うまでは，おそらく延期されるであろうこと，ウェディントンとルーカスによる口頭弁論の追加時間の申立てが認められる可能性はないことを幹部職員から耳にした。なお，9 月半ばまでには，ウェディントンもルーカスも，合衆国最高裁判所弁護士会に正式に入会を認められていたが，ウェディントンの公式の保証人は，ダラスの合衆国地方裁判所の裁判官であり，Roe の第一審判決で違憲判決を下したサラ・T・ヒューズであった(50)。

1971 年 10 月 12 日，合衆国最高裁判所は，ウェディントンとルーカスから出されていた Roe の追加弁論時間の要求を斥け，併せて，ナンシー・スターンズのアミカスに添えられていた，Roe および Doe の口頭弁論に参加することが許されるべきだとのスターンズからの要求(51) を斥けるとともに，Roe および Doe の様々なアミカス・ブリーフの申立てに許可を与えた(52)。その後，10 月 15 日には，ジョージア州法に関わる Doe に関して，ドロシー・ビーズリーがジョージア州側の，10 月 19 日には，テキサス州法に関わる Roe に関して，ジェイ・フロイドがテキサス州側の上訴趣意書をそれぞれ合衆国最高裁判所に提出したが，これは，前者については，同年 8 月 18 日に，ビーズリーが 11 月 15 日までの提出期限の延長を求めていたところ，8 月 24 日に，合衆国最高裁から 10 月 15 日までの延長が認められ，後者については，9 月 10 日に，フロイドが 10 月 15 日までの提出期限の延長を求めていたところ，9 月 14 日に，合衆国最高裁から

---

（49） *See id.* at 507–08; LAWRENCE LADER, ABORTION Ⅱ: MAKING THE REVOLUTION 179–80 (1973).

（50） *See* GARROW, *supra* note 7, at 508–09 & 855 n.49; WEDDINGTON, *supra* note 17, at 101.

（51） *See* Motion for Permission to File Brief and Brief Amicus Curiae on Behalf of New Women Lawyers, Women's Health and Abortion Project, Inc., National Abortion Action Coalition at i, Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) (No. 70–18); Doe v. Wade, 410 U.S. 179 (1973) (No. 70–40), *reprinted in* 2 A DOCUMENTARY HISTORY OF THE LEGAL ASPECTS OF ABORTION IN THE UNITED STATES: *ROE V. WADE*, *supra* note 37, at 143, 145.

（52） *See* GARROW, *supra* note 7, at 509 & 855 n.52; Roe v. Wade, 404 U.S. 813; Doe v. Bolton, 404 U.S. 813 (1971). なお，ダグラスのメモには，口頭弁論に関する 2 つの決定は全員一致であった一方で，アミカス・ブリーフの申立てに関しては，すべてのブリーフの申立てを認めたのは，ダグラス，ブレナン，スチュアート，ホワイトの 4 名であり，バーガー，ブラックマンは，ブラックマンが検討に加わらなかった ACOG のブリーフを除いて，それらのアミカス・ブリーフの提出を受け入れることに反対したことが示されているとされる。マーシャルについては，欠席したか，単に投票に加わらなかっただけかどうかは不明であるという。*See* GARROW, *supra,* at 856 n.52.

同じく 10 月 15 日までの延長が認められたことによるものであった[53]。

ビーズリーが，8 月の段階で，上訴趣意書の大幅な提出期限の延長を求めていた[54] のは，9 月のブラック，ハーラン両裁判官の引退までの間は，2 つの主要な死刑事件である Furman v. Georgia および Jackson v. Georgia の口頭弁論を 10 月 12 日に控えていたためであった。しかし，合衆国最高裁の裁判官が 7 名に減ったことによって，これらの 2 件を含む死刑事件の口頭弁論は，裁判官が全員揃うまで延期されることとなり，このことは，ビーズリーに，Doe の上訴趣意書にかけることができる，より多くの時間をもたらした[55]。他方，同開廷期中の一大争点であった死刑の合憲性をめぐる事件の口頭弁論が，合衆国最高裁の裁判官の欠員を理由として延期されたことは，中絶事件もまた，しばらくの間，その扱いが保留にされるかもしれないとの予測をウェディントンにもたらした[56]。

ところで，ジェイ・フロイドが提出したテキサス州側の上訴趣意書は，通常とは幾分異なったやり方で作成され，その結果，テキサス州の上訴趣意書は，中絶反対運動の活動家の影響を色濃く反映するものとなった。早くも Roe の第一審判決が下された 1970 年 6 月には，州司法長官事務所のフロイドの上司の一人が全国生命に対する権利委員会（the National Right to Life Committee）（NRLC）の法律家，マーティン・F・マカーナン・ジュニア（Martin F. McKernan, Jr.）と最初の接触を持ち，一年後の 1971 年 7 月，フロイドが上訴趣意書の準備にまさに取りかかろうとしていた矢先に，マカーナンがオースティンにやって来て，妊娠中の胎児の発達に関するかなりの量の医学情報を上訴趣意書に取り入れることを勧めた。その後の 9 月初旬，未だに上訴趣意書の準備に取りかかることができていなかったフロイドは，マカーナンの斡旋で，シカゴの法律事務所の 2 名のパートナー，デニス・J・ホーラン（Dennis J. Horan）とジェローム・A・フラゼル・ジュニア（Jerome A. Frazel, Jr.）を紹介された。222 名の医師のために，テキサス州の反中絶法を擁護するアミカス・ブリーフの提出を計画しており，Vuitch 事件でも同様のアミカス・ブリーフを提出したことのあるこの二人の法律家は，州の上訴趣意書の準備を手伝いたいとフロイドに丁重に申し出た。シカゴの法律家たちは，自分たちのもの以外に，現在，6 つのアミカス・ブリーフが準備されているものの，それらが読まれることは期待できず，おそらくは無駄に終わるであろうから，医師のためのアミカス・ブリーフの別の形として，その一部を複製

---

（53） *See id.* at 509 & 856 n.53.

（54） なお，ビーズリーは，既に，1971 年 3 月 23 日に，合衆国最高裁判所において，Doe の弁護士の一人であるエリザベス・リンズコップフを相手方として，自動車免許の停止に関する州法上の規定をめぐる事件の口頭弁論を行った経験があった。*See id.* at 509. この事件は，1971 年 5 月 24 日に，州側の敗訴となり，原判決が破棄，差戻しとなった。*See* Bell v. Burson, 402 U.S. 535 (1971).

（55） *See* GARROW, *supra* note 7, at 509–10. 結局，ジョージア州が被上訴人となった Furman と Jackson，テキサス州が被上訴人となった Branch v. Texas の 3 件の死刑の合憲性をめぐるコンパニオン・ケースは，1972 年 1 月 17 日に口頭弁論が行われた。

（56） *See* GARROW, *supra* note 7, at 510.

した州の上訴趣意書が作成されるべきであると主張した。こうして，シカゴとオースティンでのやり取りを通じて完成した Roe に関するテキサス州の上訴趣意書は，その頁数の 40 パーセント以上が，ホーランとフラゼルによって合衆国最高裁に提出されたアミカス・ブリーフの資料を直接，複製したものとなった(57)。その後，9 月下旬に，ホーランは，フロイドに対して，ブラックとハーランの引退に鑑みると，テキサス州法は，おそらく 4 対 3 で違憲となるであろうから，後任の裁判官たちが州法を支持することを期待して，ニクソン大統領に 2 つの指名枠を補充する時間を与えるために，さらなる時間の延長を得ることをおそらく考えるべきでしょうとの書簡を送った(58)。また，8 月末から 10 月にかけて，中絶に反対する側からは，Roe と Doe に関して，ホーランとフラゼルによるものを含む，全部で 7 つのアミカス・ブリーフが合衆国最高裁に提出された(59)。なお，Roe におけるテキサス州側の上訴趣意書は，実体に関する議論については，「夫婦のプライバシー」や「個人のプライバシー」の権利は，認められるものの，それらは決して絶対的であるとはみなされてこなかったとし，「プライバシーに対する権利」は，相対的な権利であり，中絶問題においては，合衆国憲法によって保障される明示的権利に属しておらず，未出生の子が持つ生命に対する権利は，母のプライバシーの権利よりも勝っていると述べるとともに，当該州は，限られた情況の場合を除いて，やむにやまれぬというわけではないとしても，中絶を禁止する正当な利益を持ち，医学における最近の事実の認定と研究に照らすと，胎児は人間であり，

---

（57） *See id.* at 510–11. なお，テキサス州の上訴趣意書は，全 59 頁のうち，26 頁を「胎児の人間性（The Human-ness of the Fetus）」と題する節に割いている。*See* Brief for Appellee at 29–54, Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) (No. 70–18) , *reprinted in* 1 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade*, *supra* note 33, at 355, 393–418.

（58） *See* Garrow, *supra* note 7, at 511.

（59） *See id.* at 512 & 856 nn.53–55. それらは，アルフレッド・L・スキャンラン（Alfred L. Scanlan）らによる NRLC のためのアミカス・ブリーフ（10 月 8 日，Roe および Doe），デニス・ホーラン，ジェローム・フラゼルらによる ACOG の一部の医師，教授，会員たち（Certain Physicians, Professors, and Fellows of the American College of Obstetrics and Gynecology）のためのアミカス・ブリーフ（10 月 15 日，Roe および Doe）のほかに，フェルディナンド・バックリーによるアミカス・ブリーフ（10 月 14 日，Doe），生命のために団結するアメリカ人（Americans United for Life）のためのアミカス・ブリーフ（8 月 30 日，Roe），未出生者のための女性（Women for the Unborn）およびその他のためのアミカス・ブリーフ（9 月 17 日，Roe），ロバート・L・サッソン（Robert L. Sassone）のためのアミカス・ブリーフ（10 月 12 日，Roe），テキサス教区弁護士協会（Association of Texas Diocesan Attorneys）のためのアミカス・ブリーフ（10 月 13 日，Roe）である。これらの Roe と Doe に関する，被上訴人側の 7 つのアミカス・ブリーフについては，バックリーによるものを除いて，*see* 3 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade* 285–361, 171–283 (Roy M. Mersky & Gary R. Hartman eds., 1993); 2 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade*, *supra* note 37, at 459–75; 3 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade*, *supra,* at 429–50, 363–427, 3–132. バックリーによるアミカス・ブリーフについては，*see* 1971 WL 134287.

当該州は，この存在の恣意的で，不当な破壊に対して利益を持つと主張している(60)。

1971 年 10 月 21 日，ニクソン大統領は，全国向けテレビ放送に出演し，合衆国最高裁判所裁判官の 2 名の空席を埋めるために，ヴァージニア州出身の著名な法律家であり，アメリカ法律家協会（the American Bar Association）（ABA）の会長を務めた経験のある 64 歳のルイス・F・パウエル・ジュニア（Lewis F. Powell, Jr.）と，スタンフォード・ロー・スクールを首席で卒業した後，1952 年 2 月から 1953 年 6 月まで，ロバート・H・ジャクソン裁判官の下でロー・クラークを務め，現在は，司法長官補の職にある 47 歳のウィリアム・H・レーンクィスト（William H. Rehnquist）の指名を発表した(61)。両候補者は，多くの点で対照的であり，政治的にも，1964 年の大統領選挙で，バリー・M・ゴールドウォーター（Barry M. Goldwater）の側近として活躍するなど，揺るぎない保守派として，将来を嘱望されていたレーンクィストとは異なり，パウエルは，穏健な保守派として知られていたものの，両候補者の指名は，ジョセフ・ネリスを初めとする中絶廃止運動の活動家たちに，司法による中絶問題の解決の行方について，悲観的な思いを抱かせることとなった(62)。また，この時点で，未だに Roe および Doe の口頭弁論の日程が決まっていなかったことは，訴訟当事者たちの気をもませただけでなく，11 月 2 日に，テキサス州刑事最高上訴裁判所によって，免許を受けた医師の有罪判決を維持する判決(63) が下されたことも，活動家たちには懸念材料となった(64)。

ところで，この時期に至っても，ウェディントンとルーカスとの間では，Roe の口頭弁論の

---

（60） *See* Brief for Appellee at 8–9, Roe v. Wade, 410 U.S. 113（1973）（No. 70–18）, *reprinted in* 1 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade*, *supra* note 33, at 355, 372–73.

（61） パウエルとレーンクィストの経歴を含む，それぞれの指名の詳細については，*see* John C. Jeffries, Jr., Justice Lewis F. Powell, JR.: A Biography 1–10(1994); John W. Dean, The Rehnquist Choice: The Untold Story of the Nixon Appointment That Redefined the Supreme Court（2001）; John A. Jenkins, The Partisan: The Life of William Rehnquist 111–30（2012）. また，パウエルとレーンクィストの指名に関わるニクソン政権の動向については，*see* Henry J. Abraham, Justices and Presidents: A Political History of Appointments to the Supreme Court 19–23（3d ed. 1992）; David Alistair Yalof, Pursuit of Justices: Presidential Politics and the Selection of Supreme Court Nominees 114–25（1999）; *see also* Woodward & Armstrong, *supra* note 14, at 158–63［邦訳，213–21 頁］. なお，Kevin J. Mcmahon, Nixon's Court: His Challenge to Judicial Liberalism and Its Political Consequences 146–66（2011）は，ニクソンがパウエルとレーンクィストを最終的に選択したのは，パウエルについては，他に適任の候補者がいなかったからであり，レーンクィストについては，批判者たちに反撃したかったことによると指摘する。

（62） *See* Garrow, *supra* note 7, at 512–13.

（63） *See* Thompson v. State, 493 S. W. 2d 913（Tex. Crim. App. 1971）. 同判決については，小竹・前掲注（4），152 頁，参照。

（64） *See* Garrow, *supra* note 7, at 513.

担当をめぐって意見の食い違いが見られた(65)が，1971 年 11 月 15 日，合衆国最高裁判所は，Roe および Doe の口頭弁論を 12 月 13 日に開くことを通知するとともに，誰が弁論を行うかについて，両事件の弁護士たちに書面での確認を求めた(66)。11 月 18 日，ロイ・ルーカスは，上訴人側の口頭弁論は自分が行う旨の回答を行ったが，11 月 20 日，会合に出席するためにオースティンを訪れた Roe の原告の一人であるマーサ・キングは，ウェディントンとその問題について話し合い，11 月 22 日に，ルーカスに対して，その場の誰もが，ウェディントンが口頭弁論を行うことを望んでいるとの電報を打った。翌 11 月 23 日，ルーカスは，キング夫妻に電話をかけ，最終的な決断を下す前に，自分の法廷での技能について直接よく知る人物から話を聞くべきだと説得し，これを受けて，キング夫妻は，11 月 24 日，自分たちの選択を議論するために，ダラスで，リンダ・コーフィーに会った。マーサ・キングと同じく，Vuitch での口頭弁論をめぐるごたごたについての，ルーカスの悪い評判を耳にしていたコーフィーは，ノーマ・マコーヴィーにも既に連絡を取っていたマーサ・キングの，すべての関係者にとって，ルーカスよりもウェディントンが弁論を行うことの方が望ましいとの主張に同意し，自分が正式な通知を合衆国最高裁に送付することがこの決定を実現する最良の方法であると提案した。その日の遅くになって，リンダ・コーフィーは，上訴人の各々は，サラ・ウェディントンが口頭弁論を行うことを求めており，そのことについては，記録に記載されたすべての弁護人が通知され，同意しているとする信書を合衆国最高裁の事務官宛てに送った。当初は，相反する感情に悩んでいたウェディントンは，週明けの 11 月 29 日に，合衆国最高裁の事務官に電話をかけ，事態の説明を行うとともに，事務官の助言に従い，ルーカスに電話をしたものの，ルーカスには連絡がつかなかった。その後，ウェディントンは，Roe の口頭弁論を行うことの決心を固める事務官に宛てた同日付けの手紙を仕上げ，その写しをルーカスと，上訴人ハルフォード医師の弁護人，ロイ・メリルに送るとともに，ルーカスには，マディスン研究所のことで，繰り返し，私を欺いたと主張して，1972 年初めにも，研究所との提携は解消したいとするそっけない手紙を添付した。11 月 30 日，ウェディントンの手紙が届く前に，合衆国最高裁の事務官は，コーフィーとルーカスにも写しを送ったウェディントン宛ての手紙を書き，その中で，合衆国最高裁判所に関する限り，この問題は解決したと記した。こうして，長らくくすぶっていた，誰が Roe の口頭弁論を行うかという問題は，最終的に，

---

(65) ウェディントンは，追加時間の申立ては斥けられたとはいえ，自分たちの弁論時間を，依然として，ルーカスと二人で分かち合いたいと望んでいた。他方，ルーカスは，もちろん，自分一人で弁論を行いたかったが，ウェディントンへの手紙の中で，その理由の一つとして，Doe の弁論が十分な力量を持たないマージー・ヘイムズの手によることを挙げ，つまるところ，Roe の弁論は，最も余すところなく準備のできた一人の弁護士によって行われるべきだと主張した。*See id.* at 514–15.

(66) *See id.* at 515. なお，テキサス州側の代理人は，ウェディントンが恐れていた，テキサス大学ロー・スクールの民事訴訟法の教授，チャールズ・アラン・ライト（Charles Alan Wright）ではなく，フロイドが務めることとなった。*See* WEDDINGTON, *supra* note 17, at 101–02.

ウェディントンが行うことで決着した[67]。

他方，12 月 13 日に口頭弁論が予定されていたもう一つの中絶事件である Doe v. Bolton の弁護人，マージー・ヘイムズは，Doe のための最大限の準備を行い，10 月 19 日には，わざわざ合衆国最高裁判所に出向いて，性差別を争点とする Reed v. Reed 事件[68] の口頭弁論を傍聴するとともに，Vuitch 事件の口頭弁論の記録を入手し，その内容を入念に検討した。また，11 月 17 日と 18 日に，合衆国最高裁判所で口頭弁論が開かれた Eisenstadt v. Baird 事件[69] を傍聴し，その後も，管轄権をめぐる争点に類似性が見られ，Roe と Doe と同時期の，1971 年 5 月 3 日に，権利上訴管轄の一応の認容が記された，両事件の同日に弁論が予定されていたフロリダ州のわいせつ事件[70] の弁護人に手紙を書き，Doe の弁論に向けて，余念がなかった[71]。

そうした中，口頭弁論の開催をほぼ 2 週間後に控えた 1971 年 11 月 30 日に，テキサス州のジェイ・フロイドが，パウエルとレーンクィストの 2 名の新しい裁判官が正式に任命されるまで，Roe の口頭弁論を延期するよう明示的に求める正式の申立てを行った。フロイドによれば，反中絶法の合憲性に関する合衆国最高裁判決の尋常ならざる重要性と広範囲にわたる効果は，そうした判決が不完全な最高裁よりは完備された最高裁から出されるべきことを示唆するというのである。この申立ては，既に，同年 9 月に，デニス・ホーランによって勧められていたものであったが，すべての法律家と何人ものジャーナリストがあれこれと熟考する争点でもあった。しかし，ウェディントンにとっては，フロイドの要求は，到底，受け入れられないものであって，それは，もし 2 名のニクソン指名者が加われば，ダグラス，ブレナン，スチュアート，マーシャル対ホワイト，バーガー，ブラックマンという 4 対 3 の票決による自分たちにとって好ましい結論が，5 対 4 の正反対の結論になってしまうことを他の多くの関係者と同様に，ウェディントンもまた予測していたからであった[72]。ロー・クラークの中には，フロイドの申立てが認められると思っ

---

（67） *See* GARROW, *supra* note 7, at 515–17; WEDDINGTON, *supra* note 17, at 102. ウェディントンが他の誰かに賭けるよりも自らに頼ることの覚悟を決めたのは，自分よりも長い時間をこの事件に費やした者は他に誰もいないこと，自分のジェンダーと若さは，合衆国最高裁の年配男性の裁判官たちの前にあって，利点となりうること，そして，メキシコでのかつての自分自身の中絶の経験によるものであった。*See id.* なお，ノーマ・マコーヴィーによれば，長らく音信の途絶えていたサラ・ウェディントンからも，突然，この件に関して，電話があり，マコーヴィーは，会ったこともないニュー・ヨークの男よりは，彼女が自分の事件の弁論をすることを承諾したという。*See* NORMA MCCORVEY, WITH ANDY MEISLER, I AM ROE: MY LIFE, *ROE V. WADE*, AND FREEDOM OF CHOICE 139, 148–49 (1994).

（68） 合衆国最高裁判所の判決は，1971 年 11 月 22 日に下された。*See* Reed v. Reed, 404 U.S. 71 (1971).

（69） 合衆国最高裁判所の判決は，1972 年 3 月 22 日に下された。*See* Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. 438 (1972). なお，同事件と合衆国最高裁の判決については，小竹・前掲注（4），161–65 頁，参照。

（70） *See* Mitchum v. Foster, 407 U.S. 225 (1972). なお，小竹・前掲注（4），147 頁も参照。

（71） *See* GARROW, *supra* note 7, at 520–21.

（72） *See id.* at 521. ウェディントンは，また，フロイドの申立ての論理は理解できるとしつつ，それは，現状を維持し，女性の合法的な中絶へのアクセスを依然として妨げる，引延し作戦に過ぎないと感じた。*See* WEDDINGTON, *supra* note 17, at 102–03.

た者もわずかにいたものの，合衆国最高裁は，その誘いに乗らなかった(73)。1971 年 12 月 7 日，合衆国最高裁は，1 名の反対意見もなく，フロイドの要求を斥けた(74)。この合衆国最高裁の行動は，一部には，驚きをもって受け止められたが，実際には，合衆国最高裁が，中絶法の憲法上の実体問題に達するために 2 つの上訴を用いるのではなく，管轄権の争点に基づいて，両事件を処理することをおそらく準備しているのであろうとする見解を強めることとなった(75)。

1971 年 12 月 6 日に，パウエルが 89 対 1 で，12 月 10 日には，レーンクィストが 68 対 26 で，それぞれ上院の承認を獲得したが，就任の宣誓を終えて，両裁判官が正式に合衆国最高裁に加わるのは，1972 年 1 月に入ってからのことであり，いずれにしても，12 月 13 日の Roe および Doe の口頭弁論は，7 名の裁判官で審理が行われることとなった(76)。マージー・ヘイムズはアトランタで，サラ・ウェディントンはオースティンで，それぞれ，口頭弁論に向けた最後の準備を重ね，ウェディントンは，ロー・スクールの模擬法廷で，かつての教授たち 6 名から質問攻めに合い，また，友人たちといくつかの予行練習を行った。その後，首都ワシントンでは，ヘイムズとウェディントンのために，シリル・ミーンズとハリエット・ピルペルがさらに別の模擬法廷を組織し，口頭弁論の前日には，サラとロン・ウェディントン，マージー・ヘイムズとその夫が夕食を共にし，その席で，2 名の弁護士は，意見を交換し，来るべき弁論で，どちらがそれぞれの要点を主張するかについての最終的な打ち合わせを行った。翌朝，サラとロン・ウェディントンは，午前 10 時の口頭弁論開始時刻の 1 時間以上も前に，リンダ・コーフィーとともに，合衆国最高裁の建物に到着した(77)。待合室にいる間，ウェディントンは，口頭弁論の出来によって勝つことはめったにないが，負けることはありうるとしばしば言われるが，それだけは避けたいと望んでいた(78)。

合衆国最高裁の法廷には，中絶法の廃止に向けた運動を支えてきた多くの活動家が出席していたが，両事件の原告たちのうち，マーサとデイヴィッドのキング夫妻を除いて，少なくとも，ノーマ・マコーヴィー，ジェイムズ・ヒューバート・ハルフォード医師，そして，サンドラ・ベンジングの姿は，法廷には見られなかった。ロイ・ルーカスは，ウェディントンとコーフィーに加わって，第 3 の弁護士として弁護人席に着き，他方，州側では，ジェイ・フロイドやクロフォード・マーティン州司法長官を初めとする面々がテキサス州から，ドロシー・ビーズリーとそのアシスタントがジョージア州から出席した。また，中絶反対派からは，デニス・ホーランがシカゴから訪れ，NRLC のアミカス・ブリーフを準備した，合衆国カトリック協議会（the United States

（73） *See* GARROW, *supra* note 7, at 521.

（74） *See* Roe v. Wade, 404 U.S. 981 (1971).

（75） *See* GARROW, *supra* note 7, at 521–22.

（76） *See id.* at 522. 実際には，両裁判官は，1972 年 1 月 7 日に加わった。*See id.* at 858 n.66.

（77） *See* GARROW, *supra* note 7, at 523; MILBAUER, IN COLLABORATION WITH OBRENTZ, *supra* note 22, at 53–54; WEDDINGTON, *supra* note 17, at 101, 106–08, 109–10.

（78） *See* WEDDINGTON, *supra* note 17, at 111.

Catholic Conference）のジェイムズ・マクヒュー（James McHugh）とアルフレッド・スキャンランも傍聴席に姿を見せた[79]。さらに，合衆国最高裁の裁判官のうちの5名の妻が，この歴史的な口頭弁論を傍聴するために法廷に立ち会った[80]。こうして，Roe および Doe の口頭弁論が，1971年12月13日，午前10時に，いよいよ始まることとなった[81]。

## 2　口頭弁論

両事件の口頭弁論は，長官のバーガーを中心に，左に向かって，ダグラス，スチュアート，マーシャルが，右に向かって，ブレナン，ホワイト，ブラックマンが着席する[82]中，まず，Roe v. Wade 事件の上訴人側弁護士，サラ・ウェディントンの弁論から始まった[83]。

ウェディントンは，Roe の一審判決を概観することから弁論を始めたが，すぐに，バーガーが最初の質問を行い，Vuitch は，本件で提起されている争点のいくつかを解決しているのかと尋ねた。ウェディントンは，Vuitch で争われたコロンビア特別区の法律と当該テキサス州法との異同を指摘した後，テキサス州の刑事最高上訴裁判所によって11月に下されたばかりの Thompson 判決に言及して，同判決では，漠然性の争点は斥けられていると述べた。また，ウェディントンは，テキサス州では，妊婦の生命を救うために中絶が必要かどうかを決定することができない限り，医師は，刑事制裁の対象になると述べた上で，上訴趣意書の添付書類に掲げた手

---

（79）　*See* Garrow, *supra* note 7, at 523–24; Weddington, *supra* note 17, at 113, 114.

（80）　*See* Milbauer, in Collaboration with Obrentz, *supra* note 22, at 54.

（81）　なお，この日は，合衆国最高裁で弁論を行う両事件のそれぞれの側の弁護士のうち，フロイドを除く，ウェディントン，ヘイムズ，ビーズリーの3名が女性ということから，合衆国最高裁の職員の間では「女性の日（Ladies' Day）」と呼ばれていた。*See* Weddington, *supra* note 17, at 107; Milbauer, in Collaboration with Obrentz, *supra* note 22, at 54; Faux, *supra* note, 14, at 248.

（82）　各裁判官は，長官を中心に，傍聴席から見て左右交互に，先任順に着席するのが慣例となっている。

（83）　以下の記述は，Finley, *supra* note 20, at 393–94; Hull & Hoffer, *supra* note 18, at 155–59; Garrow, *supra* note 7, at 524–26; Weddington, *supra* note 17, at 114–20; Epstein & Kobylka, *supra* note 14, at 179–82; Faux, *supra* note, 14, at 249–59; David M. O'Brien, Storm Center: The Supreme Court in American Politics 4–6 (11th ed. 2017); Woodward & Armstrong, *supra* note 14, at 165–67［邦訳，224–26頁］に拠る。なお，口頭弁論の内容を文字に書き起こしたものとして，*see* https://www.supremecourt.gov/pdfs/transcripts/1971/70-18_12-13-1971.pdf; *see also* Oral Argument, December 13, 1971, *reprinted in* Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States: Constitutional Law, vol. 75, *Roe v. Wade* (1973), *Mahan v. Howell* (1973), at 781–806 (Philip B. Kurland & Gerhard Casper eds., 1975); Transcript of Oral Arguments before the Supreme Court in *Roe v. Wade*, December 13, 1971, *reprinted in* 3 A Documentary History of the Legal Aspects of Abortion in the United States: *Roe v. Wade, supra* note 59, at 453–82. また，口頭弁論の音声については，*see* Oral Argument, Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (No. 70–18), *available at* https://archive.org/details/USSupremeCourtRoevWadeArgument; *see also* https://www.oyez.org/cases/1971/70-18. *Cf.* May It Please the Court: Arguments on Abortion (Stephanie Guitton & Peter Irons eds., 1995). 質問を行った裁判官名の特定は，出典に拠って異なる場合には，音声に依拠して判断した。

紙が示すように，地区検事は，連邦裁判所の違憲判決にもかかわらず，医師に対する訴追を継続することを主張していると指摘した。

ここで，スチュアートが口を挟み，憲法上の主張に進む前に，相当数の管轄権の問題が存在することに注意を促したが，ウェディントンは，当該州法の下では，女性が訴追されることはなく，女性たちが求めているのは，差止命令による救済であること，本件訴訟に参加した医師が求めている差止命令は，将来の訴追に向けられており，現在，州裁判所で進行中の当該医師に対する犯罪訴追を差止めようとするものではないことを説明し，さらに，原告の女性が出産を終えた以上，訴訟はもはやムートであるとの申立てに対しては，本件には，問題となっている利益の性質や本法によって個人の決定が弱められる程度，生じる侵害の類型，連邦裁判所だけが唯一の利用可能な裁判所であることといった点で，通常の事件には見られない特有の側面があると応答した。その上で，ウェディントンは，本件訴訟の核心を衝き，妊娠がもたらす女性に対する効果の問題に言及して，「女性にとって妊娠は，女性の人生をおそらく最も決定的にする特徴の一つ」であり，「妊娠は，女性の身体を崩壊させる。女性の教育を崩壊させる。女性の雇用を崩壊させる。そして，しばしば，女性の家族生活全体を崩壊させる」と述べるとともに，さらに，「女性に対する影響の故に，このことは，おそらく，基本的な権利がともかくも存在する限り，関係する女性にとって非常に基本的，根本的な関心事であるので，自己の妊娠を継続するか，終了させるかについては，女性が選択をなすことを許されるべき事柄である」と力説した。

このウェディントンの熱弁を受けて，スチュアートが，あなたは，今までのところ，本案に関して，この法律の重要な影響について話をしており，「この法律に反対する非常に雄弁な政策の議論を行っている」が，その主張は，合衆国憲法のどの規定に依拠するのか述べて欲しいと尋ねた。これに対して，ウェディントンは，一審判決が修正 9 条に依拠していたことを持ち出し，シリル・ミーンズの最新の論文(84) を引用して，合衆国憲法が採択された時点では，中絶に対するいかなるコモン・ロー上の禁止も存在していなかったと述べるとともに，Griswold 判決にも言及し，自分としては，修正 9 条が，自由が依拠する適切な場所であると思うが，生命，自由，幸福追求に対する個人の権利の下で，修正 14 条も等しく適切な場所であると考えると主張し(85)，「自由が意味ある限りにおいて，女性にとっての自由は，望まない妊娠を継続することを強いられることからの自由を意味する」と付け加えた。そこで，スチュアートが，改めて，修正 14 条のデュー・プロセス条項だけに単に依拠しているのかと尋ねたところ，ウェディントンは，「我々は，元々，デュー・プロセス条項，平等保護条項，修正 9 条，その他，様々なものを主張して，

---

（84） *See* Cyril C. Means, Jr., *The Phoenix of Abortional Freedom: Is a Penumbral or Ninth-Amendment Right about to Arise from the Nineteenth-century Legislative Ashes of a Fourteenth-century Common-law Liberty?,* 17 N.Y.L.F. 335 (1971).

（85） この発言は，ウェディントンの勘違いによるものであり，幸福追求に対する権利は，もちろん，修正 14 条ではなく，独立宣言に由来する。

この訴訟を提起した」と応じたが，それに対して，スチュアートが，「手に入れられうる他のどんなものも，ですね」と口を挟むと，傍聴席が笑い声に包まれた。ウェディントンは，笑いながら，「はい，その通りです」と答えたが，「合衆国憲法の目的全体を含むべく存在する半影があると当法廷が述べている限りにおいて，合衆国憲法の目的の一つは，自分自身の人生の道筋を決定する権利を個人に保障することであった」と述べて，ひとまず，その場を乗り切った。

ここで，ホワイトが，州が主張する利益は何か，この州法に関して，立法資料は何か存在しているかと質したが，ウェディントンはいいえと答え，さらに，ミーンズの論文に二度目の言及を行った。また，ホワイトが，当該制定法は，中絶が実施される妊娠期間に基づいて，何か区別を行っていないかと質問したのに対して，ここでも，ウェディントンはいいえと答えたが，重ねて，あなたは何も区別をつけないのかと問われると，ウェディントンは，当初は，期間の制限の問題は，厳密には，本法廷の下には出されていないと答えていたものの，最後には，「どう見ても，当該州が後期妊娠に全く利益を持たないと言うことには，はるかに多くの困難がある」と認めざるを得なかった。それは何故かとホワイトが問うと，ウェディントンは，「それは，憲法上のというよりも，より多くの反応が妊娠後期に対してはあるからだ」と答えたが，さらに，あなたが依拠する憲法上の権利は，出生の時点まで及ぶのかと問われたウェディントンは，ここで，ミーンズの論文に三度目の言及を行い，合衆国憲法が人に保護を付与するのは出生の時点であり，また，出生した人は市民であり，国勢調査条項は，出生した人の数を数えると述べて，あくまでも出生で線引きを行うことに固執した。

次いで，ダグラスが，管轄権の問題を蒸し返して，本件の争点は，差止命令を与えられるかどうかではないのかと尋ね，宣言的救済に加えて差止命令による救済が与えられる理由を問うたが，残りのかなりの時間を使って行われたその後のやりとりの中で，ウェディントンは，当該州の女性たちにとっては，宣言的救済だけでは十分ではなく，女性たちは，依然として，回復不能の権利侵害に服しており，適切な救済手段を有していないことを強調した。

最後に，ホワイトが，テキサス州法は，信託法，遺産や遺言，その他の法領域で，未出生の子に権利を与えていないのかと質問したのに対して，ウェディントンは，権利を与えられるのは，生きて生まれた場合だけであると応答し，様々な具体例を出しながら，未出生の子の権利の説明を行った(86)。ここで，ウェディントンの持ち時間が終了した(87)。

続いて演壇の前に進んだテキサス州のジェイ・フロイドは，「古臭い冗談ですが，一人の男性がこのような二人の美しいご婦人と言い争うときには，ご婦人方が議論に勝つでしょう」と述べ

---

（86） ウェディントンは，口頭弁論からわずか 2 週間前に報じられたアイオワ州の事件についても触れたが，これは，父親の葬儀のためにアイオワ州に出かけていた，友人のヴァージニア・ホワイトヒル（Virginia Whitehill）からもたらされた情報によるものであった。*See* Faux, *supra* note, 14, at 254.

（87） 以上のウェディントンの弁論は，しっかりした声で，自信に満ちたように聞こえ，また，よどみなく，歯切れの良いものであった。*See* Finley, *supra* note 20, at 394; GARROW, *supra* note 7, at 524, 526.

て弁論を開始した(88)が，法廷は，フロイドの予期に反して，静まり返ったままだった。本論に進んで，フロイドは，Mary と John Doe は当該テキサス州法を争う当事者適格を欠くこと，Jane Roe の主張はムートであることを主張したが，即座に，スチュアートがムートの主張に異を唱え，Roe の申立ては，クラス・アクションであり，「我々は，テキサス州には未婚の妊娠した女性がいつでも存在するという事実を裁判所に顕著なものと認めることがほとんどできる」と反論した。しかし，なおも，フロイドがムートネスの主張を続けると，スチュアートは，「テキサス州の妊娠した女性がこの憲法上の主張を裁判所に考慮してもらうのに，一体，どのような手続をあなたは示唆するのか」と問うた。フロイドは，妊婦に対する司法的救済を一律に否定して，「妊娠する時よりも前に，自らの選択をなすものと考える」と答え，続けて，「妊娠は，その選択を終わらせるものと考える」と述べたが，ここで，すかさず，スチュアートが，「おそらく，テキサス州に住むと決める時に，その女性は選択をなすのですね」と応じると，傍聴席が爆笑の渦に包まれた。フロイドは，これを遮るように，「続けても構いませんか」と口を挟み，「引っ越すのに制限はありませんよね」と付け加えてから(89)，ハルフォード医師の当事者適格の問題を取り上げて，これを否定した。さらに，フロイドが，当法廷は，宣言的救済の問題と差止命令による救済の問題を区別することができ，いったん宣言的救済についての上訴を認めたら，合衆国最高裁は，その裁量を行使して，差止命令による救済が適切かどうかを決定することができると主張すると，上訴管轄権の問題とも絡めて，フロイドと複数の裁判官との間で，しばらくやり取りが続いた。

次いで，マーシャルが，当該州法に対してテキサス州が持つ利益は何かと尋ねたが，フロイドは，Thompson 判決を引用して，同判決は，胎児の生命の保護を挙げていると答えたものの，それが同法の元々の意図であったのか否かについては，全く見当がつかないと自ら進んで打ち明けた。この答えに納得せず，テキサス州は自己堕胎を行う女性を処罰しようとしていないではないかとスチュアートに問われたフロイドは，ここでも，その理由をわからないと述べたが，スチュアートが，この種の憲法に関する事件においては，州の主張する利益を正確に特定することが決定的に重要であると主張すると，フロイドは，元々の目的と現在の主要な目的は同じであるのかもしれないとして，母体の保護に言及した。もっとも，この点に関するフロイドの答えは定まらず，当該州法が最初に制定されたときですら，未出生の胎児への何らかの関心が存在したと個人的には考えるとフロイドは付け加えた。

---

（88） 明らかに，この性差別主義的発言は，法廷という場にそぐわない不適切なものであり，後に，マージー・ヘイムズは，「バーガーが裁判官席からフロイドの所に降りて来るかと思った。バーガーは，フロイドをにらみつけた。フロイドは，この発言が法廷では不適切であったということをすぐに理解した」と述べている。*See* Garrow, *supra* note 7, at 526.

（89） フロイドの主観的意図はともかく，この発言は，Roe を初めとする多くの貧困な女性が中絶を受けるために州外に出かける余裕がないことを暗に揶揄するものとなっている。*See* Hull & Hoffer, *supra* note 18, at 158.

さらに，議論が未出生者の権利の問題に及び，胎児はいつ権利を持つのかについてマーシャルから問われたフロイドは，いつでもと答え，州法では区別をつけておらず，我々は，受精の瞬間から生命が存在すると主張していると述べたが，それを支える科学的データの有無を問われると，フロイドは，我々は，上訴趣意書の中では，受胎後，約7日から9日の，人間の胎芽の発達で始めていると答えた。マーシャルが，「それでは，6日ではどうですか」と尋ねると，フロイドは，「わかりません」と答えざるを得なかったが，「しかし，当該制定法は，1時間までずっと遡るのではないですか」と重ねて尋ねられたフロイドが，「この領域には，答弁できない質問がある」と答えると，傍聴席から大きな笑い声が生じた。その後，二人のやり取りが，「お察しします，よくわかりますよ」，「これは，こちらの稚拙な陳述です」，「質問を撤回します」，「ありがとうございます」と続くと，再び，傍聴席は，笑い声に包まれた。

次いで，フロイドは，上訴人の主張する憲法上の権利について反論を加え，さらに，合衆国憲法の中では，出生，避妊または中絶について，何も語られておらず，また，女性が選択を持つのは，妊娠する時までであると最初の発言を繰り返すと，スチュアートが口を挟み，テキサス州には，強姦の場合の除外規定が認められていないことに言及して，「そのような女性は，選択を持たなかったのでしょうね」と皮肉交じりに述べた。これに対して，フロイドは，強姦の場合には，法律には規定が存在しないものの，そのような場合には，中絶処置が受けられることを説明し，最後に，中絶に関する問題は，州議会が適切に取り組むことができる政策の問題であると述べるとともに，未出生者や，場合によっては父親にも，考慮がなされるべきであると述べて，テキサス州側の弁論を終了した(90)。その後，ウェディントンが一言だけ付け加えて，Roe v. Wade の口頭弁論は終了した。

引き続き，法廷では，弁護士たちが場所を替わるための一瞬の休止があっただけで，Doe v. Bolton の口頭弁論に直ちに進んだ(91)。マージー・ヘイムズによる，Mary Doe の立場と Doe 事件の下級審の記録についての叙述は，順調に進み，ここで，ヘイムズは，「本件の我々の上訴は，合衆国地裁によって現在も有効とされたままになっている手続要件に主として向けられている」ことを強調し，とりわけ，各医師が認めた中絶が，他の2名の医師の是認と，3名からなる病院委員会の承認を受けなければならないとしているジョージア州法の要件に攻撃の矛先を向けた。また，ヘイムズは，ジョージア州の改正中絶法が胎児の治療的中絶を明示的に認めている以上，

---

（90） 以上のフロイドの弁論は，取り扱いたいと望んでいた論点のあらましは，詳細に準備してきていたものの，ウェディントンとは対照的に，ゆっくりとした，しばしば，言葉がつかえるものであった。*See* Garrow, *supra* note 7, at 526.

（91） 以下の記述は，Finley, *supra* note 20, at 394–95; Hull & Hoffer, *supra* note 18, at 159; Garrow, *supra* note 7, at 526–27; Woodward & Armstrong, *supra* note 14, at 167［邦訳，226頁］に拠る。なお，口頭弁論の内容を文字に書き起こしたものとして，*see* https://www.supremecourt.gov/pdfs/transcripts/1971/70-40_12-13-1971.pdf. また，口頭弁論の音声については，*see* https://www.oyez.org/cases/1971/70-40.

胎児を保護する，やむにやまれぬ州の利益のいかなる主張も維持することはできないと主張するとともに，「我々の主張は，下級審によって現在も有効なまま存在している手続要件が，望まない妊娠を終了させる権利を事実上消滅させるように巧みに扱っているということである」と述べ，「これらの手続は，Mary Doe や，彼女のような他の女性に対して，Doe の第一審の合議法廷がジョージア州改正法に反対する基本的な判示の中で明らかに認めたところの，修正 14 条のデュー・プロセス上の自由の権利を否定するほど，厄介で，高くつき，時間がかかる」と主張した。

続いて，ジョージア州を代表して，ドロシー・ビーズリーが，正午の昼食休みの直前に弁論を始めた。ビーズリーは，Doe のまさに争点は，胎児の生命に置かれるべきとされる価値であると述べることで弁論を始め，かなりの注意を胎児の問題に向けるとともに，Griswold の争点に真正面から取り組み，「人は，疑いなく，一人で放っておかれる権利を持つが，それは，他の者が関わるとき，または，他の人間存在が関わるときには，そうではない」と主張した。昼食休憩後に，ダグラスが，Doe は，もはや現実の争訟を提起していないとのビーズリーの主張について質した(92)。最後に，ヘイムズが，残された 1 分を使って，シリル・ミーンズの新しい論文に目を通すよう裁判官たちに推奨し，最後に，「Griswold で明確に述べられたように，プライバシーの権利が，もちろん，我々の基本的な拠り所だ」と結んで，Doe v. Bolton の口頭弁論は終わった。

両事件の口頭弁論終了後，Roe および Doe の弁護士たちは，自分たちの弁論に概して満足し，大きな障害もなく弁論をやり遂げたことに安心した。傍聴していた彼女たちの多くの仲間は，フロイドの弁論の紛れもない出来の悪さのせいで，Roe および Doe の原告の方がより良い弁論を行ったと考えたが，内々に，ビーズリーが 4 名の中で，おそらく最も印象の強い弁論を行ったと認めた者もいた。ウェディントン自身は，ダグラスとスチュアートだけがほとんど確実な賛成票であるとみなしたい気がしていたが，多くの傍聴人は，それぞれの中絶法を違憲とすることに賛成する多数派が果たして存在するのかどうかについて，少しも確信が持てなかった。他方，ロイ・ルーカスは，2 つの事件が合衆国第 5 巡回区控訴裁判所に差戻される可能性がより高いのではないかとの見通しを持った(93)。

その晩，ヘイムズ夫妻は，滞在先のホテルで，Roe および Doe の支援者の歓迎会を開き，他

---

(92) 以上のビーズリーの弁論は，よく響く，甲高い声で進められたが，そのことは，エネルギーに満ちた，理路整然とした雰囲気をもたらし，既に弁論を終えた 3 名の誰よりも光彩を放っていた。*See* GARROW, *supra* note 7, at 527.

(93) *See* GARROW, *supra* note 7, at 527–28; *see also* WEDDINGTON, *supra* note 17, at 121. なお，Roe の弁論につき，*see* EPSTEIN & KOBYLKA, *supra* note 14, at 182（「全般的に見て，どちらの弁護士も口頭弁論を支配することはなかった。フロイドの準備不足，不正確な応答，『稚拙な陳述』のせいで，フロイドの弁論は劣っていたが，ウェディントンは，憲法の法律家というよりは政策の主張者のように行動した。」）; Faux, *supra* note, 14, at 259（「フロイドは，すべての時間，守勢にまわり，主導権を握ることが決してできず，ウェディントンの弁論中に，いくつかの点で，主導権がウェディントンにあったと感じていた。」）; WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 167［邦訳，226 頁］（「合衆国最高裁での経験則によれば，口頭弁論はめったに勝訴をもたらさないが，敗訴することは時折ある。テキサス州

方，ウェディントン夫妻は，John と Mary Doe こと，マーシャとデイヴィッド・キング夫妻を初め，ヴァージニア・ホワイトヒル，ジェーン・ホジソン医師，シリル・ミーンズ，マディスン研究所の夏の同僚の何人かとともに，ルース・バウアーズ（Ruth Bowers）の主催したステーキ専門店での晩餐会に招かれた。しかし，ロイ・ルーカスの姿は，招待客の中にはなかった(94)。

## 3　合衆国最高裁内部

### (1)　裁判官会議(95)

口頭弁論後の裁判官会議は，通常の金曜日ではなく，12 月 16 日の木曜日に開かれた(96)。最初

---

司法長官は，事案が管轄権の問題に関して下されるという事実がなかったのであれば，自分の立場を疑いなく損ねていたであろう。」［但し，訳は邦訳に拠っていない］）．*See also* TINSLEY E. YARBROUGH, HARRY A. BLACKMUN: THE OUTSIDER JUSTICE 213 (2008)（口頭弁論中，ブラックマンは，自分のメモの中で，ウェディントンに「C＋」をつけ，次いで，ウェディントンを「大柄で，ブロンドの髪の，かなりかわいい，ふくよかな」と描写した。）．

(94)　*See* GARROW, *supra* note 7, at 528; WEDDINGTON, *supra* note 17, at 121.

(95)　以下の裁判官会議の内容は，ダグラス，ブレナンの残した文書に依拠し，併せて，BERNARD SCHWARTZ, THE ASCENT OF PRAGMATISM: THE BURGER COURT IN ACTION 298–99 (1990); BERNARD SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT 84–86 (1990); DAVID M. O'BRIEN, STORM CENTER: THE SUPREME COURT IN AMERICAN POLITICS 28–29 (1st ed. 1986); JAMES F. SIMON, INDEPENDENT JOURNEY: THE LIFE OF WILLIAM O. DOUGLAS 438 (1980); WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 169–70［邦訳，228–30 頁］を参照する，GARROW, *supra,* at 528–32 を拠り所とする（但し，「ブレナンの訴訟事件一覧表の用紙には，Roe および Doe の討論に関する票数は全く含まれていない。マーシャルのその他の点では大部の最高裁文書の中には，1971 年度開廷期の会議メモまたは訴訟事件一覧表の頁が全く現れていない。」（*id.* at 860 n.73）．また，バーガーは，Roe および Doe のメモや，その他の資料の公開を拒否している（*id.* at 866 n.99）．）．なお，この時の裁判官会議の様子は，2004 年に公開されたブラックマンの文書に主に依拠する，LINDA GREENHOUSE, BECOMING JUSTICE BLACKMUN: HARRY BLACKMAN'S SUPREME COURT JOURNEY 80–82 (2005)（但し，「裁判官たちの文書やロー・クラークの回想に基づく数多くの公表された説明は，非公開の会議でまさに何が生じたかについての重要な曖昧さを解決していない。ブラックマンのその議論についての意味不明のノートもまた曖昧さを免れない。というのも，一つには，ブラックマンは自分自身の発言について記録していなかったからである。」（*id.* at 80））; EARL M. MALTZ, THE COMING OF THE NIXON COURT: THE 1972 TERM AND THE TRANSFORMATION OF CONSTITUTIONAL LAW 179–80 (2016) にも幾分異なったニュアンスで描かれている。*See infra* notes 97 & 98. さらに，ブラックマン自身も，Roe および Doe 判決や判決の前後の情況について，後年，自らの観点からする発言を行っている。*See* The Justice Harry A. Blackmun Oral History Project: Interviews with Justice Blackmun, conducted by Professor Harold Hongju Koh, Yale law School (Transcript of a series of interviews recorded at the U.S. Supreme Court and the Federal Judicial Center between July 6, and Dec. 13, 1995), available at https://memory.loc.gov/diglib/blackmun-public/page.html?FOLDERID=D0901&SERIESID=D09 [hereinafter Oral History]（裁判官職を退く直前の 1994 年 7 月 6 日から 1995 年 12 月 13 日までの間に行われた，自らの 1981 年度開廷期のロー・クラークであったハロルド・ホンジュー・コウ（Harold Hongju Koh）との 38 時間に及ぶヴィデオ撮影されたインタヴューの写し）．その間の事情については，*see* Harold Hongju Koh, *Unveiling Justice Blackmun,* 72 BROOK. L. REV. 9 (2006).

(96)　*See* GARROW, *supra* note 7, at 528.　ダグラスの旅行の予定が会議を一日早めたという。*See* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 169［邦訳，228 頁］.

に，Roe v. Wade からバーガー長官は評議を始め，原告たちの状況と 1 審判決を要約した後，Younger v. Harris はハルフォード医師に関する連邦裁判所による救済を禁じていること，三名合議法廷が Doe 夫妻は当事者適格なしと判断したことは正しかったこと，Jane Roe は確かに当事者適格があり，それは，ウェディントンが口頭弁論で強調した通り，「彼女が訴追されることはありえず，また，州はいかなる救済も与えなかった」し，「ムートネスによって当事者適格を失ってもいなかった」からであり，さらに，スチュアートが口頭弁論で述べたように，Jane Roe が代表している女性のクラスは，現在望まない妊娠をしている女性を疑いなく含んでいるからであると述べた。そして，バーガーは，ダラスの合議法廷が出した「差止命令のない宣言的判決は，単なる勧告的意見に等しいものである」とし，Jane Roe は，当該テキサス州法が確かに違憲であるならば，差止命令の資格を与えられると述べた上で，「本件における衡量は，胎児の生命を保護する州の利益と子を持たない女性の利益との間にある」と説明した。もっとも，バーガーは，Jane Roe のような未婚の女性は，「既婚女性も代表している」のかと問い，もしそうであるならば，「夫が同意するつもりがない」情況下では，「夫の利益については，どうなのか」と疑問を呈した。結局のところ，バーガーは，テキサス州法は「確かに古風で，時代遅れ」であるが，漠然不明確でもそれ以外に違憲であるとも見ることはできないと述べた。

次いで，ダグラスが直ちにバーガーに異を唱え，テキサス州法は違憲であって，中絶は「基本的には医学上，精神医学上の問題」であると主張した。ダグラスは，Vuitch におけるスチュアートの議論に従って，「免許を受けた医師に誠実な中絶に関する免責を与えることがない限り」，テキサス州法は，受け入れられないほど漠然不明確であり，Roe のすべての原告は当事者適格を持ち，Younger v. Harris は，Roe における判決にとって何の障害にもならないと述べた。

ブレナンは，ダグラスに基本的に同意し，Jane Roe その他の原告はすべて当事者適格を持つこと，テキサス州法は明らかに論拠が薄弱であり，それは，12 歳の女性または強姦された女性にさえ中絶を認めないからであるとし，自分としては，当該制定法は受け入れられないほど漠然不明確であると判示するつもりであり，Doe 夫妻の当事者適格に関する点を除いて，ダラスの合議法廷の判決を支持すると述べた。

次いで，スチュアートが，Doe 夫妻もハルフォード医師も当事者適格を持つことに同意したいが，「もし［その］未婚の少女が本案に関する判断を得る当事者適格を持つことに我々が同意するのであれば」，これらの争点が議論を混乱させるべきではないと述べた。そして，「彼女は明らかに当事者適格を持つ」とし，また，ダラスの合議法廷が宣言的判決を出したものの差止命令は出さなかったことは正しかったと述べた。さらに，スチュアートは，本案に関してはダグラスに同意するとし，もちろん州は，少なくとも中絶が医師によって行われるべきことを要求する程度にまで立法をすることができ，また，「妊娠の一定期間」より後では，女性は中絶をなしえないと述べた。

ホワイトは，すべての予備的問題について，スチュアートに同意するとしたものの，本案に関

しては別の見解を採り，原告たちが「我々に述べてもらいたいことは，修正 9 条のプライバシーの議論の下で，健康の理由づけとは離れて，子を取り除く選択を女性が持つということ」であり，こうして，真の問題は，「母の欲求に対抗するものとして，自らの中に生命を持つ胎児を保護するポリス・パワーを［当該］州は持つのか」ということであると述べた。そして，ホワイトは，「［その］本案に関しては，自分の中では解決していない」とし，スチュアートに対して，「州はこの領域で立法することができ，医師だけがこれを行うことができると彼らは要求できる」と念押しするよう促した。

マーシャルは，ダグラスとブレナンに同意したものの，「時間の問題が気にかかる」と述べた。「受胎後の週に［当該］州がどんな利益を中絶に持つのかはわからない」が，「もし胎児が呼吸し始めたら，胎児を殺すことは殺人である」のだから，「一定の段階」より後に，なぜ州が中絶を禁止することができないのだろうかとマーシャルは述べた。マーシャルは，自分が憲法上，彼女たちの決定を修正 14 条の自由に根拠づけるのは，「『自由』は，あなたの身体に何かをなさしめるほとんどどんな権利にも及ぶ」からであると主張した。

ブラックマンは，Jane Roe は当事者適格を持つので，その夫婦や医師に合衆国最高裁は関わる必要はないと述べた。本案に関しては，中心的な問題は，「州は適切にすべての中絶を違法にすることができるのか」ということであり，受胎以降に，胎児の「生命」が存在するのだとの命題を受け入れるのであれば，「州は違法化できる」との「説得力のある議論」をなしうるであろうとブラックマンは述べた。もっとも，ブラックマンは，「対抗する利益が存在する」とし，それは，「生命に対する，そして，精神的身体的健康に対する母の権利，強姦の場合の両親の権利，近親相姦の場合の州［の権利］」であるとし，また，マーシャルとは異なり，「あなたの好きなように自分の身体を扱う絶対的な権利は存在しない」と主張した。そして，Jane Roe は，本件において修正 14 条の権利を確かに持ち，それに加えて，当該テキサス州法は，「医師を十分に保護するまでには至っていない」。同法は，Roe の修正 9 条の権利も侵害し，ダラスの合議法廷の宣言的判決を是認するだけでなく，当該テキサス州法に対する「差止命令を与えることまでもすることができる」とブラックマンは述べた。最後に，ブラックマンは，当該テキサス州法とジョージア州法は，はっきりとした対照をなしており，ジョージア州法がアトランタの合議法廷による判決で「破壊される」までは，「立派な法律」をジョージア州は有していたと発言した。

続いて，バーガーは，直ちに Doe v. Bolton の評議に入った。バーガーは，Mary Doe は確かに当事者適格を持つと考えるが，アトランタの合議法廷がジョージア州改正法を「切り刻んだ」やり方には同意できないと述べた。バーガーによれば，ジョージア州は，「何らかの段階で，胎児の生命を保護する義務」を持つが，アトランタの合議法廷は，1968 年法を切断する明確な理由を与えておらず，要するに，自分は，ジョージア州法が合憲であると判示するつもりだとバーガーは述べた。

ダグラスは，「この法律はテキサス州法よりもはるかに優れている」ことを認めたものの，

Doe の非常に短縮された記録に照らすと，我々は，「この法律がどのように機能するのかを知ることがない」と強調した。「この法律は，中絶をできる余裕のある人々の側にのみ偏っているのか，貧困な者はどうなのか」。結論として，ダグラスは，ジョージア州法が実際に差別的であるかどうかについての詳細な証拠審理を行うために，Doe を 3 名合議法廷に差戻すことを自分は望むと発言した。ここで，マーシャルが，ジョージア州法のような法律は，都会の人口密集地ではうまくいくかもしれないが，「黒人の医師が一人もいない」田舎では，ダグラスの懸念は正しいと口をはさんだ。

次に，ブレナンが発言し，自分はアトランタの判決を是認する投票をするとし，また，ジョージア州の病院委員会による承認要件はあまりにも制限的であるから無効とすることにまで踏み込みたいと述べた。しかし，ブレナンは，女性の修正 9 条の権利が絶対的かどうかについての争点には達するつもりがないと付け加えた。

スチュアートは，ブレナンに完全に同意するとだけ簡潔に発言した。

ホワイトは，Doe は「難解な事案」ではあるが，「州は未出生の子を保護する権限を持つ」と意見を述べ，ジョージア州法が当該女性に負担となっていないことは明らかであり，なんとなれば，Mary Doe は，自己の中絶の要求がアトランタの医師たちによって審査されることには何も困難がなかったからだと主張した。そして，「中絶を違法と宣言する権限」を州は確かに有しているという事実に照らすと，ジョージア州は「本件で正しい衡量を行った」と思うとし，それ故，3 名合議法廷の判決を破棄する投票をするつもりだとホワイトは述べた。

マーシャルは，自分の見解はダグラスとブレナンの間のどこかにあり，原判決を是認すると簡潔に述べた。

最後に発言したブラックマンは，「医学的にこの法律は完全に機能しうる」と述べた上で，医師の原告は，Mary Doe と同じく，同法を争う当事者適格を持つが，ジョージア州の居住要件も病院承認要件も，実際には医師を困らせないと思うと主張した。いくつかの症例は「境界線」上にあり，医師はそのような審査委員会が与える「保証」を欲するとブラックマンは発言した。ブラックマンは続けて，自分が確かめたいと思うのは，「対立している，胎児の生命の利益と母の健康と幸福の利益を承認する意見」であり，ジョージア州法は「公平な衡量を行っている」が，自分もまた，ダグラスが触れた点に関する事実認定を見てみたいと述べた。さらに，ブラックマンは，自分は「精神医学の人々に好意的」であり，合衆国最高裁は，ジョージア州のような法律がどのように機能すべきかの「基準を提供するよう試みるべきである」と説明した。結論として，ブラックマンは，自分は，「いくつかの基準を描写することを全くいとわないし，どのように同法が機能するのか」，とりわけ，ジョージア州法が「貧困な者を差別することによって平等保護を否定する」ことが本当なのかどうかについて，「下級裁判所の認定のために差戻したい気にすっかりなっている」と述べた。ここで，ホワイトが話に加わり，いくつかの医療サーヴィスの付与に関して，平等保護は確かに真の争点であるとし，そのような審理のために差戻してもかまわな

いが，自分は，平等保護が本件で実際に争点として存在していることには確信が持てないと意見を述べた。

以上の評議の結果をまとめれば，Roe v. Wade の方が Doe v. Bolton よりもはるかに明確であり，ブレナンの記録では，Roe は，6 対 1 で原判決を是認し，Doe については，疑問符が走り書きされていた。しかし，Roe については，実際の不一致は 5 対 2 であり，ダラスの合議法廷による宣言的判決を覆すことに賛成したのは，ホワイトと幾分曖昧なバーガーの 2 名であることは，ブレナンのメモとダグラスのメモにより明らかであった(97)。他方，Doe については，最終的な結果は分類が困難であり，地裁の宣言的判決を是認するブレナン，スチュアート，マーシャルの 3 票と，破棄を主張するバーガーとホワイトの 2 票がはっきりと存在したが，ダグラスとブラックマンは，より詳細な記録をもたらすことができるよう事件を差戻すことに賛成したように思われた(98)。

---

(97) *See* GARROW, *supra* note 7, at 531–32; *but see* YARBROUGH, *supra* note 93, at 214（ブレナンのメモに依拠しつつ，「バーガーとホワイト，そして，おそらくはブラックマンだけが反対であったように見えた」とする）. *See also* GREENHOUSE, *supra* note 95, at 80–81（「ブラックマンの記録は，テキサス州法が何らかの理由で違憲であったとの 7 名すべての裁判官の間での合意を示している」とした上で，Roe の評議の内容を再現する）; MALTZ, *supra* note 95, at 179（「7 名のうち 5 名の裁判官が Roe で争点となったテキサス州法は違憲と判示されるべきだとの意見を述べたが，バーガー長官の見解は幾分曖昧だった。ホワイト裁判官のみが正反対の意見をとっているように見えたが，そのホワイトも決して確固とした信念を持っていたようには思われなかった」とする）.

(98) *See* GARROW, *supra* note 7, at 532. ブラックマン自身は，多数意見の側に投票したと後に語っている。*See* JAMES F. SIMON, THE CENTER HOLDS: THE POWER STRUGGLE INSIDE THE REHNQUIST COURT 93 (1995)（1991 年 5 月 7 日の著者とのインタヴューに拠る）. また，自分の立場に確信があったように思われたのは，ダグラス，ブレナン，ホワイト，そして，いささかはっきりしなかったものの，おそらくはマーシャルだけだったとする。*See* Oral History, *supra* note 95, at 489 (June 20, 1995). なお，ダグラス，ブレナン文書に依拠する GARROW による本文の描写に加えて，ブラックマン文書を参照する MALTZ, *supra* note 95, at 179–80 (footnotes omitted) による Doe の評議についての再現は，以下の通りである。

「Doe を取り巻く議論は，より複雑な力学を見せた。驚くには当たらないことだが，ホワイトは，ジョージア州法に対する異議申立てを斥けたであろう。しかしながら，Roe における場合とは異なり，Doe において，ホワイトは，この結論を少なくとも暫定的にバーガー長官と共にされ，そのバーガーは，『当該州法を合憲と判示したい』と述べた。

これに対して，ブレナンとマーシャルが，どちらの州法も違憲であることに納得したことは明らかだった。ブレナンは，ジョージア州法の手続要件は，『主治医による誠実な決定を覆す』と文句を言った。加えて，両名は，ともに，当該制定法は，田舎の地域に住み，同法が中絶の実施を認める唯一の施設に旅行することができないかもしれない貧しい女性に対して，違憲なほど差別を行うものだと主張した。

スチュアートもまた，ジョージア州法を違憲とする投票をした。Griswold での立場を考えると，スチュアートは，中絶の制限を支持する投票をするのではないかと予測した向きもあったかもしれない。しかしながら，最終的に，スチュアートは，Griswold は『結婚と家族生活の事柄における個人の選択の自由が修正 14 条のデュー・プロセス条項によって保護される自由の一つである』との命題をはっきりと打ち出していたと主張し，Roe および Doe において争点となっている州法は，その自由を侵害す

### (2) その後のやり取り(99)

12 月 16 日の午後遅く，裁判官会議から戻ったダグラスは，いつものように自分の 3 名のロー・クラークと談笑しながら，中絶事件の評議と，Roe と Doe についてのブラックマンの発言に嬉しい驚きを覚えたことを振り返った。それより前に，ブラックマンのロー・クラークと言葉を交わし，その会話から，ブラックマンが Roe と Doe についての意見を非常に書きたがっていたとの明らかな印象を持っていたダグラスのロー・クラークが，その情報をダグラスに伝えると，ダグラスは，ますます自分が Roe の割り当てをしたいという気持ちを強めた。実は，ダグラスは，既にスチュアートに，バーガーとのブラックマンの意見の相違の重要性を認めて，Roe をブラックマンに割り当てたいと語っていたのだった。しかし，ダグラスは，翌 12 月 17 日，裁判官会議での自分自身の発言にもかかわらず，Roe を Doe と並んでブラックマンに割り当てることを引き受けるバーガーの割り当てリストを見て，無礼にも程があると驚いた。ダグラスは，多数派の中で最先任の裁判官である自分ではなく，少数意見の長官が Roe と Doe を割り当てる責任を負うとしたことに立腹した。Roe をブラックマンに割り当てることは，ダグラス自身が望んでいたことであったが，少なくともダグラスの考えでは，Doe ではブラックマンは少数派の側にあったから，Doe をブラックマンに割り当てるバーガーの厚かましさは，はるかに問題が大きかった。自分自身のメモをさして入念に振り返ることなく評議の様子を再考し，ダグラスは，評議では，バーガー，ホワイト，ブラックマンが少数派の，明らかな 4 対 3 の分裂が生じていたと確信した。「要約すると，WOB, WJB, PS & TM は，すべての中絶が一人の免許を受けた医師によって行われるべきであることを州中絶法は要求できること，女性の精神問題が，健康問題とともに考慮されなければならないこと，そして，何らかの期間が，胎児の生命を保護して規定されなけ

---

ることによって合衆国憲法に違反すると主張する意見を申し立てた。

ブレナン，マーシャルと同様の懸念のいくつかを表明したにもかかわらず，ダグラスとブラックマンは，Doe の適切な処理についてはより確信がないことを表明した。ダグラスは，ジョージア州法を『厄介な』と述べながらも，『テキサスよりも良い法律だ』と特徴づけた。ブラックマンは，当初は，ジョージア州法を無効とすることにさらにより躊躇しているように思われ，評議よりも前に，同法は『かなり良いものであり，主張されている利益のバランスをうまくとっている』との意見を私的に表明していた。ダグラスとブラックマンは，その法律が実際にどのように機能しているのかについての事実認定のために，合衆国最高裁が Doe を地裁に送り返すかもしれない可能性に言及した。」

*See also* GREENHOUSE, *supra* note 95, at 81, 82（同じくブラックマン文書に依拠して Doe の評議を再現する）. *Cf.* GREENHOUSE, *supra,* at 81–82（Doe の口頭弁論のために，ブラックマンおよび彼のロー・クラーク（ジョージ・T・フランプトン（George T. Frampton））が準備したメモの内容を明らかにする）.

(99) 以下の叙述は，GARROW, *supra* note 7 および同書が掲げる文献を基本として，再構成したものである。なお，同書の刊行後に公開された資料を参照する文献を用いた箇所については，その旨，明示する。このほか，第一ラウンド全般については，*see also* PHILLIP J. COOPER, BATTLES ON THE BENCH: CONFLICT INSIDE THE SUPREME COURT 45–46 (1995)（ダグラスおよびブレナンの文書に拠る）.

ればならないことに同意している」とダグラスは殴り書きした(100)。

12月18日の土曜日に，ダグラスは，Doe v. Bolton をめぐる金曜日のリストについて，バーガーへのメモを口述させた。「長官殿」から始まるメモは，以下のように記されていた。「本件のあなたの割り当てに関して私のメモが示しているのは，ジョージア州法の一部を違憲と判示し，例えば，平等保護に関してさらなる事実認定のために差戻す4票が存在したということです。その4名とは，ビル・ブレナン，ポッター・スチュアート，サーグット・マーシャル，そして私でした。」「同法を書かれたまま支持する3名が存在し，それは，あなたとバイロン・ホワイト，ハリー・ブラックマンでした。」「それ故，私は思うのですが，今後の時間と手間を節約するために，3名のうちの1人ではなく4名のうちの1人がその意見を書くべきです。」ダグラスは，標準的な最高裁の慣行に従って，自分のメモの写しを他のすべての裁判官に送った(101)。

12月20日月曜日，バーガーが返信を同じように送った。「議論の最後に，私が会議に対して発言したことは，ジョージア州とテキサス州のどちらの事件でも，投票の正確な反映を示す十分な柱が文字通りなかったということです。それ故，私は，いかなる投票も書き留めず，本件は，起草されたときに，その起草と運命を共にしなければならない事件であると述べました。それが，依然として，これらの2つの……微妙な事件をどのように扱うかについての私の見解ですが，もう一言付け加えるならば，これらの事件は，再口頭弁論の蓋然性が非常に高いものです。」「しかしながら，私は，……他の人の起草を制止するいかなる欲求も抱いておりません。」このバーガーの応答によって，Doe と Roe がブラックマンに割り当てられることが望ましいかどうかについての意見の交換が終わった。ブラックマンは割り当てを受け入れ，2つの事件について意見の起草に取りかかり始めたが，同僚たちの中で，ブラックマンがドラフトを少なくとも数か月で回付

---

(100) *See* GARROW, *supra* note 7, at 532–33. *See also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 170–71［邦訳，230–32頁］. なお，ブラックマンは，バーガーの割り当てを，多数意見の起草ではなく中絶事件における争点を論じるメモランダムを作成することだと理解したと後に述べている。*See* SIMON, *supra* note 98, at 93（「Roe の会議を取り巻く混乱は，バーガー・コート時代に広がっていた問題を不幸にも示したもの」であり，「私たちが Roe で最後に分かったことは，バーガー長官の時代にその種の情況にしばしばそのように対処したように，私たちの一人がメモを作ることを割り当てられたということであって，私はそう受けとめた。」「メモを作ることは本格的な意見を作成することと同じくらい努力を要し，時間の投資を必要とするので，私たちは誰もこのやり方を決して好まなかった。」（1991年5月7日の著者とのインタヴューに拠る）); *see also* Oral History, *supra* note 95, at 195 (June 2, 1995), 489 (June 20, 1995). また，両事件を割り当てられた直後にブラックマンが行ったメイヨー・クリニック図書館への資料調査の問い合わせと，夕食の席で自分の妻と娘たち3姉妹に対して中絶についての各自の意見を尋ねた様子については，*See* GREENHOUSE, *supra* note 95, at 82–83. *See also* Nan D. Hunter, *Justice Blackmun, Abortion, and the Myth of Medical Independence,* 72 BROOK. L. REV. 147, 176 n.205 (2006).

(101) *See* GARROW, *supra* note 7, at 533–34; THE DOUGLAS LETTERS: SELECTIONS FROM THE PRIVATE PAPERS OF JUSTICE WILLIAM O. DOUGLAS 181 (MELVIN I. UROFSKY ed., 1987).

すると期待した者は誰もいなかった(102)。

12 月 22 日までに，ダグラスが，いつものように手際のよいやり方で，Doe についての未完成のドラフトを完成したが，ブレナンと私的に共有する準備ができたそのドラフトには，「あなたの提案，批判，意見等々を何でもお知らせください，そうすれば，それらを取り入れます。その後で，戦略について私たちは話し合うことができるでしょう(103)。」との添え状が付されていた。このドラフトには，プライバシーの権利を援用する Griswold の自らの意見の長い引用と，Pierce, Skinner, Loving といった合衆国最高裁の先例に対するはるかに短い引用が見られた。ダグラスは，Griswold 型のプライバシーは中絶にも適用されるとのアトランタの 3 名合議法廷の結論を直接引用して是認したが，「当該州は保護すべき利益を持つ」，中絶は「社会の正当な関心事である。女性の健康はその関心事の一部であり，胎動初覚より後の胎児の生命は別の関心事である。これらの関心事は，その問題を医療問題として扱う当該州を正当化する。」と付け加えた。しかし，ジョージア州法に関しては，「その難点は，解釈，適用される当該制定法が，［Vuitch において］漠然性故に無効であることから『健康』概念を救った，『精神的身体的健康』に完全な広がりを与えないことである。」と記した。憲法問題に関して，ダグラスは，「Griswold で記述されたプライバシーの権利は，その言葉が修正 14 条で使われているように，個人の『自由』の一部である。その権利は，裁判官の好みからではなく，修正 9 条を含む，権利章典の様々な規定の放射から実体を得る概念である。絶対的意味において，自分が好むように自らの身体を扱う『自由』は存在しない。」と記した。中絶に関して，ダグラスは，「母の『自由』は，合衆国憲法に根ざしているとはいえ，当該州によって制限されうる。」が，「基本的な個人の権利と自由が問題となっている場合には，矯正的な立法は『狭く仕立てられ』なければならず」，ジョージア州は，1968 年法によって命じられる，精緻化された病院委員会による承認の仕組みのような類のものを要求することができないとした。また，「患者の選んだ医師の誠実な決定が覆され，その患者が選択に一切関与しない他者に最終判断が与えられる」場合には，「医師と患者との結合の自由と，その自由が伴うプライバシーについての完全な破壊」が存在するであろうとダグラスは主張した。結論として，ダグラスは，本件は差戻されるべきであり，その結果，アトランタの合議法廷は，ジョージア州の当該手続が実際に平等保護にも違反するかどうかをさらに決定す

---

(102) *See* Garrow, *supra* note 7, at 534. *See also* Woodward & Armstrong, *supra* note 14, at 171–72［邦訳，232–33 頁］; Schwartz, The Unpublished Opinions of the Burger Court, *supra* note 95, at 86–87; Schwartz, The Ascent of Pragmatism, *supra* note 95, at 299–300. なお，バーガーがブラックマンに両事件の起草を割り当てた動機は，様々に推測されている（*see, e.g.,* Woodward & Armstrong, *supra*; Jeffries, *supra* note 61, at 333; Simon, *supra* note 98, at 94; Greenhouse, *supra* note 95, at 82; Jenkins, *supra,* note 61, at 139; Michael J. Graetz & Linda Greenhouse, The Burger Court and the Rise of the Judicial Right 142 (2016)）が，ここでは立ち入らない。*See also infra* note 132.

(103) The Douglas Letters, *supra* note 101, at 181–82.

ることができようと付け加えた(104)。

1週間後に，ブレナンがダグラスに電話し，ダグラスの最初のドラフトに対する長い，文書による反応を翌日に送るつもりだとする一方で，もしかすると何か月も先のことになるかもしれないが，ブラックマンがRoeの少なくとも最初のドラフトを回付するまでは，いかなる改訂版も配布しないことが最善であろうと語り，ダグラスもそれに同意した(105)。

その後の，ブレナンの12月30日付の手紙は，RoeおよびDoeによって提起されたすべての問題についての包括的で，分析的にも印象的な検討を展開するものだった。ブレナンは，予備的な争点のどれも憲法上の実体問題に達することを禁ずるものはなく，Doeで争点となったジョージア州の規定に関しては，「中絶が免許を受けた医師によって行われるべきであるとの要件を除いて，私は，これらの手続のすべてを違憲とするつもりだ」と記した。憲法上は，修正1条よりもプライバシーに依拠すべきであり，「当該制定法は，プライバシーの権利を侵害するが，それは……その法律は中絶を列挙された症例に限定するからである」と強調すべきであり，アトランタの合議法廷が，ジョージア州は「中絶が求められる理由づけの数を限定」できないと判示した点で正しかったとブレナンは記した。プライバシーに関しては，ブレナンは，「私は，その権利が『自由』の一種であるとするあなたに賛成する（けれども，昨日言及したように，私は，修正9条……がもっと詳細にこの問題に持ち込まれるべきだと思う）が，『自由』が内包する基本的自由の3つのグループを明らかにしたい。即ち，第一に，身体の制約または検査からの自由，自分の好きなように自分の身体を扱う自由，そして，自己の健康と身体を気にかける自由。第二に，結婚，離婚，生殖，避妊，そして，子の教育としつけのような，人生の基本的決定における選択の自由，そして，第三に，自己の知性と人格の発展と表現に関する自律的なコントロール。」と記した。

ブレナンは，多くの先例，とりわけ，その第一のカテゴリーを支える文言を提供した，Jacobson v. Massachusettsを引用し，また，「自己の健康と身体を気にかける自由を，直接修正1条にというよりもプライバシーの権利に釘でとめる」つもりだと付け加えたが，「その理由は，⑴その自由は，自己の選択する医師に相談し，その助言に基づいて行動する権利よりも広く，例えば，処方箋のない薬へのアクセスを含むように思われるし，⑵その権利を医師とともに持つ個人の権利にではなく，個人の権利として真正面から認める」からである。「自己の健康を個人が保護する基本的利益が存在する」というプライバシーに基づく判示のために，それらの自由は，

---

(104) *See* GARROW, *supra* note 7, at 534–35. このDoeのドラフトそのものは，*see Memorandum of Mr. Justice Douglas, reprinted in* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 93–102. *See also id.* at 87–88. このダグラスのドラフトは，後に，RoeおよびDoe判決のダグラス同意意見に採り入れられることになる。*See* BERNARD SCHWARTZ, THE NEW RIGHT AND THE CONSTITUTION: TURNING BACK THE LEGAL CLOCK 59–60 (1990).

(105) *See* GARROW, *supra* note 7, at 535. *See also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 175［邦訳，237頁］.

いかなるそのような結合の定式化も避けるべきである。

第二の大きなカテゴリーに関して，ブレナンは，それらの自由は，Loving, Griswold その他の古い先例と，それに加えて，それまで，マーシャルとスチュアートだけしか正式に同調していなかった Eisenstadt の最近回付されたブレナン自身の意見に依拠すべきだと説明した。自分の Eisenstadt のドラフトは，「Griswold に関する議論において，中絶問題を扱う上で役に立つ」と穏やかにブレナンは強調し，もしダグラスが同意意見を提出することに加えて，自分の意見に「同調することができると考えることができる」のであれば，Eisenstadt は，ブラックマンがその意見に同調する可能性は不確かなままであるから，7 名の裁判官の裁判所の中で多数意見を保証されるでしょうと丁重に記した。

第三のカテゴリーに関して，ブレナンは，ただ単に，Stanley v. Georgia と，ブランダイスが Olmstead の反対意見で用いたプライバシーの文言を Stanley が明確に援用していることを引用しただけだった。

総じて，ブレナンは，「妊娠を中絶するかどうかの決定は，私が認めた基本的自由の各々のカテゴリーに直接ぴったり当てはまることは明らかであり，それ故，基本的な個人の権利と関わると判示されるべきである」と述べた。その上で，ブレナンは，以下のように記す。

「次に，私は，その結論は問題の始まりに過ぎないこと，決定的な問題は，当該州が中絶を規制するやむにやまれぬ利益を持ち，その利益がその個人の権利を不可避に侵害することなく達成されるかどうかであるということを強調したい。しかし，ここで私は，母の幸福への健康の懸念のみならず，胎児の生命への物質的利益と生命を神聖にする道徳的利益一般を詳細に扱いたい。このことは，おそらく，意見の中で最も困難な部分になるであろう。私は，クラーク裁判官が Loyola University Law Review の論文の中で明らかにする場所について明らかにしたい。即ち，『道徳的な好みは，法的相違を設定する上で，我々の精神に影響を及ぼすことを許してはならない』（ホームズを引用），『法は，現実を，曖昧なものではなく，つまり，未知の事柄よりもむしろ既知の事柄を扱う。精子と卵子が出会うとき，生命が形成されるが，非常にしばしば生命が形成されないことがある。［さらに言えば，テキサス州の中絶事件の上訴人のブリーフは，50 パーセントという『自発的な損耗』の割合の見積もりを引用する］。法は，推測を扱わない。生命現象は発達するのに時間がかかり，生命が現実に存在する［後になって初めて］破壊されることができない。』すべてではないがいくつかの場合に胎児の破壊を認めるジョージア州によって取られている矛盾した立場もまた言及されるかもしれない。こうして，もちろん，私は，中絶が医師によって行われるべきことを要求するやむにやまれぬ州の利益を見出すが，妊娠初期の段階の胎児の生命へのどのようなそのような利益も否定しよう。他方で，いつ生命が『現実に存在する』か，胎児の生命の利益が確かに従属するようになる，出生より前の期間の何らかの時点が存在するかどうかという問題は，残しておきたい。」

「中絶の事柄におけるプライバシーの権利は，その決定が女性の決定であり，彼女だけの決定

であるということを意味する。」アトランタの合議法廷は，「当該州がその決定の特質を規制する正当な利益を持つと判示した点で誤っており」，合議法廷の「中絶の理由づけは禁止されえないとの結論」を是認する一方で，「州が女性のその個人的決定に合憲的に課しうる唯一の制約は，中絶が免許を受けた医師によって行われなければならないということであると，さらに判示したい。」ジョージア州とテキサス州が最終的な宣言的判決に従うであろうと最高裁は仮定することができるであろうから，最高裁は，かくして，当該州制定法に対する連邦の差止命令を発給することを連邦下級審が拒否したことも是認することができよう。ブレナンとダグラスは，何人かのそれぞれのクラークとともに，万一ブラックマンの努力が不満足なものとわかるときには，ブレナンのその 11 頁の手紙が完全な意見の十分に詳細な大要となることができると認識した(106)。

ブラックマン自身は，1972 年初頭の数か月間のある時点で判決を下すことになるような，Roe と Doe の意見を生み出すか，または実際にそうすべきかどうかについて，ためらいを隠さなかった(107)。1972 年 1 月 7 日のパウエルとレーンクィストが正式に合衆国最高裁に加わった後の 1 月 18 日に，現在考慮中のどの事件が 9 名の裁判官全員によって再検討されるべきかを記すよう求める手紙をバーガーが同僚たちに回覧した時，ブラックマンは，即座に，「私は，再弁論のために 2 つの中絶事件を推薦します」と返答した。ブラックマンは，8 名の同僚すべてに送った手紙の中で，「その争点の重要性については，全裁判官が出席した法廷による取り扱いに両事件が値

(106) *See* GARROW, *supra* note 7, at 535–37. *See also* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 88–89.

(107) *See* GARROW, *supra* note 7, at 537. *See also* SIMON, *supra* note 98, at 90（「私たちは困難な情況に陥っていた。」）（1991 年 5 月 7 日の著者とのインタヴューに拠る）. また，バーガーも，4 対 3 の投票で判決が下されることになるかもしれない事件については，裁判官たちに弁論を避けることを望んでいた。とりわけ，Roe のような論争的な事件においては，潜在的な少数派である 4 名の裁判官が多数意見としてその意思を行使するときには，合衆国最高裁や国に十分には仕えないであろうと信じていた。*See* JENKINS, *supra,* note 61, at 137. なお，バーガーは，1971 年 9 月のブラックとハーランの辞職の後に，継続中の事件をふるい分け，どの事件がそのまま進行し，どの事件が 9 名の裁判官が揃うまで待つべきかを推薦する委員会を設置し，その職務をスチュアートとブラックマンに委ねた。両名は，Roe および Doe はスケジュール通りに進むべきだと述べたが，その理由は，後にブラックマンが回想するところによれば，スチュアートが，両事件は Younger v. Harris, 401 U.S. 37（1971）の適用という主に管轄権の争点に関わるものに過ぎないと考えていたからであった。*See* GREENHOUSE, *supra* note 95, at 80. なお，この発言は，後年，同様の問題に直面した新長官レーンクィストに向けられたものである。ブラックマンがレーンクィストに宛てたこの 1987 年 7 月 20 日付のメモについては，*see* JENKINS, *supra,* at 138（ブラックマンの文書に拠る）. *See also* SIMON, *supra,* at 86（「その判断は重大な誤りでした。」「私たちはまずいことをしました。委員会は両事件を全員が揃うまで延期すべきだったと私は思います。」（1991 年 5 月 7 日の著者とのインタヴューに拠る））; Oral History, *supra* note 95, at 193（June 2, 1995）（第三の委員としてホワイトがいたと思うとし，併せて，委員会の働きの結果はあまりよくなかったと思うと述べる）, 488（June 20, 1995）（同旨）.

するものであるように私には思われます」と説明した(108)。しかしながら，いかなる正式の決定もブラックマン自身の最初のドラフトの準備ができるまでは延期され，その間に，ダグラスは，自分の Doe についての言明の私的な修正を続けていた。また，最高裁は，その他の中絶事件で行動するよう求める要求を斥けた(109)。

その後，両事件が 9 名の裁判官が揃った法廷で再弁論がなされるべきかどうかをめぐる 1972 年 1 月半ばの結論の出ていない議論が目に見える形で進展したのは，5 月 18 日のことであった。同日，ブラックマンが Roe についての意見の 17 頁の第一ドラフトを同僚に配布した。「本状とともにあるのは，本件の最初のかつ暫定的なドラフトです。」との一文から始まるブラックマンの添え状は，以下のように述べる。

「複数の当事者の存在によって，また，スタンディングおよび上訴の経路という争点の存在によって，すべての側面に関して意見の一致を得ることは，幾分，困難であるかもしれません。しかしながら，私のメモが示すことは，私たちは，総じて，本案に関して合意していたということです。それが，当該テキサス州法は，その狭さにもかかわらず，違憲なほど漠然不明確であるとの理論に基づいて私が明らかにする立場です。

私は，これが本件の処理のために必要なすべてのことであろうと考えますし，私たちは，より複雑な修正 9 条の争点に立ち入る必要はないものと考えます。このことは，あなた方にとって魅力的かもしれませんし，そうではないかもしれません。

いずれにしましても，私は，依然として，結果について柔軟ですし，法廷を制するであろう何ものかに到達すべく私の全力を尽くす所存です。私たちが何ものかに折り合うことができるかどうかがわかるためには，数多くの同意意見や反対意見が即座に書かれるよりも，あなた方のそれぞれに一般的な見解を表明してもらう方が望ましいでしょうか。

ジョージア州の事件は，やがて出来上がりますが，より複雑です。私は，最初からそうであったように，依然として，暫定的に，ジョージア州の事件は全員が揃った法廷で再弁論を行う価値があるとの意見です。しかしながら，私は，何ものかを生み出すように努める所存であり，そのことについてのいかなる決定もなされる前に，私たちがその何ものかを見ることができるように

---

(108) *See* GARROW, *supra* note 7, at 537–38. *See also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 176–77［邦訳，239–40 頁］; GREENHOUSE, *supra* note 95, at 86; CLARKE D. FORSYTHE, ABUSE OF DISCRETION: THE INSIDE STORY OF *ROE V. WADE* 43 (2013)（パウエルの文書に拠る）; MALTZ, *supra* note 95, at 180–81（パウエルの文書に拠る）.

(109) *See* GARROW, *supra* note 7, at 538. *See also* Hanrahan v. Doe, 404 U.S. 1012 (1972) (mem); Heffernan v. Doe, 404 U.S. 1012 (1972) (mem); Nichol v. Kennan, 404 U.S. 1036 (1972) (mem); Nichol v. Kennan, 404 U.S. 1055 (1972) (mem)（前二者につき，小竹・前掲注( 4 )，139 頁注(28)，後二者につき，同 151 頁注(112)，参照。）. もっとも，2 月になって，ダグラスは，ブレナンのいくつかの示唆を取り入れた自分のドラフトの改訂版をブラックマンにあえて見せた。*See* SIMON, *supra* note 98, at 96.

いたします[110]。」

ブラックマンの Roe のドラフトは，ほとんど完全に平凡な文書であり，17 頁中 10 頁まではスタンディングと管轄権の問題に向けられ，その後の本案についての議論も，同法の文言は，「ある程度の専門職的保護を与えるものだとされている医師に対して，不十分にしか情報を提供せず」，それ故，違憲なほど漠然不明確であると結論づけるものであって，ダラスの 3 名合議法廷がその判決を根拠づけた修正 9 条の議論や，「出生前の各トライメスター期における胎芽または胎児の対抗する権利」を考察する必要はないと述べていた[111]。

ブラックマンの中絶事件における意見は，明らかに多数派を構成していた裁判官たちの裁判官室でひどく待ち望まれていたが，ブラックマンの Roe のドラフトを読んだ何人かのロー・クラークたちは，それが実際にはひどいものであり，不十分な言明であったことにすっかり驚愕した。ブラックマンのロー・クラークであり，中絶事件に関して最も緊密にブラックマンと働いていたことをクラークたちが知らない者はなかったジョージ・フランプトンは，同僚たちの間で，人気があり非常に尊敬されていた人物であったが，何か月もの間，ブラックマンのテキサス州法を違憲無効にする投票は実に確固たるものであると請け合っており，こうした印象は，彼らを通じて，それぞれの裁判官にも伝わっていた。元々，ダグラスは，バーガーが古くからの友人であるブラックマンに対して，反中絶法へのより敬譲的な態度をとるよう説得するかもしれないと警戒し，また，バーガーが両事件を持ち越させようと試み，パウエルとレーンクィストが投票をすることによって潜在的に結論を変更することができるようにするかもしれないと心配していた。しかし，ブラックマンの期待外れのドラフトによって，ダグラスを初め，マーシャル，ブレナン，スチュアートの裁判官室は直ちに悲しみに沈み，その日のうちに，ブラックマンの Roe における意見と Doe についての判決を下すことへの決意が，できる限り迅速に強められるべきだとの明らかな合意が現れた[112]。

ブラックマンのドラフトが回覧されたのと同日の 5 月 18 日に，ブレナンがブラックマンの要求に最初に応え，Roe の意見は基本となる憲法問題を述べるよう書き直され，また，Doe の判決を延期するいかなる根拠も存在しないことを説明した。

「本件とジョージアの事件の投票についての私の記憶は，これらの中絶制定法は，受胎後の何らかの一定期間内に免許を受けた医師によって中絶が行われることを要求する場合を除いて，こ

---

(110) *See* GARROW, *supra* note 7, at 547–48.

(111) *See id.* at 548. この Roe のドラフトそのものは，*see Memorandum of Mr. Justice Blackmun on* Roe v. Wade, *reprinted in* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 103–19. *See also id.* at 89–91; SCHWARTZ, THE ASCENT OF PRAGMATISM, *supra* note 95, at 300–02; GREENHOUSE, *supra* note 95, at 88; GRAETZ & GREENHOUSE, *supra* note 102, at 141（ブラックマンの文書に拠る）.

(112) *See* GARROW, *supra* note 7, at 548–49. *See also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 183–85［邦訳，249–51 頁］.

れらの制定法の無効を合衆国憲法が要求すると私たちの多数派は感じていたということでした。私は，本質的に，これがビル，ポッター，サーグッドと私によって共有された見解だと考えます。私のノートは，また，あなたも，少なくともこのテキサスの事件では，この見解を支持したかもしれないことを示しています。その情況の下では，私は，核心となる憲法問題の処理を好むことでしょう。しかしながら，あなたの回覧は，ただ漠然性の根拠に基づいてのみ，当該テキサス州法を無効にするものです。私は，ジョージアの事件での再弁論にはいかなる理由も見出しません。私たちは，多数派によって支持された根拠に基づいて双方の事件の処理をすべきであろうと私は考えます。

しかしながら，このことは，当該テキサス州法の漠然性についてのあなたの結論に私が同意しないということを意味しません。私は，多数派が存在するように思われ，また，漠然性の争点に達することを不必要にするであろう核心となる争点に私たちが立ち向かうことをこれ以上遅らせることには全く意味がないと感じるだけなのです(113)。」

翌 5 月 19 日，ダグラスがブレナンの見解を支持する手紙をブラックマンに送った。

「私のメモは，ビル・ブレナンが昨日彼のメモの中であなたに書いたこと，つまり，中絶制定法は，受胎後の一定期間内に免許を受けた医師によって中絶が行われることを要求する場合を除いて，無効であるということを裏書きします。

それが，弁論を聞いた 7 名のうちの多数派の明確な見解でした。私のメモは，また，長官が反対の意見を持っていたことを示しており，そのことが，漠然性に関して肯定するかもしれないことを示したことを除いて，そもそもなぜ長官が割り当てを行ったのかについての困惑をもたらすものとなっています。私のメモが示すのは，バイロンは強く決心していたわけではなく，また，あなたが 4 名の多数派に加わっていたかもしれないということです。

それ故，私は，ビル・ブレナンが『核心となる争点』と呼ぶところのものを私たちが直視すべきであると考えます。

私は，ちょっと前に，あなたに対して，ジョージアの事件についての私の意見のドラフトを送ったと思います。私は，その事件に関する再弁論の理由を何ら見出しません。

その事件は，テキサスよりも容易な事件であるように，私には常に思えていました(114)。」

5 月 22 日の月曜日に，ブラックマンは，ダグラスの Doe のドラフトが実際に「非常に役に立っ

---

(113) *See* GARROW, *supra* note 7, at 549. *See also* FORSYTHE, *supra* note 108, at 44（スチュアートの文書に拠る）.

(114) *See* GARROW, *supra* note 7, at 549; THE DOUGLAS LETTERS, *supra* note 101, at 182–83. *See also* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 144; SCHWARTZ, THE ASCENT OF PRAGMATISM, *supra* note 95, at 303; Phillip J. Cooper, *Justice William O. Douglas: Conscience of the Court,* in THE BURGER COURT: POLITICAL AND JUDICIAL PROFILES 163, 185（Charles M. Lamb & Stephen C. Halpern eds., 1991）（「ブレナンとダグラスは，裁判官会議での議論に応じ，核心となる争点に達するようブラックマンに強く求めた。」）.

た」ことへの感謝を簡単に表明する短いメモの中で，ダグラスの手紙を受け取ったことを知らせ，自分自身の Doe の意見をまもなく回覧する用意があることを示した。「あなたは，私が思いついたことに同意するかもしれませんし，そうでないかもしれません。しかし，私たちは，実際にはそんなに遠く隔たってはいないように思います(115)。」

一方，ダグラスは，5 月 22 日に，Doe についてのドラフトの最新版をマーシャルとブレナンに送り，マーシャルとブレナン，スチュアート，そして，ホワイトに対する，実際には送ることがなかったメモの中で，次のように記した。ブラックマンの「その事件に関する明らかな問題」に照らすと，自分の Doe のドラフトを，「私たちがそのドラフトについて今週話し合うかもしれないと考えて」，また，提案は歓迎されるでしょうと進んで申し出て，「5 名のグループに回覧することが最善だと考えました。」「時間はなくなりつつあり，その事件は 7 か月前に弁論がなされ，少数派の見解を代表した長官によって割り当てられたのです(116)。」

3 日後の 5 月 25 日，ブラックマンは，Doe についての 25 頁からなる第一ドラフトを正式に配布した。添えられたメモにおいて，ブラックマンは，この意見によって，アトランタの合議法廷によって違憲とはされていなかった，ジョージア州改正法の残っている規定のほとんどすべてが無効とされるであろうと説明した。違憲とされるのは，他の医師および病院委員会による事前の承認を要求する規定，中絶をジョージア州の居住者および一定の大病院に限定する規定である。「本質的に残されているのは，中絶を行いうるのは，主治医が『自己の最良の臨床上の判断に基づいて』必要であると判断する場合，その判断が書面による場合，そして，中絶が当該州によって免許を受けた病院において行われる場合のみです。」ブラックマンは，病院委員会要件を違憲とすることは，「私にとっては，最も容易に達することができる結論というわけではありませんでした」と述べて，その理由を以下のように説明した。

「私は，医療専門職自体によって設立された監督的な病院委員会と緊密に仕事を行い，長い期間にわたって，病院委員会が機能するのを見てきました。私は，完全な確信をもって，病院委員会が，基準を維持し，熱心すぎる外科医のメスを鞘に納めさせ続けるという高い目的に仕えるものであると述べることができます。この国では，多くの不必要な手術がなされますが，この種の専門職内部の制約は，一般の人々に気づかれず，おそらくは真価を認められることのない多くのことを達成しています。

私は，また，中絶工場が稼働しており，その他の点では『能力のある』専門技術者によってそれらが運営されているにもかかわらず，中絶工場がもたらしている一般的な悲惨さを見てきました。

いくつかのブリーフの中に含まれている情報によれば，Roe v. Wade において，当該テキサス州法をノック・アウトすることは，この国の州の過半数における中絶法を無効にするだろうということに注意を払うべきです。ほとんどの州は，母体の生命の保持にのみ焦点を合わせます。

---

(115) *See* GARROW, *supra* note 7, at 550.

(116) *See id.* at 864 n.92.

Vuitch はもちろん判例集に残っており，私は，裁判官会議が，この段階でその判決を覆すいかなる意図も持っていないということを前提としておりました。私が漠然性の経路を取りましたのは，Vuitch の漠然性の強調の故なのであり，また，私たちが，テキサスの事件で，全員一致の判決を得られるかもしれないと，おそらくははかないものですが，希望したからです(117)。」

ブラックマンの実際のドラフトは，Eisenstadt，Stanley，Griswold，Skinner と 1920 年代の Meyer, Pierce にまでさかのぼる他の事件や，引退したクラーク裁判官の論考を引用し，「望まない子を産むか否かの基本的な個人的決定をなす女性の利益は，修正 9 条および 14 条によって保護される個人の権利の範囲内にある」と判示するものであった。しかしながら，その利益は絶対的ではなく，胎児の故に，中絶は，これらの初期の事件で問題となっていた主題である「結婚の親密さ，または寝室での猥褻物の所持，または結婚，または生殖の権利，または私教育とは本質的に異なる」ものであった。ブラックマンは，妊娠中の「どこか」，即ち，「受胎の直後か，『胎動初覚』時か，出生時か，または，それらの間の何らかの他の時点で，別の存在が関わるようになり，女性が保持したプライバシーは，単独よりもむしろ二重になっている」と述べた。それ故，「州の利益は女性が出産に近づくにつれてより強くなり」，それは，たとえ病院委員会が，妊娠の段階に関わらず，すべての中絶を是認しなければならないとするジョージア州の制定法上の要件が「患者の権利と必要性を過度に制限する」ものであるとしても，そうなのであった(118)。

ブラックマンの Doe のドラフトは，Roe の回覧されたドラフトよりも，かなりの程度より精緻化され，広範囲に及んでいたが，それにもかかわらず，ブレナンの最初の直観は，ブラックマンに対して，何らかの重要な強化を求めることであった。ブレナンは，最終的に送られることはなかった「親愛なるハリー」で始まるブラックマン宛ての 4 頁の手紙を準備し，その中で，以下のように記した。

「私がことのほか嬉しいのは，中絶領域の中心的な争点に立ち向かい，あなたの意見が非常に手際よく行ったやり方でその争点を処理する最高裁が存在するように思われることです。」自分の推奨する変更は，「重大な書き換えを求めたり，その事件の判決を遅らせる」ものではありませんが，胎児の期間についてのいかなる上限も欠いていたジョージア州法は，「とりわけ，妊娠の何らかの時点で，そのような生命を保護するやむにやまれぬ州の利益が存在しうるとの私たちの承認に照らすと，全体として無効と判示」されるべきではないのではないでしょうか。加えて，「黙示的であるように思われるもの」，それは，「つまり，(1)中絶をするという基本的な選択の権利は，既婚者であれ，独身であれ，個々の妊娠した女性に属すること，(2)州のいかなる従属する

(117) *See id.* at 550.

(118) *See id.* at 550–51. この Doe のドラフトそのものは，*see Memorandum of Mr. Justice Blackmun on* Doe v. Bolton, *reprinted in* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 120–40. *See also id.* at 91–92; SCHWARTZ, THE ASCENT OF PRAGMATISM, *supra* note 95, at 302–03; GREENHOUSE, *supra* note 95, at 88–89; GRAETZ & GREENHOUSE, *supra* note 102, at 140–41; MALTZ, *supra* note 95, at 181–82.

利益も，その達成にとって，ただ単に合理的に関連しているだけでなく，必要であるという要件によってのみ主張されうることを私たちは明確にすべきではないでしょうか。」また，「あなたは，ポッターの Vuitch の意見の趣旨に沿って，医師が健全な医学的判断を行使する限り，医師が刑事罰に服することはありえないとの明示的な言明を追加することが望ましいであろうと考えますか。」最後に，中絶が病院とともに免許を受けたクリニックでも行われうることをその意見は明らかにすべきです(119)。

しかしながら，ダグラス，スチュアート，そして，マーシャルとすぐに会話をした後で，せっかく生じかけた Doe の多数派にとっては，広範囲に及ぶ事前の提案によって，ブラックマンを Doe のみならず Roe についてさえも再弁論の方向に向かわせてしまうかもしれないという危険を冒すよりも，ブラックマンの意見に加わり，その後で，変更を要求するほうがよいであろうとの迅速な合意が生じた。こうして，まさにその日のうちに，ダグラス，ブレナン，マーシャルの全員が，ブラックマンの Doe の意見に正式に同調する書面によるメモをブラックマンに送付した(120)。ブレナンとマーシャルは，改善のための何らかの提案を送るだろうとブラックマンに告げ，ダグラスのロー・クラーク，ビル・アルサップ（Bill Alsup）は，ジョージ・フランプトンとともに，いくつかの別の提案をよく調べたが，3 名の裁判官の即座のかつ無条件の同意は，Doe の判決を下すはっきりとした 4 票の多数派をもたらした。その事実をメモにして，ダグラスは，ブラックマンに追加のメッセージを送り，今度は，わずか 6 日前にはほとんど斥けていた Roe の意見の回覧に正式に同調した。「私は，以前には，本件がジョージアの事件に照らして差戻されるべきだと考えていました。しかし，今では，あなたが書かれたように判決を下すことが最善であると考えます」とダグラスは主張した(121)。

翌日の 5 月 26 日金曜日，ブラックマンは，最高裁判決の後に何がジョージアの法律に残されたままであるかについての明確な言明を含むように自分の Doe のドラフトが拡大されることを促すメモを同僚に送った。「中絶は犯罪である」，但し，「免許を受けた病院において，中絶が必要であるとの『自己の最良の臨床上の判断に基づいて』，免許を受けた医師によって行われる中絶は除く」。加えて，医師は，その旨の内々の言明を病院と州保健局に申し立てなければならないであろう(122)。

---

(119) *See* GARROW, *supra* note 7, at 551 & 864-65 n.93. なお，ダグラスの文書にのみ含まれるこの手紙の内容を，ブレナンは，おそらく，ブラックマンに対面で伝えたものと考えられている。*See id.*

(120) *See id.* at 551. *See also* YARBROUGH, *supra* note 93, at 216. このうち，ダグラスの Doe のメモについては，*see* THE DOUGLAS LETTERS, *supra* note 101, at 183. また，ブレナン，マーシャルのメモについては，*see* JENKINS, *supra,* note 61, at 140（2005 年にその一部が公開されたレーンクィストの文書に拠る）.

(121) *See* GARROW, *supra* note 7, at 551. *See also* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 145.

(122) *See* GARROW, *supra* note 7, at 551-52.

5 月 29 日月曜日，スチュアートがブラックマンに電話をかけ，Doe のドラフトへの「基本的な同意」を表明するとともに，いくつかの変更を要求した。ブラックマンがこれに快く同意したため，スチュアートはこのドラフトへの支持を表明し，その結果，Doe の支持者の数は，口頭弁論を聞いた 7 名のうちの 5 名になった(123)。しかし，5 月 29 日の遅く，ホワイトがブラックマンの Roe の回覧に対する辛辣で，影響力のある 3 頁からなる反対意見を配布した。テキサスの反中絶法を違憲ほど漠然不明確と判示するブラックマンの将来の意見は，Vuitch を「必然的に先例変更する。」なんとなれば，「母体の『健康』に言及する基準が……許容できないほど漠然不明確ではないのであれば，母体の『生命を救う』ことにのみ焦点を合わせる制定法上の基準は，いっそう有力な理由で，受け入れられるように思われるであろう」からであるとホワイトは記した。ホワイトの手厳しい意見は，最高裁における Roe および Doe の検討に決定的な，しかし，最終的には皮肉となる貢献を行った(124)。

5 月 31 日，ブラックマンは，すべての同僚に対して，別のメモを回覧した。

「ルイス・パウエルとビル・レーンクィストを除いて，あなた方のほとんどすべてが，これらの事件に関して私に連絡を取ってきました。数多くの有益で妥当な提案がなされています。

法廷が全員揃ったときに再弁論を行うことがふさわしい事件の候補リストを私たちが念入りに調べていた時に，テキサスの事件はおそらく判決が下されるかもしれないが，ジョージアの事件は延期されるべきだと私が提案したことをあなた方は思い起こすことでしょう。この提案は，熱狂的には受け入れられませんでした。私は思い起こすのですが，いくつかのドラフトを私が作成し，どんな反応が続くかを私たちが確認するということに意見の一致がありました。私はこれを行い，率直に言えば，ジョージアの事件の処理に関わらず，テキサスでは合意に近づいたのかもしれないと期待して行ったやり方で，私はテキサスのメモランダムを準備しました。

個人的には，費やしたエネルギーと時間に照らすと，私にとっては高くつくことになるでしょうが，私としましては，幾分躊躇しながら，次の開廷期の早い時期での両方の事件の再弁論がおそらくは適切であろうと現在では結論づけます。私がこのように感じますのは，

---

(123) *See id.* at 552. *See also* YARBROUGH, *supra* note 93, at 216; MALTZ, *supra* note 95, at 183.

(124) *See* GARROW, *supra* note 7, at 552. *See* also WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 185［邦訳，252 頁］. このホワイトによる Roe のドラフトそのものは，*see Mr. Justice White, dissenting on* Roe v. Wade, *reprinted in* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 141–43. *See also id.* at 145; SCHWARTZ, THE ASCENT OF PRAGMATISM, *supra* note 95, at 303–04. また，DENNIS J. HUTCHINSON, THE MAN WHO ONCE WAS WHIZZER WHITE: A PORTRAIT OF JUSTICE BYRON R. WHITE 367（1998）は，「ホワイトの狭い，規定の解釈に向けられた議論は，開廷期の終わりにあって時間稼ぎを狙ったものかもしれず，その結果，ホワイトは，両事件が秋に再弁論されたときに，ためらっている票を集めることができ，または，再訪することができる解決しがたい争点を提起することができるであろう」と評する。なお，5 月 29 日の裁判官会議で，裁判官たちは，テキサス州の刑事事件に関わる Thompson v. State の上訴を Roe の判決を下すまで保留とすることに合意した。*See* GARROW, *supra,* at 865 n.94.

1. 本件のような非常に微妙で非常に感情に訴える争点に関しては，その最終的な判決が何であろうと，この国は，7名の男のではなく9名の男の裁判所の結論を受けるに値すると私は信じるからであり，

2. 私は，幾分集中してこれらの事件に取り組んできたとはいえ，未だにすべての詳細について確信していないからです。私たちは，ジョージアの事件を主たる意見とし，それに照らして，テキサスの事件を書き直すべきでしょうか。私たちは，ジョージア州法を骨抜きにすることを慎み，その代わりに，同法を全体として違憲と判示し，同州議会に最初から作り直させるべきでしょうか。私たちは，どの側面が当該州によって統制され，また，どの程度そうであるのかを詳細に説明すべきでしょうか。もっとも，そのときには，その意見は必然的にほとんど傍論となるでしょう。例えば，免許を受けた病院についてのジョージアの規定を原判決が支持することは，違憲と判示されるべきであり，最高裁は，「免許を受けた医療施設」において中絶を実施することを是認すべきだと提案されています。これらは，これまでなされてきた，そして，ひと夏の遅延について考えるよう私に促進する提案のいくつかです。

それ故，私は，両事件が開廷期を持ち越されるべきだと結論づけ，そのように提案いたします[125]。」

ブラックマンの同僚が反応し始めるまでほとんど1時間も経たなかった。案の定，ダグラスがブラックマンに，Roe および Doe は「再弁論を行うべきではない」と「非常に強く」感じると告げた。

「まず第一に，昨年10月に弁論されたこれらの事件は，私の時代の最高裁の下にあったこれまでのどんな事件とも同様に，徹底的に調査され，検討されています。

あなたは誠にあっぱれな忠勤に励み，2つの難解な事件の起草を行ったことを私は知っていますし，あなたは今や多数派のために，それは5名ですが，意見を有しています。

文体の上では小さな相違が常に存在し，ある書きぶりは別の書きぶりと異なります。しかし，あなたのテキサスとジョージアの2つの意見は，熟練の見事な仕事であり，時の試練に耐えるであろうと私は思います。

---

(125) *See* GARROW, *supra* note 7, at 552–53. *See also* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 145–46; SCHWARTZ, THE ASCENT OF PRAGMATISM, *supra* note 95, at 304; GREENHOUSE, *supra* note 95, at 89; JENKINS, *supra,* note 61, at 140–41. なお，再弁論を提案したことについてのブラックマン自身の説明については，*see* Oral History, *supra* note 95, at 196 (June 2, 1995), 489 (June 20, 1995). また，ブレナンの裁判官室の記録によれば，裁判官会議において，「ブラックマンは，合衆国最高裁が同じ日に死刑……と中絶法をともに違憲無効とすることは，政治的には賢明ではなかろうと熱心に説いた」とされる。*See* Hunter, *supra* note 100, at 173 n.180; MALTZ, *supra* note 95, at 183. *See also* GARROW, *supra* note 7, at 865 n.95; MANDERY, *supra* note 14, at 199–200 (「ブラックマンが強調するところでは，アメリカ人は死刑と反中絶法をともに違憲と宣言する合衆国最高裁に耐えられないであろう。裁判官たちは，犯罪者の生命を擁護すると同時に未出生者に有罪宣告をすると見られるであろう。」).

私たちはのんびり座って，提案する頁を増やすことができるでしょうが，実際には，そのことが重要であるとは思いません。重要なことはそれらを下すことなのです。

第二に，最高裁が 4 対 4 または 4 対 2 対 1 に分裂し，または，重要な憲法事件においてでさえも 4 対 3 で分裂している場合には，再弁論を行うことが望ましいかもしれないという気持ちを私は持っています。しかし，あなたは確かな 5 票を持ち，その確かな 5 票は，判決が下されるまでずっと，これらの 2 つの意見の中であなたの背後にあるでしょう。それは難解な領域であり，難解な主題です。しかし，多数派のそうした強固な合意が存在するところでは，それらの事件を発表し，結果を知らしめて，州議会がそれぞれの新しい法律に取りかかり，起草することができるようにするのが重要であると私は考えます。

もう一度，素晴らしいお仕事おめでとう。私は，5 名が今開廷期に両事件を下すことに合意することができ，それ故，次の開廷期には，別の事柄に私たちのエネルギーを費やすことができることを望んでいます(126)。」

ブレナンは，ブラックマンに電話をかけ，同様のメッセージを伝えた。その後，続報となるメモを送って，「私は，これらの事件を再弁論のために持ち越すどんな理由もわかりません。私の理解するように，両方の意見に実質的に同意する，私たちのうちの 5 名（ビル・ダグラス，ポッター，サーグッド，あなた，そして私）が存在するので，そして，その情況では，再弁論を行うことは事態を変えることになるとの疑念を持つと言いたいのです。」と強調した。マーシャルもまた同様に，「私もまた，再弁論に反対する」と述べるメモを送り届けた(127)。

しかし，その日の遅く，バーガーが決定的に異なったメッセージを 8 名の同僚に送った。

「私は，初めから，これらの事件に非常に多くの問題を抱えていました。それらの問題は，私にとっては，他の者にとってそう見えるようには単純ではありません。州は，その活動範囲内のどんな領域においてもそうであるように，この領域内においても多くの関心事を持つことになると私は思います。そして，連邦の権限は，合衆国憲法の特定の規定にたどることができるものだけを有するのです。

おそらく，私の問題は，弁護人の平凡から貧弱に至るまでの助力から生じるものです。再弁論では，双方の側のために，裁判所の友を任命すべきであると私は提案するでしょうが，そのことは，待つことができるでしょう。本件は，私の時代における当法廷のどんな争点とも同じく，微妙かつ困難な争点であり，数十の他の難解な事件を処理しようとしていないときには，もっと議論を聞き，もっと考えたいと思います。

---

(126) *See* GARROW, *supra* note 7, at 553; THE DOUGLAS LETTERS, *supra* note 101, at 183–84. *See also* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 146–47; WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 186［邦訳，253 頁］.

(127) *See* GARROW, *supra* note 7, at 553. マーシャルのメモにつき，FORSYTHE, *supra* note 108, at 367 n.96（スチュアートの文書に拠る）.

それ故，私は，次の開廷期の早い時期に再弁論を行うことに投票します(128)。」

バーガーのメモは，少なくとも 4 つの裁判官室で警報ベルを作動させた。最も怒った反応はダグラスから生じたが，ダグラスは，どれほどバーガーが楽観的で，パウエルとレーンクィスト，そしてホワイトの投票を自分の側に加えることを考えていたのかもしれないとしても，5 票目のブラックマンが存在すると信じていない限り，Roe および Doe を延期しようとはしないだろうと決めてかかっていた。ダグラスは，もしバーガーとブラックマンが両事件を持ち越すよう多数派の支持を引き出そうとするならば，反対意見を公にすることを即座に決心した。こうして，翌 6 月 1 日，ダグラスは，バーガーに短いが辛辣なメモを送り，そのコピーを全員に送った。「もし裁判官会議の投票が再弁論を行うということであるなら，そのときには，私は，私たちに何が起きているか，そして，そのことが伴う悲劇を述べる言明を申し立てるでしょう(129)。」

しかしながら，ダグラスの脅しは，ダグラスが望んだ効果を持たなかった。というのも，その日の遅く，パウエルと，その後にレーンクィストが，両事件が持ち越されるべきことに同意するメモを配布したからである(130)。パウエルは，自分とレーンクィストが裁判官の席に着いた後にどの事件が再弁論に値するかもしれないかをめぐってなされた 1 月の議論に参加していなかったことを記した上で，以下のように主張した。

「現在の問題は，異なった文脈で生じています。私は，開廷期の半分以上の期間，最高裁におります。純粋に個人的な見解からは，この判決を他の者に委ねられるなら大変に嬉しいでしょうが，私は，今や，この判決に関与する義務を有するのかもしれません。私は，ブリーフを読んでおりませんし，どちらのハリーの意見も読んでおりません。私は，自分自身の残っている意見を回覧することに関心がありますので，自分が関与していなかった事件を研究してはおりません。私は，両事件が再弁論に付されるときにどのように投票するかは，間違いなくわかりません。

いずれにしましても，その未決定の問題に加わることが私にとっては適切であると私は結論づけています。私は，回覧されたメモを読みましたし，両意見の起草者であるハリー・ブラックマンが，次の秋に両事件が持ち越され，再弁論が行われるべきであると考えているという事実に主によって，再弁論に賛成することに納得しています。ブラックマンの立場は，何か月もの研究に基づいており，数か月の遅れを正当化する大きな全国的重要性のある争点に関する十分な疑念を

---

(128) *See* GARROW, *supra* note 7, at 553–54. *See also* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 145; SCHWARTZ, THE ASCENT OF PRAGMATISM, *supra* note 95, at 304.

(129) *See* GARROW, *supra* note 7, at 554; THE DOUGLAS LETTERS, *supra* note 101, at 184.

(130) *See* GARROW, *supra* note 7, at 554. その間に，パウエルとレーンクィストはブラックマンに接触し，既に多数意見となる票をはっきりと持っていたブラックマンに，再弁論に反対するかどうかを尋ねた。ブラックマンは，反対しないと答え，さらに，夏の間にメイヨー・クリニックでのさらなる調査の機会が与えられることになるのであるから，再弁論を歓迎すると述べた。*See* SIMON, *supra* note 98, at 99（1990 年 9 月 25 日の著者によるパウエルとのインタヴューに拠る）.

示唆するものです[131]。」

レーンクィストは，単に，自分はパウエルに同意すると述べただけだった。ホワイトからは正式には未だに何も聞こえてこなかったが，これで，再弁論を支持する 5 票の多数派がおそらくは存在するであろうことが明らかとなったことから，しばらくの間ブラックマンを支持する多数派を構成していた人々の怒りが公然と爆発した。ダグラスは，初期の脅しに沿って，私的にではなく，公的に使われることに明らかに向けられた怒りに狂ったメモを作成し，バーガーが目論んでいたと自分が考えるものを激しく非難した。そのメモは，Vuitch における比較的複雑な判決が，口頭弁論のほとんど 3 か月以内に下されていた一方で，Roe および Doe の弁論以降，今や 6 か月近くが経っていることを強調した。メモは，最初の裁判官会議の議論において，バーガーが「少数派の見解を代表し」，「争点に関する自分の見解を強力に主張した」が，それにもかかわらず，「私の時代のいかなる長官もこれまで取ったことのない行動である」，多数派の意見を割り当てたと主張した。バーガーの振る舞いは，「合衆国最高裁に働いている，破壊的な力が存在する」ことを示すものであるとダグラスは続けた。「長官が意見の割り当てを操作することによって最高裁を自分の意思の方向に曲げようとするとき，当該機関の完全さは危険にさらされる。」Doe および Roe において，意見が回覧されたが，「各々は，最高裁の 5 名の裁判官の票を集める。これらの票は確固たるものである」，「それ故，両事件は公表されるべきである。両事件が再弁論に付されるべきだとの訴えは，時の急迫がその結論を変えるだろうとの希望を持って，多数派の見解を何であれ抑圧しようとする少数派による戦略に過ぎない。そのことは，もちろん，死亡またはひょっとすると引退によって達せられることがあるかもしれない。しかし，こうした類の戦略は，最高裁の完全さを弱め，最高裁の判決を長官の操作の腕前に依拠させてしまう[132]。」

ダグラスと同様に憤慨したのは，その怒りを文書で表明したいと思うほどではなかったものの，スチュアートであった。スチュアートは，最高裁の年月が進むにつれて明らかになったバーガーの不誠実な行動とみなしたものに，以前から，ますます狼狽するようになっていた。マーシャル

---

(131) *See* GARROW, *supra* note 7, at 554–55. *See also* SCHWARTZ, THE UNPUBLISHED OPINIONS OF THE BURGER COURT, *supra* note 95, at 147; JEFFRIES, *supra* note 61, at 338–39（パウエルの文書に拠る）; JENKINS, *supra,* note 61, at 141（レーンクィストのメモに拠る）. なお，パウエルの秘書がこのメモをタイプライターから取り出し，パウエルに渡した時に，パウエルは，そのカーボン紙の上に，「ビル，電話を下さい。ルイス」との，僚友レーンクィストに対する火急のメモを書きつけた。すぐにレーンクィストからパウエルに同意すると記した裁判官会議宛てのメモが送られた。*See id.*

(132) *See* GARROW, *supra* note 7, at 555; THE DOUGLAS LETTERS, *supra* note 101, at 184–85. なお，ダグラスは，その同じメモの中で，「かつてロシア人は，その長官に 2 票を与えたが，ロシア人にとってすら，それでは強すぎたのだ」と付け加え，「ミネソタの双子」と揶揄されていたバーガーとブラックマンをあてこすった。*See also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 187–88［邦訳，254–56 頁］; KIM ISAAC EISLER, A JUSTICE FOR ALL: WILLIAM J. BRENNAN, JR., AND THE DECISIONS THAT TRANSFORMED AMERICA 230–31 (1993); JEFFRIES, *supra* note 61, at 338（「見事なほど簡潔に，ダグラスは，たった一文で，バーガーを侮辱し，ブラックマンに屈辱を与えた。」）.

やブレナンのような他の裁判官もまた，意見の割り当てに関するバーガーの振る舞いが繰り返し，ほとんど不適切なものに等しいものとなっていると信じていたが，スチュアートの怒りは特に激しく，スチュアートのクラークたちは，他の者たちと同様に，バーガーに対するスチュアートの「非常に激しい」敵意にすっかり気づいていた。中絶事件を持ち越すという提案は，スチュアートの感情をさらに強め，バーガーの5月31日のメモから1日か2日のうちに，スチュアートは，自分が考えていることをブレナンに正確に知らせることにし，ブレナンは，その後，ダグラスへの短い手書きのメモの中で，それを描写した。

「何てことでしょう。本日の昼食で，ポッターが，事態が進行している高圧的なやり方への激しい怒りをぶちまけましたが，それは，とりわけ，長官が自分自身のやり方で物事を命じることができるなら，一人の裁判官でもできる，プラス，私たちの残った者が，例えば，4対3でもたらす準備ができているとしても，その一人の裁判官は，自分の選ぶすべてのことを9か月間，遅らせることができるという推定に対してです。彼は，また，私に，Wade, Miranda 等々を覆す投票はしない，プラス，長官がパウエル，プラス，レーンクィストを意のままに支配しているとの長官の自信には憤りを感じると語りました。ポッターは，これらの出来事を問題にすることを望んでおり，おそらく，本日の午後に，大騒動が起きるでしょう[133]。」

スチュアートが会議でバーガーと個人的に対決したかどうかについては，たとえそうだったとしても，いかなるメモも取られなかったためにはっきりしない。ブレナンは，ダグラスとスチュアートの怒りに完全に同情的ではあったものの，もしこの争いがあまりにも激化し，または，もしダグラスが公にした場合には，Doe, Roe の将来の判決とともに合衆国最高裁自体が，そして，ブラックマン，パウエル，またはレーンクィストが決定票となるかもしれない他の事件が，ひどく傷つけられることになってしまうのももっともなことだと十分に察知した[134]。

6月2日，ダグラスが再弁論のいかなる正式の命令にも反対する，将来公にするつもりの反対意見の印刷されたコピーをブレナンに渡したとき，ブレナンは，鉛筆を取ってその言明に徹底的に手を入れ，バーガーへの個人的な言及をすべて除去するよう格別の注意を払った。ブレナンは，よそよそしいダグラスと個人的な関係をもって近づくこともできる何かを持った文字通り唯一の裁判官であったが，その反対意見のドラフトを，「敬愛するビル」とのメモを付して返却し，「もし何かが公にされるべきであるとしたら（しかし，私は，その点に関して重大な懸念を持っております），私は，鉛筆で書かれた部分は取り除くことができるものと思います。」と優しく述べ

---

(133) *See* GARROW, *supra* note 7, at 555–56; *but see* FORSYTHE, *supra* note 108, at 367–68 n.97 (“nine” の後の “months” という語は原文にはなく nine Justices の意ではないかとする). *See also* EISLER, *supra* note 132, at 220. なお，その日の昼食の様子については，*see id.* at 218–20. また，バーガーの行動に対する不信感の高まりについては，*see* MARK V. TUSHNET, MAKING CONSTITUTIONAL LAW: THURGOOD MARSHALL AND THE SUPREME COURT, 1961–1991, at 36–37 (1997).

(134) *See* GARROW, *supra* note 7, at 556.

た[135]。

2 日後の 6 月 5 日に，ホワイトが，Roe および Doe は秋に再弁論されるべきだとの見解を是認するとの正式の言明を回覧した[136]。ダグラスは，6 月 13 日に，自分の反対意見の改訂版の 2 通のコピーを同僚の各裁判官室に送り，その時までには，ワシントン州のグース・プレイリーにある夏の住居に向けて，開廷期の終了の何日も前に出発していたが，ブレナンの優しいが粘り強い嘆願によって，ダグラスは，その怒りに満ちた言明が実際には公表されるべきではないことに納得した[137]。

6 月 26 日，合衆国最高裁が Roe および Doe を次の開廷期に持ち越し，再弁論を行うことを正式に発表した時に，その決定に唯一付け加えられたのは，ダグラス裁判官が両決定に反対したということを示す一文だけであった[138]。

## 4　再弁論決定後の動向

1972 年 6 月 26 日，合衆国最高裁判所は，Roe および Doe を翌開廷期に持ち越し，同年秋にも，再び口頭弁論を開くことを正式に発表した。この決定は，6 月の終わりにも判決の言い渡しがなされることを予想して既に高まっていた両事件の当事者たちの緊張を一層増大させることになった。ロイ・ルーカスは，この時までにはマディスン憲法研究所を閉鎖し，サン・フランシスコ市に移っていたが，「宙ぶらりんの不安を身にしみて感じている」と友人に語った。リンダ・コーヒーと，その 3 週間前の 6 月 3 日に，テキサス州議会下院のオースティンを含むトラヴィス・

---

(135)　*See id.*

(136)　*See id.*　*See also* FORSYTHE, *supra* note 108, at 47（「私の見解は，これらの事件が再弁論に付されるべきであるというものであり，私は，依然としてそのように考えます。」）.

(137)　*See* GARROW, *supra* note 7, at 556.　*See also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 188–89［邦訳，256–57 頁］; SIMON, *supra* note 95, at 440（「ハリー・ブラックマンが自らの中絶支持の立場を変えるつもりはなく，それを精緻化するだけだとダグラスに個人的に誓った後で初めて，ダグラスは，自分のメモを公表しないことに同意した。」）; SIMON, *supra* note 98, at 104（1992 年 11 月 16 日の著者とのインタヴューに拠る）. *Cf.* GREENHOUSE, *supra* note 95, at 90（ブラックマンが合衆国最高裁に加わった時からつけていた開廷期毎の「重要な出来事の年代順の配列（chronology of significant events）」の記載を引用して，この間の最高裁内部の緊張関係を描写する）. なお，SIMON, *supra* note 98, at 104 は，この間の合衆国最高裁内部の激しい争いの「最大の勝者はダグラスであった」とし，「ダグラスがずっと不機嫌であったことが両州法を違憲無効とする当初の投票を固守するとのブラックマンからの確約をもたらすことになった」とする。*Cf.* Hunter, *supra* note 100, at 186; FORSYTHE, *supra* note 108, at 366 n.79（「中絶法の将来は，ブラックマン裁判官に明らかにかかっていたが，同裁判官の過去のためらいは，最終的に投じるであろう投票の保証を全く与えなかった。しかしながら，ブレナン裁判官は，同開廷期の最後に，ブラックマン裁判官が Wade と Bolton で書いていた意見を最終的に放棄することに 3 倍の配当で賭ける準備をした。」（ブレナンのロー・クラークたちによる 1971 年度開廷期のまとめ））.

(138)　*See* Roe v. Wade, 408 U.S. 919 (1972) (mem); Doe v. Bolton, 408 U.S. 919 (1972) (mem).

カウンティ選挙区における民主党議員候補の座をめぐる決選投票で勝利を得ていたサラ・ウェディントンは，その知らせはおそらく困ったことを意味するだろうともちろん感じていた(139)。マージー・ヘイムズも同様に不安を覚えたが，他方で，前年 11 月にパウエルとレーンクィストの審理への関与を求めて斥けられていたジェイ・フロイドは，わずかにではあるが急速に楽観的になっていた。ドロシー・ビーズリーは，Doe 以降，合衆国最高裁において，続けて 3 つの事件の口頭弁論を行っていた(140) が，未だ勝訴していなかったことに「ひどく悪い予感」を覚えるとともに，第 2 弾を撃てることへの「とても深い安堵感」を感じた。当初の段階では，ほとんどの記者や評釈者たちは，合衆国最高裁の行動に特段の意味を全く見出していなかったが，7 月 4 日のワシントン・ポスト紙の一面の記事は，ほとんどすべての情況を一変させることとなった(141)。

「バーガーによる措置が中絶に関する最高裁の立場を変化させうる」との見出しが付いた署名のない記事は，長官が，「今開廷期の 2 つの中絶事件の判決を合衆国最高裁判所に下させないように手を貸し，中絶に関する合衆国最高裁の立場の最終的な変化を引き起こしたのかもしれない」と報じた。同紙は，「情報通」の「信頼できる」情報源のみを引用して，「裁判官会議における暫定的な投票で 7 名の裁判官からなる最高裁の多数派は，両事件において，中絶の合法化を主張する者たちを支持した。各事件の正確な投票は不明なものの，バーガーとバイロン・R・ホワイト裁判官は，どちらの事件においても反対する意見を述べた。」と記した，さらに，その記事は，バーガーが行ったハリー・ブラックマンへの両事件の割り当てに異議を唱えたウィリアム・O・ダグラスからバーガーへのメモに言及し，ブラックマンが，春の間，プライバシーの権利を含む，様々な根拠に基づいて，どちらの反中絶法も違憲と判示する意見のドラフトを準備していたと述べた。その記事は，また，ブラックマンが両事件を次の開廷期に持ち越すよう求め，バーガーを含む合衆国最高裁の多数派は，ダグラスの激しい反対意見を制して，それに同意したと報じた。翌日，ニュー・ヨーク・タイムズ紙も，ポスト紙の記事に一度も言及することなく，「接触することができた裁判官たちはコメントを拒否した」ものの，「合衆国最高裁に近い情報源」は，この報道を確認したと報じた(142)。

ワシントン州の夏の居宅には電話がなかったことから，ダグラス裁判官に対する記者からの接触は不可能であったが，ポスト紙の記事が掲載されたたまたま同じ日に，かけることができる最も近くの電話からコロンビア特別区に帰っていた妻のキャシーに連絡を取ったダグラスは，即座に記事の内容を知らされた。ダグラスはひどく誇りを傷つけられ，直ちにバーガーに遺憾の意を

---

(139) *See* WEDDINGTON, *supra* note 17, at 123–29; 131–34.

(140) 1972 年 1 月 17 日に，死刑事件の Furman v. Georgia とそのコンパニオン・ケースである Jackson v. Georgia の弁論を，同年 2 月 22 日に，黒人陪審員の排除に関わる Peters v. Kiff の弁論を行っていた。前二者は 6 月 29 日に，後者は 6 月 22 日に，いずれも州側敗訴の判決が下された。*See* Furman v. Georgia, 408 U.S. 238 (1972); Peters v. Kiff, 407 U.S. 493 (1972).

(141) *See* GARROW, *supra* note 7, at 556–57.

(142) *See id.* at 557.

表する手書きの手紙を送った。その７月４日付の手紙の中で，ダグラスは，ポスト紙の「中絶事件，裁判官会議への自分のメモ等々に関するむかつくような記事」について，キャシーが電話で話してくれたと記した後，以下のように説明した。

「私は，大変取り乱し，仰天しております。私は，これまで，これらの事件に関して一言も，あるいは私のメモを，合衆国最高裁の外部にいる者に漏らしたことはありません。記者がその記事をどこで入手したのか，私には全く見当もつきません。

私たちにはそれぞれ違いがあります。しかし，私に関する限り，それらは完全に内部の問題です。そして，たとえ明らかにされるとしても，それらは申し立てられる意見において反映されるのであり，決して報道関係者に対する『漏洩』の中で明かされるのではありません。

私は，失礼を顧みず，このあなたへの手紙のコピーを他の裁判官たちに送ることにいたします(143)。」

ダグラスは，無理からぬことではあるが，バーガーや他の裁判官たちは，ダグラスこそが前例のないポスト紙の記事の情報源であったと思い込んでいるのではないかと感じていた。しかし，ダグラスもバーガーもそのときにはまだ知らなかったとはいえ，その記事の出所であったのは，ダグラスや無分別なロー・クラークではなく，すべての合衆国最高裁の裁判官の中で最も激しくバーガーを嫌っていた，ポッター・スチュアートであった。スチュアートが関わっていたことは，数年後には，合衆国最高裁では公然の秘密となっていた(144)。

ポスト紙の記事が出る頃までには，ほとんどの裁判官が首都ワシントンを離れていたので，その記事は，直接の危機やあわただしいメモの応酬をもたらすことはなかった。ブラックマンはミネソタ州に戻り，州中絶法の歴史や中絶に対する様々な医学的，専門職的団体の態度についての以前の記録，ヒポクラテスの誓いに見られるような中絶反対の言及に与えられる伝統的な立場について掘り下げて調べるために，ミネアポリスの法律事務所のパートナーであった時に顧問弁護士をしていた，ロチェスターにあるメイヨー・クリニックの医学図書館で２週間，静かに過ごした。ジョージ・フランプトンは，任期が終わるまでの間，ワシントンにとどまり，既存の Doe および Roe のドラフトにブラックマンが新たな研究の成果を付け加えることの手助けを行っていた(145)。しかしながら，真夏になっても，ブラックマンは，長官による働きかけの結果，中

(143) *See id.* at 557–58; THE DOUGLAS LETTERS, *supra* note 101, at 185–86.

(144) *See* GARROW, *supra* note 7, at 558.

(145) *See id.* at 558–59. *See also* WOODWARD & ARMSTRONG, *supra* note 14, at 229–30［邦訳，311–12 頁］; Note, *The Changing Social Visions of Justice Blackmun,* 96 HARV. L. REV. 717, 723 n.34 (1983); SIMON, *supra* note 98, at 106; GREENHOUSE, *supra* note 95, at 90–91; GRAETZ & GREENHOUSE, *supra* note 102, at 143. この調査についてのブラックマン自身の説明については，*see* Oral History, *supra* note 95, at 196–98 (June 2, 1995), 490 (June 20, 1995). とりわけ，ブラックマンは，病院の多くの検査室の壁に飾られ，また，医学校の卒業式で宣誓が行われることが伝統となっているヒポクラテスの誓いが，上訴趣意書や口頭弁論において全く無視されたことに非常に困惑し，ヒポクラテスの誓いについての調査を行いたいと当初から強く望んでいた。*See id.* at 194, 196–98 (June 2, 1995), 489, 490 (June 20, 1995).

絶事件についての自分の立場が変わることは，何であれ全くないと，ひそかに明らかにしていた(146)。

7月の終わりになって初めて，ポスト紙の記事に続く動きが見られた。7月27日，バーガーがダグラスに対して，4頁の，行間を開けずにタイプした，「親展」，「極秘」と記した，これまでの出来事のすべてを検討した手紙を送り，他の7名の裁判官にもそのコピーを送った。バーガーは，内部では配布されたものの，決して公刊されることのなかったダグラスの反対意見を考慮して手紙を作成することを「駆り立てられた」と主張し，その理由として，ダグラスの反対意見には，「訂正されないままでおくことは許されない」「数多くの事実に関する誤り」が含まれていたからだと述べた。加えて，ダグラスによる，その文書の「少なくとも18部のコピーの回覧」は，「その問題が，実際にもそうしたように，歪められた形であったとはいえ，合衆国最高裁という安全な場所の外で受ける，明らかな危険を作り出した」のであるから，「『デュー・プロセス』と同種の何かが，事実が公式の記録に残されるべきであることを促すのです。」として，以下のように付け加える。

「1. あなたが述べるように，中絶事件に関して，『長官は裁判官会議の少数派の見解を代表した』というのは，いかなる強固な立場の多数派も存在しなかったとあなたが付け加えるのでない限り，正確ではありません。テキサスの事案に関しては，たとえ全員一致ではなかったとしても，当該テキサス州法は無効にならなければならないとの意見の一致が存在していました。その根拠に関しては，様々な見解がありました。誰によるメモも支配的ではなく，また，包括的であることも，正確に間違いのないものでさえもないでしょう。私のものは，両事件に関して，『最終的

---

なお，この時の調査で，ブラックマンは，American Journal of Public Health 誌 1971 年 3 月号の記事を写し取り，1972 年 6 月のギャラップ世論調査の記事とともに，そのコピーを持ち帰った。*See* GREENHOUSE, *supra.* 両資料については，前者につき，*see* Ruth Roemer, *Abortion Reform and Repeal: Legislative and Judicial Developments,* 61 AM. J. PUB. HEALTH 500 (1971), *reprinted in* BEFORE *ROE V. WADE*: VOICES THAT SHAPED THE ABORTION DEBATE BEFORE THE SUPREME COURT RULING 121–25 (Linda Greenhouse & Reva B. Siegel eds., 2010), 後者につき，George Gallup, *Abortion Seen Up to Woman, Doctor, reprinted in* BEFORE *ROE V. WADE*, *supra,* at 207–10. また，夏季休暇中，フランプトンと，バーガーの長年の宿敵（*see* GREENHOUSE, *supra,* at 24; EISLER, *supra* note 132, at 202），コロンビア特別区巡回区の裁判官，デイヴィッド・L・ベイズロン（David L. Bazelon）の裁判官室から雇われていた同僚のロー・クラーク，ジョン・T・リッチ（John T. Rich）は，ブラックマンに対して，Roe では引き続き漠然性に焦点を合わせるように主張し，Doe については，そこで宣言される中絶に対する憲法上の権利の根拠を敷衍し，明確化するよう熱心に説いた。*See* GREENHOUSE, *supra,* at 90. *See also* David J. Garrow, *The Brains Behind Blackmun,* Legal Aff., May-June 2005, 26, at 29（「私は，本質的に，その権利の制限が，中絶が行われることが提案される妊娠期間によって決まることを書き込みました。……私は，母体外生存可能時の時点をこの『転換点』に選びましたが，それはいくつかの理由からです……」）(1972 年 8 月 11 日付けのフランプトンのブラックマンへの手紙); FORSYTHE, *supra* note 108, at 49（「これがおそらく母体外生存可能時の概念を Roe の討議に初めて取り入れたものだった。」).

(146) *See* GARROW, *supra* note 7, at 559.

な処理は起草と根拠に待つべき』というものです。」

「私のメモが示すのは，そして，私の記憶も同様ですが，ジョージアの事案に関しては，割り当ての権限を確定するという意味において，いかなる『多数派』も存在しなかったということです。あなたが述べるように，『7 名中，最初に多数派の見解を採った 4 名が存在した』というのは，裁判官会議についての私の記録や，私の記憶に合致していません。すべての争点に関して，あるいは基本的な争点に関してすら，どんな明快な処理であってもこれを支持する多数派は断じて存在せず，そのことは，この種の事案では異例というわけでは全くありません。私たちの何人かは，ジョージア州法の中に欠陥の一つの側面を見出しました。また，別の者は，異なった弱点を認めました。議論は広範に及び，立場はその過程で変わりました。そのこともまた，異例ではありません(147)。」

バーガーは，また，ダグラス，ブレナン，スチュアート，ホワイト，マーシャルが，バーガーではなく，彼らが Doe を割り当てるべきであったとは一度もはっきりと表明したことがなかったことをやり過ぎとも思える程に長々と強調し続けた。「裁判官会議での議論の正確な評価は，私の理解するところでは，少なくとも 3 名の裁判官によって会議の最中になされたのであり，その時に，彼らは，彼らの最終的な立場が，とりわけジョージアの事件においては，『どのように起草されるかに依拠する』だろうと述べたのです。」バーガーは，ダグラスの「前例のない」ドラフトは，「裁判官会議が休会する時に，立場が揺るぎなく，確立し，最終的であるのではない場合には，不誠実を含意するように思われます」とそれとなく述べた。最後に，バーガーは，「私は少数派の立場から割り当てをするようになったことは一度もありません」と主張し，また，ダグラスが 8 か月前に自分の Doe の割り当てに不満を述べた時，他のどの裁判官も同調しませんでしたと述べ，こうして，ダグラスがその主張を何度も繰り返すことには，「いささかの根拠すら存在しません」と主張した。バーガーは，その長い手紙を，自分と自分の配偶者からのダグラスとその妻への不釣り合いなほど心のこもったあいさつで締めくくった(148)。

8 月 7 日，ダグラスは，その論争を終結させるように思われた温かいメモでバーガーの主張に応答した。

「親愛なる長官，

私は，中絶事件に関する私の以前のメモに関連した，あなたのメモを持っております。中絶事件におけるその章は，私にとっては過ぎ去ったものであり，忘れていたものです。

私は，そのメモを内部において使用するためにのみ作成しました。私は，そのメモをいかなる者にも，スタッフの一人にも見せてはいませんでした。私は，そのメモを報道関係者に『漏洩』しませんでした。

私は，私たちの内部の手続きに関する完全なる公平さの存在を信じております。何となれば，

(147) *See* GARROW, *supra* note 7, at 559.

(148) *See id.* at 560.

以前に述べましたように，私たちは，激しく対立する考えを持ったグループですが，常に，友好的で，仲の良いグループであったからです。そのことが，私が望むただ一つのやり方なのです。

私は，後世のためにそのメモを書いたのではありません。そのメモは，後に続く人々にとっては，ほとんど全く関心を抱かせるようなものではないでしょう。

私の裁判官会議でのメモは，明らかにあなたのものとは異なっております。私は，非常に敬意を表して，私のものがより完璧だと考えております。私がではなく，ビル・ブレナンが中絶事件に関する最初の裁判官会議で意見の一致を代表した理由は，両事件，少なくともジョージアの事件は，平等保護の根拠に基づいて処理することができると，その後の検討で持ちこたえることのなかった理論ではありましたが，その時に私は思っていたということでした。しかしながら，おそらく破棄するであろう5名が存在していたことは明らかであったのであり，割り当てに関して，私たちは皆，確実性ではなく可能性だけを扱うのです。」

ダグラスは，レーンクィスト夫妻が自分たちの夏の居宅を訪れることになっていることに言及し，今度はバーガー夫妻も来ることができますかと述べて，その手紙を結んだ(149)。

ワシントン・ポスト紙の記事は，関係する訴訟当事者の間では，相対的にほとんど議論や分析をもたらさず，当事者たちは，合衆国最高裁内部の出来事についての記事の解釈を斥けるか，完全に受け入れるかのどちらかだった。サラとロン・ウェディントン，マージー・ヘイムズは，サン・フランシスコで開催されたアメリカ法曹協会（ABA）の夏の会合に出席し，その会合で，サラ・ウェディントンは，「意見の起草を終わらせるためにブラックマンのクラークが夏の遅くまで残っていた」ことを聞かされ，また，アメリカの性の寛容さの拡大を非難する8月13日のパウエル裁判官の講演(150)を聞いて落胆した。サラ・ウェディントンは，「ABAの会合の際には，ダグラス裁判官とも数分間会話をする機会があったけれども，ダグラスは，その事件に関しては，どんなコメントについても極端なほど用心深かった」と全国中絶法廃止協会（NARAL）のリー・ギディング（Lee Gidding）に語った。他方，中絶反対派の活動家たちは，フィラデルフィアで開催された全国生命に対する権利委員会（NRLC）の第3回年次大会に集結したが，彼らもまた同様に，合衆国最高裁の行方には確信がなく，判決が反中絶法を無効にする場合に備えて，「未出生者の権利」を回復させる憲法修正を推進すべく準備を重ねた。しかしながら，新聞や雑誌の説明によれば，「生命に対する権利」を主張する勢力は，急速にその政治的影響力を拡大し，こうして，民主党と，同党の大統領候補に選出されたサウス・ダコタ州選出のジョージ・マクガヴァ

---

(149) *See id.*; THE DOUGLAS LETTERS, *supra* note 101, at 186. *See also* HOWARD BALL & PHILLIP J. COOPER, OF POWER AND RIGHT: HUGO BLACK, WILLIAM O. DOUGLAS, AND AMERICA'S CONSTITUTIONAL REVOLUTION 309 (1992).

(150) この講演の内容については，*see* J. HARVIE WILKINSON, III, SERVING JUSTICE: A SUPREME COURT CLERK'S VIEW 104–05 (1974).

ン（George McGovern）上院議員は，中絶をめぐる争点に関して，いかなる立場の表明も拒否していた(151)。

## おわりに

本稿は，合衆国最高裁判所による妊娠中絶合法化判決を取り上げ，テキサス州法の合憲性が争われた Roe v. Wade 判決と，ジョージア州法の合憲性が問題となった Doe v. Bolton 判決について，1971 年 4 月の裁量上訴の受理の決定から，1971 年 12 月の 1 回目の口頭弁論，そして，その後の合衆国最高裁内部でのやり取りを中心とする第一ラウンドに焦点を合わせて，その形成過程を検討してきた。本稿の検討から少なくとも明らかになったことは，最も控え目に言っても，1972 年 6 月の段階では，両判決の内容は，現在知られているものとは全く異なるものであったということである。今後は，引き続き，1972 年 10 月の 2 回目の口頭弁論からその後の合衆国最高裁内部でのやり取りを中心とする第二ラウンドの検討を踏まえた上で，1973 年 1 月 22 日に下された両判決の意義を考察することとしたい。

※本稿は，拓殖大学政治経済研究所・2017 年度個人研究助成の研究成果の一部である。

**（原稿受付　2019 年 6 月 29 日）**

（151） *See* GARROW, *supra* note 7, at 561.

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 1, pp. 77–144　　October 2019

# アフガニスタンをめぐる日本の諜報工作活動

## ── 1934–1945 年を中心に ──

澤　田　次　郎

**要　旨**

本稿の目的は 1934（昭和 9）年から 45 年にかけての時期を中心に，アフガニスタンをめぐる日本の諜報工作活動を検証することである。1934 年，カーブルに日本公使館を開設するにあたって外務省は，アフガニスタンとの親善関係が経済と外交戦略の両面でメリットをもたらし，とくに英ソを牽制することにつながると考えており，このことをふまえて日本公使館は諜報工作活動に着手する。第一に諜報活動については，日本公使館はオシントとヒューミントを組み合わせてさまざまな情報を入手した。しかし防諜面が脆弱であり，郵便，通信を傍受されるだけでなくスパイの浸透を許し，公使館員の行動は英米両国，アフガニスタン当局，あるいはソ連によって捕捉されていた。第二に浸透工作については，日本公使館は石油利権の獲得をめざしたが，アフガニスタン政府の微妙な心境の変化を察知できず，利権をアメリカに回される結果となった。また日本公使館と外務省は 6 名の学生の日本留学をアレンジし，彼らは帰国後，蔵相・副首相，計画相・最高裁長官をはじめとする要職につき，日本の工作は成果をあげた。ただし彼らの滞日中，ある種の疎外感をもたせたことがネックとなった。第三に特殊工作（謀略活動）については，1937 年に武官の宮崎義一少佐が追放されたのち，40 年に亀山六蔵中尉がカーブルに入り，諜報活動に着手した。41 年以降，ドイツがソ連領中央アジアに対するバスマチ運動再組織の工作を行った際，日本公使館はドイツに協力した。また外務省は元国王のアマーヌッラーを利用すること，アフガニスタンを通じて反英領インド工作を行うことに関心をもっていたが，管見の及ぶ限りでは，具体的な破壊活動を行ったことを示す記録を見出すことができなかった。日本公使館はドイツ，イタリア公使館と交流したものの，三者の思惑は必ずしも一致せず，ドイツは重要情報が日本からソ連に流れることを警戒し，英領インドをめぐって独伊は秘密活動の主導権を他国に渡すまいと考え，日本は両国に非協力的であり，枢軸国間の提携は緊密なものとはいえなかった。以上を通じていえることは，日本は多くの情報を集め，それを活用したが，アフガニスタンでの諜報工作はハードルが高かったということである。

**キーワード**：日本，アフガニスタン，情報，諜報，工作，謀略，留学生，国際学友会

**目　次**

はじめに
1　公使館の開設にいたるまで
2　情報収集分析と防諜の実態
3　石油利権獲得・留学生工作
4　謀略活動と枢軸国との関係
おわりに

## はじめに

1930（昭和5）年11月，日本アフガニスタン修好条約が調印された（翌31年7月公布）。これによって日本とアフガニスタンは正式に国交を開くこととなった。両国は公使の交換を行うとともに，通商条約を締結するため商議を開くことを約定した[1]。

その結果，アフガニスタンは1933（昭和8）年10月，東京に公使館を開設し，初代公使としてハビブッラー・ハーン・タルズィー（Habibullah Khan Tarzi）が着任した。日本は1年後の34年11月，カーブルに公使館を開設し，エジプトのアレクサンドリア総領事であった北田正元が初代公使として着任した[2]。以後，第二次世界大戦の終結によって1946年1月に双方の公使館が引き揚げを開始するまでの間，アフガニスタン側は3名（うち1名は臨時代理公使），日本側は7名（うち3名は臨時代理公使）の歴代公使が任務にあたることになる。なお戦後の両国国交再開は1955（昭和30）年まで待たなければならなかった。

これまで1930, 40年代における日本とアフガニスタンの政治外交関係を正面に据えた研究は大変少ない状況にあった。しかし近年わずかではあるが，いくつかの論考が発表されるようになっている。まず臼杵陽氏は戦前期日本の回教政策全般を考察する一環として，アフガニスタンに招聘された農林省技師・尾崎三雄を取り上げるとともに，日本の回教・回教徒研究における同国の位置づけ，日中戦争勃発前後の両国関係を検討する。とくに本稿と関連するのは同氏論稿の第4章に相当する「1930年代後半におけるアフガニスタンでの日本の情報戦略」であり，同国の地政学的重要性を理解する北田正元初代公使が，1936年1月2日付本省宛報告書「当国内ノ英『ソ』両国情報機関ノ活動並ニ当館ノ情報事務ニ関スル件」において，情報獲得の方法として，①「政府筋」，②「外交団及其ノ居留民」，③「民間関係」〔諜者〕の三種のソースを利用しつつ，アフガニスタン国内，新疆，ソ連領トルキスタン，インドの情報収集にあたっている旨を報告した点を紹介し，日本公使館の諜報任務に注目している[3]。

次に田嶋信雄氏は，関東軍および日本参謀本部が1934年の時点でアフガニスタンの戦略的重要性を十分に認識していたこと，さらに35年から36年にかけて関東軍と満洲航空がルフトハンザ航空と結合して東京・新京・ベルリンを結ぶ欧亜航空航路の設立をめざし，その際の連結所としてアフガニスタンないし新疆を想定していたことを説明した上で，1936年11月にカーブルに公使館付駐在武官として赴任した宮崎義一陸軍少佐が日独満航空協定の実施準備のほかに独自の謀略工作を開始し，その活動が同国政府に露見して追放されるにいたった過程を明らかにする。駐在武官派遣を通じて「大陸政策」の延長としてアフガニスタンで対ソ謀略工作と日独航空連絡計画を推進しようとした参謀本部の画策は，最終的に日中戦争勃発による国際関係の緊張と宮崎の謀略工作の失敗によってほとんど挫折するにいたったと田嶋氏は結論づけている[4]。

さらに関岡英之氏は，第一次東トルキスタン共和国（1933-34年）の崩壊後，北田公使が同国

の建国者の一人で英領インドに亡命したムハンマド・エミン・ボグラ（Muhammad Amin Bughra）とカーブルで頻繁に接触し，ボグラの「新疆革新計画（粗訳）」（「幻の東トルキスタン独立計画」）案を外務本省に送ったこと，また北田自身，帰国後に，日本の勢力が新疆民族を解放し，ソ連を牽制し得る組織を作らせて日本にリンクさせることをほのめかしている点を明らかにしている。関岡氏は，カーブルの北田が3年半足らずの公使在任中に膨大な公電を本省に打電したことに注目し，「執拗とも言える北田の文面からは，インテリジェンスに携わる者の強烈な自負と使命感が伝わってくる。北田の在任期間中，カブールの日本公使館は不夜城と化したのではないか。部下たちは寝る暇もなかったであろう」と述べ，北田を高く評価している(5)。

以上三氏の論稿はこれまで日本外交史，国際関係史の領域において注目されることが少なかった1930年代の日本・アフガニスタン関係に光をあてた貴重かつ有意義なものである。そこで共通しているのは，1930年代の日本（外務省，参謀本部，関東軍）がアフガニスタンの地政学的，戦略的な重要性を認識し，そこを拠点として諜報工作活動を行っていたことに着目する視点である。とくに田嶋氏はこの点にもっとも深く切り込んで日本武官追放事件を検証している。本稿はそうした視角を継承するものであるが，以下の点で先学の優れた研究と趣を異にする。

第一に，1934年から45年（カーブルにおける日本公使館の開設から閉鎖ごろまで）の比較的長くまとまった期間を考察範囲とする。先に紹介したように既存研究は北田公使に言及しているが，公使館の全活動期間をカバーしているわけではない。第二に，日本公使館および外務省が情報収集だけでなく，アフガニスタンに影響力を拡大するためいかなる工作を試みていたかも検討することにより，同国をめぐる日本の諜報工作活動の大まかな全体像を提示してみたい。第三に，公使館の活動を中心に見ていくが，それ以外に日本武官追放事件についても言及し，田嶋氏の知見にわずかではあるが補足を行う。

19世紀よりロシア・ソビエト連邦とイギリス（英領インド）の勢力が交差し，伝統的に両国（とくにイギリス）の影響が濃かったアフガニスタンにおいて，1934年にようやく外交使臣を派遣して本格的な交流をスタートした日本は，英ソから見れば新参者というべき存在であった。その新顔の日本がベテランというべき大国のはざまにあってどのような諜報工作を試みたのであろうか。日本のこのいわば「挑戦」の実態はいかなるものであったのかを明らかにすることが本稿の目的である。

なお通常用いられる首都名カブール，あるいはその他の地名，人名は専門家にならい，現地の発音により近い形で記すことが多い点を断っておきたい。

## 1　公使館の開設にいたるまで

まず本稿の舞台となるアフガニスタンが当時，周辺国の間でどのような位置を占めていたか，またそうした中で同国の対外政策はいかなる特徴を示したのかという基本をおさえておきたい。

アフガニスタンは陸地に囲まれ，海をもたない国であり，当該期，北はソ連（タジク，ウズベク，トルクメンの各ソビエト社会主義共和国），東から南にかけては英領インド（現在はパキスタン），さらに西はペルシア（1935 年よりイランに国号改称）に囲まれ，北東端のパミール高原において約 80 キロだけ中国に接していた[6]。これをもっと高所から見ると，アフガニスタンは三つの異なる領域（中東，中央アジア，南アジア），および三つの異なる文化ゾーン（イスラーム世界，ヒンドゥー文化，中国の影響）の交差点にある[7]。このような立ち位置にある同国は，ヨーロッパにおけるスイスの立場に匹敵し[8]，他国からすればその周辺国を探るための絶好の「リスニング・ポスト」（情報収集拠点）になるとともに，そこから宣伝を拡散する「プロパガンダ・センター」にもなり得る存在であった[9]。

大国ロシア，イギリスに挟まれる形にあったアフガニスタンは二大国の利益がぶつかり合う焦点となり，19 世紀から 20 世紀初頭にかけて第一次「グレート・ゲーム」の舞台となったことは周知のとおりである。地政学的に見るならば，イギリスにとってのアフガニスタンは北のランドパワーの南進から帝国の経済的基盤をなすインドを直接防衛するために最適の緩衝地帯であった。またロシアにとってのアフガニスタンは南のシーパワーからの攻撃をユーラシア大陸のハートランド（中心部）南端で抑えるとともに，ロシアの西部と東部をつなぐ中央アジアのライフラインの安全を担保する上でも欠かせない格好の緩衝地帯であった[10]。アフガニスタンを自国に有利な形で維持しようとする両国の対立は 1907（明治 40）年の英露協商締結によって一旦収まったが，ロシア革命後，ヨーロッパでの革命が不可能であることを悟ったボルシェヴィキが 1920（大正 9）年，「東方に火をつける」戦術に方針転換を行うと，中央アジアとアフガニスタンはふたたびインドを標的とするボルシェヴィキ，ソ連（1922 年成立）とその防衛にあたるイギリスとの第二次「グレート・ゲーム」の舞台となり，それは第二次世界大戦期に英ソの協力関係が生まれ，さらに大戦後イギリス軍がインドを撤退するまで潜在的に続くことになる[11]。

そうした中でアフガニスタンは強大国の思惑に翻弄され，第二次イギリス・アフガニスタン戦争（1878–80 年）の結果，事実上イギリスの保護国となったが，伝統的な「緩衝国の政策」（buffer-state policy）をとることによって大国を操縦し，自らの生存をはかろうとした。すなわちアフガニスタンの首長（アミール）ないし国王（シャー）は，イギリスとロシアの勢力をうまくバランスさせる政策を遂行した[12]。アマーヌッラー・ハーン（Amanullah Khan, 在位 1919–29 年）は第三次イギリス・アフガニスタン戦争（1919 年）の結果，イギリスからの独立が認められると，それまでの反動からいちはやくボルシェヴィキの指導者に接触して友好条約を締結するなど，一方でソ連に近づく傾向を示した。しかしその一方でボルシェヴィキの革命運動に危惧を感じ，バスマチ運動（ロシア領中央アジアにおけるイスラーム教徒の反乱）をひそかに支援する一方，フランス，イタリア，ドイツなどヨーロッパ各国とあいついで国交を結び，外交を多方位に開くことで均衡をはかろうとした[13]。

急進的な近代化を推し進めた結果，アマーヌッラーが国王の座を追われ，イタリアへ亡命する

と，その後の混乱をへて国王となったモハンマド・ナーディル・シャー（Mohammad Nadir Shah, 在位 1929–33 年）はソ連とイギリスの間で注意深くバランスをとる政策を追求し，バスマチ運動に巻き込まれることを拒否する一方でソ連の影響を減らし，かつイギリスから資金と武器の援助を受けながらアフガニスタンを近代化への道に乗せた(14)。そうした慎重な政策は息子の新国王モハンマド・ザーヒル・シャー（Mohammad Zahir Shah, 在位 1933–73 年）とその叔父であるモハンマド・ハーシム・ハーン首相（Mohammad Hashim Khan）に引き継がれた。1934（昭和 9）年，アフガニスタンは国際連盟に加盟するなど対外関係を拡大したが，国内における英ソの勢力拡大には依然慎重であって，その代わりに第三の勢力に支援を求めた。とくにドイツの技術支援・経済進出は目覚ましく，いわゆるトート機関が全土で道路建設を監督し，ルフトハンザがベルリン・カーブル航路の運行を開始したほか，機械輸入におけるドイツのシェアは 69 パーセント（1938–39 年）に達した。1939 年にドイツ貿易派遣団とアフガニスタン政府が貿易協定を結ぶと，1 年以内に両国間の貿易取引高は 3 倍以上に増大した。しかし用心深い同政府はドイツだけでなくスイス，ポーランド，日本などからも技師を招くことによって，ドイツが完全な支配権をもつことを防いだ(15)。そうした中で高官の中には親独派になる者もいたが，政府自体は枢軸国に大きく傾斜したわけではなく，第二次大戦中は厳しい中立政策を採用した。ただし 1941（昭和 16）年 10 月，イギリス，ソ連の要求によってドイツ人とイタリア人（公使館職員を除く）の追放を行うことを余儀なくされた(16)。

以上のように，アフガニスタンの対外政策はつねに地理的要因に支配されており，イギリスとロシア（ソ連）が過剰な影響力を行使することを避け，ドイツなどその他の大国をカウンターウエイトとして利用し，微妙なバランスを取りながら自国の安全と利益を追求するという点で一貫していた。アフガニスタンが強国の圧力を一方的に受けるのではなく，メジャーな国々の間を立ち回って巧みに生き残りをはかっていたことがわかる。

こうした特徴は日本側もよく認識していた。たとえば外務省欧亜局の報告書『アフガニスタンの概観』は在カーブル日本公使館の小川亮作書記生が執筆したものであるが，同国の対外政策の本質を的確にとらえている。それによると，アフガニスタンという緩衝国は英ソの勢力均衡を存立条件としており，もしその均衡が破れる場合は第三国の勢力によってそれを繕い，急激な変動を回避する。第三国勢力は英ソを牽制するための追加物にすぎないというのである(17)。この小川に代表されるように，当該期の日本は国際関係におけるアフガニスタンの位置，同国対外政策の特徴を把握していた。

以上，英ソの二大勢力の間に挟まれたアフガニスタンが第三国の力を利用しながらバランシングをはかっていたこと，また日本がその点を理解していたことを述べた。そうした基本点をおさえた上で，次に日本が国交を開くまでの間，アフガニスタンにどのように対応したか，また同国のいかなる点にメリットを感じて公使館を開設したのか，その理由を考えてみたい。日本とアフガニスタンの間で国交樹立の動きが顕著な形で生じ始めたのは，遅くとも 1920（大正 9）年のこ

とである。先述のように 1919 年，第三次イギリス・アフガニスタン戦争の結果，アフガニスタンはイギリスからの独立を果たし，21 年から 22 年にかけてソビエト・ロシア，イギリス，フランス，ドイツ，イタリア，トルコ，ペルシアと修好条約を結び，多角的な外交関係の樹立に乗り出した。その一環として日本にもアプローチをかけたのである。すなわち働きかけはアフガニスタンの側から起こり，まず 1920 年，アマーヌッラーから大正天皇宛親書が送られた。さらに 22 年 4 月，アフガニスタンから修好条約締結の呼びかけがあり，8 月にも親善目的で使節を派遣したいとの申し出があった。しかし日本はそれらを婉曲に断っている(18)。その理由は「英国ニ対スル関係ヲモ顧慮スル必要」があるためであった(19)。

このように外務省は当初同盟国イギリスに遠慮して，長らくその勢力圏であったアフガニスタンと関わり合うことに消極的であった。しかしその態度は間もなく変化する。同じく 1922 年にアメリカの在テヘラン代理公使がアフガニスタンを視察した際，インド政庁外務次官が米アの関係締結を歓迎する旨を表明したことを知った外務省欧米局は，同年 12 月，イギリスが「従来ノ排他的政策ヨリ次第ニ開放的政策ニ傾キ来レルモノ」と見て，「日本トシテモ従来ノ如ク余リニ英国ノ意向ヲ顧慮スル必要ナキニ至レルモノト云フヘシ」と判断した。ここで着目したいのは，欧米局がアフガニスタンと中東におけるイスラム同盟形成の動きに注目し，「近ク阿国ヲ包含スル回教諸国同盟ノ成立ヲ見ルヘシトノ風評サヘアル次第ナレハ阿国ニ対シテ日本政府ノ採ルヘキ態度如何ニ就テハ従来ト趣ヲ異ニシ一段ノ研究ヲ必要トスヘキ次第ナリ」と結んでいる点である(20)。よく知られるように，民間のアジア主義者・大川周明がその最初の代表作となる『復興亜細亜の諸問題』の中で，エジプトからインドにいたるまで「団結せる回教勢力」が出現しているとし，「回教聯盟」がアジア復興の前衛になると予想するとともに，カーブルに「中亜回教聯盟」実現に努力する政治家がいると指摘したのはその半年前であった(21)。外務省においても大川ほどではないにせよ，「イスラーム同盟」に関心を払いながら，アフガニスタンとの国交樹立を志向する流れが生じ始めるのである。

翌 1923（大正 12）年，インド駐在武官・谷寿夫陸軍中佐が，カーブルでマフムード・タルズィー外相（Mahmud Tarzi）よりことづけられた両国親善関係の樹立を希望する日本外相あての書簡を持ち帰ると，外務省は 4 月に日本もアフガニスタンに深い情誼をもっていると返答し，それまでにはなかった明確な反応を示した。同年 9 月に生じた関東大震災のため日本側の動きはしばらく停止するが，25 年 6 月よりロンドンを舞台に両国の交渉が開始され，その結果，1928（昭和 3）年に修好条約の調印が行われる。しかしその直後に訂正箇所が見つかり，条文書き直しが行わることになり，アフガニスタンの政変混乱が収まった 1930 年に最終的な日本アフガニスタン修好条約が調印されたのである(22)。

外務省の対応は以上のとおりであるが，陸軍の動きについても合わせて見ておきたい。陸軍も 1922（大正 11）年，外務省に先駆けてアフガニスタンに積極的な姿勢を示すようになっている。それは同国に入った最初の日本人が前述のインド駐在武官・谷寿夫中佐であったことに象徴され

ていた。同年，谷は日本政府，インド駐在アフガニスタン総領事，インド政庁の許可を得て，10月19日から11月11日までカーブルに滞在する予定で「個人の資格」によりアフガニスタンに入った。このときの谷の旅行計画はシムラを出発後，①新疆に近いインドのカシミール地方，②カーブル，③インドの北西辺境州とワズィーリスターンを回るというもので，そのねらいが新疆情報の収集，アフガニスタン政府への接近，部族民の反乱で不安定なアフガニスタン・インド国境地方の情報収集にあったことは容易に推察できる[23]。

アフガニスタン滞在中，谷は政府の指導層と会見したが，首長アマーヌッラーと商務相は，鉱物資源が手つかずのまま埋もれており，「白色人種ハ大嫌ヒ」なので，日本人が開発してくれないかとしきりに述べたという。帰国後の谷は，回教徒がインターナショナルで国家を超越していることから考えると，アフガニスタンはゆるがせにできない国であり，日本は率先して「東洋聯盟」に関係がなければならないと主張した[24]。また参謀総長に意見書を提出し，日アの国交を開くこと，中東問題，回教問題を考える上で不可欠のペルシア語講座を外国語学校に設け，回教研究に尽力することが急務であると訴えている。さらに谷は以下のような諜報機関の配置も提案した[25]。

① インド駐在武官にインド，ビルマ，セイロンのほかに，チベット，新疆，アフガニスタンおよびペルシアの情報を収集させる。ただし時にアフガニスタンを旅行させ，ロシア南部方面の情況を諜知させることが緊要である。

② トルコ駐在武官をイスタンブールに置き，トルコ，アラビア，カフカース方面の情報収集を任せるとともに，時にペルシアを旅行させることが必要である。

③ シンガポールを中心とする南洋方面の情報収集は同地駐在のわが海軍武官に依頼する。または在留邦人を使用することを要する。ともに相当の報酬を与えるものとする。

④ 広大な中東の情報収集に上記両在の武官をもってするのはいささか過大であるため，隔年に一回，連絡将校を派遣し，その欠を補うことを要する。

この提案が主なねらいとするのは「南部露国方面ノ情況諜知」であり，ソ連の動向をチベット―新疆―アフガニスタン―ペルシア―トルコのラインから監視していくことであった。とくにアフガニスタンはソ連領トルキスタン情報を集める重要スポットの一つとして位置づけられていた。ここにソ連の勢力を包囲するためのイスラーム圏を含むアジア連盟の結成という陸軍の発想をうかがうことができる。

その後，陸軍は谷の提案に沿うような形の動きを示している。たとえば1933（昭和8）年4月，

インド駐在武官の井出鉄蔵中佐がカーブルで1週間を過ごした[26]。翌34年1月には日本陸軍からアフガニスタン陸軍に三八式歩兵銃，十一年式機関銃，十四年式拳銃が一挺ずつ付属品とともに贈呈されている[27]。同年2月にはトルコ大使館付武官の神田正種中佐がイラク，シリア，パレスチナ，エジプトへ偵察旅行を行い，その報告書の中でイスラーム国の利用を訴え，アフガニスタンを含む中東各国に通商代表者の役職を作って変装した将校を送り込むこと，反ソ破壊工作連合を作るために著名なイスラーム教リーダーの間に宣伝活動を行うことなどを主張した[28]。また3月には下永憲次少佐が日本政府の命令でアフガニスタンを見学し，政府に敬意を表するためカーブルを訪れている[29]。さらに12月にはアフガニスタン陸軍省が日本からの武器購入を決定した[30]。このように陸軍は積極的にアフガニスタンへの浸透をはかった。

以上のことから外務省と陸軍の動きを総合すると，日本は1922年の終わりごろからイギリスに対する気兼ねから解放され，アフガニスタンの呼びかけに応じるようになり，当初は将来の回教同盟の形成を意識しながら同国との関係確立を進めていったことがわかる。それでは1936年にカーブルに公使館を開設するにあたって，日本はとくにどのようなメリットに動かされていたのであろうか。

第一に考えられるのは経済上の利点である。日本は1929（昭和4）年にはじまる世界恐慌がもたらした保護貿易とブロック経済化，綿製品輸出拡大にともなうインドとの通商摩擦，33年に行った国際連盟脱退通告などを通じて国際的な孤立感を深めており，そうした中で主力の軽工業品（繊維，雑貨）のさらなる輸出先の一つとしてアフガニスタンを想定することができた。外務省内では連盟脱退により今後ますます各国との個別関係を密にして「貿易関係ヲ促進スル必要アリ」，そのために在外公館を一層充実させることが急務であるとして，候補先の一つにアフガニスタンをあげる案文が起草されている[31]。

第二に考えられるのは外交戦略上のメリットである。アフガニスタンの友好的接近に対して日本外務省では，英領インドとソ連領中央アジアの背後という要路にあり，英ソを危険視して日本に頼ろうとするアフガニスタンと提携することは，今後日中関係を中心に紛糾を免れない国際政局に対処し，かつ対英ソ外交を遺憾なきものにするため「極メテ重要」であり，今回の好機を逃さず公使を派遣すれば，わが「外交上ノ立場ヲ有利ニ導ク」だろうとの声があがった。その隣国であるペルシアに駐在する岡本武三公使も，アフガニスタンが富強になれば対ソ政策上日本に有利であり，同国を援助すべきであると具申している[32]。アフガニスタンはソ連，英領インドのバックヤードにあり，この国との関係を深めることによって英ソ，とくにソ連を牽制できるというのである。そうした視点は逆にアフガニスタンにも共通するもので，同国政府も日本をカウンターバランスの一つに加えることで英ソ，とくにソ連を抑制しようと考えていた。たとえば1932年，モスクワ駐在アフガニスタン公使が広田弘毅大使に，英ソに経済支援を求めると再び両国の勢力下に陥る危険性があるので，「亜細亜ノ先進国」である日本から援助を得たいとアピールしている[33]。カーブル駐在イギリス公使リチャード・R・マコナチー（Richard Roy

Maconachie）はアフガニスタンの意図を十分見抜いており，ソ連を恐れる同国は満洲における日本の行動を強さの表れとみなし，ソ連に脅威を与える日本に接近する価値を見出していると考察した。アフガニスタン政府は日本との関係強化によってソ連を抑えようとしているというのである(34)。ここで見るように，公使館開設にあたって日本とアフガニスタンの外交戦略上の利害は見事に一致していた。

以上のように外務省は，アフガニスタンとの親善関係が経済と外交戦略の両面でメリットをもたらし，英ソをチェックすることにつながると考えていた。1934 年 11 月，初代公使としてカーブルに着任した北田正元公使はこの点を十分認識し，次のように明確に表現している。すなわちアフガニスタンに日本の勢力を扶植することは，ソ連と英領インドを「牽制」する上で「極メテ大ナル効果」をもたらし，それが東アジアの問題を解決し，日本の「東亜ノ覇権確立ノ目的達成」につながるというのである(35)。次章ではそうした意図をもつカーブルの日本公使館がどのような情報収集活動を行っていたのかを見ていきたい。

## 2　情報収集分析と防諜の実態

まずアフガニスタンの日本公使館が置かれた環境について述べておきたい。首都カーブルの当該期人口は約 15 万人で，そのうち外国人は 578 名（1941 年 8 月現在）程度であった(36)。日本人は公使，公使館員 3，メイド 1，三井物産駐在員夫妻，土木技師 1，農林技師夫妻の合計 10 名（1936 年 1 月時点）で，この数は同年中に 23 名に増えるが，在留邦人自体がこのように少なく，日本公使館も公使以下 5 名前後の館員で業務を行っていた。日本以外はソ連，トルコ，イラン大使，およびイギリス，ドイツ，フランス，イタリア，エジプト公使が駐在し，そのうちソ連大使館，イギリス公使館には武官も派遣されていた（日本武官は途中で追放）。とくに英公使館は貴族の館のように豪壮な建物で，町はずれに約 5 万坪以上の広大な敷地を有していた。日本公使館は二階建ての新築で 1,500 坪程度であり，ドイツ公使館と背中合わせに立っていた。狭い社会なので各国居留民は親しく交際し，茶会やテニスを招待し合っていた(37)。

カーブル駐在の歴代日本公使と着任年月日は以下の通りである(38)。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 北田　正元 | 1934 年 11 月　6 日 | 特命全権公使 |
| 公使館三等書記官 | 桑原　　鶴 | 1938 年　3 月 24 日 | 臨時代理公使 |
| | 守屋　和郎 | 1938 年　6 月　9 日 | 特命全権公使 |
| 公使館三等書記官 | 岩崎信太郎 | 1940 年　9 月 20 日 | 臨時代理公使 |
| 公使館二等書記官 | 勝部　俊男 | 1941 年　6 月 29 日 | 臨時代理公使 |
| | 小林亀久雄 | 1941 年　9 月 23 日 | 特命全権公使 |
| | | （1941 年 10 月 9 日，任所にて死去） | |

公使館二等書記官　勝部　俊男　1941年10月　9日　　臨時代理公使
七田　基玄　1942年10月21日　　特命全権公使
（1946年1月27日引揚）

以上の公使の下で日本公使館はどのような情報収集活動を行っていたのであろうか。第一にあげられるのは公開情報の入手である。カーブルでは基本データが十分整備されていない状況であったため，公使館員がまず手に取ることができた重要資料はアフガニスタン政府の機関紙『イスラー』（*Islah*）であった。同紙はアフガニスタンで唯一の日刊新聞であり，ペルシア語で書かれ，事務官以上の官僚が購読を義務づけられていた。発行部数は3,500から9,000程度と推測されたが，独裁的な政府の統制が厳しく，紙数は4ページで情報量は必ずしも多いものではなかった。ただし『イスラー』に載った記事やロイター電が地方の民間紙（週刊ないし隔日刊）にそのまま転載されるため，一種の通信社としての機能も備えており，その影響力は無視できないものがあった(39)。公使館から本省に送られる通信にはこの『イスラー』からの引用が頻繁になされており，同紙が主要な公開情報源になっていたことがわかる。そのほかにインドから送られて来る英字紙はもちろんのこと，『プラウダ』（*Pravda*），タジクの『コムニスト・タジキスタナ』（*Kommunist Tadzhikistana*），ウズベクの『プラウダ・ヴォストーカ』（*Pravda Vostoka*），トルクメンの『トルクメンスカヤ・イスクラ』（*Turkmenskaia iskra*）などアフガニスタンに隣接する各共和国の新聞もチェックされていた(40)。また各国が海外向けに発信するラジオ放送も重要な情報源であった。日本公使館はモスクワ，タシュケントの放送を聴取しており，そのほかにも日中戦争と関連して上海，漢口，あるいは東京，ロンドン，ベルリン，パリ，ローマ，ニューヨークからのニュースを聞いていた(41)。

第二に現地視察である。日本外交にとってアフガニスタンは処女地であり，基本文献も乏しいため，国内の現状を自らの目で見て回るという段階から出発しなければならなかった。これについてはまず公使館雇員でペルシア語ができる斎藤積平が，1935（昭和10）年5月30日から6月23日まで調査旅行を行っている。目的は「当国棉花栽培地並ニ一般国勢及交通状況ヲ視察調査」するというものであった(42)。

斎藤がたどったルートは，カーブル→ガズニー→カンダハール→ゲリシュク（ギリシュク）→ファラー→サブザワール→ヘラート→〔イランの〕マシュハド→ヘラート→カライ・ノウ→マイマーナ→アンドフヴォイ→マザーリシャリーフ→ハーナーバード→カーブルであり，鉄道が存在しないアフガニスタン国内を自動車で時計回りに一周するというものであった。このうちヘラートからマザーリシャリーフは同国最北部であり，とくにアンドフヴォイはソ連まで直線距離で約30キロ強という至近にあった。斎藤の報告書を見ると，彼がアフガニスタン北部の綿花栽培の状況と今後の日本商品の進出の可能性をさぐることをメインテーマとし，日本のライバルとなるソ連商品の進出状況を調べていたことがわかる(43)。

斎藤につづいて北田公使も同じ 1935 年 10 月 2 日から 11 月 2 日まで視察を行った。北田は斎藤と逆回りの形でアフガニスタン国内を自動車で一周したが，そのルートは，カーブル→ハーナーバード→ファイザーバード→クンドゥーズ→マザーリシャリーフ→バルフ→アクチャ→シェベルガーン→アンドフヴォイ→マイマーナ→バラ・モルガーブ（バーラー・モルガーブ）→カライ・ノウ→ヘラート→ファラー→ゲレシュク（ギリシュク）→カンダハール→〔英領インドの〕チャマン→カンダハール→カラート→モコル（ムクル）→ガズニー→カーブルというものであった。その目的はソ連，英領インド，イランとの関係を考えてアフガニスタンの要所を回るというものであったが，とくに同国北部は「対蘇関係上一度是非共実査ヲ要スル地方ノミナラス我経済貿易発展ヲ考量スル為メニモ現地視察ヲ必要トスル土地柄ナリ」としてもっとも重視されていた。この旅行には公使館通訳生の朝倉延寿が同伴した(44)。

視察の過程で北田は各地の総督，知事，郡長，村長など地方行政当局者と会談し，そのほかにアフガニスタン・ソ連国境条約委員駐屯軍司令官，警察部長，産業経済関係官，税関長，収税署，銀行，郵便電信局，市長，外務省出張所長，地方有力者，あるいは大会社重役，著名の輸出入商，実業家，農民，地主，運送業者，バザール内の各種商店などから聴取を行った。イギリス，ソ連，イラン領事とも会見している。とくに着目したいのは，彼の調査目的の中に「阿領『トルキスタン』内ニ於ケル蘇聯側ノ活動状況」「蘇聯領『トルキスタン』事情」の二項が含まれていることであり，やはり北田の関心は中央アジアにおけるソ連の動向に向けられていた(45)。

さらに 1937 年，北田はイランとソ連の国境地帯まで足を延ばし，イスラーム教徒の動向を観察するため，イラン近東方面の調査旅行を立案した。これは斎藤積平を通訳としてカーブルから公使館の自動車でイランに入り，マシュハド，テヘランを拠点としてソ連領トルキスタン（トルクメン共和国），カスピ海，カフカース地方の国境地帯を視察し，そこからいったんイラクのバグダッドに南下した後（自動車はここまで），トルコのアンカラ，イスタンブールへ向かい，再びイラクを通ってペルシア湾，英領インドのカラチ経由でカーブルに帰還するというものであった。ただし本省はトルコまで出向くことは許可せず，イラクまでに調査を限定した(46)。

こうしたフィールドワークをふまえて，北田公使が東京に報告したソ連領中央アジアの情報は以下のようなものであった(47)。

① ソ連領トルキスタンにおいてはアフガン人の入国に対して厳重な制限を設け，両国の貿易も国境のテルメズ，カルキ，クシュクなどの既定の場所で集中的に行われている。アフガニスタンの商人は回教往復旅券を与えられ，国境駅付近の一定地域の滞留は許される。しかしソ連内地の旅行許可を得るのは容易でなく，その多くが官吏その他の公用目的者に限られ，彼らも汽車で目的地に直行する以外にみだりに下車することを禁じられている。

② ソ連領トルキスタンとアフガニスタン北部の国境線は〔東寄りの〕ハーナーバード，マザー

リシャリーフ方面ではアムダリヤ川を隔てているが，両国ともその監視は約 5 里ないし 10 里ごとに守備兵を配置しているにすぎない。全国境にわたる完全な見張りは不可能で，夜間は監視をくぐって秘密に交通が行われ，中には密渡船業を営んでいる者もおり，舟は羊の皮包に空気を吹き込んで木の箱に結びつけたものを用いる。アンドフヴォイ以西の国境線は小山岳地帯ないしは砂漠地が多く，境界標識としてレンガの小塔が 8 里ごとに立っている。ソ連，アフガニスタンとも警戒兵の屯所は 16 ないし 20 マイルおきにある。両国の屯所間の距離は 20 マイルくらい離れているので，遊牧民や狩猟者が知らない間に越境していることがよくあり，アムダリヤ川の場合よりも監視が困難である。最近，ソ連はアムダリヤ川流域の監視を一層厳重にしたため，ソ連領からアフガニスタンに逃げる避難民は減少し，その多くは山間地帯の境界線を越えるものだという。

③　ソ連は満洲事変以来，日満両国に対抗するため自国領トルキスタンの守備兵の大部分を極東に移した。その結果，自国の背後を保障する必要が生じ，アフガニスタンに対してそれまでの態度を改め友好的になった。今回本官が各地で調査したところ，ソ連・アフガニスタン国境紛争条約は相当忠実に履行され，面倒な問題も生じていない。また最近，アフガニスタンにすこぶる有利な通商協定を結んだのも同じ理由からで，この譲歩はソ連が背後の安全保障を買うため支払った対価といえる(48)。ただし新疆南部ではソ連はアフガニスタンの利害を無視し，これに脅威を与えつつ，きわめて大胆に全新疆をその勢力下に収め，政治，通商上の利益を完全に独占しようとし，あらたに東トルキスタン共和国を創設する企図が着々と進行している。

以上のように北田公使は，ソ連がアフガニスタンからの入国を厳しくチェックする一方，両国の国境線を越えるには抜け道があること，また満洲事変後のソ連が極東防備に追われ，その穴を埋めるためアフガニスタンの歓心を買おうとしているが，新疆に対しては積極的攻勢に出ていることを報告した。そのほかに北田はフィールドワーク以外の情報とも合わせて，中央アジアからインドにかけてのソ連の共産主義運動を考察し，現在，ソ連，コミンテルンは新疆，アフガニスタン，イランなどインドの陸境地方を通しては，まったく共産主義を行っていない。イランのマシュハドにソ連の対インド，イラン共産主義運動の一支部があるが，今日ではそこからアフガニスタンを経由する対印運動は跡を絶っていると報告している(49)。ここで興味深いのは，同じ報告書の中で北田が「蘇聯ノ共産運動ヲ支那及東亜ノ方面ヨリ印度並ニ中亜方向ニ転換セシムルヲ得ルヤ否ヤハ一大問題」であると記している点である。そこにはソ連から新疆を通って中国，日本に波及する共産主義の東進を，できればインド，中央アジアへの南進に振り向けたいと考えている形跡が垣間見える。

以上，日本公使館が行った情報収集活動として，第一に公開情報の活用，第二に現地視察を指

摘した。しかし後者は予算と人員の不足，交通の便を考えると頻繁に実施できるものではなかった。そこで通常は北田自身も指摘しているが，第三に「政府筋」，第四に「外交団及其ノ居留民」，第五に「民間関係」〔諜者〕に接触するという手法がとられた。以下，その実態を見てみたい。

第三の政府筋からの情報収集であるが，北田はアフガニスタン政府の中で次のような人物とコネクションを作っていった。すなわち総理，陸軍，外務，大蔵・商務大臣，ついで郵便電信，衛生，土木，文部，司法，宮内大臣，国立銀行総裁，上下両院議長などである。とくに同国の政策決定はモハンマド・ハーシム・ハーン首相を筆頭に陸軍，外務，文部大臣など少数の王室近親者が握っており，そうした最高幹部から信頼を得ることが重要であった(50)。そうした政府関係者から得た情報の一例として，北田は 1936 年，以下のような首相，外相の内話を報告している。それによると，ソ連人民の経済苦は想像以上で，随所に呪詛の声が高く，屋内では日独との戦争を祈願するほどである。軍需工場なども実際は貧弱であり，トルキスタンも窮乏が甚だしく，怨嗟に満ち，在タシュケントのアフガニスタン領事は経済上勤務が不可能であると申し出たという(51)。また北田は陸相から，同国北東部パミール高原のバダフシャーン州とタジク共和国の境界線近くのソ連国境警備軍の兵力とその動きについても聞いていた。陸相によると，警備軍の増強はとくに見られないが，同一部隊がたえず東西を往復移動しているとのことであった(52)。こうした例にうかがえるように北田は新疆の隣接地域におけるソ連の軍事情報も追っていたのである。

以上は 1936 年から 38 年にかけての北田公使の場合であるが，太平洋戦争期の 1941 年末から 42 年において，勝部俊男代理公使も情報面において顕著な活動を示している。勝部はテヘランから帰国したアフガニスタンの外交官からイラン北方のソ連の状況について談話を得ていた。イギリス，ソ連の侵攻によって分割統治されたイランがソ連の重要な補給基地になっていたときのことである。この外交官はテヘラン―メルヴ―タシュケント―クイビシェフ（ソ連の臨時首都，現サマーラ）のルートを往復したが，彼から勝部が聞いた話は次のようなものであった(53)。

① 鉄道は戦争物資のため独占的に使われており，公共輸送はない。そこでわれわれは軍事列車で旅行したが，出来立ての無蓋貨車が多数あり，その多くが木材で作られていた。

② 鉄道線に沿って新兵の教練が行われていた。あらゆる駅で兵士たちがヨーロッパ・ロシアに送り出されるのを待っていた。彼らの中には外見からいって士気が弱そうで，軍人らしくなく，身長の低い中央アジア人が多数混ざっていた。

③ カスピ海沿岸地域とイラン国境地帯には多くの飛行場と兵舎，ある場所ではテントが新しく作られた。中央アジアからイランに派遣された兵隊の数は連日多数にのぼり，イラン北部ではコサックも見られる。イラン国境に近いソ連領内では一個連隊の警備隊の存在が認められる。

④　多くの機械が駅や客車に集積され，タシュケントでは複数の煙突をもつ例外的に大きな建物を建設中であった。テヘランとクイビシェフでは，新しい鉄道が〔イランとの国境に近いトルクメンの〕セラフス地域で建設中であると聞いた。そのための資材はインドから来るという。

⑤　ガソリンは軍事目的で使われ，農民は召集されているので，女性が雄牛と馬を使って農業を行っているが，土地は非常に荒れており極端に貧しい。食料はヨーロッパ・ロシアとイランに送るので大変不足している。タシュケントでわれわれはパンを手に入れるため当局と交渉しなければならず，5時間後，日が暮れるまでにようやく配給を受けた。イラン国境ではロシア向けの大量の小麦，果物，その他の農産物を見た。布地の不足も綿花生産の減少を示している。〔カザフ共和国の首都〕アルマ・アタでわれわれは大量の食料が広範囲にわたって積み上げられ，兵士によって見張られているのを見た。

上記のように勝部代理公使はイラン北方のソ連の戦時状況を聞き出した。イランの対日断交によってテヘランの日本公使館は閉鎖（1942年4月）されていたから，上記のような情報は日本にとって貴重なものであったと考えられる。

以上，アフガニスタンの「政府筋」，すなわち首相，外相，陸相あるいは外交官を通じて日本側が入手した情報のサンプルをいくつか取り上げた。つづいて第四として「外交団及其ノ居留民」からの情報収集を見てみたい。カーブル駐在の各国大公使の中で日本側ともっとも接触頻度が高かったのは，管見の及ぶ限りではイタリア公使ピエトロ・クアローニ（Pietro Quaroni）である。クアローニは1936年11月に着任してまもなく北田公使に接近し，以後歴代の日本公使と頻繁に交流した。北田はソ連領中央アジアのイスラーム教徒についてクアローニから次のような内話を聞かされていた(54)。「イタリアはソ連の少数民族に着目しており，ソ連と戦うとすればウクライナ，カフカース，トルキスタン，シベリアの問題となり，そうした地方をソ連から分離して同国を無力にしなければ大きな意義はない。したがってソ連領トルキスタン50万人の民族問題はすこぶる重要で，自分の考えではその方面に積極的進出を試み得る国はアフガニスタン以外にない。」さらにつづけてクアローニは「有事の際にアフガニスタンがこの方面に対して取るべき軍事的措置について，同政府の要人と意見を交換したことがないか」と北田に尋ねた。

このようにクアローニ公使は，ソ連と戦争になった場合，アフガニスタンと共同して中央アジアのムスリムを独立させたい意向を示唆した。この時点でイタリアはまだ防共協定に参加しておらず，ここまで率直な内容を話すということは，二人の間に一定の信頼関係ができていたことを裏書している。クアローニの意見を聞いた北田は本省に，イタリアのこの方面に対する態度動向については「大ノ注意ヲ要スル」，この内話は「一個ノ資料トシテ相当参考トナルヘキモノカト存セラル」と報告した。クアローニの分離工作案はかなり参考になるというのである。北田自身，

そうしたことはかねて「慎重考究中ノ問題ノ一部」であるとしているところから，彼もそれ以前から中国領トルキスタン（新疆）だけでなく，ソ連領トルキスタン（中央アジア）もソ連から切り離して独立させることを考えていたことがうかがえる。クアローニの発言は北田に共感的な興味を抱かせるものであった(55)。

そのほかにもクアローニはローマに隠退中のアマーヌッラーに言及し，アフガニスタン陸軍の中にはいまだにこの元国王の同情者が多く，もし有事の際に彼がカーブルに帰還すれば，同国を対インド戦争に乗り出させることも可能である，イタリア政府もアマーヌッラーに庇護を加えていくし，自分もそのように進言していると北田に語っている。このようにクアローニは，戦争になれば現政府を打倒してアマーヌッラー政権に代え，イタリアの支援の下で英領インドを攻撃させるという，客観的な情報というよりも煽動的な主張を北田にもちかけていた。しかしながらこの談話内容はイタリアの意向を探る上では重要であり，英米仏独伊，ソ連，トルコ駐在の日本大使館，イランの日本公使館，カルカッタ，ムンバイの日本領事館にも送られている(56)。日伊間の交流はその後も引き継がれ，守屋公使もクアローニとは「特ニ親密ナル関係」を維持した(57)。

以上，日本公使館が「外交団及其ノ居留民」より入手した情報の例として，イタリアのクアローニ公使の談話を取り上げた。つづいて第五として「民間関係」〔諜者〕からの情報収集について見てみたい。日本公使館は民間人からエージェントをリクルートして使用することも行っていた。北田公使はソ連領からの避難民，トルキスタン独立運動の「秘密結社」（バスマチ運動の関係者），国境を越えて往復する商人の三種類から情報を得ることを考えた。しかし避難民の大部分が「下層農民，貧民階級」であるため積極諜報は無理であり，秘密結社はメンバーが少ないだけでなく，ソ連側のスパイが入っている場合もあり，英ソ，アフガニスタンの諜報機関がそれを監視しているため運動は不活発であったという(58)。そこで彼はとりあえず国境を往来している商人を使うことにし，1937 年 6 月，手始めにウズベク人商人 1 名を入ソさせた。またそうしたエージェントとの接触は北田自身が行うのではなく，すべて「主任者」（いわばハンドラー）としてペルシア語ができる朝倉延寿通訳生があたることになった。狭いカーブルでは外国人は注目されやすく，バザールではうわさ，風説が流れがちであった。そこで朝倉通訳生は市内の店屋の二階に間借りして，夜間，公使館の執務終了後に関係者と面会し，必要に応じてアフガニスタンの民服をまとって人を訪問した(59)。

エージェントの使用は北田がカーブルを去ったのちも続けられた。たとえば太平洋戦争期の日本公使館は，当然ながらソ連よりも敵国である英領インドの情報収集に力を入れるようになり，勝部代理公使はインドにエージェントを送って，軍事輸送や飛行場などの情報を得ていた(60)。参謀本部からも連合軍の状況についてリクエストがあり，インド自体の軍事力に加えて，インドから西アジア，北アフリカにかけての陸海軍力，英米両国のインドへの補強軍事力の調査が要請されていた(61)。

以上，カーブルの日本公使館が公開情報（新聞やラジオ），現地調査，政府関係者，他国の外

交官，エージェントを通じて情報を集めていたこと，およびその具体的な事例を紹介した。専門用語でいえば，オシント（OSINT: Open-Source Intelligence）とヒューミント（HUMINT: Human Intelligence）を組み合わせてインテリジェンス活動を行っていたわけである。それではこうした情報を活用つつ，アフガニスタンをめぐる国際関係についてどのような情勢分析・判断を行ったのか，その大局を簡単に追ってみよう。

1934 年に在カーブル公使館が開設されてからしばらくの間，日本とアフガニスタンの利害関係は一致し，安定した関係が続いた。しかしその後，アフガニスタンの対日態度に変化が見られるようになる。38 年，桑原鶴代理公使は，同国の国際的地位が日独防共協定によって「一変」したとし，日独の挟撃にあうことを想定するようになったソ連は，中央アジアを固める必要からアフガニスタンに対して神経質になり，それに応じてアフガニスタンの「親日依存ノ『ジェスチュア』」は消え，しばらく日本と距離を置くだろうと予測した(62)。そのあとをついだ守屋和郎公使は，日中戦争によってアフガニスタンの対日態度が大きく変わったとし，日本が日中戦争に全力を傾けている分，英ソに対する圧力が減じ，そのためソ連はアフガニスタンにより多くの重圧をかけるようになった。そこでアフガニスタンは保身の術として英ソ，とくにソ連に対して弱腰になり，以前のような親日的態度を示さず，現在日ア関係は国交樹立以来「最モ危険ナル局面」に向かっているのではないかと警告した(63)。その後，太平洋戦争期の 1942 年 6 月にアメリカ公使館が新設されたことは，アフガニスタン政府が日本よりもアメリカに傾いていたことを物語っている。同公使館の開設決定を知った勝部代理公使はドイツ，イタリア公使とともに強く抗議した。外務省を訪れた勝部は政務局長に，貴国政府首脳は日米戦争についてアジアの強大国日本に同情を有するといった発言をしてきたのに，今回設置を許可するというのは甚だ遺憾であると述べ，「干渉ヲ難スル色」を見せた政務局長との間で緊張した場面となった(64)。

日本公使館の観察では，1943 年に入るとアフガニスタン政府は日独伊三国の形勢不利を見通すようになった。東京の外務省はカーブルからの情報をもとに，アフガニスタン政府の中立政策は変更されていないものの，最近の「枢軸軍ノ不振」はアフガン人の信頼を弱め，ソ連に対する警戒心を再発させた結果，同国では「親米英ノ傾向」が助長されていると判断した(65)。しかしながら実際には，アフガニスタン政府は中立を宣言しながらも，はじめから総じて親英米の傾向があった。モハンマド・ハーシム・ハーン首相は大戦期を通じて一貫して枢軸国が最後は敗れると考えていた。首相はフランス陥落時（41 年 6 月）に動揺を見せたものの，その後すぐに連合軍の勝利という確信を取り戻し，理由をつけてドイツ，イタリア公使と会うことを断り続けていた(66)。アフガニスタンの世論は基本的に反英であり，政府の中には少数の親独派もいたが，モハンマド・ハーシム・ハーン首相に率いられる政府は「ひそかにイギリスの勝利を期待」し(67)，「イギリスの最終的勝利」に疑いを抱いていなかったのである(68)。それどころかトルコ大使によると，同政府は「アジアの大君主になるという日本人のうぬぼれを笑っていた」という(69)。

1944 年になるとアフガニスタンにおける枢軸国の地位はより一層低下する。七田基玄公使は

「当地ニ於ケル枢軸声望ノ失墜頓ニ険悪ナル感アリ」，ドイツについては「其ノ敗北ハ免レス」と見られており，要人の中でもそれを公然と口にする者がいると報告した。そうした不利な空気を排除するためドイツ公使と連絡して努力しているが，「目下最モ警戒ヲ要スル時期」であると七田は打電した(70)。こうした報告をもとに外務省は，アフガニスタン政府は「厳正中立ヨリ次第ニ反枢軸側トノ接近」に傾いており，英ソについては国民が反感を抱いているので，無難なアメリカに近づこうとしていると判断した。また英米ソは一枚岩ではなく，アメリカはアフガニスタンを懐柔する一方でイギリスの疑惑を強めないよう距離をとり，米英は「対蘇障壁」の一環としてアフガニスタンを自己の手中に留める下心があるとも観察していた。他方アフガニスタンは枢軸国と断交はせず，中立政策を維持するだろうと予測している。このように本省はアフガニスタンをめぐる米英ソ関係の微妙な綾を把握していた(71)。

以上，日本公使館，外務省の情勢判断を概観したが，大筋においてその考察は間違えておらず，日本側は相手方の変化を敏感にとらえていた。ただし次章で述べるように，アフガニスタン政府の対日態度に変化が生じ始めた最初のきざしをキャッチすることには失敗している。またそれと関連して，日英米開戦後の日本が親英米的な傾向を秘めていたアフガニスタン政府中枢部の真意を見抜くことができず，完全な判断ミスを犯していたことは後述する。

ところで，これまで日本公使館の積極的な情報収集活動を見てきたが，逆に防諜（カウンターインテリジェンス）はどうであったのだろうか。第一に通信情報であるが，本稿で引用してきた文書からも明らかなように，イギリスはカーブルの日本公使館と本省間の交信を読み取っていた。日本公使館から郵便（電報を含む）を発送する場合，英領インドを経由するが，それはインド政庁によって開封され，中身を読まれていたのである。この点は日本公使館も十分認識しており，それどころか北田公使は英領インド視察の際，アフガニスタン国境に近いペシャーワルにおける検閲・監視システムの内容を「探知」していた。北田によると，イギリスの検閲組織は三部門から構成され，各 300 名くらいの人員を擁し，インドと外国間の往復郵便電報，各国大公使館の外交郵便を厳重に検閲しており，役所内にはレントゲン透視機，封印製造機，信書開封機，翻訳部などを備えている。また市内のホテルや鉄道など主要業者と密接に連絡をとり，インド内の外国人旅行者，要視察者の行動は「殆ンド細大洩サス手ニ取ル如ク探知セラル」状況であるという(72)。

しかしそうした知識があっても，実際にそれを防ぐ手立てが見つからず，日本公使館や在留邦人の間では被害が生じ続けるままであった。たとえばカーブルの陸軍士官学校で柔道教師をしていた高垣信造は入国以来，2, 3 年間に 100 通以上の書簡を日本に送ったが，一時帰国の際に確認したところ，無事届いていたのはわずか 3 通程度であった。また北田公使宛の書信もことごとく開封されており，封蝋によって封印されたものは一つ一つ型をとって復元するのが面倒なため，輸送の途中でその一部が自然に剝げ落ちたように見せかけて開かれていた。そこでフランス公使に問い合わせたところ，やはり同様の被害にあっているだけでなく，インド政庁は外交行嚢の発

送時まで把握していることがわかり，北田は日本の郵政担当者が対策を講じるよう要請した(73)。さらに北田は防御策として，秘密事項の場合は暗号で送るよう本省に依頼するとともに，郵便物の封緘については陸軍が開発した特殊な糊を使用した。それは一旦開封すると，もとのように貼り付けることができないというものであった。しかしそれらのことを記した暗号文自体がイギリス側に解読されていたのである(74)。その後もイギリスの検閲に対処する効果的な方法は見つからなかった(75)。したがってインドを通さない日ア間の直接無線電信の実現は日本にとって不可欠とされ，これは1940年7月に実現した(76)。しかしながらその後も日本の通信が傍受，暗号解読され，そのことに日本側が気づいていなかったことはいうまでもない。

第二にヒューミント，人的情報について，日本の防諜は機能していたのであろうか。この面についても日本公使館は相手方のインテリジェンス活動にそれなりの認識をもっていた。北田公使によると，ソ連大使館の職員は40名を超えないが，外務部，通商部，軍部だけでなくGPU〔国家保安総局〕のメンバーも含まれており，その諜報機関はある程度まで整備されていて，バザールにおけるインド人やソ連領からの避難民，対ソ関係商人など主として外国系の人々からエージェントを物色し，ある程度の密偵網をつくって情報収集にあたっているという。ただしマザーリシャリーフ，マイマーナの領事館，ヘラートの総領事館の館員は数人を超えず，アフガニスタン当局の厳重な監視下にあり，活発な活動はできないと考えていた。またイギリスについては，カーブルの公使館とジャラーラーバード，カンダハールの領事館に情報機関（インテリジェンス・オフィス）を置き，巧妙な組織の下，インド人スタッフに毎日バザールなど市内中心地の外国人と関係のある商店を回らせており，イギリス側から情報提供を委託された者は相当数いて，消息通によればカーブル市内だけで少なくとも300人に達するという。さらにアフガニスタン政府についていえば，首相，陸相直属の二大諜報機関があり，たえずアフガン人を厳重に監視するとともに，首相自身が駐モスクワ大使の経験があるためソ連側の方法をよく知り，ソ連大使館に対して厳重な取り締まりを行っていると見ていた。このように北田はソ連大使館，イギリス公使館，アフガニスタン情報機関によるヒューミントの概容を認識していたが，全体としてソ連の諜報活動を「相当活発」であるとともに「露骨拙劣」，イギリスのそれを「多年の経験をもって巧妙」と評価していた(77)。

日本公使館は自分たちがソ連側にマークされていることにも気がついていた。たとえば斎藤積平がアフガニスタン北部を旅行した際，ソ連大使館は斎藤を現役軍人であると考え，書記官を派遣して斎藤の行動を探査させた。またそのあとで北田公使がやはり北部地域に向けて出発すると，ソ連大使館の書記官がすぐに公使館を訪ね，豊原幸夫通訳官に北田の滞在先を質した。また北田がマザーリシャリーフなどで視察を行うと，ソ連側の「密偵」が自動車で北田の行く先々を追い，面会先や質問の模様を探っていたことが後で判明した(78)。斎藤，北田がカーブルを出ると直ちにソ連大使館が動いたということは，日本公使館員の動向が監視されていた，もしくはその内部情報が漏洩していたということであろう。これについては公使館が接触しているアフガン人や中

央アジア移民の中にソ連側に内通している者がいたことも考えられるが，それ以外に公使館スタッフが旅行する場合，アフガニスタン外務省の案内人（監視役）がつけられるため[79]，完全に秘匿するのは難しかった。

日本側は以上のような知識，体験があったものの，基本的にディフェンスは不備であった。イギリスについて見てみると，岩崎信太郎書記官と斎藤積平雇員がインドに入り，中印国境に近いカシミール地方のシュリーナガルで新疆情報を探っていた際，インド政庁当局は岩崎，斎藤が新疆から来た男を雇い入れ，約2インド・ルピーの日当を支払っていることまで探知していた[80]。また武官の宮崎義一少佐は公使館ではなく市内の家屋に居住し，諜報のためイスラム教に改宗した日本人〔柔道教師の高垣信造〕を用いていることがイギリス武官によって知られており，そのほかに宮崎が新疆に向けた反ソ宣伝のため合計3,000円（カ）〔原文は¥が転倒したような形で記されている〕を費やし，新疆から多くの人間を文化研修〔cultural training〕のため日本に派遣する準備を行おうとしているとの情報がトルコ大使館の職員から英武官に伝わっていた[81]。

しかしながらさらに重要であるのは，日本公使館自体が浸透を受けていたことである。小川亮作書記生はカーブルで一人の諜報協力者を獲得し，エージェントとして活用することにしたが，実はこの人物はイギリス側が送り込んだスパイであった。その男はイギリス公使館に以下のように報告している[82]。

> 1939年8月17日，私は小川氏を訪問し，彼が求めていたサーダバード条約〔1937年7月締結〕のコピーを渡した。彼は非常に関心を示して喜んだ。そしてこの文書は秘密のものではないが，私の仕事の能力を試したかったのだと言った。それから小川は私に土曜にまた会いに来るよう要請した。そのため私は19日に彼と会った。小川が言うには，〔守屋〕日本公使は大変喜び，月あたり1,000アフガニスタン・ルピーの給料を申し出，いずれ増額することを約束した。小川はそれから私に前金で1,000インド・ルピーをくれた。
>
> 彼は以下を提供するよう私に依頼した。
>
> ⑴　アフガン人と結婚しているロシア婦人のリスト。
>
> ⑵　親英・反英アフガン人のリスト（重要）。
>
> ⑶　ロシア側から資金を受けているインドの共産主義者のリスト。
>
> ⑷　ペシャーワル情報長官のウィークリー・〔インテリジェンス・〕サマリーのコピー（日本側はそれを一冊手に入れたが，毎週欲しいのだと彼は言った。）
>
> ⑸　故ナーディル・シャーがパリからインドに到着したときイギリス政府との間で結んだ協定のコピー。
>
> 小川氏は，M・A・ハキム〔M. A. Hakim〕氏の政治的意見について，親英か反英か，何か知っているかどうかも私に尋ねた。これに対して私はまったく知らないと答えた。最後に彼は，次回の私の公使館訪問時，日本公使が私に会うだろうと述べた。

この記録から日本公使館がどのような情報を求めていたか，また小川書記生が公使館の中でこうした人物と直接面会していたことがわかる。ちなみに小川の求めに応じてこの男が持ってきたサーダバード条約の写しもイギリス公使館が用意したものであった[83]。

イギリスは日本公使館の活動をおさえていたが，これはアメリカも同様であった。1942 年 6 月，カーブルに公使館を開設したアメリカ側は，少なくとも同年から翌年ごろにかけて，日本側の行動を詳細に把握していた。たとえば斎藤積平がカーブル市内のバタ（Bata）靴店を拠点としてさまざまな人物と会い，彼らから直接口頭で，あるいは文章によって情報を得ていること，また公使館嘱託の渡辺弘医師が館外に住み，アフガン人患者の診察にあたるかたわら，「シルヴァー」の協力者であったウタム・チャンド（Uttam Chand）らと自宅で会っていたほか，日本公使館の通訳アブドゥル・ハミッド・ハーン（Abdul Hamid Khan）と夜間にしばしば面会していることを知っていた。この通訳アブドゥル・ハミッド・ハーンは反英プロパガンダを行っているとされ，一時日本公使館に勤めていた人物を南部州に送り，公使館の情報収集にあてていると見られていた。また同通訳は「カーブルにおけるすべてのジャップとドイツの活動を知っている」と述べたと伝えられており，日本公使館のスタッフ，イタリア公使館のマリオ・ウンガロ商務官（Mario Ungaro）とともにアフガニスタン警察の監視対象者と会っていること，あるいは公使館の使用人 2 名を仲介者として使っていることも判明していた。加えて公使館運転手もドイツ公使館一等書記官のエルンスト・シュミット（Ernst Schmidt）からしばしば電話を受けていることがわかっていた[84]。

このようにアメリカは日本公使館の職員とアフガン人従業員の動きを具体的に把握していた。ただし開設して間もないアメリカ公使館が独自の力でそこまで調べ上げるのは難しく，アフガニスタン諜報機関の監視情報を何らかの形で入手した，またはイギリスから情報を提供されたと考える方が自然であるように思われる。

ここでスパイと関連して別種の事件を紹介しておきたい。それは帰国した北田に代わって臨時代理公使になったばかりの桑原鶴が，やはり着任して日が浅いソ連大使にスパイになることを持ちかけたとされる事件である。1938 年 4 月 2 日付でソ連のタス通信は以下のように報じた[85]。

カーブル，4 月 2 日（タス通信）。

当地の日本代理公使・桑原鶴が，最近到着したソ連代表ミハイロフ〔Konstantin Aleksandrovich Mikhailov〕同志に対し，あえて前代未聞の無礼な振る舞いに出た。桑原はミハイロフ同志を「表敬訪問」した際，遠回しな言い方をせず，同志がスパイとしてつかえ，日本のために協力するべきだと提案したのである。ミハイロフ同志から当然それに値する怒りの返事を受け，日本の代理公使はひどく狼狽して退出した。

ソ連大使館を訪れた桑原代理公使がミハイロフ大使にスパイになることを直接勧誘したという

のである。これを受けてロンドンの『タイムズ』（*The Times*）にも以下のような記事が掲載された[86]。

スパイへの勧誘
ソビエト，日本人を非難　本紙特派員より　リガ，4月4日

ソ連政府はアフガニスタンの日本代理公使クヴァバラ氏の「奇妙で挑発的な行動」に対し「怒りの抗議」を日本政府に送った。

この抗議は，クヴァバラ氏がカーブルの新ロシア公使（ママ）ミハイロフ氏をはじめて訪問し，日本のスパイになるよう彼を勧誘したと主張する。ミハイロフ氏はあぜんとしたが，気を取り直してクヴァバラ氏にドアを指し示した。ソビエト当局によると，クヴァバラ氏は申し出て当然と考えたらしい提案が素っ気なく拒絶され，明らかに驚いた。

この話はモスクワでは大まじめに発表され，ミハイロフ氏は誘惑者に対して「真にボルシェヴィキ的な撃退」を与えたと称賛されている。

この『タイムズ』記事を書いた記者は「大まじめに発表」との文言に見るように，必ずしも事件の真実性を信じているのではないが，タス通信の報道が『タイムズ』を通じて世界に拡散されたことは間違いないであろう。

ソ連政府はタス通信でこの「事件」を発表するとともに，東京駐在のミハイル・スラヴツキー大使（Mikhail Mikhailovich Slavutsky）を通じて広田弘毅外相に抗議を行った。しかし広田は「かゝる事実は全く有り得ざることだ」と「一蹴」して取り上げなかった。その後，桑原代理公使から本省に報告があり，桑原は自分とソ連大使の会見は「初対面で，当時全く儀礼的のものであつて，時候の挨拶以外は別段の談話無く，五分前後で終了したるものである」と主張した。しかしその間，ソ連側がこの「事件」に関する新聞記事を掲載し続けたため，5月12日，堀内謙介外務次官はスラヴツキー大使に対し，在カーブルソ連大使の「誤つた報告」こそ「我方に対する非友誼行為」であると反論し，ソ連政府機関紙が事実無根の報道をたびたび行うのは意識的に反日宣伝をしていると認めざるを得ないとして，その差し止めを要求した[87]。一方，国内に向けては，内閣情報部が同盟通信社に配信されたタス通信の記事に対して「不発表」の処置を講じた[88]。

ロシアの研究者によると「事件」は1938年3月30日に起こったとされる。このとき「北田」がミハイロフ新大使に「もしあなたがアフガニスタンにおけるあなた方の活動に関する文書を私たち（日本人）にくれるならば，私はあなたに大変感謝するでしょう」と低い声で告げたという。この個所はRGVA（ロシア国立軍事公文書館）所蔵のカーブル駐在ソ連武官の報告書（1938年4月18日付）が根拠とされているが，桑原ではなく前任者の北田が勧誘を行ったことになっている。また同研究によると，北田はこの件に加えて，さらにアフガニスタンの友好国大使のリク

ルートも試みることによって，アフガニスタン政府からペルソナ・ノン・グラータにあたるとされ，追放されたという（典拠は示されていない）[89]。これらの記述には疑問が残るため，現時点では「事件」が実際に起こったものなのかどうかは判断を保留したい。それとともに，政治的挑発はスターリン時代のソ連政治によくあることであり[90]，スターリンの粛清のさなかにあったソ連政府に，何らかの理由で日本の攻撃的なイメージを宣伝，流布するという意図がなかったかどうかも検討しておく必要があるだろう。同じころタス通信と『プラウダ』は，モスクワのアフガニスタン大使館の重要職員がロシアと日本を敵対させようと煽動を行ったとの報道を行い，アフガニスタン政府から「事実無根」とされており[91]，それと連動している可能性はないであろうか。

ただしここで着目しておきたいのは，その真偽は別として，それが事実として広まったということである。モスクワ駐在のイギリス大使チルストン子爵（Aretas Akers-Douglas, 2nd Viscount Chilston）は日本外交，とくにカーブルの日本公使館のやり方はいささか特異なことで有名〔宮崎少佐の謀略活動を指す〕であるが，ソ連も似たようなことをやっており，アフガニスタンでは新大使の前任者を含む大部分のソ連外交官が過去数年間，あらゆる種類の不信行為を犯してきたとし，桑原氏の企ては確かに不適切ではあるが，「前代未聞」とはいえないとした[92]。ここでチルストンは日本を一方的に非難するようなことはしていないが，「スパイ勧誘事件」が事実であることを前提として話を進めていることがわかる。その直前に宮崎の謀略工作が発覚したため，公使の桑原も普通ではあり得ない奇異な行動に出たとしても不思議はないと考えたのであろう。

この点は現地のウィリアム・K・フレイザー＝タイトラー英公使（William Kerr Fraser-Tytler）も同様で，カーブルでは〔今回の「事件」の〕原因が「日本外交の異常な方法」に求められているが，「桑原氏の外交は実際ひどく非外交的なので，彼の無遠慮でやっかいな問題については断固たる拒絶をもってあたるしかない」とし，東京からカーブルに赴任途上の守屋新公使はもっと臨機応変の才があるかもしれないと記している。このように「スパイ勧誘事件」は実際に起きたものとして扱われ，フレイザー＝タイトラー公使の目に映じたその後の桑原は「いつも以上に憂鬱でみじめ」であるように見えた。なお桑原はソ連大使館で開かれた最初の外交団晩餐会に欠席し，日本公使館からは別の館員が出席したという[93]。

日本のあからさまな諜報工作というイメージは広がり，トルコのテヴフィキ・リュシュトゥ・アラス外相（Tevfik Rüştü Aras）をして日本のエージェント，外交官は「いつもの無礼で押しの強い戦術」を用いてきたと言わしめるまでになっている[94]。こうした経緯を見ると，日本外務省はソ連の「スパイ勧誘事件」宣伝に徹底的に反論を加えることなく，それが広まるのを許したということがわかる。日本はカウンターインテリジェンスだけでなく，カウンタープロパガンダについても成功したとはいえなかった。

以上見たように日本公使館の防諜体制は強いものではなく，さまざまな形で他国に情報が洩れ

ていた。ソ連の浸透を受けていたことは追ってより明らかとなる。

## 3　石油利権獲得・留学生工作

前章では日本公使館の情報収集・分析と防諜の実態を考察したが，本章ではそれと密接に絡む工作活動について検証したい。

北田公使は 1934（昭和 9）年 11 月に着任直後，英ソとの関係を有利に導くためにアフガニスタンと友好関係を深め，英ソよりも物質上，道徳上，優越した地位を同国に築くべきだと述べている(95)。ここで北田が物質と精神の二つの面で英ソを凌駕しようと考えていたことに注意しておきたい。そうした目標設定の下で，日本側はアフガニスタンにおいて影響力の拡大をはかる浸透工作を開始する。それを顕著に示すものとして，第一に石油利権の獲得工作（物質面），第二に留学生工作（精神面）の二点を取り上げてみたい。

第一に石油利権の獲得工作である。1934 年 11 月頃，赴任してまもない北田公使にファイズ・モハンマド・ズィケリア外相（Faiz Mohammad Zikeria），ミルザ・モハンマド・ヤフタリ商務相（Mirza Mohammad Yaftali, 蔵相兼任）から次のような打診があった。ヘラート付近の平野に石油の油脈があり，現に噴油中で，試験の結果，その質はバクー油田と同様に良好である。アフガニスタン政府としてはこの開発に日本の技術援助（技師招聘，ひいては合弁経営）を得たいというのである。さらに 12 月 1 日，商務相は油田開発費（採油費，工場設置費，原油精製費）の見積もりを至急知らせてほしいと依頼した(96)。北田の知らせを受けた本省はこの件を商工省，海軍省に伝えたところ，海軍の反応は迅速であり，石油に詳しい在英国日本大使館付の松永三郎機関少佐が 12 月 22 日にロンドンを出発し，ルーマニア，ペルシア経由で調査に向かうことになった(97)。

しかしながら外相，商務相より技術援助の要請を受けた直後，北田はアメリカのスタンダード系石油会社，オランダのダッチ・シェル社が別々にアフガニスタン政府にアプローチしてきたことを知った。そこで直ちに商務相，国立銀行総裁を訪問して事情を聞き，日本にとって石油問題が重要であることを説明した上で，日本との話が決まらない間は他と「開談」しないよう申し入れた。さらにモハンマド・ハーシム・ハーン首相，シャー・マフムード・ハーン陸相（Shah Mahmud Khan, 国王の叔父），外相に面会して松永少佐の派遣を伝え，12 月 25 日の時点で外相，商務相同席の下，首相から「日本側との話極らざる迄他国と交渉せざる旨」の返答を得た。このように北田は当初から熱心かつ積極的に政府首脳（もっとも実権がある首相，陸相，外相，商務相）に働きかけ，首相の了解を得た。その結果，「当国側ニ於テハ我方ニ優先権ヲ与ヘ居リ我国側ノ企業ヲ切望シ居レリ」と理解していた(98)。

2 月 6 日，松永少佐がカーブルに到着した。吹雪のためしばらく足止めされた松永は，24 日，日本公使館から補助を依頼された石井辰巳郎（アフガニスタン陸軍士官学校の前柔道教師），内

閣および商務省の補佐官2名，ならびに途中で道路障害を排除するため陸軍省から付けられた衛兵7名をともない，商務省の自動車でカーブルを出発した。3月9日，一行はヘラートに到着し，その付近で調査を実施したのち，22日にカーブルに帰還した。翌23日，北田と松永は首相邸で2時間にわたり首相，外相，商務相と会見し，松永から調査結果が報告された上で種々の打ち合わせを行った。任務を終えた松永は25日にカーブルを出立し，ムンバイ経由で帰国の途に就いた。結局，松永少佐の結論は，ヘラート付近の油徴地は試掘を終えた後でなければその全般的真価がわからないが，試掘の価値はあるというものであった[99]。

そこで北田は，まずアフガニスタン政府に試掘を行ってもらい，日本もできるだけそれに援助を与えることによって将来の発言権を得ておき，経営の問題はそのあとで研究，決定していくことを本省に提案した[100]。その間，同政府から依頼されていた油田開発費の見積もり（日本石油の試算，全額186万1,000円）が商工省，外務省を経て北田に伝えられた[101]。他方，テヘラン駐在アメリカ公使，カルカッタ駐在アメリカ総領事，インド駐在オランダ領事がアフガニスタン政府に石油利権についての回答を促し，ソ連も油田調査隊の派遣許可を求めた[102]。しかし3月21日，首相，外相は同国の元日ナウローズのレセプション席上，重ねて北田公使に「当国政府ハ今日迄右両国〔米蘭〕側ノ申出ニ対シテハ従来通リノ態度ヲ持続シ絶対ニ『コンセツション』シ居ラサル旨」を話したため，その後も北田は「当国政府ハ本邦側ニ優先的地位ヲ与ヘ居ル」として，あくまで日本のプライオリティを信じていた[103]。

ところがその一方でアフガニスタン政府はアメリカに急接近しており，1935年1月，駐イラン公使のウィリアム・H・ホーニブルック（William Harrison Hornibrook）が兼任の形でアフガニスタンでの初代公使に任命された。ホーニブルックは5月にカーブルを訪れ，国王に信任状を捧呈する[104]。このとき外相はホーニブルック公使に次のように述べた。理由は明白であるが，われわれはイギリス，ソ連に利権を与えることはできない。日本に与えることはイギリス，ソ連が賛成しないだろう。友好諸国が必ず反対するだろうからドイツにも認められない。そのため貴国がわが国の石油を開発してくることを期待している[105]。外相はこのように話したが，この時点でアフガニスタン政府が日本からアメリカに乗り換えていることがわかる。しかしこのことを北田は把握していなかった。

翌1936年，北田はアメリカの石油会社関係者がアフガニスタン政府に接触したことを知ったが，政府側は慎重な態度をとり，先方の話を聴取している程度であって話は進んでいない，また地理的に遠いアフガニスタンについてアメリカ人はあまり乗り気ではないと判断した[106]。ところが同年11月19日，ベルリンにおいてアフガニスタン外相とアメリカのインランド・エクスプロレーション社（Inland Exploration Company）の間に石油採掘の契約が結ばれ，北田の工作は破綻することになる。この契約はアフガニスタン政府がインランド・エクスプロレーション社に利権区域での試掘，採掘，採取，運搬など石油採掘にともなう一切の利権を付与するというもので，有効期間は批准日より75年間とされた[107]。

日本公使館が契約成立を知らされたのは2ヶ月後の翌1937年1月であると考えられ，その際，臨時外相より外相が帰国するまで詳細を話すことはできないと告げられた。なぜアメリカの企業に利権を与えたかというと，臨時外相はアフガニスタンとしては英露の資本を入れることは絶対にできないとする一方，日本については「最近ハ稍〔やや〕色着キタレハ仲々『デリケート』トナリ」，結局米国資本の利用というところに落ちたと「戯談トモ真面目トモ付カス」に語ったという(108)。

上記の臨時外相の発言は意味深長である。最近日本に「色」がつき，デリケートな関係になったので，アメリカ資本を導入することに落ち着いたという，その「色」とは何を意味するのであろうか。契約成立の少し前にロンドン駐在のアリ・モハンマド・ハーン公使（Ali Mohammad Khan）がイギリス外務省を訪れ，自分はドイツ，イタリア，日本の野心が心配であると打ち明けている。そのほかの大国は抑制的で，破局（戦争）を避けようと思えばできるのに，この三国は自己の強さを誇示するだけである，それを恐れているというのである。さらに同公使は，ソ連は共産主義を広めているが，それでも差しあたってはこの三国よりは危険ではないと語った。英外務省側は，恐らく〔この公使だけでなく〕国王も日本政府の意図には幻想を抱いていないだろうと記している(109)。

日本は同じ年の1936年1月，ロンドン海軍軍縮会議に脱退を通告するが，2月になるとドイツがラインラントに進駐し，5月にはイタリアがエチオピアの併合を宣言する。そうした動きを見たアフガニスタン政府は日本にも軍事的拡大路線の色がついたと見たのであろうか。当初，同政府は日本に石油開発を期待したが，英ソが警戒する日本に利権を渡すと問題が生じると判断し，アメリカを選んだ。第三の勢力の中で日本が転落し始める一方，アメリカが浮上するようになったのである。アフガニスタンとアメリカ石油会社の契約調印（11月19日）が日独防共協定の調印（11月25日）と同じベルリンで行われたのは，ある意味で象徴的であったといえるのかもしれない。

石油利権の獲得をめぐって日本が脱落したのは，アフガニスタン政府が以前の親日的態度を改め，日本から引き始めた微妙な時期にあたり，この先方の心変わりの兆候を日本側は見抜くことができなかった。換言すれば日本の情報収集と分析がそこまでは及んでいなかったということになる。なぜ日本は相手方の方針転換を見通せなかったのであろうか。その理由の一つとして考えられるのは，それまでアフガニスタン政府が親日性を強くアピールして日本を取り込もうとしていたため，それに油断したのではないかということである。国王ザーヒル・シャーは着任早々の北田公使に，日本とアフガニスタンは「アジアの同胞国」であり，日本の成功はわれわれの成功であると述べている。また外相は「亜細亜民族ノ大同団結ハ吾等ノ当然進ムヘキ道ニテ日本ハ其ノ指導者トナルヘキモノナリ」，わが国も最近国際連盟に参加したが，決して心を全部開いて白色人種の機関である国際連盟に馳せ参じたのではない。政策の基調は「亜細亜主義ニアル」のはいうまでもないと話した(110)。

しかし実際にアフガニスタン政府が日本のイメージするようなアジア主義を政策に盛り込むことは決してなかった。日露戦争以来，アフガン国民の間に日本に対する敬意と好意が存在したことは確かであったが，同国の指導者は「アジアの盟主としての日本」という日本人の自尊心を刺激することによって自国側に抱き込もうとした。日本がイスラームへの同情を強調してアフガニスタンを懐柔しようとしたのと同様に，アフガニスタンもアジア主義という日本人を動かす上での勘所をおさえて日本をコントロールしようとしたのである。そうした口当たりのよい言葉を聞かされ続けてきた日本側は，カーブル政府の大国を操り，利用するタフな交渉者という本質をやや見失い，相手の巧みな文言に動かされて，逆にコントロールされた面があったのではないかと考えられる。「アフガニスタン政府は親日的である」という先入観とアジア主義の固定観念が日本側の目を曇らせ，その諜報活動の足枷となった面があるのではないか。アジア主義という一種の理想主義は当時の日本人の精力的な活動を支えるエネルギーの源泉でもあったが，反面，現実主義から遠ざけてしまう両刃の剣であった。他方，アフガニスタン首相と外相はイギリス公使に，日本と親しい関係をもつのは単にソ連の横暴に対して精神的ないし外交的支援を得たいからというだけなのであって誤解しないでほしい，日本はわが国の保全に興味はない，「アフガニスタンが究極的に頼らなければならないのはイギリスの支援である」と述べている(111)。彼らは日本人が見ていないところでしたたかに動いていた。

大国に挟まれた緩衝国のアフガニスタンは各国の間を遊泳しなければ生き残ることができず，イギリスとソ連の勢力をバランスさせ，ドイツによって英ソを，日本によってソ連を，トルコによってイランを牽制しようとした。つまり日本はそうした釣り合い重りの一つにすぎず，その重りが自国に不利に働く可能性があれば，当然そこを調整することになる。北田公使は外交政略，浸透工作の一環として石油利権の獲得に熱を入れるあまりに，そのあたりを見失っていたといっては酷であろうか。その点ではむしろ外交に携わらない経済人の中に状況をクールに観察している者がいた。横浜正金銀行ムンバイ支店の牛久保政義副支配人はアフガニスタン出張報告の中で次のように述べている。この国の当局者が「もし日本が通商や国内事業に力を貸せば，日本商品が市場を独占しても意に介さない」と洩らしたと聞いたが，それは「一片の辞令」である。また彼らが資本，技術，顧問の招聘について「東洋の盟主であり我等の兄弟である日本にまつほかなし」と述べているのも「一片の辞令」である。財政が窮乏する新国家として御都合主義に流れるのは仕方がなく，シナ外交を思わせる近疎遠交の政策もいつ改変されるか予断を許さないと牛久保はいう。さらに石油については，最近油田を視察した松永少佐の洩らすところでは多大の疑問が存するようで，その見込みによれば世評のように有望であるとは断じ難いと仄聞しているとし，天然資源の開発にはなお多大の紆余曲折を免れないと予測している(112)。今日から振り返ると，彼の見通しは大筋においてあたっていたといえる。

石油契約成立後の北田は，アメリカの影響力の拡大とそれに英ソが結びつき，日本の発展を妨害することを恐れた。とくに 1937 年 7 月の日中戦争勃発の後は，アメリカの石油事業の背後に

イギリス資本の策動があるのではないかと疑った。そこで首相にその旨を尋ねたところ，首相は英国資本の参加の可能性を認めたものの，「当国政府ハ如何ナル場合ニモ日本ヲ裏切ル様ナコトハ絶対ニシナイ又当国ヲ対日行動ニ利用サス様ナコトモ許サナイカラ此点ハ御安心ヲ願ヒ度イ」と付け加えることも忘れなかった(113)。

ただし北田の心配は杞憂に終わった。合意がなされてから約 1 年半後の 1938 年 6 月，インランド・エクスプロレーション社が契約を放棄したのである。その表向きの理由は，「今日世界ガ直面セル困難ナル通商状態並ニ政治的及経済的紛糾」というものであった(114)。しかし岩崎信太郎書記官が近東を旅行した際，同社の支配人から聞いたという理由は，ヘラートからイランを通過するパイプラインの敷設にかかる費用が莫大で，しかもその権利金をイランに支払うと採算の見込みが立たなくなるため，またアフガニスタンの政情が不安定で，事業目的達成後，メキシコ政府のように油田回収の挙に出るのではないかという懸念があるため，というものであった。契約を破棄されたアフガニスタン政府は経費のかかる輸出用の石油開発をやめて国内自給用に目的を転換し，改めて別の国と契約を結び直して事業を継続する意向を示した。北田の後を引き継いだ守屋公使はそれをチャンスと見て本省にたびたび打診したが，それ以前に期待感を煽られ，結局挫折する形となった本省は取り合わなかった。守屋公使からの電報には「当分問題トナラス」とのコメントが書き込まれている(115)。

以上，アフガニスタンに対する日本の影響力拡大の試みの一つとして，石油利権獲得をめぐる工作について述べた。その失敗の理由の一つは結局，情報活動の中にあったといえる。つづいて第二に留学生工作について見てみたい。ただしここではカーブルの日本公使館の動きではなく，来日したアフガン人留学生に対して日本側がどのような形で影響力を扶植しようとしたのかという点を検討する。すなわち日本国内でなされたアフガニスタン工作である。

1936（昭和 11）年 1 月 5 日，6 名のアフガン人留学生がカーブルを出発し，2 月 8 日，東京に到着した。これはアフガニスタン政府と日本政府の合意の下で行われたもので，前者が派遣し，後者が招致するという形をとった。出発時，彼ら留学生は国王ザーヒル・シャーとモハンマド・ハーシム・ハーン首相から激励を受けて送り出された(116)。6 人の氏名と経歴は以下のとおりである（年齢は来日時）(117)。

1　アブドゥッラー・ヤフタリ（Abdullah Yaftali）

- 経済学専攻
- 蔵相兼商務相ミルザ・モハンマド・ヤフタリの息子
- ネジャート・スクール出身
- 1914 年 5 月 10 日生，21 歳
- 1936 年 2 月 8 日，国際学友会館入寮（〜37 年 5 月 31 日退寮）
- 1937 年 7–10 月下旬，一時帰国

・東京帝国大学経済学部聴講生
・1938 年 4 月，東京帝国大学経済学部経済学科（選科生）入学
・1938 年 5 月 1 日，東京放送局の座談会「外人学生の見た日本」に出演（全国放送）
・1940 年 2 月 1 日，国際学友会館創立第 4 回記念祭で所感をスピーチ（於同会館講堂）
・1941 年 4–5 月，来日したアフガニスタン経済使節団の通訳をつとめる
・1941 年 12 月，東京帝大卒業
・1942 年 4 月，同大学院入学
・1943 年 2 月 19 日，東京出発（満洲・シベリア経由），3 月 25 日カーブル着
・1943 年 12 月の時点でダ・アフガニスタン銀行（Da Afghanistan Bank）信用貸付課長兼政治専門学校教授
・岩村忍京都大学教授のアフガニスタン調査旅行（1954, 55 年）に協力
・1960 年来日
・1963 年 10 月〜65 年 10 月，計画相
・1965 年 11 月〜67 年 1 月，蔵相
・1967 年 1–7 月，無任所相
・1967 年 7–10 月，計画相
・1967 年 10 月 11 日–11 月 1 日，首相代行
・1967 年 11 月〜69 年 12 月，第二副首相
・1969 年 12 月〜71 年 5 月，第一副首相

2　アブドゥル・ハキム・ズィアイー（Abdul Hakim Ziayi）
・鉱山冶金学から教育学に専攻変更
・ネジャート・スクール出身
・1915 年 9 月 15 日生，20 歳
・1936 年 2 月 8 日，国際学友会館入寮（〜37 年 10 月 25 日退寮）
・1937 年 7–10 月下旬，一時帰国
・東京帝国大学工学部鉱山学科聴講生
・1938 年 4 月，東京帝国大学文学部教育学科（本科生）入学
・1941 年 5 月 31 日，国際学友会第 2 回学芸会で講演（於同会館講堂）
・1941 年 12 月，東京帝大卒業
・1942 年 4 月，同大学院入学
・1943 年 2 月 19 日，東京出発（満洲・シベリア経由），3 月 25 日カーブル着
・1943 年 12 月の時点で文部省教育局専門学務課長（政治専門学校でも社会学の講義担当）
・1965 年 12 月〜67 年 7 月，計画相

- 1967 年，最高裁判所長官
- 1970 年 11 月，最高裁長官のとき来日，佐藤栄作首相に挨拶

3　アブドゥッラー・ラヒーミ（Abdullah Rahimi）

- 鉱山冶金学専攻
- ネジャート・スクール出身
- 1914 年 1 月 9 日生，22 歳
- 1936 年 2 月 8 日，国際学友会館入寮（〜37 年 10 月 23 日退寮）
- 1937 年 2 月 1 日，国際学友会館創立第 1 回記念祭で日本語スピーチ（於同会館講堂）
- 1937 年 5 月 27 日，東京帝国大学工学部鉱山学科聴講生
- 1937 年 7–10 月下旬，一時帰国
- 1938 年 4 月，浦和高等学校理科甲類入学
- 1941 年 3 月，浦和高等学校卒業
- 1941 年 4 月，京都帝国大学工学部採鉱冶金学科（本科生）入学
- 1943 年 9 月，京都帝大工学部鉱山学科卒業
- 1943 年 12 月 9 日，東京出発（満洲・シベリア経由），44 年 1 月 7 日帰国
- 帰国直後，鉱山省への就職決定
- のち鉱山局長，石炭庁総裁
- 1980 年 7 月，「商用」で来日，浦和高等学校の元同級生による同窓会に出席

4　ゴラム・ナクシュバンド（Ghollam Naqshband）

- 蔬菜園芸学専攻
- イステクラール・スクール出身
- 1916 年 5 月〔日不明〕生，19 歳
- 1936 年 2 月 8 日，国際学友会館入寮（〜37 年 10 月 24 日退寮）
- 1937 年 7–10 月下旬，一時帰国
- 東京帝国大学農学部農学科介補
- 1938 年 3 月，東京帝国大学農学部農学科（外国人学生）入学決定
- 1941 年 12 月，東京帝大卒業
- 1942 年 4 月，同大学院入学
- 1943 年 2 月 19 日，東京出発（満洲・シベリア経由），3 月 25 日カーブル着
- 1943 年 12 月の時点で農業局課長兼カーブル農学校長
- のち農政局長
- 戦後 2 回来日，国際学友会寮に寄宿

5　モハンマド・ハッサン・カリミ（Mohammad Hassan Karimi）

- 紡績学専攻
- イステクラール・スクール出身
- 1912 年 10 月 3 日生，23 歳
- 1936 年 2 月 8 日，国際学友会館入寮（〜37 年 6 月 23 日退寮）
- 1937 年 7–10 月下旬，一時帰国
- 1938 年 3 月，東京工業大学紡織学科（外国人学生）入学決定
- 1941 年 3 月，東工大卒業
- 1941 年 5 月，アフガニスタン経済使節団の一行とともに帰国の途につく（14 日東京出発，19 日神戸出帆，シンガポール，セイロン経由，6 月 23 日カーブル着）
- 帰国直後，東工大卒業時に内定が出ていた官営紡績会社副社長に就任
- 1943 年 12 月 13 日の時点で失職中
- 1944 年 2 月時点でカーブルの毛織物会社に就職
- 1947 年，カーブル市議会議員
- 新聞『パミール』（*Pamir*）編集長
- 1951–56 年，大蔵省経済・財政上級顧問
- 1964–68 年，在印アフガニスタン大使館領事
- 商務省上級顧問，カーブル商工会議所顧問
- 戦後，商工大臣秘書官として来日
- 1979 年，ソ連のアフガニスタン侵攻によりペシャーワルに脱出，その後アメリカに居住

6　ヌール・アハマッド・サベリ（Noor Ahmad Saberi）

- 紡績学から彫金に専攻変更
- イステクラール・スクール出身
- 1909 年 2 月 8 日生，27 歳
- 1936 年 2 月 8 日，国際学友会館入寮（〜37 年 10 月 24 日退寮）
- 1937 年 7–10 月下旬，一時帰国
- 1938 年 4 月，東京工業大学紡織学科（外国人学生）入学
- 1939 年 4 月〔カ〕，東京美術学校（選科生）に転学
- 1942 年 9 月，東京美術学校工芸科彫金部卒業
- 卒業制作：①土耳古風紋様彫金フルーツ皿，②植物組織紋様彫金フルーツ皿，③回教風模様彫金筥〔箱〕。このうち①が 1942 年 10–11 月に東京府美術館で開催された第 5 回文部省美術展覧会（第 4 部美術工芸）で 245 名中の 1 人として入選
- 1943 年 2 月 19 日に東京を出発した他の 3 名とともに帰国する予定であったが，病気のた

め不参加

- 1943 年 12 月 9 日，東京出発（満洲・シベリア経由），44 年 1 月 7 日帰国
- 帰国直後，国立印刷所および美術学校に就職決定
- のち国立高等工芸学校長

アフガン人留学生招致の第一の功労者というべきは北田公使であった。北田の「斡旋」，「並々ならぬ努力」によって，アフガニスタン政府による派遣が決定，実現されたのである[118]。北田自身，留学生招聘のねらいについて，のちに次のように語っている。われわれが今後，東方民族と提携して何か行うには，青年層に着目し，これを組織させて，指導しなければならないだろう。私がアフガニスタンから 6 人の学生を日本に招致したのも，そうした点を考えたからでもある。東方民族の青年は，たとえばドイツに行って勉強し，ドイツ側もそれに非常に便宜をはかる。留学を終えた彼らは帰国後，重要な仕事につき，自然ドイツから人物を求めることになる。この方法は一見遠回りのようだが，実は効果的な近道なのだと北田はいう[119]。ちなみにカーブルには知識階級を養成するエリート校としてハビビア（Habibia），ネジャート（Nejat, 現アマニ Amani），イステクラール（Esteqlal）などの各スクールがあった。このうちネジャートはドイツ語，イステクラールはフランス語による教育を行っており，どちらもヨーロッパの大学に進学する卒業生が少なくなく，結果として親独派，親仏派を生み出すことになった。来日した 6 名の留学生はこのネジャート（3 名）とイステクラール（3 名）の出身である[120]。

北田と外務省が意図したのは，彼らの目を西洋の国々から日本に十分転じさせた上で帰国させ，エリート層に食い込ませるということであり，言い換えれば留学生を用いた対アフガニスタン浸透工作であった。実際に日本で彼ら留学生を受け入れたのは，1935 年 12 月に創設された外務省（文化事業部）所管の国際学友会（会長・近衛文麿）である。同会は「国際文化ノ交驩」および留学生の「保護善導」をはかることを目的とし，外務大臣の指揮監督を仰ぎながら，学生交換・招致・派遣，奨学金交付，宿舎の提供，日本語指導，入学その他の勉学上の斡旋，講演見学などの啓発事業を行うことを主な業務としていた[121]。しかしながらそのねらいは単なる文化交流だけではなく，国際連盟脱退によって国際的に孤立する中，留学生に日本への理解を深めてもらうことによって「親日派」を養成することにあった[122]。そうした趣旨にしたがって国際学友会は 1936 年 2 月，国際学友会館（東京市淀橋区西大久保）を開設し，来日したアフガン人留学生も最初はここに寄宿することになった。創設間もないころの在館学生は少なく，合計 27 名で，その内訳はシャム（39 年にタイに国号変更）15 名，アフガニスタン 6 名，インド 3 名，オランダ領東インド 2 名，コロンビア 1 名であった[123]。

アフガン人留学生にはさまざまな便宜がはかられた。日本までの片道旅費（6 名分，2,770 円），学費（1 名につき月額 100 円，最終的に 170 円まで増額）が支給されたほか，外務省，文部省，各学校の計らいにより，成績が優良であれば，当初は認められなかった学士号が特別に授与され

ることになった[124]。また外務省，文部省以外に満洲航空と陸軍も動いたようである。当時，満洲航空はドイツと欧亜連絡航空を開設するため東京に事務所を置いていた。そこで企画を担当していた佐島敬愛は，アフガニスタンが航空路開設の中継地点として重要なため，留学生の「面倒を見る」ことになり，満洲で旧知の仲となっていた軍務局軍事課員の岩畔豪雄中佐に頼み，彼らを東京帝大や京都帝大に入学させたと回想する[125]。この件はあくまで外務省，文部省が主体として解決した問題であるが，側面から満洲航空，陸軍省も国策の観点より留学生を支援したということである。

アフガン人学生は一時帰国を契機に国際学友会館を退寮し，再来日後は国際学友会員の身分のまま，各自アパートなどに住んで通学した。そうした彼らに対して日本側はさまざまな配慮を示している。たとえば民間の友好団体であるアフガニスタン倶楽部が茶話会に招待し[126]，文部大臣が官邸での晩餐会に招き[127]，情報局が帝国ホテルで卒業祝賀会を開き[128]，国際学友会が赤坂の一流料亭で懇談会を開き，あるいは帰国送別会を行った[129]。とくに1943年末，アブドゥッラー・ラヒーミ，ヌール・アハマッド・サベリがシベリア鉄道経由で帰国するときは，ソ連の食料不足を見越して魚，牛肉の缶詰など多くの配給食料を持たせて送り出した[130]。

来日したばかりのアフガン人留学生は日本での生活に慣れ，初歩の日本語を覚えるため，「いじらしいような努力の連続」であったという[131]。彼らは国際学友会館での日本語の正規授業を午前中に2時間受け，小学国語読本を月1巻のペースで学び，午後と夜にも教職員から適宜個人教授を受けることができた[132]。しかし彼らの日本語会話の上達は早く，来日して約1年半後，一時帰国した際には何の不自由もなく話せるまでになっており，日本公使館のお茶の会に招かれた際は，「顔さへ視なければ日本人と間違へる」ほどであった[133]。来日して5年後，京都帝大に進学したアブドゥッラー・ラヒーミは入学宣誓式（入学式）当日，来訪の記者たちに「日本語はこんなに達者です，けふから京大生としてしつかり勉強したいと思つてゐます」と語っているが[134]，日本で暮らす月日が長くなるにつれて留学生たちは会話力に相当の自信をもつようになっていたであろう。彼らはたびたび日本人と間違えられる経験をしたという[135]。

そうしたアフガン人留学生にも危機の時期があった。異郷の地での生活に慣れず，将来学士号の取得が難しいことを知らされ，「一種の神経衰弱」に陥った彼らは，「消沈した表情」を浮かべて帰国した[136]。しかしながらカーブルで元気を取り戻した彼らは，先述の日本公使館のお茶の会では，東京がとても大きく，人が大勢いて，食べ物が美味であり，果物野菜も豊富であると話し，アブドゥッラー・ヤフタリは寿司が好きだと述べ，彼らは「又日本へ行き度い」と話したという[137]。再度日本に向かった6人は，夜，汽車で東京に戻って来た際，遠くに伊勢丹など新宿のデパートのネオンサインが見えたとき，「見えた，見えた」と言い合った。「懐かしい馴れた処を見て，大変喜んで，みんな『ワーッ』と言つて本当に懐かしく思ひました」とヤフタリは語っている[138]。日本に戻って来た彼らは皆「非常に生き生きとした感じ」になっていた[139]。

アフガン人留学生にとって日本での勉学はたやすいものではなかったが，そうした中で旅行は

神経を解きほぐしてくれる貴重なひと時であり，日本の留学生工作において観光旅行はとくに効果をあげたと考えられる。国際学友会は日本語学習だけでなく，各種の見学，小旅行を毎月のように実施しており，アフガン人学生の在寮期には，花見，相撲，歌舞伎のように日本の文化を体験するもの，日光，箱根・熱海，江の島・鎌倉，富士五湖旅行といったイベントが行われた。たとえば日光中禅寺湖に臨む旅館で入浴後，丹前姿で胡坐をかき，夕食の膳に向ったときの参加者一同の歓びは大変なもので，引率の職員が「斯んなに喜ばれるとは思はなかつた」と驚くほどであった(140)。アブドゥッラー・ヤフタリは「殊に日本名勝地の風景に接しながら実地に自己研究を応用した当時の生活は若き日の感激として今猶私達留学生の懐しい思出であります」と振り返り，「私共にとつて最も楽しい事は休暇を利用して名勝地を巡る事であります」と記している(141)。

また国際学友会は第1回「夏季臨海生活」（於千葉県富浦町，1936年7-8月，22日間）を企画し，アフガン人留学生も5名が参加した。この合宿生活の目玉は午前2時間半，午後3時間の水泳であるが，引率職員は，海のない国に生まれたアフガン人学生がはじめて海水の塩辛さを知り，微笑をもらした場面を目撃している。最初，参加学生は狭い旅館の畳の上での雑魚寝に不満を示したが，やがてそうしたものは消し飛んでしまい，「よく遊びよく食ひよく勉強し且つよく眠つた」という(142)。海辺の生活はアフガン人学生にとって新鮮であり，翌37年の第2回目は一時帰国のため参加できなかったものの，38年の夏季臨海生活（於静岡県清水市三保の松原，新築の国際学友会保健寮）には各自3-6日の短期宿泊ではあったが，6名全員が出席し，39年にも3名が加わっている。これらは強制ではないので，自ら楽しんで出かけたのであろう(143)。

国際学友会は1942年11月に九州一周旅行（11日間）も実施している。その主旨は以下のようなものであった。留学生たちの祖国は長らく欧米文化の影響を受け，それが今日の大東亜共栄圏の思想を妨げてきた。彼らの祖国を欧米的近視眼から脱却させるためには，正当な日本の認識をもつ若い青年が必要である。都会だけでなく地方文化も見ることにより「誤まられない真の日本といふものを，しつかりと掴んでほしい」というのである。この九州旅行には4ヶ国・地域の14名，うちアフガン人留学生3名（アブドゥル・ハキム・ズィアイー，ゴラム・ナクシュバンド，アブドゥッラー・ラヒーミ）が参加した(144)。

一行は3名の職員に引率されて各県の名所旧跡を回ったが，雲仙普賢岳を訪ねた際は，「山嶽地帯を故国に持つ」アブドゥル・ハキム・ズィアイーが先頭に立って登っていった。阿蘇山の火口原でも同人がリュックを肩に一番乗りし，「アツと思ふまに頂上の陵（ママ）線を右から左にすたすたと歩いて行く」といった調子であった。このとき彼は引率職員に，阿蘇一円の風光は自分の国と実によく似ていると語っている。他方，京都帝大で鉱山冶金学を学ぶアブドゥッラー・ラヒーミは，別の角度から九州旅行に感銘を受けた。普賢岳を見た彼は「自然の偉大な力を埋蔵してゐるこの火山地方は，微少な自分に痙攣的な感激を与へた」という。旅行を終えた感想として「火山の総ての現象がこの地方〔別府〕では手にとる様に表れてゐるのは予想だにしなかつた。特に自分の専攻である鉱山はこの地獄巡りをはじめ阿蘇山，普賢岳，桜島等の見学に依つて益々知識が

深められたと共に，私にとつての最大の収獲であつた」と記している(145)。

この旅行でも日本側は細やかな配慮を示した。留学生一行はどこにおいても特別待遇を受け，鉄道は二等車（三等車の倍額）をあてがわれ，桜島への往復については，ラヒーミは遊覧ボートに乗ったと記しているが，実際は警察のモーターボートを特別にチャーターしたものであった。宿泊先はいずれも地元の一流ホテル・旅館であり，県・市・商工会議所などの歓迎晩餐会が開かれ，御馳走が出された。たとえば鹿児島市での歓迎宴では県知事，市長以下の要職者が出席したが，薄田美朝県知事が余興の皮切りとして生まれ故郷の民謡・秋田おばこを披露し，これに応じてタイの学生がいつの間に覚えたのか鹿児島の小原節を歌い，「満座はやんやの喝采」となった。さらにタイの舞踊，インドネシア，安南の歌が続き，お酌の女性までレコードをかけて踊り出すなど，座は大きく盛り上がった。ラヒーミは，この「非常に親しみのある県知事閣下」の盛大な晩餐会に「一同は感激した」，「留学生一同は宿に帰つてからもこの会の話で花を咲かせた」と記しているから，皆よほど楽しかったのであろう。

国際学友会館の見学や旅行は，全体を通じて必ずしも政治的な意図を前面に押し出したものではなく，またもしそれを露骨に示すようなことがあれば，留学生の側に抵抗感をもたせたであろう。しかしながら以下の見学会は明らかに日本の国力，軍事力，産業力を留学生に知らしめることを目的として行われたものであったといえよう(146)。

1936（昭和 11）年
- 8 月 31 日　連合艦隊旗艦長門，記念館三笠（参加者：学生 23 名，職員 4 名）
- 9 月 26 日　吾嬬製鋼所（学生 22 名，職員 2 名）
- 11 月 21 日　新築・帝国議会議事堂（学生，職員一同）

1937（昭和 12）年
- 1 月　8 日　陸軍始観兵式（学生 36 名，職員 5 名）
- 2 月 24 日　鉄道省大宮工場（学生 24 名，職員 4 名）
- 6 月 26 日　東洋モスリン株式会社亀戸工場（学生 12 名，職員 3 名）

戦艦長門の見学を終えた際，国際学友会は「堂々タル帝国艦隊ノ威容ニ接シ日本文化研究上啓発裨益スル所多大」との礼状を海軍省に送っている(147)。アジアの留学生にそうした「威容」を見せることによって日本の威信を高めることが意図されていた。

加えて 1939 年 8 月末から 9 月初めにかけて，アフガン人留学生のみを対象とする北海道旅行が外務省によって実施された。引率者は大日本航空の総務部調査課社員で，見学先は以下のとおりである。

1939（昭和 14）年

8月28日　日本製鉄・室蘭輪西製鉄所
室蘭港石炭積込高架桟橋
29日　王子製紙・苫小牧工場
30日　北海道炭鉱汽船・夕張炭鉱
9月 1日　帝国製麻・札幌製品工場
北海道帝国大学理学部低温実験室
大日本麦酒・札幌麦酒工場
農林省月寒種羊場〔現，札幌市豊平区〕
北海道庁真駒内種畜場〔現，札幌市南区〕
9月 2日　北海製罐倉庫工場（小樽）

外務省の目的はアフガン人留学生に「事変下ニ於ケル我国ノ国力ヲ誇示シ以テ我国ノ実力ニ対シ充分認識且畏敬ノ念ヲ起サシムルヲ主トシ延イテハ日阿両国ノ親善関係ノ助長ニ利シ我国ノ対回教徒政策ノ一班トスルニアリ」，したがって見学要領も「我国工業力ノ盛大科学研究ノ進歩等ニ対スル概念ヲ与ヘシメ」るものとするというものであった(148)。まさに回教政策の一環として行われたのであり，日本の工業力，科学力をアフガン人学生に見せることによって心服させ，日本の側に引きつけるというわけである。

そうした日本の工作，あるいは当時の日本の雰囲気に彼ら留学生はどの程度まで影響を受けたのであろうか。ラジオ放送の座談会でアブドゥッラー・ヤフタリは，私どもはカーブルでフランス語，ドイツ語を12年間学び，仏独の高校生に負けない自信をもっていましたが，日本語に直面して大いに面喰いました。しかし日本語で専門を学び終わらずば「死すとも還らないと固く決心して来ました」と決意を語っている。この表現にスタジオ内で笑い声が起きているが，彼は真面目に話をつづけ，「日本精神竝にその世界観を日本語で深く理解し，日本が明治維新以来続けて来た民族的発展の真の理由とその歴史とを学び，日本の文化教育の現状を研究し深く理解して，それを最善の土産として国へ帰らねばなりません。又それをアフガニスタンへ親しく紹介するのは吾人の重大なる任務の一つであります。このような覚悟をもつて深く広く突き進んで輝く成果を揚げたいと思ひます」と述べている。同席していた市河彦太郎・外務省文化事業部第三課長はそれを聞いて，「アフガニスタンからいらつしやつたジヤンさん〔ヤフタリ〕が，日本精神とか日本の人のもつてゐる世界観とか，さういふ精神的の深いものに触れて非常に立派なことを仰しやつたことなど，大変私共としては嬉しいと思ひます」と喜んだ(149)。外務省から見れば優等生の模範解答であったといえよう。他の出演者が日本は決して理想的な楽園でも世界でもなく，他の諸国と同じく欠点を持っていますといった自由な発言をしているのと比べ，彼の発言はいかにも堅い印象を与える。台本を書いて準備してきたのではないだろうか。

アブドゥッラー・ラヒーミも九州旅行の際，福岡でインタビューに答えて「明治維新以来いく

たの偉人を生んだこの地の雰囲気が好きです，大南州や聖将東郷さんの聖地を訪れ偉人を生んだ山川をしみじみと味ひたい，私は欧州に留学した連中以上に日本に留学したことを喜び，且つ誇に思つてゐる」と話している(150)。また旅行後も鹿児島について「人物の創造に個性を持つてゐるこの地方は，私の九州見学の感想の骨子を作つてゐると云つても誇張ではない」とし，「南州神社へ参拝して明治維新の偉人等の間に輝かしい役割を演じた南州先生の偉業に敬意を表した」と記している(151)。いずれも日本的な価値観に即した言葉である。

2人とも国王と首相の激励を受けて政府が公式に送り出した留学生であるから相応の気負いがあり，公の場では日本との関係，自分の置かれた立場をよく計算した上で余所行きの発言を行っている面があると考えられる。それが両人のコメントの堅さとなって表れている。しかしそうしたセリフは外部から強制されたわけではなく，別のことを話したり書いたりしても構わないわけであるから，まったくの出任せではないであろう。2名ともその度合いは測りかねるが，日本の感化を多少なりとも受け，また受けようとしていたことは否定できないのではないだろうか。先述の放送座談会で来日の理由を問われたアブドゥッラー・ヤフタリは，アフガニスタンの学生たちは日本が明治維新以来，なぜこれほど進歩，成功したかという点に興味と憧れをもっており，自分も日本の最高知識を得て，その文化，教育，精神を紹介しなければならないと思って来日の機会を得たという旨の返答をしている。日本を動かす核となっている日本精神というべきものを知りたいという欲求は，ヤフタリやラヒーミの中に確かに存在したと考えられる。

興味深いのは，日本から帰国したゴラム・ナクシュバンドにアメリカ駐在武官ゴードン・B・エンダース少佐（Gordon Bandy Enders）が2回にわたって聞き取り調査を行っていることである。エンダース少佐が直接話を聞いたのか，人を介してそうしたのかは明らかではないが，その目的はいうまでもなく戦時下の日本の国内状況，民情を探ること，および留学生がどの程度まで洗脳されているかを確認することであった。ナクシュバンドのヒアリングを終えたエンダース少佐は，アフガン人留学生が日本で次のようなプロパガンダを絶えず受けてきたと指摘している（丸カッコ内はエンダース自身が記したもの）(152)。

① イスラーム教は日本人の間で大きく前進し，それは日本人にもっとも人気がある。（留学生たちはこれが真実であるとは確信しないが，日本でイスラーム教徒による多大の進歩があったことは認めている。）

② すべての東洋人にとって西洋の専制と抑圧に抗して団結することが必要不可欠である。

③ 東洋の真の敵はイングランドとロシアである。（註：どうやらアメリカまたはアメリカの「専制」については言及がなかったようである。）

④　日本はアフガニスタンがヨーロッパ列強に対して経済的，政治的自由を維持するため全力で助けるだろう。

日本で暮らす中でアフガン人留学生はこのようなプロパガンダを聞かされていたというのである(153)。そうした宣伝に彼らがどの程度まで影響を受けたかは個人差もあろうが，ゴラム・ナクシュバンドは東京帝大の講義で次のような体験をしたことを話している。ある教授が大東亜共栄圏を示す地図を見せたところ，そこではアフガニスタンが日本の占領地の中に含まれていた。そこでナクシュバンドが質問したところ，その教授は当惑の色を見せたが，何の説明もしなかったという。このような経験をした彼は日本の宣伝にある程度の距離を置いていたと推察される。しかしそのナクシュバンドも７年間日本で暮らすうちに，東京での感覚が身についていたことは確かである。アフガニスタンへの帰路，シベリアで目のあたりにしたひどい食料事情に彼は大きなインパクトを受けた。このとき３名の留学生は国際学友会から持たされた食料を飢えた人々から絶えず盗まれたという。彼らはチタで知事を訪問したが，その知事が巻煙草をつくるため新聞紙をひきちぎるのを見て驚き，逆にロシア側は留学生たちが所持していた工場できれいに巻かれた煙草に驚いた。タシュケントでナクシュバンドは街が大変汚かったと述べたが，エンダース少佐はアフガニスタン自体がそうであるのにこれはおかしな発言だとして首をかしげている。留学生は東京での感覚になじみ，紙巻き煙草はあたり前で，タシュケントがひどく汚れて見えたということである(154)。

以上見てきたように日本は観光旅行などを通じて細やかな働きかけを行い，手厚くもてなすことによって留学生に楽しい思い出を与えた。帰国後のアフガン人学生は，欧米に留学して博士号を授与された者よりも母国の官界で高く評価されず，不利な面があったが(155)，それでも皆相当の地位につき，一人は蔵相・副首相，一人は計画相・最高裁長官まで昇進している。日本が知日派の人物をエリート層の中に送り込んだことは確かであり，その点を考えると留学生工作は所期の目的を十分達成したといえるのではないだろうか(156)。またそれ以前にアフガニスタン政府の実権者の一人であった蔵相兼商務相ミルザ・モハンマド・ヤフタリの息子であるアブドゥッラー・ヤフタリを日本に呼び寄せただけでも大きな成果であったといえよう。留学生の数自体は６名で，ごく少数にとどまったことは否定できないが(157)，日本は他国より遅れてアフガニスタン工作に着手したばかりであり，もし国際環境の変動がなかったならば，そうした活動を継続して，さらに大きな影響力を築いていった可能性があっただろう。

上記のように日本のアフガン人留学生工作は成功したと考えられるが，そこには不足点もあった。それは日本滞在中の彼らに一種の疎外感をもたせたことである。先の第１回目のインタビューでゴラム・ナクシュバンドは，自分は「日本人が好きではないし，日本人嫌いを克服することはできない」と述べている。日本人の彼に対する取り扱いは親切であったが，「絶え間ない監視」に彼は腹を立てていたという。第２回目のインタビューでもナクシュバンドは，彼と仲間のアフ

ガン人留学生たちが，とくにパールハーバー以後，絶え間ない監視下に置かれ，それは今なおうんざりするものだったと語っている。彼は「帝国大学を除いて，自分自身が日本社会の一部であると感じたことは決してなかった」という趣旨のことを詳しく話したという。エンダース少佐は，アフガン人自身が国内で秘密警察からたえず見張られているのにこれはおかしな申し立てであると記しているが，いずれにしてもナクシュバンドが日本社会の中で疎外感を感じていたことは確かなようである。彼は戦後2回来日し，その際に国際学友会の職員と旧交を温め，学友会の寮に寄宿したこともあり(158)，「日本人が好きではない」という言葉を額面通りに受け止めることはできない。また彼は周囲の状況を計算したのであろう，日本の敵国であるアメリカの意向にわざと合わせるような態度も示している(159)。

しかしナクシュバンドの発言には本音も入っている。とくに日米開戦後の監視に対する嫌悪感を2度にわたって語り，帝国大学を除いて自分が日本社会の一部であると感じたことはなかったというのは彼の偽らざる実感であったと考えられる。どれほど日本人が表面的に親切であっても，彼は監視を受けることによって自分が日本社会の異分子であり，決して信用されていないと感じたはずである。実はそうした疎外感は日米開戦前からアブドゥッラー・ヤフタリもくり返し洩らしていた。先のラジオ座談会で彼は「やはり日本は今まで保守的ですから，（〔スタジオ内の〕笑声）なかなかお友達といつても交際はうまく行かないです」とし，それでも今度大学が日本的でなく国際的になって参りましたから，だんだんわかっていくだろうと存じますと述べている(160)。日本は保守的（閉鎖的）なので友達を作りづらいというのである。さらに彼は，自分たちの生活は「いまだ社会から一歩離れた感があり，その国人と朝夕共に起居しその感情に同化する迄は到らないのであります」とも書いている(161)。このようにアフガン人学生の側からすると，日本社会に入り込めない一種の壁を感じており，それがしこり，あるいは不満となっていたようである。

国際学友会は数多くのイベントを行い，職員は留学生の日本体験，交流活動に熱心に取り組み，工夫をこらしたが，留学生だけのグループをどこかに連れて行くというケースが圧倒的に多く，同年配の日本人と親密に交流する場を提供することはきわめて少なかった。それだからこそ国際学友会館の寮生たちは，とくに「日本人学生との友交を衷心喜ぶの風」があったのであろう(162)。それだけに学友会の九州旅行の際，九州帝国大学の武藤智雄教授と5名の日本人学生が最初から最後まで付き添い，留学生と日本人学生が「すつかり打とけて了つて中にはニツクネームを頂戴したのもある程」になったというのは珍しいケースであった(163)。そのように考えると，日本の留学生工作は念入りなもてなしによって基本的に効果をあげていたと考えられるが，反面，彼らをお客様扱いしすぎた面はなかったであろうか。日本社会の壁を感じる彼らは，行事だけでなく，同じ人間として日本人と分け隔てなく付き合える場が欲しかったのではないだろうか。そうした点のフォローが閑却されていたことが日本の工作のネックになっていたのではないかと考えられる。

## 4　謀略活動と枢軸国との関係

最後に影響力拡大工作から歩を進めて，日本の特殊工作（謀略活動）についても言及しておきたい。その場合，焦点となるのは，第一にソ連領中央アジアのテュルク系ムスリムを支援して反逆させる反ソ工作，第二にイタリアに亡命した元国王アマーヌッラーを復位させてアフガニスタン政府を親枢軸国にする政変工作，第三にアフガニスタンと国境を接する英領インド北西部のワズィーリスターンでイギリスの支配に反抗するトライブ（部族）を支援する反英工作である。このうち第一のソ連領トルキスタンはナチス・ドイツのプロパガンダが「共産主義の柔らかな下腹部」と表現したように(164)，ドイツ，イタリア，日本がソ連に南から圧力をかける上で格好の地域であった。またドイツ，イタリアは第二と第三を連動させ，アマーヌッラー政権をつくり，トライブを動かしてイギリスに攻撃をかけるというプランを考えていた。この案が日本のビルマ侵攻と並行して行われるならば，枢軸国によるインド挟撃が可能となるので，日本にとっても有利であると見られた。

第一に中央アジアのイスラーム教徒を用いた反ソ工作について述べる。ここでバスマチ運動について一言しておく必要がある。バスマチ運動はロシア革命期および内戦期に中央アジアで生じた現地住民による反ソビエト武力闘争で，各地で生じた，数十人から数百人の一団による赤軍やソビエト関連施設への襲撃行動などを総称するものである。もともと「バスマチ」とはテュルク諸語で「襲撃者」を意味し，ロシア人が相手方をそのように呼んだわけであるが，その最盛期は1918–24年であり，20年代後半に農業集団化に反発して再燃し，地域によっては30年代半ばまで散発的に続いた。ロシア帝国の保護国であったブハラでは1920年，ボルシェヴィキによって王座を追われたアリム・ハーン（Said Mir Mohammad Alim Khan）がジハードを宣言し，亡命先のアフガニスタンから東ブハラのウズベクのラカイ族の長イブラヒム・ベク（Ibrahim Bek）らに指令を出してバスマチ運動を組織した。また同じくロシア帝国の保護国であったヒヴァ・ハーン国の実権を握っていたトルクメンのヨムト族の長ジュナイド・ハーン（Dzhunaid Khan, アフガニスタンに亡命）も権力の座を追われたのち，ソビエト政権と戦った(165)。ソ連による中央アジア支配は，イスラーム教徒の寄進地を含むすべての土地の国有化を要求し，モスク，コーラン学校，シャーリア法廷の閉鎖，聖職者の逮捕などイスラーム社会を根本的に変えるものであったため，バスマチ運動は地域住民の全面的な支持を得た。しかし，1931年，OGPU（合同国家政治保安部）の師団が投入され，イブラヒム・ベクが逮捕処刑されるとともに，残りの戦闘者たちは亡命し，33年には最終的な敗北となった。以上の過程で多くの人々が北アフガニスタンに脱出した(166)。

宮崎義一少佐がカーブルに公使館付武官として赴任したのは，このバスマチ運動が終息したのちの1936（昭和11）年11月であった。田嶋信雄氏が明らかにしているように，アフガニスタン

政府の告発によれば宮崎少佐は以下の謀略活動を行った。①バザール避難民多数を使用してカーブルを本拠に北部国境各地およびパミールにスパイ網を作り，頻繁に人を往復させた，②ソ連領トルキスタンなど攪乱の目的で人を集め，また旧ブハラ王国独立運動にも手を出すに至った，③デリケートなインド，アフガニスタン国境および北部インドに対して作為した。また宮崎はアマーヌッラー一派の陰謀（その復辟と現王朝の打倒）に関係しているとの嫌疑も受けていたという。しかもアフガニスタン政府によると，宮崎は同国の事情に暗いため，ソ連とイギリスの密偵を採用し，総理直属機関の間諜にも侵入し，大金を与えて重用したため，同武官の指令，計画，各人の任務は細大漏らさず三国に筒抜けとなり，アフガニスタン政府は在東京のタルズィー公使を通じて日本外務省に善処を求めるとともに，北田公使にその証拠を示して抗議を行った。その結果，1937 年 10 月に宮崎は召還され，帰国の途に就くことになる(167)。

ここで田嶋氏の論稿に少し補足しておくと，イギリスの文書によると，宮崎はソ連当局に対してもめ事を起こすとともに，ソ連政府とアフガニスタン政府を反目させるという二重の目的で，ソ連領に対するバスマチ蜂起を企んだという(168)。宮崎による謀略活動の露見や高垣信造による「諜報活動のためのイスラームへの改宗」を知らされたロンドンのインド省では，ある官僚が「幸運なことに日本人はその手法においてかなり粗雑〔crude〕であるように見える」と記している(169)。

さらに注意しておくべきは，この事件が日本・アフガニスタン関係に大きな亀裂をもたらし，モハンマド・ハーシム・ハーン首相が日本を強く警戒する一方で，イギリスに傾斜するようになったことである。首相はイギリス側に，自分は明白な証拠をもってはいないが，日本のエージェントがインドで破壊活動に携わっていると確信しているので，インドを通過する日本人すべてを最高度に厳重に監視した方がよいとの「好意的警告」を行い，イギリスから感謝された(170)。在カーブルのイギリス武官は「日中戦争の将来の不確実性が最近の日本人の破廉恥な行動の証拠とあいまって，アフガニスタン政府は日本の動機をひそかに疑うようになった」と観察している(171)。宮崎の謀略活動は英ソの間でバランスを取り，その圧力を回避することに腐心する同国指導部の怒りをかった。すでに石油利権問題で候補からはずされた日本は，さらに信用を落とし，アフガニスタン政府にとっては使えない駒になりつつあったといえる。

また宮崎少佐の事件については先に紹介したロシアの研究も触れている。それによると，1935 年から 38 年までの間，日本はアフガニスタンを舞台とする対ソ破壊活動について主役の座を占めていた。公使館が開設されて間もない 1935 年，日本はアフガニスタン政府に秘密協定を提案し，バスマチ運動に関連した諜報工作活動に当局が干渉しないという保証を取り付けようとしたが，同政府から拒否された。しかし日本は引きつづきソ連・アフガニスタン国境に諜報ネットワークを構築しようとし，同年 10 月，北田公使と武官のアシカチ〔Asikachi；通訳生の朝倉延寿の誤り〕がバスマチ指導者に直接接触し，協力を得るため北アフガニスタンを旅行した。さらに日本側はハーナーバード付近に集まるウズベク人バスマチを取り込み，同地にエージェントの中継

地点を作っている可能性が高かった。加えて日本はソ連領中央アジアの内部にもスパイ・ネットワークを築く計画を立て，サボタージュ技術を訓練するため，ソ連領からの移民を積極的にリクルートして日本に派遣した。1937 年秋，日本武官アシカチの対ソ破壊活動の証拠を得たソ連大使館はアフガニスタン政府に抗議し，この情報将校とそのほかの諜報者数名が同国から追放された。これによって日本の諜報能力は大幅に制限されたが，日本は活動を継続し，その最大の成功は旧ブハラ・ハーン国の前アミール，アリム・ハーンの協力を得たことであった。1937 年末，日本が交渉を試みたときは乗り気でなかったアリム・ハーンは，結局日本からの要請を受け入れ，38 年に日本から多額の助成金を受け始めた。日本はそれ以外のバスマチ指導者ともコンタクトをとり，たとえばトルクメンのバスマチの中でもっとも影響力があり，大きな武装兵力〔約 1 万人〕を配下に置くキズル・アヤック（Kyzyl Ayak）が日本の命令を実行し始めた。彼らの協力によって日本は短期間でソ連領トルキスタンの状況につき情報を集めることができ，大失敗〔アシカチ武官と北田公使の追放〕の後も，日本はバスマチの対ソ攻撃を組織化する望みを捨てなかったという(172)。

興味深い内容で参考となるが，先と同様に記述のすべてが正しいかどうかについては疑問が残る。国境地帯付近での諜報の試み，旧ブハラ・ハーン国関係者との接触，日本武官の追放については別の資料にも記されているが，それ以外については，管見の及ぶ限りでは他の文献とのクロスチェックができない状況である。そこで現時点ではとりあえず判断を保留するが，少なくとも公使，武官を問わず，日本側が対ソ謀略工作に関心を抱き続けていたことは確かであり，それはすでに述べたように北田公使がソ連領トルキスタンのソ連からの分離を考えていたことからも裏づけられる。

この研究についてそのほかに指摘したいのは，宮崎少佐の追放にあたって，トルコ大使が重要な役割を担っていたことを明らかにしている点である。それによると，1937 年夏，北田公使はトルコ大使のメムドゥフ・シェヴケット・エセンダル（Memduh Şevket Esendal）を対ソ協力に引き込もうとし，アフガニスタンにおける汎テュルク活動に日本の資金を提供することを申し出たが，その厚かましさに怒ったエセンダル大使は提案を拒絶しただけでなく，そのことをソ連大使のボリス・E・スクヴィルスキー（Boris E. Skvirsky）に知らせた。さらにエセンダルとトルコ大使館は日本によるハーナーバード付近のウズベク人バスマチのリクルートやソ連領中央アジアに諜報網を築くという日本の計画についての情報をソ連側に提供した。それらを通じて確信を深めたソ連大使館は日本武官の追放をアフガニスタン政府に要求するに至ったという(173)。

エセンダル大使が日本の策謀に相当の反発を感じていたことは他の文書からも明らかである。たとえば同大使はイギリス側に以下のように警告している。「日本の脅威の問題を私がどれほど痛切に感じているか，あなたに説明するのは難しい。貴政府は私などよりもさらに一層明瞭にそれをしっかりと自覚しなければいけない。」さらにエセンダルは小川亮作書記生が彼を訪問してきたときのことを次のように語る。われわれがまだほとんど腰を降ろしていないのに，彼〔小川〕

はきわめて煩わしい調子で，平均的なインド人とイギリス人の間に流れる感情の実態，すでに存在する悪感情を利用する可能性について，私を詰問し始めた。彼ら〔日本人〕はインドに対してあらゆるずる賢さと陰謀を用いている。またロシア軍を極東から移動させ，トルキスタンの国境にかかずらわせようとして，ロシア国境で事件を起こすことに全力を傾けた。このように述べたエセンダルは，私は日本がレヴァントでアラブ人と一緒に重大な紛争の種をまくため，最近イスタンブールに秘密のセンターをスタートしたと聞いていると洩らした(174)。同様にエセンダルはソ連側にも次のように伝えたという。日本はトルコで中央アジア移民から成るスパイ・ネットワークをつくり，それはダマスカスを基地にしているが，自分はアンカラに報告して決定的な阻止手段を政府にとらせたというのである(175)。このようにして見ると，エセンダルの情報が宮崎武官の追放につながったというのは納得がいき，日本公使館は事実上，トルコ大使館をほとんど敵に回していたことがわかる。しかし小川書記生の大使訪問に見られるように，日本側にはその自覚がなかったのではないか。

日本に召還された宮崎は第 4 師団，第 104 師団，第 18 師団の参謀をそれぞれつとめ，その間に中佐に進級し，さらに教育総監部の課員となったが，1941 年 7 月に北部軍司令部付，教育総監部付，そして停職となり，翌 42 年 7 月に 42 歳で予備役となった(176)。陸軍大学校を卒業したエリート将校が閑職に回されるだけでなく停職になるというのは，よほどの理由があったと推察される。カーブルでの挫折が彼の心理に大きな影響をもたらし，それがひいては経歴に傷をつける何らかの言動につながったのであろうか(177)。

アフガニスタン政府は日本が宮崎の後任を送ることを拒否した。しかし同国の価値をよく知る陸軍はあきらめなかった。3 年後の 1940 年 10 月，参謀本部は陸軍中野学校の第 1 期生，亀山六蔵中尉を「公使館嘱託」に偽装してカーブルに送り込んだ(178)。参謀本部で閑院宮載仁元帥・参謀総長の口から直接，亀山中尉に下された任務は，アフガニスタンならびに周辺諸地域の「軍事，政治，経済その他諸事情の調査」であった(179)。現地に到着した亀山は，公使館業務の手伝いをしながら政府登録の教師と契約してペルシア語の学習をスタートする。公使館では隔日程度で各国の外交使臣や在留外国人を招いたり，招かれたりのパーティーが催され，彼も勝部代理公使の好意でほとんどすべての会に出席し，知人をつくっていった。また公使館の業務終了後，連日街を歩き，赴任後 3 ヶ月を経た 1941 年に入って，ソ連領中央アジアに連絡のあるタジク族商人やインドと常に往復しているインド・アーリア系の下級官吏と知己になった。そこから逐次網を拡大して，定期的に情報を集めるようにするため，街の中にトルコ系ウズベク人の名義で連絡のための部屋を借りた。その後，確実な情報の筋を模索しながら，そのときが来れば，外務省を通じて参謀本部に必要資金を要求するつもりでいたが，確信のもてるものが何も得られないまま 1 年が経過し，1941 年 12 月の日英米開戦となる。亀山が学んだ陸軍中野学校では秘密戦教育の一環として「北は満州蒙古からソ連国境沿いに住むイスラム教徒を連帯団結せしめてイスラム聖戦によるソ連共産主義の防波堤にしようという企画」を教えていたから(180)，亀山もそうしたことを

念頭にタジク人商人に接触し，ソ連領中央アジアの情報を得ようとしたのであろう。一方，ドイツについては，公使館のほか在留ドイツ人の中に情報専門要員がおり，ベルリンの指示で動いていることがわかるようになり，ソ連やインドに対して組織的に働きかけていることは察知できたが，その内容を知るには至らなかったという。

開戦後，亀山を含む日本公使館はソ連よりも英領インドの情報を得ることにウエートを置いた。大本営の要請に応じて日本公使館では勝部代理公使以下，総力をあげてインドにおけるイギリスの動向についての報告を打電するようになった。その際，インドから送られて来る『インド・タイムズ』紙〔*The Times of India* か〕とニューデリーのラジオ放送がインドに対する情勢判断の基礎になった。これに多少の他からの情報を織り交ぜて本省に報告したが，それが大本営で相応の評価を受けていることが帰国後判明した(181)。しかし開戦後，イギリス，ソ連のアフガニスタンに対する圧力強化とアフガニスタン自体の外国公館に対する厳重監視によって，日本側の秘密裡の行動の余地はほとんどなくなった。また亀山自身，1944 年 7 月のサイパン島陥落直後に病気となって帰国することとなり，後任としてやはり陸軍中野学校出身の桜一郎（同校学生の種類でいうと乙Ⅰ長，1 期生の次に入校）が待機していたが，「戦局悪化のため」赴任できなかったという(182)。

以上の亀山の記述を読む限りでは，宮崎少佐の召還後，日本は対ソ工作にほとんど着手できなかったような印象を受ける。しかし先のロシアの研究によると，確かに 1939 年から 41 年春まで日本の活動は日中戦争長期化のあおりを受けて大きく後退した(183)。しかし 1941 年 6 月に独ソ戦が始まってから 43 年春までの間は，ドイツが主役となって対ソ謀略に乗り出し，日本はその従属的なパートナーとしてバスマチ工作に協力したという。ソ連侵攻後，ドイツ公使館，国防軍情報部（アプヴェーア）は日本人の助けを借りて影響力のあるバスマチ指導者との連絡を確立しようとした。41 年 8 月，恐らくドイツ側の要請で勝部代理公使と通訳の斎藤〔積平〕がブハラの前アミール，アリム・ハーンと会見し，対ソ協力について交渉を行った。アリム・ハーンは危険を冒すことを嫌い，具体的な合意はまとまらず，日本はドイツへの協力を説得することに失敗した。しかしドイツと日本は翌 42 年に再びアリム・ハーンを対ソ協力に引き込もうと試みた。それと関連してドイツの支援の下，ウズベク移民のマフムード・ベク（Mahmud-bek）が 42 年春までにアリム・ハーンの復辟を目的とする反ソ組織「ユニオン」（Union）を作り出し，マフムード・ベクがアフガニスタン警察に逮捕されると，同年夏，さらにブハラ・ハーン国再建をめざす「ファール」（Faal）が結成される。側近の圧力を受けたアリム・ハーンはドイツ，日本との協力を決心し，息子のオマール・ハーン（Omar Khan）がファールのメンバーになることを許すとともに，ソ連襲撃に必要な資金を得るためいくつかの宝石を売却した。ファールの首長ムバシール・ハーン・ティラズィ（Mubashir Khan Tirazi）はドイツ，日本と協力してブハラ作戦のための準備を開始する。ドイツはファールに資金と武器の援助を約束し，ポーランドのヴロツワフ近くに破壊活動要員の秘密訓練基地を設営した。このようにブハラ人のグループが準備を進める

一方で，トルクメン人のバスマチ指導者，キズル・アヤックも対ソ攻撃に参加する用意を整えた。アフガニスタンの反ソ組織は1943年春にソ連領への攻撃，ブハラの「解放」を実行することを計画し，ドイツと日本はそのためにバスマチの派閥を仲裁し，その活動を調整しようとした。北アフガニスタンのバスマチの実兵力は1万5,000人とされ，彼らはソ連領内で橋梁，鉄道，通信線，食糧倉庫などの破壊を行う予定であった。しかしアフガニスタン政府，ソ連，イギリスの諜報機関がそれを探知し，43年4月初め，アフガニスタン当局はムバシール・ハーン・ティラズィとメンバー約100名を逮捕し，さらに英ソの抗議を受けて5月から6月に中央アジア移民の一斉検挙を行ったため，ファールの活動は事実上停止し，北アフガニスタンにおけるドイツと日本の諜報活動は無力化されることになったという(184)。

ここで見るように日本公使館はドイツ公使館，アプヴェーアに協力してバスマチ指導者との連絡，アリム・ハーンへの接触，バスマチの派閥間の調整を行い，ブハラ作戦の準備を支援したとされる。1937年5月に大島浩駐独武官とヴィルヘルム・F・カナーリス（Wilhelm Franz Canaris）アプヴェーア部長との間で調印された「対ソ謀略に関する日独付属協定(185)」は，このようにアフガニスタンにおいてはドイツ主導のブハラ作戦の援助という形で実行されたわけである。ちなみに1942年3月，ベルリンの横浜正金銀行の指示によりチューリッヒの銀行からアフガン国立銀行の日本公使館・勝部の口座に9万4,768スイス・フランが振り込まれている(186)。対ソ謀略工作のため大島駐独大使がカーブルの日本公使館に機密費を回していた可能性はないだろうか。

なお先述の反ソ組織「ユニオン」を作ったマフムード・ベクは，ドイツから北アフガニスタンでの拠点確保，ソ連領内でのスパイ網構築を指令されていたが，ソ連諜報機関（NKVD）にリクルートされ，1942年初めの時点でソ連は北アフガニスタンにおけるアプヴェーアと反ソ移民組織の活動を監視下に置いた(187)。マフムード・ベクはドイツだけでなく，トルコ，日本のエージェントでもあり，日本公使館員が彼の自宅を訪ねて話をしていることも判明しているが(188)，これで四重スパイになったことになる。彼を通じてドイツだけでなく日本の工作情報もソ連側に流れていたと考えるのが自然であろう。

ここでふたたび亀山中尉の話に戻ると，亀山が1941年6月の独ソ開戦以後，上記の活動にまったく噛んでいなかったとは考え難い。ただしそれ以前の亀山はその回想どおり，カーブル赴任後しばらくの間は「確実な情報の筋を模索」して本格的な工作始動のときを待ったと考えられる。出発前に参謀本部で前任者の失敗について説明を受けていただけに，その行動は慎重であった(189)。後年，亀山は当時を振り返り，以下のような結論を下している。先任者の地盤のない国でまとまった成果をあげるには，やはり相当の時間が必要であった。当時の日本全部がこの地域に関する基本的な知識をもたずに，すべて自己流に解釈して動いていたとさえ感じられる。「大きな果実は良くその土壌を知り十分な肥料を施こさねば得られないことをつくづく感じさせられた」という(190)。アフガニスタンのような新天地で日本が諜報工作活動を行うにはそれに見合っ

た下準備が必要であり，性急な活動は避け，長期的視野に立って初歩の基本情報から地道に集めていくことに専念すべきであったのだろう(191)。

第二にアマーヌッラー復位工作について述べる。これに日本が深く関わったことを証明する記録は，管見の及ぶ限りでは見出せない。ただし日本がアマーヌッラー自身に関心をもっていたことは間違いない。それは 1938 年 1 月から 2 月にかけて，東京の外務省，ベルン，カーブルの日本公使館の間でやり取りされた次のような電報を見れば明らかとなる(192)。

A．1938 年 1 月 17 日　在ベルン日本公使〔天羽英二〕より東京の外務省宛

ガーレブ・アフガニ〔Ghaleb Afghani〕という名のアマーヌッラーの代理人が 10 月以来，何度も私に会見を試みてきた。アマーヌッラーはローマのイタリア当局の「保護」にうんざりし，アフガニに会いに来たのだという。アフガニは日本が汎アジア運動の指導者であり，その活動がアマーヌッラーにさえも相当の刺激を与えてきたと述べた。もしイギリスが中国をだしに使って現在の戦争に干渉するならば，イギリスの支配下にあるイスラームの民衆すべてがイギリスに対して団結するだろうという。アフガニはアマーヌッラーと会見するよう私に強く勧め，彼のグループは新疆と連絡を取っており，日本が望めば新疆にエージェントを送り，情報を集めることができるとも提案した。私はそうした情報を得るためアマーヌッラーのグループを利用するのは良いアイデアだろうと考える。もし本省がそうすることを望むならば，知らせてほしい。アフガニはアマーヌッラーの甥がカシュガルにいると述べている。

B．1 月 25 日　東京よりカーブル宛，以下の項目につき意見を要請

⑴　アマーヌッラーの日本利用と彼の既存の諜報活動との関係

⑵　アフガニスタンにおけるアマーヌッラーとガーレブの政治的立場，および彼らを利用することによって生じる影響

⑶　ベルンの日本公使が彼らを独占的に利用することは可能かどうか

C．1 月 31 日　カーブルより東京宛返答

⑴　関係はない。カシュガルにアマーヌッラーの甥はいない。彼らの諜報ネットワークはメッカに基礎を置いている。

⑵　現政権にとり不倶戴天の敵で，現在は影響力をもたない。もし日本とアマーヌッラーの交渉がアフガニスタン側にわかれば，あるいは新疆で騒動が持ち上がれば，日本にとって好ましくない反応が引き起こされるだろう。

⑶　注意を払うならば，彼らを利用することに異論はない。

D．2月5日　東京よりベルン，カーブル宛

検討の末，この計画は停めることに決定した。

E．2月6日　カーブルよりベルン，東京宛

電報Aの参考として，マフムード・シジャン〔通称 Mahmud Shizhang，本名 Mahmud Muhiti〕らがメッカに集まる予定で，その地からの報告は非常に役に立つだろう。

F．2月8日　東京よりベルン宛

イスラーム，およびイスラームと英ソの関係について情報を入手するため，メッカをセンターとして用いる再計画を，アマーヌッラーともう一度交渉せよ。具体的な提案と経費を提示せよ。

G．2月10日　ベルンよりカーブル宛

これまでの一連の電報で言及されているマフムード・シジャンとアフガニについてわかっていることを電信で知らせてほしい。

H．2月27日　カーブルよりベルン宛

アフガニが何者かはわからないが，トルコ人かエジプト人かもしれない。マフムード・シジャンはカシュガルで数年間イスラーム教徒軍を指揮して激戦を行い，昨年インドに脱出した。

以上の交信に見られるように，日本外務省は一時的にアマーヌッラーの利用を検討したが，それがアフガニスタン政府に露見すればトラブルになることを考慮に含め，一旦それを取りやめた。しかしアマーヌッラーとその支持者を利用してメッカを諜報センターとし，イスラーム圏と英ソの情報を入手しようと考えなおした。つまり日本にとってアマーヌッラーはあくまで中東に情報拠点を築くための一手段であった。しかし日本がアマーヌッラーに食指を動かすだけでアフガニスタン政府は危険を感じるであろう。そのためイギリス外務省のある高官はカーブルのフレイザー＝タイトラー公使に日本の意図を伝え，将来アフガニスタンで日本の影響力がイギリスに有害なまでに増大したとき，この情報をアフガニスタン側にほのめかすと効果があるかもしれないとアドバイスしている(193)。

翌1939年9月，第二次世界大戦がはじまった直後，ドイツでは外務省とアプヴェーアの共同でアマーヌッラー復辟計画がひそかに立てられた。それはクーデタによって親英的とされたアフガニスタン政府を崩壊させることと表裏一体であり，ソ連の全面的な協力が必要であった。しかしナチ党外交政策局長のアルフレート・E・ローゼンベルク（Alfred Ernst Rosenberg）が39年12月末までにヒトラーを説き伏せ，計画は取りやめになった(194)。ドイツの中止によってアマー

ヌッラーの復活は現実にはほとんど見込みがなくなったが，アマーヌッラーを保護するイタリアにとって，彼は「機会があれば便利に切れるトランプのカード[195]」であり続けた。また 1942 年にドイツでアマーヌッラー復位を求める議論が一時的に復活した際，ベルリン駐在の日本武官はアマーヌッラーのアフガニスタン帰還を支持する派閥があるのか，その影響力はどのようなものかという点に関心をもち，その見通しを探っていた[196]。しかし 43 年 2 月にスターリングラード，8 月にクルスクでドイツ軍が敗れ，9 月にイタリアが休戦協定に調印すると，その可能性は完全に絶たれたといってよい。

第三に英領インド北西部ワズィーリスターンのトライブを支援する反英工作である。同地域ではインド政庁に対する武装蜂起がたびたび生じてきたが，1936 年からイピのファキール（Faqir of Ipi）ことミルザ・アリ・ハーン（Mirza Ali Khan）を指導者とするワズィーリスターン暴動がはじまる。インド軍は 1937 年までに武装勢力を実質的に打ち負かしたが，以後もゲリラ戦が続き，インド政庁側の死傷率は同地域の人口比からいって，イギリス帝国史上ほとんど前例のないほど高いものとなった[197]。インド軍は 1936 年から 37 年のワズィーリスターン作戦で反乱を押さえるために 6 万 1,000 名もの兵力を必要とし，第二次大戦勃発時には北西辺境州に平時兵力の 38 パーセントを貼りつけている状況であった。蜂起の中心人物であるイピのファキールを捕まえるために，ある時点で 4 万人近い兵力が配置されたが，ファキールは常に無事であった[198]。

このようにイギリスがトライブの反乱に手を焼いている状況は当然，枢軸国のドイツ，イタリア，日本にとって有利であり，それらが協同してイピのファキールを支援し，イギリスに揺さぶりをかけることが予想された。この工作に積極的であったのはイタリア，ドイツである。イタリア公使クアローニは大戦直前からドイツのハンス・ピルガー公使（Hans Carl Adolph Pilger）に，アマーヌッラーの利用とトライブ支援を視野に枢軸国の協力を呼びかけた。しかしその具体的方策については述べず，1939 年から 41 年の間にイタリアはファキールに資金と武器，無線送受信機を援助した。戦時中ファキールとの会見に成功した唯一のヨーロッパ人はエンリコ・アンジロッティ書記官（Enrico Anzilotti）であった。他方，ドイツもファキールと関係をつけるため，アプヴェーア第 II 局（謀略・破壊工作担当）が「虎作戦」（Operation Tiger）を計画し，アマーヌッラーとコンタクトをとるためローマに将校を派遣するとともに，カーブルでアプヴェーアのブランデンブルク隊（破壊工作・特殊作戦担当）のディートリヒ・F・ヴイッツエル中尉（Dietrich F. Witzel）が準備を進め，41 年 7 月，ファキールに武器と資金を運ぼうとしたが，アフガニスタンのパトロール隊と銃撃戦となり，ドイツ人エージェント 1 名が死亡，1 名が負傷し，計画は失敗に終わった[199]。

以上のようにイタリア，ドイツはトライブ支援工作をそれぞれ実施したが，日本はどうであったのだろうか。管見の及ぶ限りでは，日本がこれに深く関わったことを証明する記録は見出せない。先行研究も，カーブルの日本公使館は英領インドに対する諜報とサボタージュを行おうとしたが，日本の諜報機関は主にビルマで活動していたため，アフガニスタンでのそれはドイツほど

大きな規模にはならなかったとしている[200]。

以上，アフガニスタンをめぐる３つの謀略工作として，①ソ連領中央アジアを標的にしたバスマチ支援工作，②アマーヌッラー復位工作，③ワズィーリスターンの部族反乱支援工作について述べたが，このうち日本が主にかかわっていたのは①であった。そこでは日本がドイツ主導の作戦を支援するという形をとったが，それも含めて，第二次大戦中の日本公使館はどの程度の深さまで枢軸国のドイツ，イタリア公使館と協力していたのであろうか。最後にこの点を見ておきたい。

カーブルでは毎週，枢軸国の公使たちが集まってミーティングを行った[201]。また勝部代理公使は 1941 年末から 42 年にかけて，ピルガー独公使，クアローニ伊公使と次のような交流をもったことが判明している[202]。

1941 年

| | |
|---|---|
| 12 月 20 日 | 勝部とクアローニが朝 2 時間，ドイツ公使館を訪問。 |
| 12 月 22 日 | 勝部が晩，ドイツ公使館を訪問。 |

1942 年

| | |
|---|---|
| 1 月　5 日 | 勝部とクアローニがイタリア公使館で晩餐。 |
| 3 月　8 日 | 勝部がクアローニを訪問し，〔イギリス軍捕虜収容所で病死した〕アオスタ公爵〔Prince Amedeo, Duke of Aosta〕に追悼の意を表した。 |
| 6 月半ば | 勝部が枢軸国の小パーティーを開く。ピルガー，クアローニのパーティーにも出席する。 |
| 7 月 | 勝部はピルガー，クアローニと異なり，プロパガンダを活発化。 |
| 7 月半ば | 勝部，ピルガーとクアローニとともにアフガニスタン政府に対して，近東または中東における三国の合流を見越して，枢軸国への支持を表明すべきであると陳情。 |
| 8 月中旬 | この時期から勝部の公使館はさらに厳しい監視下に置かれている。 |
| 11 月 | 勝部はピルガー，クアローニとともに，ザ・ホテルをアフガニスタン当局者と彼ら自身の間で情報を回す本部にするつもりであることが報告されている。 |

上記のように勝部代理公使はドイツ，イタリア公使との接触をくり返していた。こうした交流の中である程度の情報交換が行われたことはいうまでもないであろう。たとえば日本はインドにおける連合軍兵力の最新見積りをイタリア側に渡している[203]。しかしその一方で，逆に日本と二国の相互不信をうかがわせるような記録がいくつも存在する。既存研究によると，日本公使はドイツ公使館が構築したエージェントの人脈を教えてもらえず，ドイツのエージェントがアフガニスタンで取った方法も秘密にされていたという。ドイツがそうしたある種の対抗意識を示した

のは日本だけでなく，イタリアに対しても同様で，1942 年 11 月にイタリア外務省の使節がアフガニスタン問題について議論するためベルリンを訪れた際，ドイツ外務省は秘密活動（自国公使館とイピのファキールの関係，国境地帯への兵力派遣，北インドでのサボタージュ開始など）をイタリア側に知らせないよう心がけた。結局，ドイツにはドイツの意図があったということであり，日独伊三ヶ国はともに進まず，「競争者」として活動したとその研究は指摘する(204)。

日本とイタリアの関係についていえば，1941 年 10 月，アフガニスタン政府によってドイツ，イタリア居留民が国外退去を命じられたとき，クアローニ公使はドイツ政府が〔公使館の閉鎖も想定して〕日本側にアフガニスタンでの秘密活動を受け継ぐよう依頼したらしいと推測した。しかしクアローニは「こうした秘密活動をコントロールしているのはわれわれである。当地の日本代理公使の職掌上，それは最も危険な取り決めである」と反発を感じ，ローマにその旨を報告した(205)。彼は秘密活動の主導権をとるのはあくまでイタリアであって，日本公使館ではないと考えていた。

また次のような例もある。1942 年 3 月，東郷茂徳外相から大島浩駐独大使に「阿富汗ヲシテ対印反英工作ノ援助ヲ為サシムル」提案があった。これを見ると，外務省にはドイツと協力してアフガニスタンを後押しし，インドにおける反英闘争を支援させる構想があったことがわかる。それを大島がドイツ外務省政務局に伝えたところ，ドイツ側はそうしたことを行なえば「英国ニ依ル阿富汗ノ占領ヲ誘致」するとして反対した。ここで見るように，工作を考えた日本はドイツに一蹴され，両者の足並みはそろっていなかった(206)。

休戦協定調印後，アメリカ公使館付武官から尋問を受けたクアローニは，彼とドイツのピルガー公使がイピのファキールに対インド謀略の一環として 100 万アフガニー（7 万 6,500 ドル）未満とルイス軽機関銃一挺，弾薬数千を送ったことを明かしたが，枢軸国の諜報と破壊活動において「日本人は，見たところ，ずっと非協力的なままで，ドイツ側に援助を与えなかった」と証言している(207)。以上あげたケースは対英領インド工作の場合であるが，対ソ連については，ドイツ公使館はロシアに勝利を収めるために不可欠な情報すべてを日本公使館に回さないようにしていた。それが日本からロシアに伝わることをドイツ側は警戒していたのである(208)。

要するに日本，ドイツ，イタリアは諜報・謀略活動において決して一枚岩ではなく，それぞれの思惑で別個に動いていた面が少なくなかった。バスマチ運動再組織にあたって日本がドイツを援助したことは確かであろう。しかしドイツには独ソ戦の勝利という独自の目標があり，日本の支援がどこまで密で深いものになったかという点については疑問が残る。アフガニスタンにおいて日独両国は対ソ謀略上，協力はしたが，その提携は必ずしも緊密なものではなかったとはいえないだろうか。

## おわりに

本稿は 1934（昭和 9）年から 45 年にかけての時期を中心に，アフガニスタンをめぐる日本の諜報工作活動を検証した。結論として以下を指摘することができる。

第一に，日本は 1922（大正 11）年終わりごろからアフガニスタンの呼びかけに関心を示すようになり，1930（昭和 5）年の国交樹立に向かっていった。とくに陸軍は谷寿夫中佐に代表されるように当初から積極的な動きを見せた。34 年の公使館開設にあたって外務省は，アフガニスタンとの親善関係が経済と外交戦略の両面でメリットをもたらし，とくに英ソを牽制することにつながると考えており，初代公使となった北田正元はこの点を理解した上で諜報工作活動に着手する。

第二に，日本公使館は 5 名前後のわずかなメンバーでさまざまな情報を幅広く入手した。公開情報（新聞やラジオなど），現地調査，政府指導層と他国外交官からのヒアリング，エージェントの使用によって，ソ連・アフガニスタン国境地帯の動向，ソ連領内の状況，共産主義宣伝の動き，あるいは戦時中の英領インドの軍事状況の一端などを明らかにしていた。また 1936 年の日独防共協定締結，37 年の日中戦争勃発を経てアフガニスタン政府が日本に距離を置くようになり，43 年には枢軸国の劣勢から親英米の傾向に傾いている点をつかみ，その情勢判断は大筋においては必ずしも間違っていなかった。しかし防諜面が脆弱であり，郵便，通信を傍受されるだけでなくスパイの浸透を許し，公使館員の行動は英米両国，アフガニスタン当局，あるいはソ連によって捕捉されていた。

第三に，日本公使館は影響力拡大工作の一環として石油利権の獲得をめざした。北田公使は首相，外相，商務相に積極的に働きかけ，一時は日本の優先権を約束された。しかし指導部の微妙な心境の変化を察知できず，利権をアメリカに回される結果となった。それは日本の諜報が同国政府の深部まで達していなかったことを示していた。他方，北田公使と外務省は 6 名の学生の日本留学をアレンジし，商務相の息子を日本に招くことに成功した。来日したアフガン人留学生は外務省，文部省をはじめとする日本側の配慮により，多くの見学や観光を体験し，各大学で学士号を取得した上，帰国後，蔵相・副首相，計画相・最高裁長官をはじめとする要職につき，日本の工作は成果をあげた。ただし彼らの滞日中，ある種の疎外感をもたせたことがネックとなった。

第四に特殊工作（謀略工作）については，1937 年に武官の宮崎義一少佐が反ソ，反英工作に失敗して召還されたのち，40 年に亀山六蔵中尉が公使館員に偽装してカーブルに入り，諜報活動に着手した。41 年 6 月の独ソ戦勃発後，ドイツがソ連領中央アジアに対するバスマチ運動再組織の工作を行った際，日本公使館はブハラの前首長アリム・ハーンに接触するなどドイツに協力した。また外務省は元国王のアマーヌッラーを利用すること，アフガニスタンを通じてインドで反英工作を行うことに関心をもっていたが，管見の及ぶ限りでは，具体的な破壊活動を行った

ことを示す記録を見出すことができない。日本公使館はドイツ，イタリア公使館と交流したものの，三者の思惑は必ずしも一致せず，ドイツは重要情報が日本からソ連に流れることを警戒した。英領インドをめぐってドイツ，イタリアは秘密活動の主導権を他国に渡すまいと考え，日本は諜報と破壊活動に「非協力的なまま」であった。つまり枢軸国間の提携は緊密なものとはいえなかった。

以上を通じていえることは，日本公使館は処女地で，しかも少数の人員でありながら，多くの情報を集め，それを活用したということ，それとともにアフガニスタンでの諜報工作はどうしてもハードルが高かったということである。同国での経験が豊富なイギリス，ソ連だけでなく，アフガニスタン自体とトルコの情報活動も強敵であった。しかも日本人の中でスパイ技術をプロフェッショナルとして訓練された者は亀山しかおらず，どうしても脇の甘さを見せることが少なくなかった。この点は公使館の最後の段階でも表れているように思われる。

1945（昭和 20）年 8 月 14 日，日本がポツダム宣言を受諾すると，27 日，アメリカ代理公使，イギリス代理公使，中国書記官，ソ連大使，フランス公使がアフガニスタン外務省を通じて七田基玄公使をアメリカ公使館に呼び出した。七田はそこで日本公使館の公文書，公金を含むすべての設備を密封状態にすることを嫌々ながら誓約させられる。その上で一行は七田をともなって日本公使館に向かい，当惑する公使館員立ち合いの下，内部の施設をすべて検分したあとで封鎖したが，重要な文書はすべて破棄されていることがわかった。七田公使は「数ヶ月前」にその処分を行ったことを認めた(209)。

翌 46 年 1 月，七田公使以下の館員とその家族は帰国のためカーブルを出発し，英領インドのペシャーワルでディーンズ・ホテルに宿泊した。井上英二の回想によると，ホテルに到着した夜，七田公使は館員を前に，明日から尋問がはじまるだろうが，尋問に対しては一切知らぬ存ぜぬで応対し，万事は公使に尋ねてもらいたいと答えなさい，責任は自分がとると訓示した。翌日からの取り調べは非常に厳しいものであったという(210)。尋問を担当したのはインド諜報局（IB: Intelligence Bureau）と戦争省情報部（DMI: Directorate of Military Intelligence）の将校，日本語通訳（英軍士官）である。イギリス側の主なねらいは，日本公使館がどの程度まで諜報活動に従事していたか，およびその手法，仲介者（エージェント），成果をさぐることであった。取り調べを受けたのは，七田公使，渡部信濃太郎（書記官），井上英二，斎藤積平，河崎珪一，キタヤマ・コウ（料理人）の男性 6 名であった(211)。

七田公使は，東京との電信については強度の暗号（cipher）を用いたが，1945 年初頭にアフガニスタン政府が公使館の退去を要求することを恐れてそれを破棄した。それ以降は記憶から組み立てられる低度の暗号（code）でメッセージを送ったため，重要な内容を伝えることができなくなったと話した。またインド情報の収集やエージェントの使用，イピのファキールとの接触を否定し，自分が本国政府から指示された唯一の義務は，アフガニスタン政府が連合国の側に立って参戦することを防ぐこと，日本とアフガニスタンの関係を悪化させるような活動を避けること

であったと主張した。イギリス側がエージェントの容疑者名をあげると，そうした名前は聞いたことがないとし，被疑者とされた公使館通訳のアブドゥル・ハミッド・ハーンは無実であって，彼が政府官僚やバザールのゴシップから得た情報は役に立つものではなく，情報提供で彼に金を支払ったこともないとしてかばった。またドイツ公使館のメンバーからどのような情報も得たことがなく，彼らがその活動について公使に秘密を打ち明けることもなかったと述べた。

日本側は総じて「礼儀正しいが，非協力的」であり，そのほかのスタッフも，たとえば渡部信濃太郎は公使の不在〔モスクワ出張〕中，どのような電信を日本に送ったか覚えていないとし，斎藤積平は公使から情報収集のためにもらった金を自分で使い込んでしまったと恥じ入ってみせ，河崎珪一は電信を担当していたのに，「ひどく物覚えが悪く」，送信した重要内容を思い出すことができない有様であった。またエージェント容疑者の名前を示されても，皆，聞いたことがないと答えている。しかしその一方で足並みが乱れているところもあった。七田がインド情報の収集はしていないと述べたにもかかわらず，スタッフは自分たちの重要義務は情報を集めることであり，公使がそれを指示したことを明白に証言した。井上英二はアブドゥル・ハミッド・ハーンから重要な情報を一つ手に入れたことを話し，公使がその報酬を同人に支払ったことを明かした。またバザールの小売店主がインドとの貿易を通じて得た情報をよく入手し，その見返りとして商品の購入代金以上を支払っていたとも語った。河崎珪一は低度の暗号を図に書いて相手方に説明している。

つまり彼らの間で事前に十分な意思統一がなされていなかったことがうかがえる。そうした中で相手の追及をかわし切れず，この程度であれば大丈夫であろうと考え，洩らしてしまったのだろう。イギリスの情報将校は各自の発言を照らし合わせて，その矛盾や公使の主張のうち虚偽の部分を十分見抜いたはずである。それ以前にイギリス側は，暗号解読や諜報で得ていたものを上回る新たな重要情報はほとんど手に入れることができなかったのではないだろうか。いずれにしても日本公使館は最後の段階まで情報戦に不慣れな側面を見せていたように思われる。

11 年間にわたるアフガニスタンでの体験を通じて日本が得た教訓は，すでに引用した亀山の次の言葉に尽きていた。──「大きな果実は良くその土壌を知り十分な肥料を施こさねば得られない」。

**《注》**

（1）「日本国『アフガニスタン』国間修好条約」，1936 年 6 月，外務省条約局編『条約彙纂』第 1 巻改訂版（日本国及各国間諸条約），JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B13090783400（外務省外交史料館）。なお日本とアフガニスタンの関係史については，基本書として前田耕作監修，関根正男編『日本・アフガニスタン関係全史』（明石書店，2006 年）がある。明治初期から 2006 年まで年代順に記述し，詳細な年表，巻末付録と合わせてきわめて有用である。両国関係史研究の出発点となる貴重な労作である。

（2） 1934 年 11 月 7 日付，北田正元公使より広田弘毅外相宛，JACAR: B14090239700 在外帝国公館関

係雑件（在満，支公館ヲ除ク）／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

（3） 臼杵陽「戦時期日本・アフガニスタン関係の一考察 ── 外交と回教研究の間で ──」『日本女子大学紀要 文学部』第 57 号，2008 年 3 月。尾崎三雄については，鈴木均編『尾崎三雄アフガニスタン資料集 ── 現地調査の記録 1935–1938 年 ──』（アジア経済研究所，2006 年）も参照のこと。

（4） 田嶋信雄「アフガニスタン駐在日本陸軍武官追放事件 1937 年」『成城法学』第 85 号，2017 年 3 月。同じく満洲航空，ルフトハンザの中央アジアルートをめぐる接近，ならびに関東軍，北田公使らのアフガニスタンの戦略的重要性の認識，宮崎武官の諜報・謀略工作とその追放などを考察した田嶋氏の「戦間期日本の『西進』政策と日独防共協定 ── ユーラシア諜報・謀略協力の展開と挫折 ──」田嶋信雄，工藤章編『ドイツと東アジア ── 1890–1945 ──』（東京大学出版会，2017 年 2 月）所収，田嶋『日本陸軍の対ソ謀略 ── 日独防共協定とユーラシア政策 ──』（吉川弘文館，2017 年 3 月）も合わせて参照のこと。

（5） 関岡英之『帝国陸軍 知られざる地政学戦略 ── 見果てぬ「防共回廊」──』（祥伝社新書，2019 年）の第 3 章「機密公電が明かす地政学戦略 ── ウイグル」。旧版『帝国陸軍 見果てぬ「防共回廊」── 機密公電が明かす，戦前日本のユーラシア戦略 ──』（祥伝社，2010 年）を改稿，加筆したものである。

（6） ヴィレム・フォーヘルサング著，前田耕作，山内和也監訳『アフガニスタンの歴史と文化』（明石書店，2005 年），20 頁を参照した。原書は Willem Vogelsang, *The Afghans* (Oxford: Blackwell Publishers, 2002).

（7） Milan Hauner, “The Soviet Threat to Afghanistan and India 1938–1940,” *Modern Asian Studies* 15, no. 2 (April 1981): 287.

（8） Report submitted by Dr. Maynard Owen Williams on his Visit to Afghanistan and India, 9 April 1942, NARA (The National Archives at College Park, Maryland, USA) RG165 (Records of the War Department General and Special Staffs, Office of the Director of Intelligence, G–2 Regional File 1922–1944), entry 77, box 2, folder 3600.

（9） Report entitled *Security Situation in Afghanistan* from G2, USAFIME [U. S. Army Forces in the Middle East], 5 July 1943, report no. 264, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5940.

（10） Millan Hauner, “The Soviet Geostrategic Dilemma,” in *Afghanistan and the Soviet Union: Collision and Transformation,* eds., Milan Hauner and Robert L. Canfield (Boulder: Westview Press, 1989), 166.

（11） ピーター・ホップカーク著，京谷公雄訳『東方に火をつけろ ── レーニンの野望と大英帝国 ──』（NTT 出版，1995 年）を参照のこと。原書は，Peter Hopkirk, *Setting the East Ablaze: Lenin’s Dream of an Empire in Asia* (London: John Murray, 1984).

（12） Ludwig W. Adamec, *Afghanistan’s Foreign Affairs to the Mid-Twentieth Century: Relations with the USSR, Germany, and Britain* (Tucson, Arizona: University of Arizona Press, 1974), 75, 261.

（13） Ibid., 106, 201–2; 前田耕作，山根聡共著『アフガニスタン史』（河出書房新社，2002 年），97 頁，フォーヘルサング『アフガニスタンの歴史と文化』431 頁。マーティン・ユアンズ著，金子民雄監修，柳沢圭子，海輪由香子，長尾絵衣子，家本清美訳『アフガニスタンの歴史 ── 旧石器時代から現在まで ──』（明石書店，2002 年），161 頁。原書は Martin Ewans, *Afghanistan: A New History* (Richmond, Surry: Curzon Press, 2001).

（14） Adamec, *Afghanistan’s Foreign Affairs,* 203, 205; フォーヘルサング『アフガニスタンの歴史と文化』439 頁，前田，山根『アフガニスタン史』105 頁。

（15） Milan Hauner, *India in Axis Strategy: Germany, Japan, and Indian Nationalists in the Second World War* (Stuttgart, Germany: Klett-Cotta, 1981), 77–79.

（16） ユアンズ『アフガニスタンの歴史』180–81 頁。

(17) 1941 年 12 月，小川亮作『アフガニスタンの概観』外務省欧亜局第三課，372–73 頁，JACAR: B10070111800 アフガニスタンの概観／1941 年／分割 2（外務省外交史料館）。小川は 1910（明治 43）年新潟県に生まれ，中学卒業後，日露協会学校（後のハルビン学院）でロシア語を学んだ。32 年に外務省留学生試験に合格したが，第一希望のロシア語ではなく，第二希望のペルシア語留学生に採用された。テヘラン留学中は白系ロシア人の家庭に下宿し，ペルシア語とともにロシア語も学んでいる。37 年頃カーブルの日本公使館に赴任したが，その志向と経歴からいって対ソ情報が専門の一つであったと考えられる（関根編『日本・アフガニスタン関係全史』176–81 頁，井上正幸編『わが回想のイラン 井上英二遺稿集』非売品，1986 年，18–19 頁）。なお小川は 1941 年 11 月頃に帰国している（『アフガニスタン協会々報』第 1 号，1942 年 6 月，77 頁）。

(18) 1933 年 9 月，外務省欧米局「各国政情調査第八類 東方諸国」の第 2 章「阿富汗国」第 3 節「対外関係」，JACAR: B10070037200（外務省外交史料館）。

(19) 1922 年 6 月 3 日付，内田康哉外相より在カルカッタ今井忍郎総領事宛，JACAR: B06150026500（外務省外交史料館）。

(20) 1922 年 12 月調，欧米局第一課「阿富汗尼斯坦トノ修好問題」，JACAR: B06150026500（外務省外交史料館）。

(21) 大川周明「復興亜細亜の諸問題」（1922 年 6 月）『大川周明全集』第 2 巻（大川周明全集刊行会発行，岩崎書店発売，1962 年）所収，209, 203 頁。

(22) 注(18)に同じ。

(23) Lieutenant Colonel Hisao Tani, Japanese Resident Officer, Simla to the Chief of the General Staff, India, 25 July 1922; Denys Bray, the Secretary to the Government of India in the Foreign and Political Department to the Chief Commissioner and Agent to the Governor General, North-West Frontier Province, the Resident in Waziristan, the Resident in Kashmir and British Minister, Kabul, 12 August 1922, no. 927–F, IOR（India Office Records, The British Library, UK）L/PS/11/219 P3680/1922.

(24) 1925 年 5 月 15 日 於貴族院議長官舎，谷寿夫講演『印度政情及「アフガニスタン」ノ近況』（貴族院定例午餐会講演集第六），40, 43 頁。

(25) 1923 年 6 月，谷寿夫中佐より上原勇作参謀総長宛「極秘報告 意見具申」，JACAR: B06150026600 日阿修好条約締結一件／分割 2（外務省外交史料館）。谷中佐から外務省欧米局に内示されたものである。

(26) Extract from Annual Report on Afghanistan for 1933, IOR L/PS/12/1661 PZ 3770/1934.

(27) 陸軍省軍事課「『アフガニスタン』国陸軍へ兵器寄贈ノ件」，1934 年 1 月 30 日付，陸軍省より駐日「ア」国公使館宛通牒案，1934 年 1 月 26 日付，寄贈兵器目録，JACAR: C01002253600 大日記乙輯昭和 12 年（防衛省防衛研究所）。ちなみに同じ 34 年 1 月，田中逸平を団長とする大阪毎日新聞社の近東中亜調査団がカーブルを訪れたが，団員の山本太郎は同地に留まった（関根編『日本・アフガニスタン関係全史』140 頁）。山本は現地のハビビア・スクールでペルシア語，ペルシア文学を学びつつ，イスラーム教を奉じることを宣言し，反英的発言とアジア主義の主張をくりかえしたのち，エジプトに向けて出発し（12 月），その後，巡礼と称してジェッダに向かった（35 年 3 月）。Translation of an extent from the “Islah” No. 38 dated the 20th September 1934, IOR L/PS/12/1661 PZ 6587/1934; Richard Roy Maconachie, Kabul to Secretary of State for Foreign Affairs, India Office, 4 December 1934, IOR L/PS/12/1661 PZ 7423/1934; Sir Miles Wedderburn Lampson, High Commissioner, Cairo to Sir John Simon, 5 April 1935, no. 354, TNA（The National Archives, Kew, Surrey, UK）FO141/639/11. この山本は軍と関係があったとの推測があり（小村不二男『日本イスラーム史』日本イスラーム友好連盟，1988 年，459 頁），もしそうであれば陸軍のアフガニスタン，中東浸透工作の一端を担っていたことになる。

(28) アレクセイ・A・キリチェンコ著，川村秀編，名越陽子訳『知られざる日露の二百年』（現代思潮

新社，2013 年），108 頁。ロシア語の公刊書はなく，この日本語版のみ。

(29) Maconachie to Simon, 8 March 1934, no. 29, IOR L/PS/12/1908 PZ 2188/1934. 下永少佐は帰国直後に著書を出したが，それは参謀本部が国内宣伝のために出版させたものであることはいうまでもない。同書に示された下永の問題意識は，①ソ連はその南下のためにいかなる政策を行うか，②イギリスはこれに対していかなる対抗策を講ずるかというもので，それに対して「蒙古，新疆，西蔵並にアフガニスタンを貫く縦の一線，換言すれば支那辺境の諸地方」が日本の発展に非常に重大であるとし，現在のアフガニスタンは日本憧憬時代にあり，東洋の盟主日本は「死を賭して亜細亜覚醒の警鐘を乱打すべきである」と締め括っている（下永憲次『あふがにすたん記』文聖舎，1934 年 7 月，3, 144, 181–82 頁）。

(30) このときアフガニスタン陸相は日本側に以下の納品価格の見積もりを要請した。①日本製小銃，奉天製リー・エンフィールド小銃（7・7 ミリ口径）とその弾薬，②機関銃，山砲，野砲，③航空機 24 機（昼夜兼用型，軽・重爆撃機，6,000 メートルまで上昇可）。Japanese Charge in Kabul to Colonel Aihara, 27 Decmber 1934, TNA WO106/5593 no. 959405（在カーブル日本公使館からインド駐在武官・粟飯原秀中佐宛の通信を傍受したもの）．しかしこの商談は結局まとまらず，購入は中止されることになった（東亜研究所第五部・村田昌三『アフガニスタンを繞る列強の争覇』東亜研究所，1941 年 7 月，103 頁）。

(31) 日付起案者未記載「高裁案」，JACAR: B14090239700 在外帝国公館関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。経済が不安定なアフガニスタン政府も日本への販路拡大を期待した。しかし日本商品がインド貿易商を介してすでに大量に流入していた一方で，アフガニスタンの特産品である羊毛，羊皮などは日本にとってとくに同国から購入する利点がなかったため，日ア貿易はアフガニスタン側の輸入超過が続く状態となり，同政府に不満を残すことになった。

(32) 日付起案者未記載「『アフガニスタン』ニ帝国公使館ヲ設置スルノ件」（文脈からいって満洲国建国の少し後，1932 年 8 月頃の起草と考えられる），1934 年 4 月 16 日付，在ペルシア岡本武三公使より重光葵外務次官宛，JACAR: B14090239700 在外帝国公館関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(33) 同上「『アフガニスタン』ニ帝国公使館ヲ設置スルノ件」。

(34) Maconachie to Simon, 29 September 1933, no. 121, IOR L/PS/12/1869 PZ 6789/1933.

(35) 1937 年 5 月 12 日付，北田公使より佐藤尚武外相宛「日阿直通電報及右協定ノ政治的重要性ニ関スル件」，JACAR: C01001543500 大日記甲輯昭和 12 年（防衛省防衛研究所）。北田の求めに応じて堀内謙介次官から梅津美治郎陸軍次官に転送されたものである。

(36) Report entitled *External Affairs of Afghanistan* by State Department, 4 August 1941, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5990.

(37) 守屋和郎『アフガニスタン』（岡倉書房，1942 年 2 月再版），214–17, 257 頁。尾崎三雄，尾崎鈴子『日本人が見た '30 年代のアフガニスタン』（石風社，2003 年），129, 140–41, 164 頁。なお，のちにイラクとアメリカの公使が赴任したほか，第二次世界大戦勃発前にポーランド領事館も開設され，ドイツのポーランド占領後も館員は残留した。

(38) 秦郁彦編『日本官僚制総合事典 1868–2000』（東京大学出版会，2001 年），40 頁。

(39) 1937 年 2 月 1 日付，桑原鶴臨時代理公使より有田八郎外相宛「当国新聞雑誌調査報告ノ件」，JACAR: B02031071900 外国新聞，雑誌ニ関スル調査雑件／新聞調査報告（定期調査関係）第 11 巻（外務省外交史料館）。1937 年 5 月印刷，外務省情報部編『外国通信社の組織及活動』，JACAR: B02130863800 外国通信社の組織及活動（外務省外交史料館）。

(40) 1938 年 3 月 13 日付，北田公使より広田外相宛「『インドネシア』ニ於ケル日本ノ野望ト題スル『ソ』連新聞論説報告ノ件」，JACAR: B05014002400 支那事変関係一件／与論並新聞論調／外国ノ部（外務省外交史料館）。1935 年 8 月 21 日付，北田公使より広田外相宛「伊『エ』紛争ニ関聯シ『ウズベツク』共和国中央執行委員会機関紙ノ日『エ』関係ニ関スル論説訳報ノ件」「『エチオピア』問題ヲ

廻ル日伊関係ニ関シ露領『トルキスタン』諸新聞ノ論評訳報ノ件」，JACAR: B02031209100 伊，「エ」紛争問題一件 第 2 巻（外務省外交史料館）。

(41) 北田正元「友邦アフガニスタンより帰りて」『文藝春秋』16 巻 9 号，1938 年 6 月号，279 頁。

(42) 1935 年 8 月 23 日付，北田公使より広田外相宛「『アフガニスタン』旅行視察調査報告書（其ノ一）提出ノ件」，JACAR: B15100118500 出張報告関係雑件 第 2 巻（外務省外交史料館）。斎藤積平は 1908（明治 41）年静岡県に生まれ，34 年に拓殖大学を卒業し，同年カーブルに着任した。拓大在学中からイスラームに関心があった斎藤は，日本公使館新設にあたって永田秀次郎学長と重光葵外務次官の骨折りの結果，カーブルに赴任することになった。彼は 1946 年の引き揚げまでカーブルに駐在した唯一の公使館員であり，戦後は拓大の講師としてアラビア語を教え，後進にアラブ世界とイスラーム研究の世界を拓いたほか，1962 年に日本ムスリム協会の第三代会長に就任し，1988 年に 79 歳で逝去した。「近東に日本文化建設／枢要の地アフガンへ／『実際に仕事する人』／斎藤積平氏の飛躍」『拓殖大学新聞』1934 年 9 月 27 日。拓殖大学創立百年史編纂専門委員会編『拓殖大学百年史 昭和前編』（拓殖大学，2002 年），651–53 頁。徳増公明編集責任『日本ムスリム協会創立 50 周年記念小史』（宗教法人日本ムスリム協会，2004 年）。斎藤積平「アフガニスタン初入国」拓殖大学創立百年史編纂室『拓殖大学創立 100 年記念出版 イスラーム世界と拓殖大学』（拓殖大学，2005 年）所収。斎藤の指導を受けた武藤英臣氏（拓殖大学イスラーム研究所客員教授〔ヒアリング当時〕）によると，斎藤は近しい人々にも公使館時代の業務については一切話さなかったという（武藤氏からのヒアリング，2017 年 4 月 26 日，於拓殖大学）。

(43) 斎藤の報告書は，1936 年 2 月，外務省欧亜局第一課「『アフガニスタン』国内視察報告」，JACAR: B10070093300「アフガニスタン」国内視察報告／1936 年（外務省外交史料館）。写真 123 枚と手書きの市街図が付いた詳細なものである。

(44) 1935 年 6 月 10 日付，北田公使より広田外相宛「国内視察旅行許可方禀請ニ関スル件」，10 月 2 日付，北田公使より広田外相宛，11 月 2 日付，北田公使より広田外相宛，JACAR: B14091592900 本省並在外公館員出張関係雑件／本省員及在外公館員海外出張ノ部 第 2 巻（外務省外交史料館）。

(45) 1935 年 11 月 3 日付，北田公使より広田外相宛「任国々内視察旅行ノ結果報告方ニ関スル件」，JACAR: B15100118500 出張報告関係雑件 第 2 巻（外務省外交史料館）。北田はこの旅行の結果，アジアにおける日本の地位をソ連に認めさせるためには，先方の「弱点ヲ牽制スル手段」が必要だとしているが，ここでいう弱点とはソ連の民族問題（ソ連南部のテュルク系ムスリム）を指すと考えられる。1935 年 11 月 11 日発，北田公使より広田外相宛，JACAR: B02030860000 諸外国間（二国間）外交関係雑纂／A ノ部 第 2 巻（外務省外交史料館）。

(46) 1937 年 5 月 3 日付，北田公使より佐藤尚武外相宛「『イラン』，『イラツク』土耳古方面ヘ視察旅行方禀申ノ件」，1937 年 6 月 25 日発，広田外相より北田公使宛「視察ノ為イラン，イラック，土耳其方面出張ニ関スル件」，JACAR: B14091596100 本省並在外公館員出張関係雑件／本省員及在外公館員海外出張ノ部（租借地，委任統治地域ヲ含ム）第 3 巻（外務省外交史料館）。また 1938 年 6 月に着任した守屋和郎公使も北田と同様，アフガニスタンに基本資料が乏しいことに苦慮し，赴任早々に視察旅行を本省に申し出ている。守屋が最初に足を運ぼうとしたのはやはりソ連に接する北部（アムダリヤ川流域，マザーリシャリーフを中心とする国境に沿った地域）であった。1938 年 8 月 27 日付，守屋公使より宇垣一成外相宛「当館員ノ国内及接壌地域旅行ニ関スル件」，JACAR: B02031630000 各国国情関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(47) 1936 年 1 月 2 日付，北田公使より広田外相宛「当国内ノ英『ソ』両国情報機関ノ活動竝ニ当館ノ情報事務ニ関スル件」，JACAR: B02031849600 新疆政況及事情関係雑纂 第 6 巻（外務省外交史料館）。

(48) この考察は北田のカウンターパートであるマコナチー英公使の見立てとおおむね共通するもので，マコナチーも満洲事変以来，日本を恐れるカーブルのソ連大使館が日本と関係を深めるアフガニスタンへの態度を軟化させたと観察した。ソ連側はアフガニスタンをおどしつけるそれまでの戦術を転換し，両国間の国境事件もなくなった，アフガニスタンにとって日本はロシアの「天敵」という点に利

用価値があるとマコナチーは記している。Maconachie to Simon, 8 September 1934, no. 104; 26 November 1934, no. 134; IOR L/PS/12/1688 P Z 7849.

(49) 1937 年 6 月 17 日付，北田公使より広田外相宛「印度問題報告ノ件」，JACAR: B02032182500 英国内政関係雑纂／属領関係／印度関係 第 5 巻（外務省外交史料館）。

(50) 前掲，1936 年 1 月 2 日付，北田公使より広田外相宛「当国内ノ英『ソ』両国情報機関ノ活動竝ニ当館ノ情報事務ニ関スル件」。

(51) 1936 年 5 月 7 日発，北田公使より有田八郎外相宛，JACAR: B02031546700 諸外国内政関係雑纂／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(52) 1938 年 1 月 7 日付，北田公使より広田外相宛「伊太利ノ当国ニ対スル活動状況並ニ米国ノ対当国石油事業ト英蘇ノ関係及当国新疆通路地方ニ対スル意図等ニ関シ報告ノ件」，JACAR: B02030860300 諸外国間（二国間）外交関係雑纂／A ノ部 第 2 巻（外務省外交史料館）。

(53) Japanese Minister, Kabul to Foreign Minister, Tokyo, 23 September 1942, no. 391, TNA HW12/281 no. 109652. イギリスの政府暗号学校（GC&CS: Government Code and Cypher School）によって暗号解読された電文である。

(54) 1937 年 3 月 19 日付，北田公使より佐藤尚武外相宛「中亜方面ノ政情ニ関スル当地伊国公使ノ談報告ノ件」，JACAR: B02032182300 英国内政関係雑纂／属領関係／印度関係 第 5 巻（外務省外交史料館）。

(55) 北田は 1937 年 12 月，ペルー兼エクアドル，ボリビア公使に任命され，アフガニスタンを離れることになる（柴田紳一「北田正元」の項，外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』山川出版社，1992 年，224 頁）。ペルー公使在職中に公刊した著書の中で，北田はやはりソ連領中央アジアの独立とそれへの援助をほのめかしている。それによると，トルキスタンの中でもっとも独立しやすい条件を備えているのはカスピ海からアフガニスタンに隣接し，新疆国境に近い地域であり，その独立の能否は第三国との関係および一般国際情勢によるが，ソ連が瓦解しない限りいずれかの大国の直接間接の援助が必要であって，「結局それは独伊又は日本の今後の世界政策に係る」ことになるという。日独伊三国がソ連領トルキスタンの独立を支援していくべきだという主張がそこには暗示されている（北田正元『時局と亜細亜問題』〔東亜研究所内〕皐月会，1939 年 7 月，196–97 頁）。

(56) 1937 年 7 月 10 日付，北田公使より広田外相宛「回教運動ニ関スル伊国公使ノ内話報告ノ件」（其ノ二），JACAR: B04012551200 各国ニ於ケル宗教及布教関係雑件／回教関係 第 2 巻（外務省外交史料館）。

(57) 1938 年 10 月 8 日付，守屋公使より近衛文麿外相宛，JACAR: B02030860000 諸外国間（二国間）外交関係雑纂／A ノ部 第 2 巻（外務省外交史料館）。

(58) 北田『時局と亜細亜問題』188–90, 195 頁。

(59) 前掲，1936 年 1 月 2 日付，北田公使より広田外相宛「当国内ノ英『ソ』両国情報機関ノ活動竝ニ当館ノ情報事務ニ関スル件」。朝倉通訳生はのちイラン公使館に移り，1942 年 4 月のイランの対日断交により本国に引き揚げた。日本への帰路，ソ連領トルキスタンを通過し，その状況を鉄道から詳しく観察している（朝倉延寿「車窓より見たる中央亜細亜」『アフガニスタン協会々報』第 2 号，1942 年 12 月，87–99 頁）。なお日本公使館は民間人だけでなく，館員を諜報員として現地に派遣することも行っていた。たとえば 1943 年，ソ連がアフガニスタン北部に侵攻する可能性が伝えられたときは，ドイツ公使からの依頼もあって，ソ連側の状況を探るために斎藤積平書記生と嘱託の渡辺弘医師が同地に派遣された。戦時中，政府がこの地域への外国人旅行を禁止していたため，現地で政府事業に従事していた日本人技師に病人が出たことにし，その護送を口実として出張させ，本省から追認を得た。1943 年 10 月 8 日付，七田基玄公使より重光葵外相宛，同年 11 月 26 日付，重光外相より七田公使宛，JACAR: B14091228500 本省並在外公館員出張関係雑件 第 9 巻（外務省外交史料館）。

(60) 例えば，Japanese Minister, Kabul to Foreign Minister, Tokyo, 26 September 1942, no. 397,

TNA HW12/281 no. 109874; 1 October 1942, no. 403, TNA HW12/281 no. 110260.

(61) Ministry of Foreign Affairs, Tokyo to Japanese Minister, Kabul, 9 October 1942, TNA HW12/281 no. 110116.

(62) 1938 年 4 月 5 日付，桑原臨時代理公使より広田外相宛「当国ノ国際地位ニ関シ上申ノ件」，JACAR: B02030860000 諸外国間（二国間）外交関係雑纂／A ノ部 第 2 巻（外務省外交史料館）。桑原は日独防共協定が締結された際（当時三等書記官），それに反対する建白書を本省に送った。しかし堀内謙介次官がこれを有田八郎外相に上げなかったため，失望と怒りから一切の勲章の拝辞と官等の昇進停止を同次官に申し出たという。ただし建白書は桑原の手元に写しがなく，行方不明のままとなった（成瀬恭編著『先見の明 ── 隠された昭和史 ──』双葉社，1997 年，25–26 頁）。

(63) 1938 年 7 月 3, 4 日付，守屋公使より宇垣一成外相宛，JACAR: B02030860000 諸外国間（二国間）外交関係雑纂／A ノ部 第 2 巻（外務省外交史料館）。

(64) 1942 年 2 月 2 日発，勝部代理公使より東郷茂徳外相「阿富汗ニ米国公使館設置ニ関スル件」，JACAR: B14090548100 在外各国公館関係雑件／在「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。アメリカ公使館にはコーネリアス・エンガート公使（Cornelius Van Hemert Engert）が着任した。

(65) 1943 年 2 月 6 日，外務省政務局『大東亜戦争ヲ繞ル各国動向』第 13 報，18–19 頁，JACAR: B02130428600 大東亜戦争ヲ繞ル各国動向（外務省外交史料館）。

(66) Report entitled *Preliminary Notes on Axis Activities in Afghanistan* from Major Gordon Bandy Enders, Military Attaché, Kabul, 30 September 1943, NARA RG165 entry 77, box 4, folder 5940.

(67) Report entitled *Notes on the Situation in Afghanistan* from Bert Fish, Cairo to Secretary of State, Washington, 5 February 1941, no. 2327, p. 13, NARA RG165 entry 77, box 4, folder 5900.

(68) Report entitled *Afghanistan* from Major G. S., M. I. 6. b., 22 June 1942, common no. 5091, TNA WO208/6.

(69) M. I. 6. Political Report, 28 November 1942, no. 294, TNA WO208/6.

(70) 1944 年 2 月 3 日発，七田公使より重光外相宛「『アフガン』情勢ト七田公使莫斯科出張ノ件」，JACAR: B14091235500 本省並在外公館員出張関係雑件 第 10 巻（外務省外交史料館）。

(71) 1944 年 3 月，外務省政務局第五課『英帝国及西亜情勢（第 2 号下）』55–57 頁，JACAR: B02130602600 英帝国及西亜情報 第 2 号下巻。1943 年 4 月 10 日，外務省政務局『大東亜戦争ヲ繞ル各国動向』第 22 報，JACAR: B02130436200 大東亜戦争ヲ繞ル各国動向／第 3 巻。1944 年 8 月 11 日，外務省政務局『世界情勢ノ動向』第 2 巻第 31 報，258–59 頁，JACAR: B02130504200 世界情勢ノ動向／第 2 巻。いずれも外務省外交史料館。

(72) 1935 年 8 月 6 日付，北田公使より広田外相宛「『ペシヤワル』『クエツタ』ニ於ケル印度政府ノ検閲及探偵制度ト邦人通信ノ不安防止方法ニ関スル件」，JACAR: B10074912900 郵便物検閲其他事故雑件（「ソヴィエト」連邦及支那ヲ除ク）（外務省外交史料館）。

(73) 同上。

(74) Japanese Minister, Kabul to Tokyo, 6 December 1934, TNA WO106/5593959037: 8. 1. 35.

(75) 1939 年 10 月 1 日付，桑原代理公使より野村吉三郎外相宛「検閲開封公信送付書番号問合ノ件」，1940 年 1 月 30 日付，守屋公使より有田八郎外相宛，JACAR: B10074912900 郵便物検閲其他事故雑件（「ソヴィエト」連邦及支那ヲ除ク）（外務省外交史料館）。ちなみにアフガニスタンの隣国イランの日本公使館と本省間の郵便はインドのマドラスでチェックされており，そこで開封され読み取られた可能性のあるものとして，例えば「『ノモンハン』事件経過概要送付ノ件」「機密費送金一時停止ノ件」「支那ニ於ケル皇軍占拠地域内旅行ニ対スル証明書発給状況ノ件」などがあることを日本側は認識していた。1939 年 9 月 26 日調「自七月六日 至八月三十一日 在『イラン』国公使館宛郵送機密公信表」，JACAR: B10074912900 同上。

(76) 1940 年 9 月 21 日付，守屋公使より松岡洋右外相宛「当国対外無電通信ニ関シ報告ノ件」，JACAR: B10074959600 各国間無線電信連絡利用雑件（外務省外交史料館）。

(77) 前掲，1936 年 1 月 2 日付，北田公使より広田外相宛「当国内ノ英『ソ』両国情報機関ノ活動竝ニ当館ノ情報事務ニ関スル件」。イギリスはアフガニスタンでつねに大規模な諜報作戦を実施しており，社会のさまざまな部門に地元の協力者をつくるだけでなく，賄賂をうまく用いて重要な当局者とつながりを築いていた（Mihir Bose, *Silver: The Spy who fooled the Nazis, The Most Remarkable Agent of the Second World War,* UK and USA: Fonthill Media, 2016, 112）。

(78) 前掲，1936 年 1 月 2 日付，北田公使より広田外相宛「当国内ノ英『ソ』両国情報機関ノ活動竝ニ当館ノ情報事務ニ関スル件」。

(79) 1938 年 8 月 27 日付，守屋公使より宇垣外相宛「当館員ノ国内及接壌地域旅行ニ関スル件」，JACAR: B02031630000 各国国情関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(80) Extract from Peshawar Weekly Intelligence Summary no. 25, 20 June 1938, IOR L/PS/12/2368 PZ 5055/38.

(81) Extract from Kabul Military Attaché's Intelligence Summary no. 20, for week ending 14 May 1937, IOR L/PS/12/2368 PZ 3887/37.

(82) "Copy of a Report received from a reliable source giving some indication of the activities of the Japanese Legation in Kabul," IOR L/PS/12/1661 PZ 6416/1939.

(83) William Kerr Fraser-Tytler, Kabul to Major W. R. Hay (Deputy Secretary to the Government of India in the External Affairs Department, Simla), 24 August 1939, demi-official no. 11-S (E), IOR L/PS/12/1661 PZ 6416/1939. これと似たような話は他にもある。先行研究書によると，1943 年 9 月 8 日，井上英二書記官はドイツ公使館でカール・R・ラスムス商務官（Carl Rudolf Rasmuss）の立ち合いの下，「シルヴァー」（Silver）ことバガット・ラム・タルワール（Bhagat Ram Talwar）に面会し，情報提供者とした。しかしこのシルヴァーは，実はイギリス，ソ連のエージェントであり，それに加えてイタリア，ドイツにも採用され，このとき井上と手を結んだことにより五重スパイとなった。シルヴァーはそれに先立ち彼を管理するピーター・フレミング英軍大尉（Robert Peter Fleming）が率いる連合軍東南アジア司令部の D（Deception）課（欺瞞作戦担当）がデリーで用意した架空の報告書をラスムス商務官に手渡しており，ラスムスはそこから日本側に見せたくない部分を削除した改竄ヴァージョンを作ってこのとき井上に渡したという（Bose, *Silver,* 265）。以上の内容は典拠が不明であるが，もし同書のとおりであれば，日本側は敵国のわなにかかるだけでなく，同盟国からも騙されたわけである。

(84) Untitled papers written as 'Japanese' or 'Italian' by hand on the upper right corner, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5990.

(85) "Translation. Impertinence of Japanese Diplomat-Intelligence Agent," IOR L/PS/12/1661 PZ 2611/1938.

(86) Extract from "The Times," dated 5 April 1938, IOR L/PS/12/1661 PZ 2611/1938.

(87) 赤松祐之『昭和十三年の国際情勢（1938 年）』（日本国際協会，1939 年 6 月），322-23 頁。

(88) 内閣情報部四・四〔1938 年 4 月 4 日〕情報第 5 号「ソ連大使にスパイ勧告説」JACAR: A03024312900 各種情報資料・内閣情報部情報綴（国立公文書館）。

(89) Iurii Tikhonov, *Afganskaia voina Stalina: Bitva za Tsentral'nuiu Aziiu* (Moscow: Iauza, Eksmo, 2008), 415-16. ちなみに同じ著者の "Deiatel'nost' nemetskoi i iaponskoi razvedok sredi basmachestva severnogo Afganistana (1935-1943 gody)," *Dialog,* no. 4 (April 2000): 69 には，北田がミハイロフ新大使に賄賂を渡すことでリクルートを試みたとある。この論文と上掲書第 39 章はほぼ同じ内容であるが，以下，やや加筆修正されている前掲書籍の方をできるだけ引用することとする。

(90) Hiroaki Kuromiya, "Political Provacation as Stalin's Foreign Policy: the von Twardowski Affair, 1932," in *Historia est testis temporum: ksiega pamiątkowa z okazji jubileuszu 90-lecia profesorów,* eds., Richarda Pipesa, Piotra Wandycza, and Zbigniewa Wójcika (Warsaw: Studium

Europy Wschodniej, 2017), 123.

(91) Fraser-Tytler, Kabul to Seceretary of State for Foreign Affairs, India Office, 19 April 1938, IOR L/PS/12/1688 PZ2714/1938. Fraser-Tytler to Principal Secretary of State for Foreign Affairs, 23 April 1938, no. 47, IOR L/PS/12/1688 PZ3450/1938. Moscow Chancery, British Embassy to Northern Department, Foreign Office, 31 May 1938, IOR L/PS/12/1688 PZ4144/1938.

(92) Chilston, Moscow to Viscount Halifax, 5 April 1938, no. 166, IOR: L/PS/12/1661 PZ 2611/1938.

(93) Fraser-Tytler, Kabul to Viscount Halifax, 19 May 1938, no. 59, IOR: L/PS/12/1661 PZ 4108/1938. ただし同公使は，この事件は両者ともに英語が流暢に話せないため，その誤用が原因だったのかもしれないとも述べている（Hauner, *India in Axis Strategy,* 106）。

(94) Sir Percy Loraine, Angora to Sir Lancelot Oliphant, Foreign Office, 28 October 1938, IOR L/PS/12/1661 PZ7773/1938.

(95) 1934 年 11 月 22 日付，北田公使より広田外相宛，JACAR: B02031546700 諸外国内政関係雑纂／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(96) 1934 年 12 月 13 日発，北田公使より広田外相宛，JACAR: B09041011900 南洋ニ於ケル帝国ノ利権問題関係雑件／鉱山関係 第 1 巻（外務省外交史料館）。

(97) 1934 年 12 月 17 日発送済，来栖三郎外務省通商局長より資源局長官，海軍省軍需局長宛「『アフガニスタン』国油田開発ニ関スル件」，外務省用箋手書メモ「海軍省榎本中佐から電話」，同上。

(98) 1934 年 12 月 26 日付，北田公使より広田外相宛，同上。1935 年 1 月 28 日付，北田公使より広田外相宛「当国ノ石油々田開発ニ関スル件」，JACAR: B09041905000 外国鉱山及鉱業関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(99) 1935 年 3 月 26 日付，北田公使より広田外相宛「松永機関少佐ノ当国石油々田調査ニ関スル件」，JACAR: B09041905000 外国鉱山及鉱業関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。ちなみに翌 36 年，アメリカの地質学者は北アフガニスタンの石油産出の可能性は期待できるという調査結果を出していた。また 37 年から 38 年にかけてアメリカの石油会社の委託を受けた別の地質学者も，石油の可能性は大変有望であるとの結論を下している。Frederick G. Clapp, “Preliminary Notes on Northern Afghanistan,” 22 August 1936; Frank Reeves, “Oil Possibilities of Northern Afghanistan,” undated; NARA RG165 entry 77, box 2, folder 4115, IG 4115.

(100) 1935 年 3 月 26 日付，北田公使より広田外相宛「松永機関少佐ノ当国石油々田調査ニ関スル件」。

(101) 1935 年 3 月 12 日付，小島新一商工省鉱山局長より来栖外務省通商局長宛「『アフガニスタン』国油田開発二関スル件」，1935 年 3 月 18 日発送済，広田外相より北田公使宛「『アフガニスタン』国油田開発ニ関スル件」，JACAR: B09041011900 南洋ニ於ケル帝国ノ利権問題関係雑件／鉱山関係 第 1 巻（外務省外交史料館）。

(102) 1935 年 3 月 26 日付，北田公使より広田外相宛「松永機関少佐ノ当国石油々田調査ニ関スル件」，3 月 28 日付，北田公使より広田外相宛「松永機関少佐ノ当国石油地調査ノ結果ニ関スル件」，JACAR: B09041905000 外国鉱山及鉱業関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(103) 1935 年 3 月 26 日付，北田公使より広田外相宛「松永機関少佐ノ当国石油々田調査ニ関スル件」，1935 年 6 月 1 日付，北田公使より在オランダ武富敏彦公使宛「当国石油々田開発ニ対スル『ダツチ，シエル』会社派遣員ノ申出ニ関スル件」，JACAR: B09041905000 外国鉱山及鉱業関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(104) Leon B. Poullada and Leila D. J. Poullada, *The Kingdom of Afghanistan and the United States: 1828–1973* (Lincoln, Nebraska: The Center for Afghanistan Studies at the University of Nebraska at Omaha and Dageforde Publishing, 1995), 54–55.

(105) Adamec, *Afghanistan's Foreign Affairs,* 236–37.

(106) 1936 年 4 月 4 日付，北田公使より有田外相宛「当国米国間修好条約ノ締結ニ関スル件」，JACAR: B04013446200 米国，阿富汗間修好条約関係一件（外務省外交史料館）。

(107) 1937 年 6 月 16 日付，北田公使より広田外相宛「『アフガニスタン』国政府及『インランド，エクスプロレーション』会社間ノ石油発掘ニ関スル契約報告ノ件」，JACAR: B09041029400 南米其他ニ於ケル各国ノ利権問題関係雑件／鉱業関係（外務省外交史料館）。アフガニスタン政府は石油事業を通じて多数のアメリカ人が来訪し，アメリカ公使館の開設につながることを希望した（Adamec, *Afghanistan's Foreign Affairs,* 237）。契約は 1937 年 4 月にアフガニスタン議会で承認された（Poullada, *The Kingdom of Afghanistan and the United States,* 169）。

(108) 1937 年 1 月 15 日発，在ムンバイ石川領事より有田外相宛「阿富汗発貴大臣宛電報」〔在カーブル日本公使館から在ムンバイ日本領事館を中継して本省に送られた電報〕，JACAR: B09041023100 南米其他ニ於ケル帝国ノ利権問題関係雑件／鉱山関係 第 5 巻（外務省外交史料館）。

(109) Laurence Collier, For the Seceretary of State, Foreign Office to Fraser-Tytler, Kabul, 28 July 1936, IOR L/PS/12/1688 PZ5506/1936. 公使は国王の従弟で，翌年帰国して文相に就任した。

(110) 1934 年 11 月 25 日付，北田公使より広田外相宛「アフガニスタン国ノ本使迎接振及国書捧呈ニ関スル件」，JACAR: B14090895000 各国駐箚帝国大公使任免関係雑纂／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。1935 年 2 月 24 日付，北田公使より広田外相宛「阿波国境ノ紛擾事件並ニ亜細亜大同団結ニ関スル当国外務大臣ノ内話ニ関スル件」，JACAR: B02031263700 各国国境問題関係雑件 第 2 巻（亜細亜南洋ノ部）（外務省外交史料館）。

(111) Memorandum by Maconachie, 10 May 1935, IOR L/PS/12/1688 PZ3721/1935.

(112) 1935 年 6 月，外務省通商局『アフガニスタン経済事情』，JACAR: B10070493900 アフガニスタン経済事情／1935 年（外務省外交史料館）。

(113) 1938 年 3 月 18 日付，北田公使より広田外相宛「当国石油事業ト英国側ノ関係ニ付総理大臣ノ内話ニ関スル件」，JACAR: B09041905000 外国鉱山及鉱業関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(114) 1938 年 9 月 5 日付，守屋公使より宇垣外相宛「阿国油田開発契約廃棄ノ最終決定ニ関シ報告ノ件」，JACAR: B09041029400 南米其他ニ於ケル各国ノ利権問題関係雑件／鉱業関係（外務省外交史料館）。

(115) 1939 年 10 月 31 日発，守屋公使より野村吉三郎外相宛「当国油田開発計画ノ爾後ノ経過ニ関シ報告ノ件」，JACAR: B09041905000 外国鉱山及鉱業関係雑件／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(116) 竹本陽乃「昭和初期国際学友会のアフガニスタン学生招致事業」『国学院雑誌』96 巻 10 号，1995 年 10 月，47 頁。『国際学友会会報』第 1 号，1938 年 4 月，30 頁。1939 年 8 月 24 日付，澤田廉三外務次官より山脇正隆陸軍次官宛「『アフガニスタン』国政府派遣学生ノ見学旅行ニ対シ便宜供与方依頼ノ件」，JACAR: C04014773100 昭和 14 年 8 月「壹大日記」（防衛省防衛研究所）。

(117) 金澤謹『思い出すことなど』（財団法人国際学友会，1973 年），竹本「昭和初期国際学友会のアフガニスタン学生招致事業」，関根編『日本・アフガニスタン関係全史』。その後の研究では，ハルン・アミン『アフガニスタンと日本の関係 ── アジアの二つの日出ずる国 ──』（在京アフガニスタン大使館，2007 年），38–39 頁が，アブドゥッラー・ヤフタリが後年副首相に任命されたことを紹介している。同書は駐日アフガニスタン大使館の公式ウェブサイトで閲覧可能。もともと『自由』48 巻 7 号（通巻 557 号），2006 年 7 月号に掲載された論稿で，それとほぼ同じ内容である。さらに嶋津拓「旧制浦和高等学校のアフガニスタン人留学生 ── どうして彼は浦和で学ぶことになったのか ──」『埼玉大学紀要(教養学部)』54 巻 1 号，2018 年 9 月は，アブドゥッラー・ラヒーミについて新しい情報を掘り起こしている。本稿では以上をベースとした上で，それ以外に下記の文献を用いて確認と補訂を行った。JACAR, TNA, IOR, NARA 文書，『国際学友会会報』第 1–3 号ならびに『財団法人 国際学友会会報』第 4–5 号（1938 年 4 月–42 年 11 月），『国際学友会誌』第 2 号（1943 年 9 月），『京都帝国大学新聞』（京都大学新聞社，1969 年復刻縮刷版），『帝国大学新聞』（不二出版，1985 年復刻縮刷版），文部省編『第五回文部省美術展覧会図録 第四部美術工芸』（美術工芸会，1942 年 12 月），財団法人芸術研究振興財団，東京芸術大学百年史刊行委員会編『東京芸術大学百年史 東京美術学校篇

第三巻』（ぎょうせい，1997 年），東京工業大学編『東京工業大学 130 年史』（東京工業大学，2011 年）。モハマッド・H・カリミ著，読売新聞社外報部訳『危険の道 ── 秘史アフガニスタン侵略 ──』（読売新聞社，1986 年，著者がダリー語で書き，令嬢等が英訳した “Afghanistan and the Soviet Union: Bridge or Buttress” の翻訳）。Louis Dupree, *Afghanistan* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1973), 690–92; Amin Saikal, *Modern Afghanistan: A History of Struggle and Survival* (London: I. B. Tauris, 2012), 334; Ludwig W. Adamec, *Historical Dictionary of Afghanistan,* 4th ed. (Lanham, Maryland: Scarecrow Press, 2012), xli–xliv. ちなみに各留学生の卒業月が 3 月ではなく 9 月や 12 月になっているのは，戦時中の修業年限短縮による繰り上げ卒業のためである。またこれまで彼らの帰国は二段階で行われたと考えられてきたが（関根編『日本・アフガニスタン関係全史』159 頁），実際は三段階で実施されている。

(118) 竹本「昭和初期国際学友会のアフガニスタン学生招致事業」46 頁，金澤『思い出すことなど』12–13 頁，『国際学友会会報』第 1 号，1938 年 4 月，40 頁。

(119) 北田正元「東方民族と日本」大日本回教協会編『緊迫せる西南亜細亜』（大日本回教協会，1941 年 7 月）所収，49–50 頁。

(120) Report entitled *Afghan Students Return from Japan* from Gordon B. Enders, Kabul to Assistant Chief of Staff, G–2, War Department, Washington, D. C., September 10 1943, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5940. この文書は 6 名のうち 3 人がネジャート，3 人がイステクラール出身とするだけでなく，42 年 6 月〔43 年 3 月の誤り〕に帰国した学生 3 名のうち 2 人はネジャート，もう 1 人のゴラム・ナクシュバンドはイステクラール出身としている。またアブドゥッラー・ラヒーミは浦和高等学校時代，すでに母国でドイツ語を学んでいたことが知られており（嶋津「旧制浦和高等学校のアフガニスタン人留学生」20 頁），以上のことから各人の卒業校が割り出せる。

(121) 「国際学友会会則竝事業綱要」『国際学友会会報』第 1 号，96, 98 頁。国際学友会はその後，第二次大戦勃発という緊張した国際環境に応じて 1940 年末，情報局に移管され，さらに大東亜省と情報局の共管となるが（河路由佳「国際学友会の設立と在日タイ人留学生 ── 1932–1945 の日タイ関係とその日本における留学生教育への反映 ──」『一橋論叢』129 巻 3 号，通巻 749 号，2003 年 3 月，306–7 頁），理事や参与にはつねに外務省 OB，現役の局長，課長クラスの人物が多数名を連ねていた。

(122) 竹本「昭和初期国際学友会のアフガニスタン学生招致事業」44 頁。

(123) 同上 42 頁。ちなみに国際学友会が創立時から 1942 年 8 月末までに関係した留学生（在寮生だけでなく，奨学金受給者，海外に出た日本人学生なども含む）は 25 ヶ国・地域，男女合わせて合計 342 名におよび，人数順でいうとタイ 133 名，インド 45 名，日本 28 名，フィリピン 24 名，インドネシア 18 名，ドイツ 17 名，ビルマ 12 名，アメリカ 11 名，アフガニスタン 6 名，日系米人 6 名，ブラジル 6 名，イタリア 6 名（以下 5〜1 名，省略）となる。「本会関係留学生国別総数」『財団法人 国際学友会会報』第 5 号，1942 年 11 月，113 頁。なお国際学友会の組織と変遷については，河路由佳『日本語教育と戦争 ──「国際文化事業」の理想と変容 ──』（新曜社，2011 年）が参考となる。その日本語教育については，同じく河路氏の『非漢字圏留学生のための日本語学校の誕生 ── 戦時体制下の国際学友会における日本語教育の展開 ──』（港の人，2006 年），『国際学友会「日本語教科書」』全七冊［1940–1943］（港の人，2006 年）も合わせて参照のこと。

(124) 竹本「昭和初期国際学友会のアフガニスタン学生招致事業」46–47 頁，金澤『思い出すことなど』13–15 頁，関根編『日本・アフガニスタン関係全史』158 頁。

(125) 山本常雄『阿片と大砲 ── 陸軍昭和通商の七年 ──』（PMC 出版，1985 年），38 頁。

(126) 『国際学友会会報』第 1 号，1938 年 4 月，36–37 頁。アフガニスタン倶楽部は 1935 年 6 月に「日，ア両国人間ノ親善ヲ図ル」ことを目的として発足した。常務委員としてアフガニスタンに入国した 2 人目の日本人である田鍋安之助，委員に外務省欧亜局長の東郷茂徳，外務省 OB の小幡酉吉，岡部長景，軍事参議官の松井石根大将，東亜同文会理事長の白岩龍平などがおり，外務省を中心として陸軍やアジア主義者とリンクした団体であったことがうかがえる。同会は 1941 年 4 月，アフガニスタン

協会に改組されるが，一貫してアフガニスタン情勢に関するさまざまなパンフレットを発行し，同国とその周辺地域に関する知識の提供を行った。関根編『日本・アフガニスタン関係全史』18, 193 頁，『アフガニスタン倶楽部会員名簿』1935 年 8 月 1 日現在（発行年月日・発行所記載なし），『アフガニスタン協会々報』第 1 号，1942 年 6 月。なお資金については，三菱合資会社，住友合資会社，三井合名会社などいくつかの大手企業の寄付金があり，それによって運営されていた（ハルン・アミン『アフガニスタンと日本の関係』39 頁）。

(127) 関根編『日本・アフガニスタン関係全史』186 頁。

(128) 『財団法人 国際学友会会報』第 5 号，1942 年 11 月，122 頁。

(129) 『財団法人 国際学友会会報』第 4 号，1941 年 8 月，121–22 頁。『国際学友会誌』第 2 号，1943 年 9 月，110 頁。

(130) 竹本「昭和初期国際学友会のアフガニスタン学生招致事業」49 頁，金澤『思い出すことなど』15–16 頁。

(131) 関根編『日本・アフガニスタン関係全史』158 頁，金澤『思い出すことなど』13 頁。

(132) 『国際学友会館状況報告』自昭和 11 年 2 月 1 日 至昭和 11 年 5 月 25 日，JACAR: B04011320900 各国会館関係雑件（外務省外交史料館）。

(133) 尾崎三雄，尾崎鈴子『日本人が見た '30 年代のアフガン』183, 185 頁。ただし留学生は日本の文字が難しいので少々困っている様子であったという。彼らにとっては日常会話よりも漢字を覚えることの方がはるかに難しかったであろうが，それと関連して嶋津「旧制浦和高等学校のアフガニスタン人留学生」は，アブドゥッラー・ラヒーミが他の 5 名と異なり，大学でなく高等学校からスタートしたのは，アカデミック・ジャパニーズの能力が備わっていなかったからではないかと推察している。

(134) 「今春の新入学生／千六百を突破す／異色はアブドラ・ラヒミ君」『京都帝国大学新聞』1941 年 4 月 20 日第 3 面。

(135) 『国際学友会誌』第 2 号，1943 年 9 月，110 頁。

(136) 金澤『思い出すことなど』14 頁。

(137) 尾崎『日本人が見た'30 年代のアフガン』183 頁。

(138) 『外人学生の見た日本』（国際学友会，発行年月日記載なし），50–51 頁。1938 年 5 月 1 日午後 7 時半より東京愛宕山放送局から全国放送した 9 ヶ国 12 人の留学生の放送座談会である。

(139) 金澤『思い出すことなど』14 頁。

(140) 『国際学友会会報』第 1 号，90 頁。

(141) アブドラ・ジヤン「遊学三年」『国際学友会誌』第 1 号，1939 年 8 月，8–9 頁。

(142) 『国際学友会会報』第 1 号，1938 年 4 月，73–76 頁。

(143) 『国際学友会会報』第 2 号，1939 年 11 月，105 頁，『国際学友会会報』第 3 号，1940 年 12 月，107 頁。健康・スポーツ面に関して国際学友会はそのほかに運動部を設立し（38 年 10 月），蹴球部，ホッケー部を設け，東京の諸学校の運動場を借用して練習を開始した。蹴球部にはアフガン人学生も入っており，関東蹴球協会主催の関東倶楽部リーグ戦（39 年 1–3 月）に参加し，6 戦 1 勝で第 5 位となった。部員の留学生はいずれも自国でサッカーの経験があった（『国際学友会会報』第 2 号，90 頁）。

(144) 金澤謹〔国際学友会主事〕「九州旅行引率記」『国際学友会誌』第 2 号，1943 年 9 月，47–57 頁。以下特記がない限り，この記事による。

(145) アブドラ・ラヒミ「九州見学旅行所感」『国際学友会誌』第 2 号，1943 年 9 月，58–59 頁。

(146) 『国際学友会会報』第 1 号，1938 年 4 月，35–37 頁。

(147) 1936 年 9 月 8 日付，近衛文麿国際学友会会長より海軍省高級副官・田結穣大佐宛，JACAR: C05034828000 公文備考 昭和 11 年 D 外事 巻 5（防衛省防衛研究所）。

(148) 関根編『日本・アフガニスタン関係全史』184–86 頁。1939 年 8 月 24 日付，澤田廉三外務次官より山脇正隆陸軍次官宛「『アフガニスタン』国政府派遣学生ノ見学旅行ニ対シ便宜供与方依頼ノ件」，JACAR: C04014773100 昭和 14 年 8 月「壹大日記」（防衛省防衛研究所）。

(149) 『外人学生の見た日本』30–32, 51 頁。

(150) 「大東亜留学生来学／日伊文化研究会員等と交歓」『九州帝国大学新聞』1942 年 12 月 8 日第 3 面，九州大学学術情報リポジトリにて閲覧。

(151) アブドラ・ラヒミ「九州見学旅行所感」59 頁。

(152) Report entitled *Japanese Propaganda Themes in Afghanistan* from Enders, Kabul, 25 October 1943, report no. 9 (JIRC), NARA RG165, entry 77, box 1, folder 2930. 第 2 回目のインタビュー記録である。

(153) それと関連して，OSS（Office of Strategic Services, 戦略諜報局）のレポートは，アフガニスタンに帰国した留学生の一人が「日本だけがイスラームを西洋帝国主義者のコントロールと共産主義者ロシアの汚染から解放できる」というドクトリンを広めつづけていると記している（“Japanese Infiltration among the Muslims throughout the World,” Office of Strategic Services, Research and Analysis Branch, R&A, no. 890, 15 May 1943, NARA RG165 entry 77 box 4, folder 5940)。ここでいう留学生は時期からいってアブドゥッラー・ヤフタリ，アブドゥル・ハキム・ズィアイー，ゴラム・ナクシュバンドのうちの 1 人を指す。このレポートは内容に誤解や誇張もあり，上記の内容が事実であると断定することはできないが，少なくとも OSS が日本の留学生工作を心理戦の 1 つとして明確に意識していたことは確かである。

(154) Report entitled *Afghan Students Return from Japan* from Enders, Kabul to Assistant Chief of Staff, G–2, War Department, Washington, D. C., September 10 1943, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5940. 第 1 回目のインタビュー記録である。

(155) 嶋津「旧制浦和高等学校のアフガニスタン人留学生」24 頁。

(156) アフガン人留学生の招致を聞いた在カーブルのフランス公使は，ネジャートやイステクラールで欧米的な学習を行ってきた彼らが，それとまったく異なる日本の文化の下で学ぶならば，その教育は「パッチワーク的」で役に立たないものになるとして日本政府の失敗を予測したが（Extract from letter from H. M. Minister, Kabul to Secretary of State for Foreign Affairs, 22 January 1936, IOR L/PS/12/1661 PZ 1178/36)，この予想は必ずしも当たらなかったように思われる。

(157) アフガン人留学生が日本に派遣されたころ，同じくアフガニスタンから諸外国に留学中の学生数はトルコ 107 名，ドイツ 12 名，フランス 10 名，アメリカ 10 名，イギリス 3 名，英領インド 1 名であり，とくにイスラーム圏のトルコは医学，陸軍の分野で多くの学生を受け入れていた（1936 年 4 月，外務省文化事業部第三課『東方諸国ニ於ケル各国ノ文化事業』，JACAR: B10070624600 東方諸国ニ於ケル各国ノ文化事業／1936 年，外務省外交史料館)。来日した留学生はそうした全体の中の一部にすぎなかったことは確かである。

(158) 金澤『思い出すことなど』17, 130 頁。

(159) 1942 年 4 月の米陸軍ドーリットル隊による東京空襲について問われたナクシュバンドは，1 回目の聞き取りでは「印象的でない」（unimpressive）としたにもかかわらず，2 回目のインタビューでは態度を改め，その空襲は「完全な驚き」であり，東京の住民に動揺を与え，彼らはそれにつき数週間，疑念と驚きをもって話した，日本人はアフガン人留学生にそうしたことは決してくり返されないと非常に苦しそうに説明したと述べている。

(160) 『外人学生の見た日本』36 頁。

(161) アブドラ・ジヤン「遊学三年」8–9 頁。

(162) 注(132)に同じ。

(163) 金澤「九州旅行引率記」54 頁。

(164) Eren Tasar, *Soviet and Muslim: The Institutionalization of Islam in Central Asia* (New York, NY.: Oxford University Press, 2017), 75.

(165) 帯谷知可「バスマチ運動」の項，小松久男，梅村坦，宇山智彦，帯谷知可，堀川徹編『中央ユーラシアを知る事典』(平凡社，2005 年)，428–29 頁。

(166) Martha B. Olcott, "The Basmachi or Freemen's Revolt in Turkestan 1918–24," *Soviet Studies* 33, no. 3 (July 1981): 352, 361–63; Henry S. Bradsher, *Afghanistan and the Soviet Union* (Durham, NC: Duke University Press, 1985), 14–15.

(167) 田嶋「アフガニスタン駐在日本陸軍武官追放事件 1937年」109–14, 117頁。

(168) Major A. Macann, Kabul to Anthony Eden, 5 November 1937, no. 114, TNA FO371/21071 N5630/5630/97.

(169) Minute paper written by G. E. Crombie, Political Department, India Office, 2 December 1937, IOR L/PS/12/1661 PZ7424/37.

(170) Major Macann, Kabul to Eden, 5 November 1937, no. 114, TNA FO371/21071 N5630/5630/97; Laurence Collier, Foreign Office to Fraser-Tytler, Kabul, 21 December 1937, IOR L/PS/12/1661 PZ7424/1937.

(171) Extract from Annual Report on Afghanistan, 1937 (Kabul Despatch no. 7, 21 January 1938), TNA WO208/6.

(172) Tikhonov, *Afganskaia voina Stalina,* 411–16.

(173) Ibid., 413–14.

(174) Extract from a report of a conversation with Memduh Shevket, Turkish Ambassador at Kabul, 27 January 1939, IOR L/PS/12/1661 PZ1446/1939.

(175) Tikhonov, *Afganskaia voina Stalina,* 413.

(176) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典 第2版』(東京大学出版会，2005年)，154–55頁，宮崎義一の項を参照。同項によると陸軍を退いた後の宮崎は大同学院の教官となっている。

(177) それでも宮崎はアフガニスタン協会の役員（参与）として名を連ねている（『アフガニスタン協会々報』第1号，1942年6月，82頁，第2号，1942年12月，116頁，第3号，1943年8月，123頁)。同会報によると，予備役編入となった直後の42年8月，宮崎は同協会の「第二回アフガニスタン，印度及び西南亜細亜専門委員会」に出席している。委員会ではアフガニスタンに向けた協会メッセージの原案説明がなされた後，メッセージに添える映画「日本紹介及び大東亜戦争ニュース」(抜粋編集フランス語版）の試写が行われた。宮崎のほかに北田元公使（協会前理事長)，尾崎三雄（理事)，小川亮作，朝倉延寿など総計23名が出席している。

なお戦後，宮崎は中東でビジネスに携わっている。1956年に陸軍士官学校の同期生に送った手紙によると，イランで彼は現地の人物と協同して同国の「大蔵省の世話にもならず」に貿易会社(NITCO: Nippon Iran Trading Co.）を設立し，約4年間経営する中で西ドイツの企業と砂糖工場の入札競争をするなど「悪戦苦斗」した後，55年より丸紅飯田（現，丸紅）の現地重役として政府関係の取引に専念し，56年には鉄道車両（郵便車）20輌の契約，テヘラン・アフワズ間の信号施設更新の資材売込・建設に成功したという。「恐るべきものは西独〔企業〕のみ」，「自分の念願は日本の重工業をイランに進出させることに在る」という宮崎は，戦前戦中に果たせなかった夢を戦後の貿易ビジネスに託したのであろう（「在『テヘラン』宮崎義一君より永幡〔節誕〕君へ（31, 12, 29)」『参々会会誌』1957年4月，91頁，靖國偕行文庫所蔵)。彼は戦後，イランのアリ・アミニ蔵相（Ali Amini, 1953–55年在職）の経済顧問として招聘され，その援助の下，元大蔵次官をマネージャーとするNITCO社を設立したという（宮崎義一『中近東7000日 ── 在住20有余年肌でとらえたその実態と解明 ──』日国振興株式会社出版事業部，1975年，奥付)。

(178) 亀山は1915年生まれで，下士官から選抜された陸軍士官学校・第50期准尉候補者学生の出身であり（1944年10月10日陸軍省調製『昭和19年9月1日調 陸軍将校実役停年名簿 第2巻』1002頁，靖國偕行文庫所蔵)，陸軍中野学校1期生（後方勤務養成所創立時に入校）18名の1人であった（中野校友会編『陸軍中野学校』中野校友会，1978年，834, 839頁)。イギリス公使館が作成した1941年7月現在の各国大公使館員と居留民のリストには「Kameyama, Rokuzo Chancellier [*sic*], Japanese Legation」と記されており，亀山が実名で赴任し，書記官と見られていたことがわかる（List

of Foreigners excluding Germans and Italians in Afghanistan on the 1st July, 1941, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5990)。リストには「Yoshida, Eizo Japanese student」の名前も見える。吉田英三少年は大谷光瑞が白鳥敏夫を通じて依頼し，守屋公使の赴任時（1938 年 6 月）に連れられてアフガニスタンに渡った人物で，イステクラール・スクールでペルシア語とパシュトー語を学んでいた（関根編『日本・アフガニスタン関係全史』186 頁）。将来を見据えた光瑞の浸透工作の一端を示すものであろう。

(179) 以下，特記がない限り，中野校友会編『陸軍中野学校』157–60 頁。亀山は同書を実際に作成した校史編纂特別委員会のメンバーの一人であり，当該頁が亀山自身の執筆，あるいは少なくともその証言にもとづくものであることは間違いない。

(180) 丸山正夫「終戦の前後」『中野校友会々誌』第 29 号，1985 年 8 月，153 頁。

(181) すでに述べたように日本公使館はエージェントを用いてインド情報を集めていたが，亀山がそれに触れていない点に注意すべきである。

(182) 亀山は 1942 年 10 月の時点で肺炎，さらに胸膜炎にかかって臥床し，「身体も相当疲労し居り，些細なことにも神経興奮する容態」となった。このとき七田公使は亀山の帰国を検討したが，その後一旦回復を見たのであろう。1942 年 12 月 16 日，14（ママ）日付，七田公使より谷正之外相宛「在阿公使館員増員ニ関スル交渉ノ件」，JACAR: B14090239700 在外帝国公館関係雑件（在満，支公館ヲ除ク）／「アフガニスタン」国ノ部（外務省外交史料館）。

(183) Tikhonov, “Deiatel’nost’ nemetskoi i iaponskoi razvedok sredi basmachestva severnogo Afganistana,” 75.

(184) Tikhonov, *Afganskaia voina Stalina,* 416, 418, 421–28. Tikhonov, “Deiatel’nost’ nemetskoi i iaponskoi razvedok sredi basmachestva severnogo Afganistana” で若干の文言，年月を補足した。のちにカーブルのアメリカ代理公使がソ連の代理公使から聞き出した情報も以上の記述にある程度一致する。それによればアフガニスタンにおける反ソ破壊活動家には 2 つの中心点があったという。1 つはキズル・アヤックをリーダーとするトルクメン人のグループで，マザーリシャリーフ，アンドフヴォイ，マイマーナなど地方にブランチをもち，トルクメン人移民の一部を組織し，そのうち約 10–15 名がソ連にとって潜在的に危険であると考えられていた。このグループは 1942 年秋，ドイツ公使館に接触し，ラスムス商務官を通じて資金，装備，武器を提供された。メンバーはドイツ軍がヴォルガ川とカスピ海のラインを突破したときに反乱を起こす準備として細胞を組織することを命じられ，ソ連領に入ったが，その多くは NKVD（内務人民委員部）に逮捕され，その後グループは少なくとも表面的には休止状態となった。もう 1 つのグループはブハラ人のグループで，元首長のアリム・ハーンと息子のオマール・ハーンを擁するが，前者は活動的ではなく，グループの真の中枢は元首長の高官であったムキム・ベーグ（Mukim Beg），官吏であったムバシール・ティラズィであり，このグループはドイツ公使館，日本公使館と接触し，彼らの指示を実行するとともに，金銭的報酬よりもブハラ汗国の復興を約束されることに鼓舞されていた。ただし彼らはトルクメン人グループほど危険とは考えられておらず，最近の逮捕によって無力化されたという（Report entitled *Anti-Soviet Diversionist Activities in Northern Afghanistan* from Charles W. Thayer, Charge d’Affaires ad interim, Kabul to Secretary of State, Washington, 3 September 1943, no. 271, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5940)。

(185) 田嶋『日本陸軍の対ソ謀略』117–121 頁を参照のこと。

(186) “Payment in Swiss Francs to Japanese Official,” 24 March 1942, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5990.

(187) Tikhonov, *Afganskaia voina Stalina,* 422–23.

(188) “Statement of Uttam Chand, son of Charan Dass, Caste Khatri,” p. 18, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5940.

(189) 亀山によると，初代武官が「折からの中華事変の背後である新疆省の反蔣団体と連絡を取って混乱

を策したと見られ，英国並びにソ連邦から直接日本政府に抗議があって，武官が退去させられた」と説明されたという（中野校友会編『陸軍中野学校』158 頁）。亀山が 1998 年に関根正男氏にあてた書簡にも「その前に参謀がやたらと新疆省あたりに電報を打ち英国から日本陸軍軍人の退却を命ぜられた」とされている（関根編『日本・アフガニスタン関係全史』149 頁）。これを見る限りでは参謀本部は正確な事情を当人に伝えなかったようであるが，亀山は機微に触れた内容を公にすることを避け，あえて韜晦したのかもしれない。

(190) 中野校友会編『陸軍中野学校』160 頁。

(191) なお戦後，亀山は北田，守屋，七田など元公使を含むアフガニスタン居住経験者を中心に「カーブル・クラブ」を創設（1955 年）するため奔走し，このカーブル・クラブを主体に設立された日本・アフガニスタン協会（58 年，76 年社団法人認可）の理事長，会長をつとめた（関根編『日本・アフガニスタン関係全史』149–50, 246 頁）。

(192) “Precis, Amanullah intrigue,” 14 March 1938, TNA WO208/6. 実際の電文そのものではなく要約されたものである。

(193) Laurence Collier, Foreign Office to Franser-Tytler, 5 April 1938, TNA FO371/22257 N1716/1716/97.

(194) もしドイツがこのプランで結束し，ソ連の支援を受ければ，露独のアフガニスタン北部侵入とアマーヌッラーの名の下でのクーデタ，北西辺境州周辺の部族反乱が起き，イギリスがそれを阻止するのは難しかったといわれる。Milan L. Hauner, “Afghanistan between the Great Powers, 1938-1945,” *International Journal of Middle East Studies* 14 no. 4 (November 1982): 485.

(195) Report eititled *Notes on the Situation in Afghanistan* from Bert Fish, Cairo to the Secretary of State, Washington, 5 February 1941, no. 2327, p. 21, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5900.

(196) Japanese Ambassador, Berlin to Japanese Ambassador, Ankara, 15 April 1942, TNA WO208/6.

(197) Alan Warren, *Waziristan, the Faqir of Ipi, and the Indian Army: The North West Frontier Revolt of 1936–37* (Karachi, Pakistan：Oxford University Press, 2000), 286.

(198) Rob Johnson, *The Afghan Way of War: Culture and Pragmatism: A Critical History* (London: Hurst, 2011), 198, 202; Milan Hauner, “One Man against the Empire: The Faqir of Ipi and the British in Central Asia on the Eve of and during the Second World War,” *Jounral of Contemporary History* 16, no. 1 (January 1981): 183–84.

(199) Hauner, “One Man against the Empire,” 197, 199–200.

(200) Inge Kircheisen, “Afghanistan: umkämpftes Vorfeld Indiens,” in *Türkei und Afghanistan: Brennpunkte der Orientpolitik im Zweiten Weltkrieg,* by Johannes Glasneck and Inge Kircheisen (Berlin, GDR: Veb Deutscher Verlag der Wissenschaften, 1968), 259–60.

(201) Ibid., 260.

(202) Untitled paper written ‘Jap’ by hand on the upper right corner, NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5990.

(203) 1943 年 9 月，イタリアが連合国と休戦協定を締結した後，カーブル駐在のアメリカ公使館付武官から尋問を受けたクアローニは，この見積りを同人に渡し，その情報はイギリス合同情報委員会（JIC: Joint Intelligence Committee）とアメリカ軍の中国・ビルマ・インド戦域（CBI: China Burma India Theater）に送られることになった。このように日本の諜報活動の内容はかつての同盟者クアローニの口からも洩れていったのである。Report entitled *Preliminary Notes on Axis Activities in Afghanistan* from Enders, Kabul, 30 September 1943, report no. 5 (JIRC), NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5940.

(204) Kircheisen, “Afghanistan,” 260–61, 277.

(205) Quaroni, Kabul to Ministry of Foreign Affairs, Rome, 13 October 1941, TNA WO208/6.

(206) 1942 年 8 月 28 日発，大島駐独大使より東郷外相宛「対阿富汗工作ノ件」，JACAR: B02032409100

第二次欧州大戦関係一件／阿富汗問題（外務省外交史料館）。アフガニスタン政府に反英領インド工作の援助をさせようという外務省の構想は，同国首相と政府中枢部が中立を宣言しながらも親英米の傾向を内に秘めていたことを考えると，完全な判断ミスであったことがわかる。それと関連して，日本政府は日英米開戦直後，アフガニスタン政府に既存の友好条約にもとづく緊密な政治的協力を提案したが，「大東亜共栄圏」に含まれることに関心のない同政府から拒否された。ベルリンの河原酸一郎参事官がドイツ外務省に述べたところによると，このとき日本側は「協力」の内容として，インドとソ連に関する情報交換，アフガニスタンを通じたインドの反英運動支援，欧亜間の航空交通促進を期待していたという（Kircheisen, “Afghanistan,” 259）。日本を信頼せず，英ソとのトラブルを恐れ，英米の勝利を信じる首相がこのような提案を受け入れるわけがなく，日本政府がアフガニスタン政府の本意を理解していなかったことがわかる。それはすなわち在カーブル日本公使館の情報分析がそこまで達していなかったということである。1942 年の時点で日本側は，石油利権獲得問題のときと同様に「アフガニスタン政府は英ソを嫌い親日的である」という当初の固定観念，アジア主義的理想主義から十分抜け切れていないところがあったのではないか。ただしその一方で，アフガニスタン指導部の真意をとらえるといっても，それは容易にできるようなことではなかった点も考慮しておく必要があろう。たとえば首相，外相，陸相は連合国との良好な関係を重視したが，それより下の政府職員の間には枢軸国のプロパガンダがある程度の影響をもたらしていた。政府は表面的には各国に調子を合わせることがあっても，その中枢部の本当の考えは幾重もの外膜に覆われており，エンガート米公使はアフガニスタンの態度を明確にとらえるのは非常に難しいとコーデル・ハル国務長官（Cordell Hull）に漏らしている（Kircheisen, “Afghanistan,” 267）。とくにアメリカや日本のような新来者にとって，アフガニスタン政府の奥部にせまるのは至難の業であったといえよう。

(207) Report entitled *Preliminary Notes on Axis Activities in Afghanistan* from Enders, Kabul, 30 September 1943, report no. 5 (JIRC), NARA RG165, entry 77, box 4, folder 5940.

(208) Major Ernest F. Fox, M. A., Kabul to Military Intelligence Division, W. D. G. S [War Department General Staff], 21 April 1944, report no. 3, NARA RG165, entry 77, box 2, folder 3600.

(209) Charge d’Affaires, Kabul to the Secretary of State for Foreign Affairs, India Office, 28 August 1945, IOR L/PS/12/1908 EXT 4289/1945.

(210) 井上編『わが回想のイラン』214 頁。同書によると，井上は東京外国語学校ヒンドスターニー語部卒業後，1934 年に外務省留学生試験に合格してテヘランに 3 年間留学し，39 年から 40 年まで在イラン日本公使館に勤務した後，40 年 11 月からカーブルに移った。

(211) 以下尋問の内容は，Note on the Questioning of the Members of the Staff of the Japanese Kabul Legation during their Stay in Peshawar from 28th January to 2nd February 1946, IOR L/PS/12/1908 EXT2162/1946.

**付　記**

本稿を執筆するにあたり，以下の方々から資料の所在，提供を含めた貴重なアドバイス，ご高配をたまわった。葛原和三・靖國偕行文庫前室長，黒宮広昭・インディアナ大学教授，小谷賢・日本大学教授，ファヒム・ナワビ拓殖大学講師，長谷部茂・拓殖大学教授，武藤英臣・拓殖大学イスラーム研究所名誉教授の各先生方である（五十音順）。ここに記して感謝の意を表したい。ただし文責があくまで筆者にあることはいうまでもない。

**（原稿受付　2019 年 7 月 5 日）**

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 1, pp. 145–171　　October 2019

# 「大分岐」から「大転換」への歴史的展望

## ── ケネス・ポメランツの「新しいある種の周辺」論を中心に ──

小木田　敏　彦

**要　旨**

ポメランツは「生態環境上の制約」を脱却することによって，西欧と非西欧との「大分岐」が起こったが，「大分岐」以前のグローバル経済は「支配的な中心をもたない，多中心的な世界」であったと主張している。しかし，ここから逆に「支配的な中心をもたない，多中心的な世界」が，どのようにして「単一の，支配的なヨーロッパの『中核』を有するグローバル経済」（＝ポランニーが提起した「19 世紀文明」の概念）へと変貌を遂げたのかという疑問が生じる。

「大分岐」以前，一般に「周辺」は「中心」を「生態環境上の制約」から解放し得る存在ではなく，「19 世紀文明」が《再周辺化》することによって「新しいある種の周辺」へと変貌させ，その役割を担わせた。《再周辺化》には「中心」から「周辺」への直接投資が必要であり，「周辺」が農業地域に，「中心」が工業地域に特化して，国際的な分業体系を拡大することによって，19 世紀にグローバル経済は発展を遂げ，「生態環境上の制約」からの脱却を果たした。

「19 世紀文明」の歴史的使命は，人類を「生態環境上の制約」から解放することにあり，「生態環境上の制約」から解放により「19 世紀文明」は「大転換」を迎えた。この間，直接投資の起点となったのは鉄道であり，グローバル経済の発展は交通革命と同時に進行した。日本の近代化はこうした状況への主体的な対応過程に他ならず，「中国⇄インド⇄ヨーロッパ」という空間軸と「東アジア⇄北アメリカ⇄ヨーロッパ」という空間軸の両面に沿っていた。

**キーワード**：大分岐，新しいある種の周辺，再周辺化，生態環境上の制約，大転換，日本近代化

**目　次**

はじめに
Ⅰ．「中核―周辺」関係の双方向的比較
　1.「新しいある種の周辺」とは？ ──「周辺」の 2 類型 ──
　2. 非補完的な「周辺」との「武装遠隔地貿易」
　3. 別の「中心」との結びつき ── 銀流通が果たした役割 ──
Ⅱ．19 世紀の世界への歴史的展望 ── 糸口としてのアジア史 ──
　1.「グローバルな複合状況」から見た「小規模市場問題」── 19 世紀史へのヒント ──
　2.「グローバルな複合状況」と「中心―周辺」構造 ── 世界システム論批判 ──
　3. 展望論としての 19 世紀アジア史 ── 2 つの空間軸という問題 ──
おわりに

## はじめに

産業革命を成し遂げたイギリスは「19 世紀文明（nineteenth-century civilization）」（ポランニー 2009）を構築し，ヨーロッパに平和の 100 年をもたらした。ポランニー（2009）はこの文明の崩壊過程に焦点を当てた歴史分析を行ったが，拙稿（2018）ではその分析に「20 世紀文明」を対置するとグローバル経済史の分析枠組みになり得ることを示した。これに対して，本稿ではまず「19 世紀文明」誕生以前の世界に眼を向けたい。その際に注目されるのがポメランツ（2015）による歴史分析である。拙稿（2018）で指摘したように，経済地理学では社会的ネットワークへの関心から，システム論的な分析の中で資本主義の多様性を把握する分析が手薄になっているという批判の声があがっている（小木田 2018: 105）。この点において，ポメランツ（2015）による歴史分析の手法は大いに参考になるはずである。経済地理学者にとって，特に経済が社会だけではなく自然環境にも埋め込まれ得るという問題は新たな発見であり，新たな地人相関論への地平を切り拓く視点となり得る。

一部では「イギリス中心史観（the British-centered view）」への回帰とささやかれもするが，そう読めなくもないのはイギリス産業革命への関心の高さを逆手にとったポメランツの戦略だと考えた方がいい。ヨーロッパ中心史観を相対化するに際して，ポメランツ（2015: 18）は「統合的ないしグローバルなアプローチ（an integrative or global approach）」と比較アプローチを組み合わせている。前者はヨーロッパ以外の旧世界や新世界をも含めたシステム論的な分析視角であり，経済のグローバル化過程を分析する上で不可欠なものである。しかし，市場メカニズムや資本主義の論理を前面に押し立てた一面的な分析を避け，経済のグローバル化過程を「グローバルな複合状況（global conjectures）」の俎上で検討している。このため，比較アプローチでは「双方向的比較（reciprocal comparisons; two-way comparisons）」が重視されている。以上の 2 つのアプローチは基本的に同時代的な分析であるが，筆者の言う戦略は別の次元にある。

このアプローチによって，「大分岐（the great divergence）」以前のグローバル経済が「支配的な中心をもたない，多中心的な世界（a polycentric world with no dominant world）」（ポメランツ 2015: 18–19）であったことが浮き彫りになっている。しかし，この世界を浮き彫りにするために，随所で大分岐以後の世界と対比を行っている点に巧みな戦略性が感じられるのである。大分岐以後の世界とは「単一の，支配的なヨーロッパの『中核』（a single, hegemonic European “core”）」を有するグローバル経済であって，こうしたヨーロッパ中心の世界システムは「19 世紀の工業化がかなり進展してから」の世界とされている（ポメランツ 2015: 19）。このように，ポメランツは「19 世紀文明」下において「単一の，支配的なヨーロッパの『中核』」を措定したグローバル経済」が形成されたことを前提としている。したがって，19 世紀的世界から時間的に遡りながら，ヨーロッパ中心史観を脱却する方法を選択したと言ってもいいだろう。

ここから，「支配的な中心をもたない，多中心的な世界」がどのようにして「単一の，支配的なヨーロッパの『中核』」を措定したグローバル経済」に移行したのかという素朴な疑問が必然的に生まれてくる。ポランニーも含めて，現時点では漠然とイギリス産業革命の必然的結果だと捉えられている状況だと言っていいのだが，この 2 つの世界の転換こそが大分岐の本質だったのではないだろうか。だとすれば，その転換を引き起こした何らかの重大な要因があったはずである。以上のような問題意識に立った場合，「19 世紀文明」という分析枠組みはとても有効であるように思われる。そこで，本稿ではこの疑問に対してポランニーとポメランツの分析枠組みを接合する糸口を探し求めてみたいと思う。より具体的には「統合的ないしグローバルなアプローチ」と「双方向的比較」アプローチを批判的に検討することで，交通革命が本格化した 19 世紀の世界を展望することである。よって，「19 世紀文明」誕生過程は別稿での課題としたい。

繰り返すが，ポメランツの分析手法は戦略的であって示唆に富む。たとえば，「統合的ないしグローバルなアプローチ」に関しては，基本的に世界システム論と同様に「中心―周辺」構造という枠組みに立脚している。しかし，「新しいある種の周辺（a new kind of periphery）」[(1)]（ポメランツ 2015: 35）という問題を提起して，世界システム論を批判しているのである。いわば「新周辺」と「旧周辺」という類型を提示して，「中心―周辺」構造を双方向的に捉えるというのが基本戦略である。この戦略に関して注目すべきは，19 世紀に脱工業化したアジア・アフリカの植民地が「新しいある種の周辺」に該当するということである。つまり，19 世紀に「旧周辺」が「新周辺」へと変容を遂げたのであり，本稿ではこの変容を《再周辺化（re-peripheralization）》と呼ぶことにする[(2)]。この変容を手掛かりとし，さらに拙稿（2018）で指摘した「成長のエンジン（the engine of growth）」（ロストウ 1961）の考え方を加味することで，経済のグローバル化過程に関する新たな展望を拓くことが期待できる。このように，本稿では「成長のエンジン」による《再周辺化》を主軸に据えた考察を行う。

## I. 「中核―周辺」関係の双方向的比較

### 1. 「新しいある種の周辺」とは？ ―「周辺」の 2 類型 ―

一般に「生態環境上の制約（ecological restraints）」下にある国では，土地と労働力という資源がすべて衣食住に必要な一次産品の生産に投入される。このモデルにおいて，土地は食料や繊維原料を生産する農地・放牧地，そして燃料や建材を生産する森林として利用される。生産物はいずれも「土地集約的（land-intensive）」にして「労働集約的（labor-intensive）」である。しかし，この国が石炭を利用するようになれば，多くの土地（＝森林）と労働力（＝林業関係者）を節約できる。このため，石炭はたとえ暖房用であろうと「土地節約的（land-saving）」にして「労働節約的（labor-saving）」である。また，すべての国が「生態環境上の制約」下にあるわけではないので，食料や繊維原料，木材のような資源を他国から輸入すれば，やはり多くの土

地と労働力を節約することができる。そして，資源の輸入国が余剰の資源や労働力を工業部門に投入して「中心」に成長し，そして資源の輸出国が「周辺」になったとしよう。こうした「中心―周辺」構造の下での交易や貿易は果たして持続的で発展的なものであろうか。

この問題に関して，ポメランツ（2015: 268–270）は「小規模市場問題（the small-market problem）」のために，特別な事情がないかぎり「成長は決定的な限界を内包していた（crucial built-in limits on their growth）」と指摘する。そして，「中心」の西ヨーロッパにとって，東ヨーロッパや東南アジアは，小規模市場問題を抱える「周辺」の典型例だったとしている。要するに「中心―周辺」構造そのものに「成長のエンジン」が備わっていたわけではないということである。興味深いのは，「中心―周辺」からなる同様の市場構造が中国や日本の内部にも存在したと指摘されている点である。そして，「中心」における一次産品需要があるにもかかわらず成長に限界があった理由は，「周辺」において工業製品需要が一定水準を超えて拡大しなかったためとされている(3)（ポメランツ 2015: 275）。たとえば，東ヨーロッパや東南アジアでは工業製品需要がそもそも小さかった。これに対して，中国や日本では「周辺」の輸入代替工業化が，「中心」からの輸入品需要の拡大に対する障害となったと説明されているのである。

国際市場に話を戻そう。「周辺」が小規模市場問題を抱えている限り，西ヨーロッパは「生態環境上の制約」から解放され，経済的な「ブレイクスルー（breakthrough）」（ポメランツ 2015）を果たすことができない。そして，小規模市場問題に拍車をかけていたのが，「蒸気機関時代以前の交通コストの高さ（the high cost of transport before the age of steam）」（ポメランツ 2015: 35）であり，こうした距離の摩擦の問題はとりわけ東南アジアに顕著であった。このような状況であったにもかかわらず，西ヨーロッパはどのようにしてブレイクスルーを果たしたのであろうか。たしかに蒸気機関の発明によって石炭を活用できるようになった。しかし，ポメランツ（2015: 61）は「もし新世界から，織物用の繊維原料（textile fibers）が大量に輸入されるようになっていなかったとしたら，どうだろう」と問いかける。新世界のおかげで，西ヨーロッパは棉花を栽培するための土地を節約できた。しかし，そもそも未開地と持続可能な市場取引や貿易が成り立つはずなどない。このため，「生態環境上の制約」の問題をほぼ解決したのは「ヨーロッパ人によるその他の世界の征服であった」と結論づけられている（ポメランツ 2015: 85）。

これに対して，「新しいある種の周辺」とは，市場取引に基づいた持続可能で発展的な貿易対象であり，その典型例が「環カリブ海のプランテーション地帯（the circum-Caribbean plantation zone）」（ポメランツ 2015: 36）とされる。「周辺」としての新しさは「輸出品のモノカルチャー（export monocultures）」（ポメランツ 2015: 276）に起因していた。17 世紀にはイギリス海軍により海賊が制圧され，「周辺」に委託制度（delegation of responsibility）による円滑な集荷システムが確立したことで大西洋横断の輸送費が軽減されたのと同時に，モノカルチャー化によって委託制度の取引費用も軽減された。そして，砂糖輸出の増大とともに輸入も拡大した。黒人奴隷のほとんどは生活必需品を自給し得なかったため，イギリス産業革命期に安価な綿織物を中心

とする工業製品の輸入額は砂糖輸出額のほぼ 50%を占めていた（ポメランツ 2015: 274）。このように，市場関係を基礎として「中核との貿易収支がほぼ均衡するほどの大量の輸入を行う周辺」（ポメランツ 2015: 275）が誕生したのである。

「新しいある種の周辺」における「恒常的に増加しつづける大量の土地集約的な生産物（land-intensive products）」と「中心」における「恒常的に増加しつづける大量の輸出工業品（manufactured exports）」との交換関係（＝市場関係）を，ポメランツ（2015: 35）は「補完性（complementarity）」と呼んでいる。このように，従属論や世界システム論とは異なり，「中心」が一方的に「周辺」の機能や役割を規定すると捉えないところが「双方向的比較」の特徴である。ただし，「周辺」間での貿易をも考慮に入れると，どちらの「周辺」なのか位置づけが不明瞭な地域もある。たとえば，環カリブ海のプランテーション地帯との貿易は「大西洋貿易（the Atlantic trade）」（ポメランツ 2015: 39）と言い換えられている。この際に読む側は，「中心」との関係でアメリカ南部のプランテーション地域という「周辺」からの棉花供給によって，イギリスが「生態環境上の制約」から解放され，産業革命を実現したという議論の展開を期待する。しかし，この期待は見事に裏切られるのである(4)。以下でその詳細を説明する。

事実上，イギリス中心史観的な分析は，なぜイギリスで蒸気機関が発明されたのかという問題に局限されている。しかもその結論は「地理的な偶然性（geographic accident）」（ポメランツ 2015: 78）の問題として片づけられている。この詳細は割愛するが，イギリス産業革命に論点を絞らなかった理由のひとつは，西ヨーロッパ全体が「生態環境上の制約」からほぼ解放され，工業化を実現する環境が整った時点を大分岐の始点と捉えているからである。したがって，ポメランツの分析枠組みは明らかに「19 世紀文明」を見据えている。本稿が「新しいある種の周辺」に注目するのは，この点を明らかにできると考えているからである(5)。そこで，「中心―周辺」構造について，もうすこし掘り下げてみよう。まず，「中心」との補完性に欠ける「周辺」，あるいは非補完的な植民地とであっても，持続可能な貿易を実現することが可能であった，あるいは可能にする方策があったという問題を取り上げよう。具体的な方法は 2 つあり，その方法論的転換こそが大分岐の本質的部分であった。ひとつは「（貿易を）強制する植民地的なシステム（colonial system）」（ポメランツ 2015: 35）である。後述するように，この政治的な貿易の方式は「武装遠隔地貿易（armed long-distance trade）の追求と輸出志向型植民地（export-oriented colonies）の建設」（ポメランツ 2015: 35）を特徴としていた。

そして，もうひとつは「19 世紀文明」が生み出した自由貿易という経済的な方式であり，この補完性は「工業生産性の地域間格差（interregional differences）のさらなる拡大」に起因するものであった（ポメランツ 2015: 35）。補完性を基礎とした関係性の拡大は「19 世紀以降に初めて顕著となった」ものであり，「しばしば新技術を体現した資本設備のような，比較的固定的な要素（relatively immobile factors）に基づく」とされている（ポメランツ 2015: 35）。つまり，「19 世紀文明」において「製造業と輸送業における一連のめざましい技術革新（a series of

impressive technological advances)」が生じ，製造業が「土地集約的な産物と交換できる膨大な量の，安価な商品をもたらした（made huge amounts of relatively cheap goods available to exchange for land-intensive products)」のに対して，輸送業は「専門特化（specialization）を促進した」（ポメランツ 2015: 38)。この起点となったのがイギリスなどからの対外投資であり，「生産が大規模に資本主義化され」，「生産性の上昇」が生じたために，「中心」にとって，東ヨーロッパは「繊維品（cloth）から鉄道の車両（rolling stock）まで，何でも売れる場所」になったのであった（ポメランツ 2015: 270)。

こうした 19 世紀末の急速な工業化によって，東ヨーロッパは「土地集約型の商品（land-intensive products）をより多く輸出に向けることができ」るようにもなった(6)（ポメランツ 2015: 270)。東ヨーロッパは補完性のある「新しいある種の周辺」に変貌を遂げた，つまり，《再周辺化》が起こったである。《再周辺化》以前の状況を，ポメランツ（2015: 270）は「制度的障害（institutional rigidities)」が生んだ「後進性による利点（advantages of backwardness)」と呼んでいる。このうち「制度的障害」とは農奴制や共同所有によって価格のインセンティヴに反応し得なかった停滞的状況を指しており，またこのことが原因で「生態環境上の制約」に陥らなかったことが「後進性による利点」とされている。このように，「周辺」である東ヨーロッパには「中心」である西ヨーロッパに欠乏している資源が豊富にあったが，「『周辺』地域のポリティカル・エコノミー（the political economies of many of the “peripheral” regions)」（ポメランツ 2015: 35）に阻まれ，西ヨーロッパは「生態環境上の制約」から抜け出しきれなかったのである。したがって，世界システム論者が主張するように「封建的」な東ヨーロッパが「資本主義的」な西ヨーロッパの存立基盤をなしていたわけではなかった。

### 2. 非補完的な「周辺」との「武装遠隔地貿易」

他方の補完性に欠ける「周辺」との持続的な貿易の方式について概観してみよう。より具体的には西ヨーロッパによる「武装遠隔地貿易」と「輸出志向型植民地」についてである。まず，スペインやポルトガルによる「武装遠隔地貿易」においては，「(南）アメリカの銀鉱山を獲得し，管理した方法（the way Europe acquired and ran the American silver mines)」として「強制労働の意義はとてつもなく大き」かった（ポメランツ 2015: 173)。その意義に関して，ポメランツ（2015: 173）は「技術の進歩」以上に「鉱山の強奪（the seizure of the mines)」と「住民に対する労働義務の賦課（the imposition of labor obligations on the population)」を遥かに重要視している。この「住民」は先住民のインディオであって，まだ黒人奴隷ではない。16 世紀にヨーロッパ人が入植を始めた当初は「新世界の奴隷狩り（New World slave-raiding)」によって労働力を調達していたが，ヨーロッパ人との接触で病死者が多数発生し，逃亡する先住民が相次ぎ，後には先住民が銃や馬を入手したこともあって，半世紀を過ぎた頃から「先住民の征服（the conquest of native peoples)」は遅々として進展しなくなった（ポメランツ 2015: 273)。

また，スペインとポルトガルの国王は監視が容易で徴税しやすいため，奴隷狩りよりも「大西洋奴隷貿易（the transatlantic slave trade）の方を好んだ」（ポメランツ 2015: 273）。このため，アフリカ人奴隷が労働力の中心となっていったのである。

この結果，南アメリカは「輸出志向型植民地」としての性格を強めていった。ただし，インディオの人口が多い地域は，必ずしもカリブ海のような「新しいある種の周辺」とはならなかった。この理由のひとつに自給的な性格が強い現地経済の存在がある。たとえば，ボリビアの「ポトシ銀山から銀の輸出（silver exports from Potosi）が，先住民の人口（the native population）を回復させ，より自給的な地域経済（a more self-sufficient regional economy）が復活すると，かえって落ち込んだ」りもした（ポメランツ 2015: 275）。ポトシ銀山のような「輸出志向型植民地」の発展には，アジアへの銀輸出が大きな役割を果たしたのだが，この問題については後述するとしよう。もうひとつの理由は「中心」で工業化が頓挫したことである。銀輸出によって「1500 年から 1640 年にかけて，ヨーロッパでは銀で表した物価の暴騰（the massive inflation of silver-denominated prices）が見られた」（ポメランツ 2015: 281）。この価格革命はスペイン・ポルトガルにおける毛織物産業の発達にとって足枷となった(7)。このため，補完性のある「中心―周辺」構造も構築され得なかった。このように，南アメリカ植民地は双方向的に「新しいある種の周辺」とはなり得ない状況にあった。

スペインやポルトガルとは異なり，新興のオランダやイギリスによる遠隔地貿易では企業が「財政＝軍事国家主義（military fiscalism）」を体現した「疑似政府（quasi-governments）」として機能し，「軍事力を伴った植民と海外貿易（armed settlement and trade overseas）」を組織した（ポメランツ 2015: 204）。こうした武装化した企業の代表が両国の東インド会社である。このような企業は「軍事ないし政治的な目的で，国王から特許を受けることがしばしばであ」り，この特許をもとに「アジアとの武装遠隔地貿易（armed long-distance trade）というユニークな挑戦」を試みたのであった（ポメランツ 2015: 204）。そして，イギリスでは「東インド会社や西インド会社（the Indies）」が「陶器（china）」から「18 世紀後半のインド産綿織物の模倣にいたるまで，新しい輸入代替工業化の発展を促した」と，ポメランツ（2015: 206）は指摘している。このうち「インド産綿織物の模倣」は明らかにイギリス産業革命の始まりを意味しており，むしろ輸出代替工業化と言い換えた方が賢明であろう。

たしかにこうした企業活動には「ヨーロッパの新しい金融制度」が大きな役割を果たした（ポメランツ 2015: 204）。たとえば，オランダ東インド会社が「胡椒（spices）」の取引で優位に立った最大の理由は，「武力行使（force）」によって「競争相手を排除し，大きな利権を横取り」することで，東南アジアにおいて「独占か独占に近い状態」を実現し得たからであった（ポメランツ 2015: 194）。武力行使によって取引条件をより優位なものにするには莫大な固定費用が必要であったため，「所有権と経営権は明確に区分される必要が生じ（ownership and control of the firm had to be firmly separated）」，また「株式市場が用意されなければならなかった」。胡椒

をより大量に調達するために，事業規模を拡大すればするほど，オランダ東インド会社は現地で小規模な市場を利用する費用の高騰に直面せざるを得なかったと考えられる。このような場合，経済外的な強制力を行使する費用の方が安価になり得るため，逆説的ではあるがこうした非補完的な「周辺」では「優れた商業組織」よりも「政治的・軍事的な力（political and military power）」の方が，経営面から見てより有効な手段になり得たのである。

そこで，東南アジアでの国際貿易の状況，つまり「需要側の問題（demand-side problems）」（ポメランツ 2015: 267）について検討しよう。中国や日本の対東南アジア貿易に関して，ポメランツ（2015: 267）は「さまざまな貨幣媒体（various monetary media）が別々の方向へ流れており，貿易収支の安定（the settlement of trade balances）よりもむしろ，〔市場間の価格差を利用して利益を得る〕鞘取り（arbitrage）が主要な原動力であった」と指摘している。したがって，アムステルダムのような国際貿易の中心地があり，取引価格の相場が形成されていたわけでもなければ，有利な取引相手を低コストで探し当てることができる状況でもなかった。また，「東南アジアへの輸出業者は，かなり小規模な市場（a fairly small market）しか見いだしておらず，いかなる商品でも大量の積み荷が持ち込まれると，その港の市場が供給過剰になった（easily glut the market）」（ポメランツ 2015: 267）。この結果，分散した市場間で「供給過剰→鞘取り」が繰り返され，大量取引を行うには非効率的な市場構造となっていたことがわかる。

このため，「植民貿易会社（the colonial trading companies）」（ポメランツ 2015: 206）は安価な「疑似政府」ではなかった[8]。ここで問題となるのは，イギリス産業革命との関係である。イギリス産業革命に関して，武居（1984）は「まえがき」の冒頭において「いわゆる国民経済の成立とは，その実，ランカシャー綿業資本とロンドン金融資本との同盟関係 ── マンチェスター＝ロンドン枢軸 ── の成立にほかなら」ないと明言している。「国民経済の成立」という表現に大塚史学からの影響が滲み出ているが，ポメランツはむしろ「ヨーロッパの新しい金融制度」と「擬似政府」，つまり「植民貿易会社」との強固な結びつきを強調している。「鉄道時代（the railway era）」以前に「会社（corporations）というものが最も重要な意味をもったのは，海外への植民活動（overseas colonialization）と，軍事力を伴う貿易（armed trade）においてであった」（ポメランツ 2015: 210）。これに対して，「産業革命初期の技術は，安価なものがほとんどであ」り，「初期の綿織物工場（early textile mills）には固定資本がそれほど必要ではなく，家族企業（family firms）のかたちで簡単に資金が調達された」と指摘している（ポメランツ 2015: 193）。産業資本家と呼べる水準ではなかったのである。

このように，ポメランツ（2015: 195）は産業革命期初期のイギリスが「多額の安全な投資先を求めているのに，さほど大きな固定資本を利用しない産業が多くを占めていた（with lots of money seeking secure outlets and many branches of industry still not using much fixed capital）」ことを強調している。しかし，「マンチェスター＝ロンドン枢軸」が成立したこと自体は全く否定していない。19 世紀における「鉄道建設（railway-building）」では「必要とする

資本がはるかに大規模になり，利潤が出はじめるまでには，よほど長く待たなければならなかった（longer wait before profits began）」ため，「会社という事業形態と安価な資本の入手方法（the corporate business form and access to cheap capital）がきわめて重要になった」（ポメランツ 2015: 195）。このため，鉄道投資ブームにおいて「大規模な利益の安全な再投資先（safe ways to reinvest large profit）を探し求めて」いる「投資家の大群（a large pool of investors）」が重要な役割を果たすことになるのだが，「その多くが紡績工場（cotton mills），炭鉱（coal mines），その他，初期の産業的な事業（other early industrial enterprises）によって大金を手にした人びとであった」（ポメランツ 2015: 195）。つまり，「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の形成は産業革命の原因ではなく，むしろ結果であった。

以上の指摘は「19 世紀文明」の成立について検討する上で重要な問題となる。その中心に「国際金融業（*Haute finance*）」（ポランニー 2009）が居座っていたからである。このゲームメーカーの歴史的役割について検討するために，再びイギリス産業革命に話を戻そう。オランダとイギリスが効率的な財産権構造を構築することによって「生態環境上の制約」から脱却したというノース＆トーマス（1980）の主張に対して，ポメランツ（2015: 86）は「まったく説得力がない」と完全否定している。ヨーロッパ中心史観だからである。しかし，ポメランツは奴隷制と植民地により，イギリスが「生態環境上の制約」から解放され，産業革命を実現したという説明ですら大いに不満を感じていると思われる。なぜならば，その後，イギリスが自ら奴隷貿易を廃止してしまうからである。にもかかわらずイギリスは「世界の工場（workshop of the world）」の名をほしいままにしていた。「結局，大分岐後もヨーロッパ人の植民地主義と海外に対する強制（European colonialism and overseas coercion）」は重要性を失うことなく，その矛先が「旧世界に集中することになった」（ポメランツ 2015: 293）。このように，「生態環境上の制約」は「19 世紀文明」においても依然として克服すべき課題であり続けたのである。

### 3. 別の「中心」との結びつき ── 銀流通が果たした役割 ──

「中心―周辺」構造に注目する限り，大分岐以前にあたかもグローバル経済と呼び得るものはなかったようにも思われる。しかし，この発想は「19 世紀文明」の遺物とも言えるヨーロッパ中心史観そのものであり，ヨーロッパという主役がいなくてもグローバル経済は実在した。この理由のひとつは旧世界にも中国やインドといった別の「中心」があったからである。そして，その多核的な世界を結びつけたものが，南アメリカで産出された金・銀であった。このうち特に銀に関して，ポメランツ（2015: 172）は「ひとつのよほど特殊なモノ（one more specific good）」という言い方をしてまでいる。この意味に関しては後述することとよう。まず確認したいのは，こうした貴金属が「ヨーロッパ商業の潤滑油として機能し（grease the wheels of European trade）」，大きく「3 つの流れ（three separate streams）」を形作って，結果的に「ヨーロッパに他の商品をもたらした」ということである（ポメランツ 2015: 278）。つまり，銀こそが「支配

的な中心をもたない，多中心的な世界」の主役であった。

3つのうちの「ひとつの大きな流れは，旧世界のうち，生態環境が豊かな小市場地域（ecologically rich small market zones）」への流れである「東南アジアから中近東の一部，さらには東欧にいたる多様な地域」に向かった（ポメランツ 2015: 278）。こうした「ヨーロッパ商品に対する需要が十分でない地域」において「銀ないし（頻度は低いが）金は，現代の外貨準備（modern currency reserves）と同じように扱われ」，つまり「貿易差額の埋め合わせに送られ（a residual store of value transferred to cover an otherwise unbalanced trade）」ることで，西ヨーロッパは「実物資源（real resources）の輸入を拡大することができた」（ポメランツ 2015: 278）。しかし，もともと金・銀は西ヨーロッパから「現送される前に通貨として鋳造された（coined before transshipment）」ものであったにもかかわらず，「本質的に奢侈品（a luxury good）」あるいは「ひとつのヨーロッパ商品であった（one European manufactured good）」（ポメランツ 2015: 278）。つまり，西ヨーロッパは支払った金貨・銀貨の一部を地金・地銀として逆輸入していたのである(9)。

「（西）ヨーロッパが土地集約的な商品（land-intensive goods）を獲得するのに役立った，もうひとつの流れ」は，「さまざまなアジアの商品（おおかたはインド産品）（various Asian［mostly Indian］manufactured goods）との交換に使われたもので，これらの製品で，南北アメリカ向けの奴隷購入がおおかた賄えた（covered much of the cost of procuring slaves for the Americas）」（ポメランツ 2015: 279）。「土地集約的な商品」で最も重要だったのはインド産のキャリコであり，「インド産の繊維品だけ（Indian cloth alone）で，価格にすると（by value），18世紀にイギリスの奴隷商人がアフリカ人奴隷と交換した積み荷全体の約3分の1に達した」（ポメランツ 2015: 279）。また，「フランスはインド産の織物の良質な模造品（good imitations of Indian fabrics）をなかなかつくれなかったので」，「フランス人奴隷貿易商の場合，奴隷購入に用いた商品（the goods that French traders used to acquire slaves）のおおかた半分を占めていた」（ポメランツ 2015: 279）。このように，奴隷制度により獲得した貴金属によってインド産のキャリコを購入することにより，奴隷制度がさらに拡大したのである。

たしかに西ヨーロッパにとってこの流れは間接的なものであった。しかし，東ヨーロッパや東南アジアの小規模市場地域において金・銀が「『貿易赤字』をカヴァーするために使われて退蔵された（a store of wealth that covered a “trade deficit”）」のではなく，「中心」のひとつであったインドにおいては「広範な基盤に基づく取引の必要（a broadly based transactions demand）に応じたものだった」（ポメランツ 2015: 279）。奴隷貿易にはキャリコが必要であったが，インドには「中国産の織物や陶磁器（Chinese fabrics and ceramics），東南アジア産の珍味食品（South Asian delicacies），とくに中東からくるイスラーム商品（Islamic goods from the Middle East）など」が流入し，「（西）ヨーロッパ産の奢侈品」にとって大きな市場にはなり得なかったのである（ポメランツ 2015: 279）。この意味において，「インドに流れた貴金属（pre-

cious metals flowing to India)」は，西ヨーロッパにとって「インドがこれほどの規模で購入することを想定できる唯一の商品（the only European good）であった」（ポメランツ 2015: 279)。このように，「新世界の貴金属（New World metals）がなければ，インドが，代わりに他のヨーロッパやアメリカの商品（other Euro-American goods）を輸入しただろうと想定できない」状況だったのである（ポメランツ 2015: 279)。

「貴金属の最後の流れ」は「最大の規模となっていたもの」であり，その流入先で「社会の全階層によって，取引の媒介手段として用いられ（used as a medium for transactions involving every class in society)」，その結果「(西）ヨーロッパやアメリカには，さまざまな消費財が流れた」（ポメランツ 2015: 280)。ただし，この流れ（this flow of silver）は「(西）ヨーロッパの土地にかかる圧力を軽減する役割はほとんど果たさなかった（did the least to ease pressure on Europe's land)」（ポメランツ 2015: 280)。この流入先は中国を指し（the enormous flow of silver to China)，中国において「銀は明らかに商品であって，決済のために準備しておく形態の富（residual wealth used to settle unbalanced accounts）ではなかった」（ポメランツ 2015: 280)。つまり，「何百万もの庶民が租税の支払いや通常の購入物の支払い（pay their taxes and for many ordinary purchases)」に銀を用いていた（ポメランツ 2015: 280)。また，銀は「鞘取りに使われ（just one of many goods being arbitraged)」，「金，陶磁器，絹（gold, porcelain, silk)」など「他の地域より中国で比較的豊富であった商品」が「中国で比較的少なかった銀と交換された」（ポメランツ 2015: 280)。

銀は中国経済の「金融・財政の基礎（monetary and fiscal base)」となりつつあったために大きな需要があり，1500 年から 1640 年にかけて，つまり価格革命と同時期に「銀が入ってくるのとは反対に，金や銅が中国から流出し，その多くがヨーロッパに到達してい（gold and copper left China, often ending up in Europe)」た（ポメランツ 2015: 280)。新世界からの銀に先立って，「1300 年末には，日本銀が奔流のごとく中国に流入しはじめたが（China began drawing in huge amounts of Japanese silver)，中国の金銀比価（gold-to-silver ratio）は 1 対 4 から 1 対 5 のあいだであ」り，「新世界の銀が中国に到着しはじめても，中国の比価はなお 1 対 6」であった（ポメランツ 2015: 202)。これに対して，ヨーロッパでは 1 対 11, ペルシャでは 1 対 10, インドでは 1 対 8 であり，「利鞘が大きかったため（with arbitrage so lucrative)，新世界の銀の 3 分の 1 から 2 分の 1 が中国に流入」することになった(10)（ポメランツ 2015: 202)。

アジアの銀需要を「有効需要（effective demand)」にするためには，「中国の絹，磁器（Chinese silks, porcelain)」や「インドや東南アジアの木綿や胡椒」などが，「アジアから大西洋世界（the Atlantic world）に流れていかなければならなかった」（ポメランツ 2015: 203)。つまり，銀という購買力に裏づけられた「ヨーロッパ人のアジア物産への欲求（European desire for Asian goods)」という需要側の事情だけではなく，銀の未曽有の輸入需要や「アジアのプロト工業の生産能力（productive capacity of Asian proto-industries)」といった供給側の事

情をも考慮する必要がある（ポメランツ 2015: 203–204）。この結果，「西ヨーロッパは，新世界銀の再輸出（the transshipment of New World metals）があったために（中略）実物資源の輸入を拡大（expand its imports of real resources）」し得たのである（ポメランツ 2015: 281）。このように，「世界経済はなお，複数の中心をもっていた（the world economy remained polycentric）」のであり，「貴金属の流れの規模や性格を決めたのは，ヨーロッパおよびその他の地域のダイナミクスの相互作用（the intersection of Europe and other regional dynamics）であった」[11]（ポメランツ 2015: 281）。

## II. 19 世紀の世界への歴史的展望 ── 糸口としてのアジア史 ──

### 1.「グローバルな複合状況」から見た「小規模市場問題」── 19 世紀史へのヒント ──

ポメランツはどのようにして小規模市場問題の歴史的意義に気づいたのであろうか。後述するように，この問題はマルクス主義者の歴史解釈を再定式したものなのだが，恐らくはポメランツが「グローバルな複合状況」の違いを強く意識していたからだと思われる。たとえば，小規模市場問題に関して，ポメランツ（2015: 269）は「一般に交易条件（the terms of trade）が原料輸出国（raw material exporters）よりも工業輸出国（industrial exporters）に有利で，『農業国（agrarian）』を『貧困国（poor）』とほぼ同義とするような 20 世紀パターン（the twentieth-century pattern）を，それ以前の時代に投影することは避けるべきだ」と指摘している。交易条件が悪化し国際市場が縮小したのは第 1 次大戦後，つまり「19 世紀文明」の崩壊過程である。また，「新しいある種の周辺」を含む「環大西洋関係（the transatlantic relations）」に関しても，「工業化以前にありながら，現代世界における一次産品輸出地域と工業地域との永続的な分業体系（the self-perpetuating division of labor between primary products exporters and manufacturing areas in the modern world）を予見させる」[12]（ポメランツ 2015: 267）とまで指摘している。この場合の「工業化」とは西ヨーロッパ全般の状況を述べたものであり，「19 世紀文明」における「グローバルな複合状況」と比較されているのである。

ではなぜ第 1 次大戦後に交易条件が悪化したのであろうか。この問題は「19 世紀文明」の崩壊，つまり「大転換（the great transformation）」（ポランニー 2009）がどのようにして生じたのかという問題とも関係してくる。交易条件が悪化したのは一次産品価格が大幅に下落したためであるが，「農業国」という表現に見られるように，ポメランツは一次産品の中でも農産物の生産状況を最重要視している。たとえば，前述の「20 世紀パターン」に関して，ポメランツ（2015: 269）は「一次産品の生産自体に，より多くの工業製品の投入が不可欠となりはじめ（primary-product production itself began to require more manufactured inputs），また，貧しい人びとでさえ，工業製品を投入して生産された農作物や非農作物（many non-farm goods and/or farm goods produced with the aid of industrial inputs）を買うようになったときに，

初めて成立した」と指摘している。このうち前半は農産物価格が暴落した原因であり，後半はその結果に該当する。したがって，前半の「より多くの工業製品」とはトラクターなどの農業用機械や化学肥料を指している(13)。つまり，環境経済学が問題視する石油への依存度が高い現代的農業の成立が原因だったということになる。

石油に依存した農業は土地と労働力を大幅に節約し，人類を「生態環境上の制約」から解放した。裏を返せば，「19 世紀文明」下において，グローバル経済は「生態環境上の制約」からまだ完全には解放されていなかったということになる。他方で，東ヨーロッパのように，「生態環境上の制約」を受けていない「周辺」も依然として存在していた。以上が「19 世紀文明」における「グローバルな複合状況」を考える上での基本的前提だったと考えていいように思われる。その際に，ポメランツ（2015: 217）が「南北アメリカの広大な小麦地帯（the great breadbaskets of the America）」(14)，および「東南アジア本土にある将来の大米作地帯（the great rice future bowls on the Southeast Asian mainland）」(15) と呼ぶ地域の動向が重要になってくる。なぜならば，両地域とも大分岐の開始当初はほぼ未開拓地であり，「開発のための資本と労働力が導入されるようになるまでに，なおかなりの歳月を要した」からである（ポメランツ 2015: 217）。そして，「開発のための資本」の多くの部分が，前述したイギリス産業資本家の再投資によるものであったと考えられるのである。

ここに「19 世紀文明」における「成長のエンジン」の本質があったのではなかろうか。北アメリカの小麦地帯を例にしてこの問題について考えてみよう。砂糖やコーヒー，タバコ，茶，絹といった奢侈品とは異なって，小麦はヨーロッパの各国内にも生産者が存在していた。このため，ヨーロッパの貿易商は「十分に高い利鞘（high enough margins）」を得て，あるいは「うまく原価に高額の上乗せをすること（with heavy mark-ups）」によって「海外における保護の費用（overseas protection costs）」に充填することができなかった（ポメランツ 2015: 216）。この「保護の費用」は開発費用と言い換えてよく，当初はヨーロッパ商人が負担していた。多額の開発費用を捻出し得ないため，北アメリカ産小麦はヨーロッパ各地で販売され，「もう少し内陸に行けば，そのような豊かな土地がもっとある（plenty more land like that）ことは人びとに知られていたが，植民地時代を通じて（during the colonial period）小麦輸出用に広大な新しい土地（vast new areas）が拓かれることはなかった」（ポメランツ 2015: 216）。このように，開発費用の観点から見た場合，「高額の上乗せ」に欠ける北アメリカの小麦生産は「国家と結びついたヨーロッパの会社による資本主義（the state-linked capitalism of the European companies）」（ポメランツ 2015: 216）の様相とは大きく異なっていたのである。

しかし，その後「19 世紀文明」の下で，アメリカ合衆国は世界最大の小麦輸出国へと成長を遂げ，現代へと至っている。北アメリカにおける「小麦のフロンティアが急速に拡大する（rapid expansion of the wheal frontier）」ための条件として，ポメランツ（2015: 216）は以下の 3 つの条件をあげている。ひとつは「海運コストのより大幅な低下（a much greater fall in

shipping costs)」であり，もうひとつは「北アメリカ自体に大規模な都市市場が成長（the growth of large urban markets in North America itself)」したことである。このうち前者はカリブ海地域との大西洋貿易あるいは「環大西洋関係」の拡大を指している。このことは「カリブ海地域に多くの穀物と木材を送り出したのはイギリス領北アメリカ（British North America）で，そのおかげでこれら植民地は，ヨーロッパの工業製品の購入が可能になった」（ポメランツ 2015: 36）という指摘に明らかである。北アメリカがまだイギリス植民地であり，資本主義や工業が未発達だった時代の状況である。

これに対して，後者は「情報や取引，輸送の費用が大きく低下し（vast lower information, transaction, and transportation costs)」た「19 世紀世界（a nineteenth-century world)」の状況である（ポメランツ 2015: 213)。この結果，「何百万にものふつうの人びとが，自分たちや親族が大西洋を横断する移民のための費用を，自前で負担できるようにな（did fund their own transatlantic migration or that of their relatives)」り，「新世界の政府（New World governments）が新世界の住民（their own populations）に税を貸して，民間の経済活動（private economic activity）が繁栄するために必要な軍事力を保持し，政治秩序を維持し，基本的な社会基盤（basic infrastructure）を整備できるようになった」（ポメランツ 2015: 213)。したがって，最後の条件は「フロンティアを征服し，統治し，統合するために費用を負担する，統治の論理をもつ独立した政府の出現（the emergence of an independent government with its own reasons)」とされている（ポメランツ 2015: 216)。つまり，現地の政治権力が徴税により開発資金を負担し得る状況が整ったということである。

最後の条件は南北戦争の解釈とも関係する。北アメリカの小麦地帯が形成される以前，「ヨーロッパの貿易商（European merchants)」が「新世界開発のための社会的間接資本の費用（the overhead costs of New World development)」のほとんどを負担し，「新世界のプランター（New World planters)」に奴隷を供給していたからである（ポメランツ 2015: 213)。この結果，小麦のフロンティアが拡大することはなかった。しかし，投資環境さえ整えば一次産品を生産するための資源開発は魅力的な投資対象だった。したがって，「国際金融業」にとって，南北戦争はフロンティアにおける投資環境が整備されたことをも意味していた(16)。この結果，「ヨーロッパの移民」を主要な労働力として，南アメリカのアルゼンチンをも含めた「ますます広い範囲のアメリカ各地から第一次産品をヨーロッパに送り返し（by sending primary products back to Europe from ever larger parts of the Americas)，海運費や自立資金，工業製品の購入費を賄うことができるようになった」(17)（ポメランツ 2015: 292)。ただし，興味深いのはアメリカ合衆国が「中心」として成長したのに対して，アルゼンチンは《再周辺化》によって世界屈指の経済大国へと成長を遂げたということである(18)。

このように，「19 世紀文明」には「生態環境上の制約」という影が間違いなく見え隠れする。しかし，「19 世紀文明」の崩壊過程で生じた交易条件の悪化によって，アルゼンチンは小規模市

場問題を抱えることとなり，1930 年代には輸入代替工業化に踏み切っている[19]。この政策は戦後にも継続されたが，その是非を問う中で従属論や世界システム論といった歴史分析が誕生した。そこで，小規模市場問題に話を戻そう。ポメランツ（2015: 269）は「『消費不足（underconsumption）』とは，19 世紀末から 20 世紀を対象としている研究者（全員ではないが，ほとんどはマルクス主義者）（scholars［mostly, though not exclusively, Marxists］）によってしばしば提示されてきたものとは，非常に異なった現象なのである」と述べている。ここからポメランツがマルクス主義者が提起した歴史解釈に批判的であることは火を見るよりも明らかである。しかし，本稿で問題にしたいのは「消費不足」という捉え方，言い換えればポメランツによる再定式に潜む歴史分析の戦略性，およびその先にある問題である。

## 2.「グローバルな複合状況」と「中心―周辺」構造 ── 世界システム論批判 ──

ポメランツが批判するマルクス主義者とは主に従属論者と世界システム論者であるが，その批判は次のように続く。「そうした説明の多くは，需要不足（inadequate demand）を，機械化によって生産性が飛躍的に上昇し，低賃金の労働者たちの購買力をはるかに超えてしまう（the huge leaps in productivity made possible by mechanization far exceeded the purchasing power of poorly paid workers）ことから，中核地域に生じた問題だとみなしている」（ポメランツ 2015: 269）。この批判から，ポメランツが再定式した「消費不足」が輸出市場の問題であるのに対して，もともとマルクス主義者が提起した「需要不足」は国内市場の問題であることがわかる。したがって，この批判は「19 世紀文明」と「20 世紀文明」の「成長のエンジン」をはき違えているという内容だと理解することができる。たとえば，前者の「成長のエンジン」とは資源開発のための対外投資を起点としたものであって，ロストウ（1961: 106）は「絶えず拡張しつづける鉄道建設（the continued extension of railroads）とかその他の費用節約的産業工程（cost-reducing industrial processes）の導入といった供給の側に成長の運動量（the moment of growth）が依存していたときには，経常的消費需要（current consumers' demand）の水準が比較的低い場合でも，投資は有利であると判断することができた」と指摘している[20]。つまり，国内需要は投資の大きな判断材料にはならなかったのである。

これに対して，後者の「成長のエンジン」とは，「自動車・一世帯用住宅・道路・家庭用耐久財・高級食品に対する大衆市場（automobiles, single-family houses, roads, household durables, mass markets in high-grade foods）」に軸足を置いた内需主導型の投資であって，投資は「（国内において）拡大する消費を基礎とする産業やサービスを中心に行われるようにな」った（ロストウ 1961: 105–106）。したがって，「中核地域」における「需要不足」が経済問題となるのは「20 世紀文明」においてであった。そしてさらに，はき違えの極端な例として，ポメランツ（2015: 269）は「市場の拡大が不可欠になったこと（the need for additional markets）が，19 世紀末に，新たな，特殊資本主義的な帝国主義の波（a new, peculiarly capitalist wave

of late nineteenth-century imperialism）が生じた原因だ，という者」もあげている。世界の市場分割が資本主義の最終局面だとする古式ゆかしい帝国主義論であるが，この批判は「20 世紀文明」の展望に際して，ロストウ（1961: 162）がその基盤が「帝国主義」にも，「いわゆる資本主義の独占段階から生じる内在的衝動（compulsions arising from an alleged monopoly stage of capitalism）」にも，「植民地をめぐっての自動的な寡占競争（an automatic oligopolistic competition over colonies）」にさえもないと断言したことを想起させる。

この一致はイデオロギーに起因するものではなく，両者が「19 世紀文明」に類似した発想を共有していることが要因であると考えられる。イデオロギーが原因であれば，ポランニーとも対立するはずだからである。したがって，大分岐以降の「グローバルな複合状況」を検討するには文明論的な観点が不可欠になるように思われる(21)。いずれにせよ，以上のような前提の下で，ポメランツは小規模市場問題を次のように再定式している。つまり，「『消費不足（underconsumption）』を，工業化以前の周辺地域自体（preindustrial peripheries themselves）の社会構造や人口の構造によって生み出された問題（つまり，こうした地域が，なぜ輸入する以上に輸出したのか（why they exported more than they imported）という問題）として捉え」直しているのである（ポメランツ 2015: 269–270）。このうち「社会構造や人口の構造によって生み出された問題」とは前述した「『周辺』地域のポリティカル・エコノミー」の問題そのものであるが，注目すべきは同時に輸出入における傾向の問題だとされている点であろう。「消費不足」の問題を「輸入不足」の問題として捉え直そうとする意図が感じられるからである。

そこで，まずは輸出入における傾向の問題から検討しよう。外貨準備の関係で，一般に「周辺」においては輸出量が輸入量を規定する。これが「なぜ輸入する以上に輸出したのかという問題」への簡潔な解答である。この前提の下で，「周辺」における消費不足（＝輸入不足）に関して，ポメランツ（2015: 270）は「工業化前の中核地域（preindustrial cores）」においては「消費者数の不足ではなく，特定の商品の供給不足が問題となる（short of certain supplies, not of consumers）」ため，「不可欠な土地集約型の物資を得るための努力を妨げてきたものとして捉えたい」と主張している。つまり，「工業化前の中核地域」は小規模市場問題を「周辺」の貧弱な供給能力の問題と捉え，工業製品の輸出を拡大しようとする努力を怠ったという解釈である。いかにも《再周辺化》が画期的なイノベーションであったことを理解しつつも，戦略上このことをひた隠しにせざるを得ない苦渋をにじませる表現である。いずれにせよ，この問題あるいは戦略は東ヨーロッパという「周辺」を例に考えると最もわかりやすい。貧弱な供給者ではあったが，「西ヨーロッパにとって，東ヨーロッパは生態環境的に，大量の穀物や木材，その他土地集約型の商品を［西ヨーロッパへ］輸出できる『周辺』の貿易パートナー（a peripheral trading partner）となっていた」からである（ポメランツ 2015: 270）。

脱工業化によって，「東ヨーロッパの繊維生産（textile production）は，早くも 15 世紀には相対的に衰退しはじめ（went into at least relative decline），穀物輸出（grain exports）が

増加するにつれて，絶対的にも衰退した（declined in absolute terms）」（ポメランツ 2015: 264）。つまり，西ヨーロッパからの工業製品の輸出攻勢によって，東ヨーロッパは一次産品の輸出能力を拡大させた。このため，たしかに「西ヨーロッパは，永続的にその工業製品を東ヨーロッパの一次産品と交換する可能性（the chance for western Europe to perpetually trade manufactures for primary products）が高まった」（ポメランツ 2015: 265）。しかし，農奴制や共同所有のような「硬直した制度（institutional rigidities）のせいで（中略）早急にこの輸出能力が，内部成長（internal growth）の方向に転換されるということはなかった」（ポメランツ 2015: 270）。つまり，国内の政治経済学的な事情により輸出量の拡大が頭打ちになったのである。このように，「『周辺』地域のポリティカル・エコノミー」の問題は輸出や輸入の能力の問題と密接に関係しており，「制度が硬直化していたということは，同時に，東ヨーロッパの対西ヨーロッパ貿易がかなり急速に天井につきあたった（peaked quickly）ということ」（ポメランツ 2015: 270）を意味してもいたのである。

輸出量が輸入量を規定するという点は「新しいある種の周辺」にも共通する。ここで比較すべきは 19 世紀のアルゼンチンである。前述のように，《再周辺化》によって世界屈指の経済大国に成長し得たからである。豊富な資源があっても，「周辺」の側に経済発展へのインセンティヴが働かず，あるいは資源を開発するための資本や技術がなければ，《再周辺化》は生じ得ない。こうした観点から，ポメランツ（2015: 270）は「世界システム論者（world systems theorists）は，このように『封建的』な東ヨーロッパと『資本主義的』な西ヨーロッパとのあいだの取引（exchanges between “feudal” eastern and “capitalist” western Europe）」を「地球規模の分業が展開していく過渡期（a transformative moment）として捉え」ていると批判している。つまり，東ヨーロッパと西ヨーロッパの取引関係に搾取を基調とする資本主義の本質があり，この関係が全世界に同質的に拡大することで「地球規模の分業」構造が生まれたとする一面的な解釈への批判である。この理由として，「たんに『あまり発展していない』貿易相手を見つけるだけ（merely finding “less-advanced” trading partners）では，いかなる中核地域の問題も解決しなかった」ことがあげられている（ポメランツ 2015: 270）。この指摘にこそアルゼンチンを対比すべき最大の意義があって，「周辺」を発展させることで「中心」も発展することができる相互依存的な市場関係が暗黙裡に前提にされているのである(22)。

東ヨーロッパも新世界も西ヨーロッパの発展に大きく貢献したが，その貢献の仕方には大きな違いがあった。たとえば，「19 世紀文明」の下で東ヨーロッパは「あまり発展していない」状況を脱し，「新しいある種の周辺」となった。この変化は「19 世紀の自由主義化（nineteenth-century liberalization）」により形作られた自由貿易によるものであった（ポメランツ 2015: 213）。これに対して，「新世界は，純粋なスミス型交易（purely Smithian trade）が始まるよりはるか以前から，ヨーロッパにはるかに大きな恵みを与えた」（ポメランツ 2015: 304）。この「純粋なスミス型交易」とは自由貿易を指し，自由貿易以前から新世界のうち距離の摩擦が小さ

かった地域が大きな貢献を行った原因のひとつは，東ヨーロッパにおける「硬直した制度」にあった。他方で後にアルゼンチンとなる地域は，交通革命が訪れるまで距離の摩擦のために《銀の国》の名に似つかわしくグローバル経済の枠外にあって，西ヨーロッパにとって《資源》にすらなり得なかった。そして，「19 世紀文明」の下で新世界自体もその役割を変えていったのである。このようにして，ポメランツは「単一の，支配的なヨーロッパの『中核』」を措定したグローバル経済」という 19 世紀的な固定観念から時代的に遡ることによって，「支配的な中心をもたない，多中心的な世界」を戦略的に浮き彫りにした。そして，この 2 つの世界の転換こそが大分岐の本質であったように思われる。

### 3. 展望論としての 19 世紀アジア史 ── 2 つの空間軸という問題 ──

大分岐以前の世界における西ヨーロッパ以外の「中心」は，一定の自律性をもった経済空間における中心の意であって，必ずしもグローバル経済における重要なアクターというわけではない。典型が日本である。これに対して，アジアの中でも明らかに中国やインドは重要なアクターであった。前述のように，西ヨーロッパは「中国からは，金やさまざまなぜいたくな織物（gold and a variety of luxury fabrics）（すべてではないが一部は再輸出した）を輸入した」（ポメランツ 2015: 267–268）。また，インドは「中国との貿易で，主に棉花，インディゴ，のちにはアヘンといった農産物を輸出し（farm products primarily—cotton, indigo, and later opium—），西から入ってきた銀製品の一部を再輸出した」（ポメランツ 2015: 267）。キャリコの引き換えに流入した銀で，インドは中国と貿易を行っていたのである。そして，東南アジアでは両国を取り結ぶ中継貿易がさかんであり，「多くの中国商品がさらに西へ再販されることを目的（for resales to points further west）に購入され」ていた（ポメランツ 2015: 267）。この「西」にはヨーロッパも含まれており，ここには既に「中国⇄インド⇄ヨーロッパ」という空間軸が形成されている。

大分岐後もインドと中国は重要なアクターであり続け，この空間軸は 1869 年に開通したスエズ運河によって大幅に短縮された。しかし，運河開通の半年前に初のアメリカ大陸横断鉄道が開通し，「東アジア⇄北アメリカ⇄ヨーロッパ」という別の空間軸も誕生している。地理学的に興味深いのは，この 2 つの空間軸がグローバル経済の発展，あるいは日本の近代化に果たした役割の違いである。明治維新を経て，日本もグローバル経済において重要なアクターとなるのだが，2 つの空間軸は国内に大きな対照性を生み出した。たとえば，紡績業や綿織物業にとって大きな役割を果たしたのは，「中国⇄インド⇄ヨーロッパ」という空間軸であった。特に紡績業は移植部門として輸入代替工業化が試みられ，激しい「アジア間競争（intra-Asian competition）」を繰り広げることになった。これに対して，養蚕業や製糸業，絹織物業にとっては，「東アジア⇄北アメリカ⇄ヨーロッパ」という空間軸の方が遥かに重要な役割を果たした。そして，製糸業や絹織物業は在来工業としての性格を強く残しつつ発展を遂げることとなった。

日本の国土はこの 2 つの空間軸の要になり得る地政学的位置に存在している。ここから，両方

の空間軸に沿う形で近代化を遂げたという展望が得られる。言い換えれば，近代化に際し日本は2つの発展経路を同時に選択したのである。主体的選択への理解を深めるためには，もともと日本が2つの空間軸の要にはなっていなかったことに眼を向ける必要がある。たとえば，ヴェトナムやタイの砂糖，インドネシアの胡椒といった「南アジアや東南アジアから中国や日本に向けられた一次産品（the primary productions that left south and southeast Asia for China and Japan）」は「はるかに大きな市場をもち（had much broader markets）」，前述した「『供給過剰』問題（“glut” problem）を抱えることはなかった」（ポメランツ 2015: 267）。しかし，「このルートの両端で当局による規制が課せられ（restrictions placed on the participants by authorities at both ends of these routes）」ていたため，「おそらくもっと売られた」はずの商品がそれほど取引されていなかった（ポメランツ 2015: 267）。つまり，アジアにも朝貢貿易を基軸のひとつとする「硬直した制度」が存在していたのである。

日本の国土は要の位置に立ち得たため，近代化に際して2つの空間軸を能動的に利用し得た。しかし，中国とインドという重要なアクターに挟まれた東南アジアは「中国⇄インド⇄ヨーロッパ」という空間軸から容易に抜け出すことができなかったと考えられる。杉原（1996: 2）は「そもそも自由貿易圏としてのアジアの制度的枠組は，欧米列強による植民地支配や不平等条約の強制が基礎になったのであって，決して自生的なものではなかった」と指摘している。東南アジアは「自由貿易圏としてのアジアの制度的枠組」の中で「新しいある種の周辺」となったということである。では，こうした《再周辺化》の枠組みはどのように形成されたのであろうか。この問題に関して，秋田（2018: 5–6）は「18世紀末からの『大分岐』は，19世紀のグローバル化とも密接な関係を持ちながら進展した」と指摘し，「19世紀のグローバル化とは，モノ（輸出入），ヒト（移民・国際労働力移動），カネ（資本輸出）の移動と迅速な情報伝達（海底電信網）を通じて，国境（境界線）を超えて緊密な経済関係が形成された事態を意味する」と述べている。「19世紀文明」の形成過程を想起させる指摘なので，以下で具体的に検討しよう。

「西ヨーロッパの東南アジア貿易」に関して，ポメランツ（2015: 267）は「蒸気船以前には両者の間の距離が，かさばる商品の取引の制約となった（the distances involved would have limited any pre-steamship trade in bulky products anyway）」と述べている。小規模市場問題と輸送費の問題が両者の関係の深まりを阻害していたのである。しかし，蒸気船用のインフラ整備やスエズ運河の開通によって両者の距離が縮まると，アジア内部にも新しい巨大市場が次々と誕生した。たとえば，西ヨーロッパの工業化によって石炭需要が高まる中で，「アジアにおいても，ヨーロッパ諸国によるアジア貿易の拡大とともに貨客輸送の蒸気船が増加し，蒸気船燃料としての石炭に対する需要が飛躍的に増加した」（杉山 2018: 109）。アジア市場における石炭貿易は「（石炭の）輸送コストが高いために，市場へのアクセスにおいては距離が重要な要因」となり，「石炭需要の増加とともに，石炭市場は地域的に収斂する傾向が強」かった（杉山 2018: 109）。日本の石炭産業もこうした特性を有するアジア市場に参入したのだが，競合品の中にはイ

ギリスのカーディフ炭もあった。高額輸送コストという条件下において，カーディフ炭がアジア市場で競争力を有した理由のひとつは 1869 年に開通したスエズ運河の存在にあったと考えられる。

もう少し詳しく見てみよう。日本の競合相手にはインド石炭産業もあった。「インドの産業化は，希少な資本と豊富な労働力，つまり高配当・低賃金の経済であり，輸入技術と低賃金労働に依存し，中でも石炭産業は英国資本による経営代理商（managing agency houses）と鉄道が大きな役割をはたした」（杉山 2018: 123）。注目したいのは鉄道投資の意義である。インドの主要産炭地はベンガル・ビハール・オリッサの東部 3 州に集中しており，当初は「カルカッタまでの輸送が困難であったために，石炭産業の発展に結びつきことはな」かったが，「1854 年の東インド鉄道（The East Indian Railway）の開通」は「ボトルネックとなっていた輸送問題に大きな転機をもたらした」（杉山 2018: 123）。つまり，アジアとの貿易拡大が蒸気船の運行に不可欠な石炭需要を高め，インド炭鉱開発への投資は有望なものとなっていたのである。この結果，鉄道会社への投資が行われ，カルカッタ（現コルカタ）は国内の鉄道網とグローバルな蒸気船網の結節点として重要性を高めることとなったのであった。ここにはまさに「19 世紀文明」における「成長のエンジン」が凝縮されている。

インドは「新しいある種の周辺」，しかも植民地でありながら，「19 世紀文明」においても重要なアクターであり続けた。インドが重要なアクターであった理由のひとつは，「幻の耕地（ghost acreage; ghost acres）」（ポメランツ 2015）としての役割，つまりイギリスに対する棉花の供給地としての役割を果たしていたことにある。ここにはイギリスの産業資本家が対外投資に積極的にならざるを得なかった大きな理由が存在する。ポメランツ（2015: 202）は「19 世紀初めには，イギリスも北アメリカやカリブ海に奴隷を売ることはやめた」ことを重要視している。前述のように，アフリカの黒人奴隷が供給されなければ，アメリカ南部におけるプランテーション農園の経営は安泰とは言えなくなるからである。そして，「この地域に特有の生態環境上の遺産や制度的な伝統がなければ（this area's particular ecological and institutional heritage），綿織物業のブーム（a boom in cotton textiles）を維持することがいかに困難であったかは，少し後の，南北戦争期に起こったいわゆる棉花危機（the so-called cotton famine）を見れば，ある程度想像がつく」（ポメランツ 2015: 285）とも述べている。

奴隷貿易廃止によって生じたリスクの軽減は，イギリス産業資本家の対外投資に対する強力なインセンティヴになっていたと考えられる。たとえば，「棉花危機」によって「アメリカ棉花の輸出が止まったのは，1862 年から 1865 年中頃までの期間にすぎなかったが，イギリスは，すでに 1850 年には原棉供給を増やすべく，相当の努力を始めていた（Britain had begun by 1850 to make considerable efforts to increase cotton supply）」（ポメランツ 2015: 285）。そして，「イギリスが主に力を注いだのは，インドであった（the major focus of British efforts was India）。1850 年代には，『棉花の獲得を目指して領土併合と鉄道建設という政策』を推進した（the Indian government was pursuing a "cotton-oriented policy of annexation and railway

construction" during the 1850s)」(ポメランツ 2015: 285)。ここで注目すべきは，インド石炭産業と同様に，「幻の耕地」化においても鉄道建設が起点となっている点であろう。そして，早くも 1861 年には「インド内での消費（domestic consumption）と中国への輸出を犠牲にして」，イギリスへの輸出量を確保している（ポメランツ 2015: 285)。ここにはインド綿工業の衰退（＝脱工業化)，あるいは脱中心化・周辺化も示唆されている[23]。

このようにして，インドは「中心」から「新しいある種の周辺」へと変貌を遂げた。これによって，アジアと西ヨーロッパとの間に「現代世界における一次産品輸出地域と工業地域との永続的な分業体系」が成立した。この分業関係は「中国⇄インド⇄ヨーロッパ」という空間軸に沿って形成され，この結果，「18 世紀には未開発であった（going unexploited）土地がたくさんあった」東南アジアも，19 世紀には「(西ヨーロッパへの）輸出品を供給する（supplied exports）ようにな」った（ポメランツ 2015: 267)。《再周辺化》によって成立した東南アジアの「新しいある種の周辺」の経済はモノカルチャー構造を特徴とするのだが，その象徴が前述の「大米作地帯」であった。東南アジアでの米需要の拡大が背景にあったからである。イギリスとフランスの植民地主義における緩衝地帯として植民地化を免れたタイにも「大米作地帯」が形成されたが，やはり交通革命の影響は絶大であった。たとえば，「(1920 年代に）鉄道網の拡大によって，鉄道沿線に精米所がさかんに設立されるようになり，地方で精米した米のバンコクへの米輸送が急速に拡大し，タイの米生産と輸出の拡大に貢献した」(宮田 2018: 227）からである。

こうした「アジア型商品貿易の発達全体が需要面で対欧米輸出貿易の拡大に大きく依存していた」(杉原 1996: 30–31）ため，東南アジアが「中国⇄インド⇄ヨーロッパ」という空間軸から抜け出すことは容易ではなかったと思われる。たとえば，英領マラヤにおける錫鉱山やゴム・プランテーションといった「資本主義的な輸出セクター」において輸出が拡大すると，そこで働く「労働者の生活必需品需要が増大する」ため，ビルマ米やシャム米，ジャワの砂糖，インド及び日本製の綿布・綿製品の輸入も増えるといった具合に「対ヨーロッパ輸出が増大すればするほどアジア製品の輸入も増えざるをえないという構造的な関係」が成立していた[24] からである（杉原 1996: 30)。このため，ポメランツ（2015: 217）は「東南アジアの砂糖と東南アジアの米は，新世界のタバコや砂糖よりも，小麦に似ていた（more like New World wheat than they were like tobacco or sugar)」と指摘している。言うまでもなく，この「小麦」は北アメリカからカリブ海の砂糖プランテーション地域に輸出されたものを指している。

以上で検討してきたように，「新しいある種の周辺」概念に注目すると，アジアの自由貿易圏と環大西洋貿易圏が経済構造の点において類似していたことが浮き彫りになる。ただし，その形成要因は大きく異なっており，アジアの自由貿易圏が「19 世紀文明」の産物であったのに対して，環大西洋貿易圏は経済外的な強制の産物であった。歴史を記述する際に，こうした「グローバルな複合状況」を無視して，経済のグローバル化を同一の原理の空間的拡大と捉える選択肢もあったはずである。しかし，「新しいある種の周辺」概念を媒介として，ポメランツは敢えて東

ヨーロッパというくさびを打ち込んでくるのである。これによって浮き彫りとなった「大分岐」は，環大西洋貿易圏が形成された世界とアジアの自由貿易圏が形成された世界が交差する歴史的転換点であった。この結果，「グローバルな複合状況」は大きく変化した。しかし，経済のグローバル化の底流には常に「生態環境上の制約」という問題があった。ここから，「19 世紀文明」は「生態環境上の制約」を克服するために誕生し，その歴史的使命を果たすことで「大転換」を迎えたという展望が拓ける。いずれにせよ，ポメランツの分析はかくも戦略的なのである。

## おわりに

本稿ではまず，ポメランツ（2015）が分析した「大分岐」と，ポランニー（2009）が分析した「大転換」を橋渡しすることで，19 世紀のグローバル経済の形成に関する歴史的展望を得ようと試みた。同時に，ポランニーの「19 世紀文明」概念が歴史分析に有効であることを明確化しようとも試みている。本稿が明らかにし得たのは次の 2 点である。第 1 点は，ポメランツの分析において「新しいある種の周辺」概念が戦略的に重要な位置づけになっているということである。「新しいある種の周辺」とは，「中心」に一次産品を輸出し，「中心」から工業製品を輸入することで発展する「周辺」である。カリブ海という例外はあるものの，基本的に「新しいある種の周辺」は「19 世紀文明」の自由貿易下に典型的に見られた「周辺」である。この概念と大分岐以前の「周辺」を対比することで，言い換えれば支配的な「中心」を有する世界から時代を遡ることによって，ポメランツは銀を媒介として成り立つ多核的なグローバル経済を浮き彫りにしていることになる。こうした手法は歴史分析では稀有なものであり，戦略的な意図が感じられる。

対比によって明らかになったことは，大分岐以前の典型的な「中心―周辺」構造には市場メカニズムが介在せず，持続的な貿易相手ではなかったということである。このため，西ヨーロッパが「中心―周辺」構造を維持し，「生態環境上の制約」から脱却するためには武力を含む経済外的な強制が必要であり，有効でもあったという指摘に説得力を持たせることに成功している。そして，この戦略において重要な役割を担っていた「周辺」が，東ヨーロッパと東南アジアであった。もともとこれらの地域は大分岐以前の典型的な「周辺」であった。しかし，大分岐後に「新しいある種の周辺」に変貌を遂げた。本稿ではこの変化を《再周辺化》と呼んだ。ポメランツは《再周辺化》という問題を取り上げてはいない。この理由は明らかに 19 世紀のグローバル経済から時代を遡ってそれ以前のグローバル経済を浮かび上がらせるというポメランツの戦略によるものである。このように，ポメランツには 19 世紀像の断片が散りばめられており，それを拾い集めることで全体像がおぼろげながらに浮かび上がってくる。

第 2 点は，おぼろげながらに浮かび上がった 19 世紀の全体像が，拙稿（2018）で提起した「19 世紀文明」像とほぼ一致することであり，改めてポランニーの「19 世紀文明」概念が有効であることが確認できた。「19 世紀文明」の「成長のエンジン」における重要なアクターとして，

ポランニーはイギリスを中心に活躍する国際銀行業をあげている。ポメランツも産業革命後に国際銀行業と産業資本家の強い結びつきが生まれ，対外投資が活発化したことを示唆している。本稿ではさらに，奴隷貿易廃止によって棉花調達にリスクが生じ，産業資本家がインドなどの旧世界に積極的な対外投資を行うインセンティヴになった可能性があるという知見を加えた。また，ポメランツは大分岐以前に世界的な穀倉地帯である南北アメリカや東南アジアが未開拓であったことを重視しているようであり，19 世紀における《再周辺化》が「生態環境上の制約」の下で生じたことを示唆している。このことから，「19 世紀文明」が「生態環境上の制約」の克服という歴史的使命を携えて誕生し，その使命を果たすことで役割を終えたという展望が得られた。

さらに，ポメランツは《再周辺化》が対外投資と密接に関連し，資源開発のための対外投資が交通革命を急速に進展させたことをも示唆している。この最大の理由は資源開発には鉄道が不可欠だったからである。以上の見解は日本のアジア経済史研究にも共有されているが，本稿では交通革命に 2 つの空間軸という独自の知見を加えた。アジア経済史研究の対象は「中国⇄インド⇄ヨーロッパ」という空間軸に偏っているが，「東アジア⇄北アメリカ⇄ヨーロッパ」という空間軸を加えて，日本が両方の空間軸の要に位置することを指摘し，依拠する空間軸によって発展経路が異なるという展望をも提示した。「19 世紀文明」において日本が重要なアクターとなることは言うまでもない。北アメリカと東南アジアの穀倉地帯は 2 つの空間軸上に位置しており，日本を捉える視点はポメランツの 19 世紀像のすぐ先にある。このように，日本はヨーロッパ中心史観の盲点なのではなく，むしろ補完的な役割を果たす可能性を秘めているのである。

**《注》**

（1） “a new kind of periphery” の訳語は一貫しているわけではなく，訳書 275 ページでは「新しいタイプの周辺」，同 304 ページでは「新しい周辺」となっている。

（2） 「支配的な中心をもたない，多中心的な世界」から「単一の，支配的なヨーロッパの『中核』」を措定したグローバル経済」への移行が大分岐だとした場合，どのようにして《再周辺化》が生じたのかは非常に重要な論点になる。しかし，ポメランツはこの問題をテーブル・マジックのように消し去っており，ここに彼の論証における巧みな戦略が隠されている。

（3） ポメランツ（2018: 252）は先行研究に倣って，国内における「中心」を「第一地域（Region I）」，「周辺」を「第二地域（Region II）」と呼んでいる。本稿では国内問題を扱わないので，本文では「中心」と「周辺」で一括することにした。

（4） アメリカ南部のプランテーション地域に関して，ポメランツ（2015: 283）は「この地域がなければマンチェスターは，早い段階で，大きな障害に直面していただろう（without that area the early growth of Manchester would have faced very serious impediments）」と指摘しつつも，むしろ「唯一の棉花供給地（the only place where cotton will grow）だったわけではない」ことを強調している。ただし，この指摘は 19 世紀における「グローバルな複合状況」を暗黙の前提としたものであって，大分岐以前の状況ではない。

（5） 大分岐は植民地主義の分水嶺でもあった。この問題に関して，ロストウ（1961: 148）は「19 世紀後半におけるよりも，むしろ産業革命がヨーロッパに確立する以前の 17，18 世紀におけるほうが植民地をもつことについて幾分より合理的な理由（a somewhat more rational economic case for

colonies）があった」と指摘している。この理由は「産業革命以前においては，食糧と原料の総供給（the total supply of food-stuffs and raw materials）は（あるいは植民地の総供給も），ある意味において固定され有限である（fixed and finite）」，つまり「一国が所有するものは，それ以外の国にとっては本質的に所有を否定されたもの（what one nation had was intrinsically a denial to others）」と考えることができたからである（ロストウ 1961: 148）。しかし，「ひとたび 19 世紀の条件下で近代技術の流れが動きはじめ（once the flow of technology was under way, under nineteenth-century conditions），主権国家（たとえばアメリカ合衆国）との貿易に原料・飲料・食糧の供給が含まれるようになると（where supplies could be drawn in trade with sovereign nations [for, example, the United States]）」，状況は大きく変化した（ロストウ 1961: 148–149）。自由貿易によって「輸入品に代替する（たとえば化学肥料をつくる）（substitute for imports [for example, chemical fertilizers]）」ため，あるいは「交換可能な外国市場からの採算にあう財貨を経済的に獲得する（generate exports which would permit their economic acquisition from accessible foreign markets）」ために「応用技術を用いる（using applied technology）」可能性が生まれたからである（ロストウ 1961: 149）。たとえば，輸送費が低下したため，19 世紀後半に南アメリカのペルーやチリから化学肥料の原料であるグアノが「中心」に輸出されるようになった。

（6）「土地集約型の商品」の中には木材も含まれる。ポメランツ（2015: 233）は「（大分岐以前に）スカンディナヴィアの大半，東ヨーロッパの一部とロシアの大部分は，依然として森林に覆われていた（still heavily forested）が，（中略）それらがヨーロッパのより『発展した』地域の不足分をカヴァーする力（capacity to relieve shortages）は限られていた」と述べている。しかし，スウェーデンは 1860 年代以降に木材輸出により「新しいある種の周辺」として発展（＝離陸）を遂げ，その後のさらなる工業化により「中心」へと成長した。

（7） 価格革命に関して，ポメランツ（2015: 202）は「銀の価値が低下しつつあった（a shrinking value for the metal）」ことを重視し，鉱山経営における採算性の問題に眼を向けさせようとしている。そして，アジアの巨大な銀需要がなければ，「新世界の銀山は，数十年（a few decades）で採算がとれなくなっていたはずである」と推察している（ポメランツ 2015: 281）。

（8）「植民貿易会社」は「戦争を行うこととインフラを整備することなど，主に，政府に類する行為のための経費（the expenses of acting as a quasi-government）として」，多額の「忍耐強い資本（patient capital）」を必要としていた（ポメランツ 2015: 210）。

（9）「旧世界の比較的貨幣経済化が進展していない地域」では，「退蔵と取引手段との区別（the line between hoarding and transactions demand）そのものが，曖昧なものであった」（ポメランツ 2015: 281）。つまり，貴金属は両義的であって，商品であると同時に貨幣でもあった。この意味において，貴金属は「ひとつのよほど特殊なモノ」であった。

(10) ただし，1640 年頃には「中国とヨーロッパの金銀比価（silver to gold ratios in China and Europe）はほぼ同じになった（rough equilibrium）」ため，「この貿易の存在理由が薄れ，急速に衰微して，18 世紀になるまで回復しなかった」（ポメランツ 2015: 280）。

(11) ポメランツ（2015: 203）は「ヨーロッパのアジア物産への欲求の拡大（growing European desire for Asian goods）」を「たんに支払能力が向上したとか，欲求という非歴史的な問題（a matter of greater ability to pay and timeless or unexplained desires）に帰す」学説をヨーロッパ中心的だとして批判している。複数の「中心」間の対等な取引だとする意識に欠けるからである。

(12)「予見」とあるが，明らかにポメランツは《再周辺化》によって誕生した「新しいある種の周辺」のイメージをカリブ海地域に投影している。つまり，「新しいある種の周辺」概念は「19 世紀文明」下のグローバル経済における「周辺」から導き出されたものである。ただし，「20 世紀パターン」を過去に拡張適用すると，小規模市場問題を抱える「周辺」との違いが分かりにくくなると同時に，「新しいある種の周辺」も完全に捨象されてしまう。

(13) ポメランツ（2015: 287）は「『新しいヨーロッパ』から大量の食糧となる作物が転がり込み，しか

も後代になるほど膨らんでいった（the later and greater bonanza of food crops from the “neo-Europes”）」のは，「20 世紀の農機具（twentieth-century farming tools）」によるものだと指摘している。この「新しいヨーロッパ」とは新世界を指している。

（14） 南アメリカの南部に関して，アレン（2012: 170）は「メキシコ，アンデス地域，ブラジルそしてカリブ海諸島は，16 世紀以来世界経済の一部であったが，南端部はヨーロッパから遠すぎて，貿易をすることができなかった」と述べている。しかし，「1860 年以降，効率的な蒸気船（efficient steamships）によってアルゼンチンとウルグアイから小麦を，そして，太平洋岸からグアノや銅（guano and copper）を輸出することができるようにな」り，「1877 年には最初の冷凍船フリゴリフィーク号（the first refrigerated ship, *Le Frigorifique*）が冷凍羊肉をブエノスアイレスからルーアンまで運搬し，以来食肉も輸出品（meat exports）に加わった」（アレン 2012: 170）。この船にちなんで冷凍船は「フリゴリフィコ（frigorifico）」と呼ばれた。

（15） 19 世紀後半の東南アジアでは「メコン，チャオプラヤ，イラワディなどのデルタ地帯での水田開発（コメ）で，小農的開発が見られた」（秋田 2018: 10）。後述するように，水田開発は東南アジアが「新しいある種の周辺」になったことにより活発化した。

（16） この問題に関して，ロストウ（1961: 89）は「1840 年代におけるアイルランドの馬鈴薯飢饉（the potato famine in Ireland）と西ヨーロッパの穀物［作付面積］一般に対する需要の圧力（the pressure on Western Europe grain acreage in general）とが，1850 年代におけるアメリカ中西部の鉄道化の段階（the railroadization of the American mid-West）をつくり出した」と指摘している。このように，鉄道投資ブームは西ヨーロッパにおける「生態環境上の制約」が原因で生じた。

（17） 北アメリカのカナダや南アメリカのアルゼンチン・ウルグアイ・チリ，オセアニアのオーストラリア・ニュージーランド，そしてアフリカの南アフリカの 7 ヶ国は，「公式であれ，非公式であれ，イギリス自由貿易帝国の一部を構成して」おり，「いずれも 19 世紀においてはイギリスの投資，イギリス人が建設する鉄道，イギリスの海運，イギリスからの技術移転，西欧からの移民を開発の前提条件とし，イギリスをはじめとする西欧中心の工業原料や食料需要からの刺激を受けて開発が進行した」（琴野 1986: 1）。このうちカナダは「1890 年代中頃に起こった穀物価格の上昇と穀物輸出需要の上昇」が引き金となって離陸を遂げた（ロストウ 1961: 89）。これに対して，南半球の新大陸に関しては，1880 年に「オーストラリアからの冷凍肉輸入において冷凍船の実用化が開始された」（今井 1991: 153）ことが大きな転換点になった。

（18） 今井（1991）はアルゼンチンの《再周辺化》を「パンパ革命」と呼んでいる。アルゼンチンは「イギリスとの経済関係を主軸に急速な経済変容を遂げ」，3 世紀にも及ぶ「スペインの重商主義的植民地支配から脱却し」た（今井 1991: 159）。もともと「スペイン本国は重商主義に基づく植民地政策を展開し，貿易独占，産業振興制限を行った」が，「イギリス古典派経済学を広く受け入れた自由主義的経済開発の思想，政策」に転換することで，アルゼンチンは「世界経済における中心国イギリスに対する周辺として組み込まれた」（今井 1991: 158–159）。ただし，繁栄の背後で「冷凍業をはじめとする第 2 次産業や第 3 次産業の主要部分は，イギリスを主軸とする外国資本の所有下におかれ，土着企業の発展を阻害することにな」っていた（今井 1991: 159）。

（19） アルゼンチンとオーストラリアは，「交易条件の急激な変化（a sharp fall in the terms of trade）」や「戦時における外国貿易の封鎖（a war-time blockage of foreign trade）」が原因で，1930 年から 1945 年の間に「輸入材代替品の生産の急速な発展（the rapid development of manufactured import substitutes）」を試みたことで離陸期に入った（ロストウ 1961: 50）。

（20） ロストウ（1961: 83）は「穀物条例の廃止（the Repeal of the Corn Laws）」の後に，イギリスが「その資本の大部分と，鉄道建設を支えていた製鐵・重機械工業・建設技術等（the iron, heavy engineering, and construction technology on which railway building depended）の技術的知識の大部分（a substantial portion of its capital and know-how）を以後の四半世紀にわたって海外に普及（a quarter-century of diffusion abroad）しようとしていた」と指摘している。「穀物条例の

廃止」なくして，「南北アメリカの広大な小麦地帯」の形成はあり得なかったことを勘案すれば，これは卓見であって，この観点は「19 世紀文明」の誕生を検討する上で極めて重要となる。

(21) レギュラシオン経済学における「外延的蓄積体制」と「内包的蓄積体制」の概念は，19 世紀と 20 世紀の「成長のエンジン」という考え方にほぼ等しい（小木田 2018: 113–115）。したがって，イデオロギー対立を止揚し，共通の歴史認識の高みに達することは可能である。

(22) 離陸に関して，ロストウ（1961: 54）はイギリスや日本のように「事実上全然資本輸入なしに（with virtually no capital imports）起こっている」場合とアメリカ合衆国やカナダ，ロシアのように「外国資本の割合がたかかった（a high component of foreign capital）」場合をあげた後に，「長期にわたる多額の外国資本輸入（imported large quantities of foreign capital）」にもかかわらず「実際に離陸を惹き起こす（actually initiating take-off）にはいたらなかった場合」として，「1914 年以前のアルゼンチン（the Argentine before 1914）」をあげている。離陸には製造業の急成長が不可欠であり，製造業には「スウェーデンにおける木材（timber in Sweden），オーストラリアにおける食肉（meat in Australia），デンマークにおける酪農製品（dairy products in Denmark）」のような「農業生産物の加工もしくは近代的方法による原料加工も含まれる（the processing agricultural products or raw materials by modern methods）」（ロストウ 1961: 53）。北欧の 2 ヶ国が輸出主導型の離陸を果たしたのに対して，アルゼンチンはその好機を逃しただけではなく，1920 年代に輸入代替工業化の萌芽があったにもかかわらず「1914 年以前の正常状態に戻ろう（return to a pre-1914 normalcy）と努めた」（ロストウ 1961: 52）。離陸の条件のひとつに，「近代部門における拡張への衝動（the impulses to expansion in the modern sector）と離陸のもつ潜在的外部経済効果（the potential external economy of the take-off）とを利用して成長に前進的性格を与える（gives to growth an on-going character）ような，政治的・社会的・制度的枠組（a political, social, and institutional framework）がすでに存在しているか，あるいは急速に出現しつつあること」（ロストウ 1961: 53）がある。この条件の重要性を最も雄弁に物語るのがアルゼンチンである。

(23) 秋田（2018: 9）は「1860 年代の『棉花ブーム』を契機として，パールシー商人を中心とした西部インドのインド海外貿易商のイニシアティヴにより，機械紡績業がボンベイ（現ムンバイ）を中心に勃興し，インド綿業が再興した」ことにも言及している。いわゆる「植民地近代化（colonial industrialization）」論である。たしかに「拝火教徒（Parsees）」は「サムライ」とともに「指導的選良（a leading elite）」にあげられている（ロストウ 1961: 70）。しかし，ロストウ（1961: 73）はこの工業化を「輸入に代替するものとしての（in substitution for imports）近代的綿織物工業の発達」に位置づけ，「自己維持的成長過程（a self-sustaining growth process）にまで進みえなかった」としている。つまり，離陸以前の工業化という扱いであって，その理由は「実質生産費および価格の急落（the sharp reduction in real costs and prices）」（ロストウ 1961: 75）を惹き起こすことがないからとされている。これはイギリス産業革命と比較検討した結果であるが，日本の離陸期の主要産業の中には，「養蚕および絹織物製造（silk cultivation and manufacture）」と並んで「綿織物製造（cotton manufacture）」があげられてもいる（ロストウ 1961: 87）。したがって，植民地近代化論はなぜ工業化が離陸へと結実し得なかったのかという問題を再提起していると言える。

(24) 対ヨーロッパ輸出の拡大により，東南アジアではヨーロッパからの工業製品の輸入も拡大した。しかし，「アジア間貿易（intra-Asian trade）」や「アジア間競争（intra-Asian Competition）」をアジア地域の相対的自立性の表現と捉えようとする問題意識から，杉原（1996）では「新しいある種の周辺」の側面には大きな焦点が当てられていない。

## 文　献

秋田茂 2018. アジアからみる 19 世紀像再考，秋田茂編『「大分岐」を超えて』3–16, ミネルヴァ書房.
今井圭子 1991. 第一次世界大戦前のアルゼンチンと世界 ── 移民と開発 ──，川北稔編『世界の構造化』

133–160, 岩波書店.
小木田敏彦 2018.「19 世紀文明」と日本の近代化 ── カール・ポランニーの文明史観を中心に ―, 拓殖大学論集　人文・自然・人間科学研究 40: 104–124.
琴野孝 1986. オーストラリア経済史における 1890 年代の意義 ── 比較経済史試論 ──, 城西大学大学院研究年報 2: 1–18.
杉原薫 1996.『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房.
杉山伸也 2018. アジアの石炭貿易における日本とインド, 秋田茂編著『「大分岐」を超えて』109–134, ミネルヴァ書房.
宮田敏之 2018. タイ米経済の発展と土地法 ── 1901 年の土地法制定とその影響 ──, 秋田茂編著『「大分岐」を超えて』219–245, ミネルヴァ書房.
Allen, C. R. 2011. *Global Economic History: A Very Short Introduction,* Oxford: Oxford University Press. アレン, C. R. 著, グローバル経済史研究会訳　2012.『なぜ豊かな国と貧しい国が生まれたのか』NTT 出版.
North, C. D. & Thomas, R. P. 1973. *The Rise of the Western World: A New Economic History,* London: Cambridge University Press. ノース, D. C. & トーマス, R. P. 著, 速水融・穐本洋哉訳 1980.『西欧世界の勃興』ミネルヴァ書房.
Polanyi, K. 1944. *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time,* ポランニー, K. 著, 野口建彦・栖原学訳　2009.『大転換』東洋経済新報社.
Pomeranz, K. 2000. *The Great Divergence: China, Europe, and the Making of the Modern World Economy,* Princeton; Princeton University Press. ポメランツ, K. 著, 川北稔訳　2015.『大分岐』名古屋大学出版会.
Rostow, W. W. 1960. *The Stages of Economic Growth,* New York: Cambridge University Press.
ロストウ, W. W. 著, 木村健康・久保まち子・村上泰亮訳　1961.『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社.

**（原稿受付　2019 年 6 月 6 日）**

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 1, pp. 173–183　October 2019

# 土地所有権の放棄に見る「権利濫用」と「責務」に関する一考察

## ── 最近の所有者不明土地問題をめぐる裁判例，理論と立法政策 ──

長　　友　昭

**Abstract**

In the course of the national discussion of land owner unknown land issues, discussion as to whether to allow abandonment of land ownership or to belong to the national treasury if the owner considers ownership of the land to be burdensome or unnecessary argues has been done. While cases appearing that do not allow this as rights and abuses by owners of the owners appear, there is a belief that the "obligation" of the landowners should be discussed as legislative theory. We consider these validity from the operation of the "Responsibility" regulation of the farmland law.

**キーワード**：土地所有権の放棄，権利濫用，責務，所有者不明，付帯決議

**目　次**

1　はじめに
2　裁判例での扱い
3　立法政策での議論
4　2018 年の農地法の「遊休農地に関する措置」に係る改正点
5　農地法における「責務」規定
6　まとめ

## 1　はじめに

近年，少子高齢化，人口減少，社会的ニーズの変化等に伴い，空き地・空き家を始めとして適正な管理のされていない不動産が増加する等の問題が生じている(1)。この点，所有者が明らかでない土地・建物についての議論が始まり，比較的早くから問題が意識されていた農地の問題状況をも参考にしながら，適正な管理や利用を促すような制度改正が現在進行形で行われている(2)。

もっとも，この制度改正では，所有者や所有権そのものには基本的に手をつけずに，使用権・

利用権の設定の範囲の拡大・要件の緩和をすることで適正な管理を図るものとなっている[3]。これは，所有権の絶対性から，土地の所有であってもその所有者の自由な意思に任せるべきであるという伝統的な考え方によるものであるとされる。その一方で，近時は国家の基盤でもある国土の適正管理の観点から，有効利用されていない不動産については国家に帰属させるべきであるという主張も少なくない。

この点，最近注目される裁判例として，土地の所有者が当該土地の所有権を放棄し，国に当該土地の所有権を帰属させることが許されるかが争点となった事件の判決が出された。本件は上告中ではあるが，裁判所の判断いかんによっては，今後，同種の訴訟提起が予想されるとともに，国の財産管理にも多大な影響を与え得ることが予想される。そこで，この事件を検討し，土地所有権放棄が理論的・制度的に抱える問題点を考察する。そのうえで，近時議論されている土地所有権の「責務」を法定することに関して，農地法上の「責務」の課題を検討し，土地所有権放棄の今後の方向性の一端を明らかにしたい。

## 2　裁判例での扱い

### ⑴　土地所有権の放棄の解釈論

民法 239 条 2 項では「所有者のいない不動産は国庫に帰属する。」と定められている。もっとも，所有者のいない不動産を国庫に帰属させる手続きは法的に明らかというわけではないため，どのような要件と手続きで国庫に帰属させることができるのかには議論がある。

学説では，①ドイツ法に習って，放棄の意思を表示してそれを理由に登記すれば無主の不動産として国庫に帰属するとする説[4] や②現行法上，不動産所有権の放棄をまったく不可とすることは解釈上困難とする説[5] などがある。手続きは未整備ではあるが，それによって不動産の所有権の放棄を認めないというのはおかしいというのが多数説といえる。裁判例においても，実際に国庫帰属が認められた事案がいくつかあるとされる[6]。

では，どのような場面で土地所有権の放棄を認めるのだろうか。土地所有権の放棄に関する議論について直接的に判示した最高裁判例は見当たらず[7]，学説では，①崩壊寸前など，危険な土地工作物の修復費用の負担を逃れるための所有権放棄は公序良俗違反ないし権利濫用であるとする見解[8] が通説的見解と思われる一方で，近時，②誰も価値を認めず引き取らないような不動産については，放棄不可とする説[9] もある。そこで，ここでは，土地所有権の放棄を権利濫用として認めなかった近時注目されている裁判例を見てみよう。

### ⑵　土地所有権の放棄が権利濫用であるとされた事例[10]

本件各土地の所有者で，同土地の登記上の所有名義人である原告（X）が，本件訴訟提起をもって本件各土地の所有権を放棄する旨の単独の意思表示をしたことにより，その所有権を喪失し，

本件各土地は所有者のない不動産となった結果，民法 239 条 2 項により，被告（国）が本件各土地の所有権を取得したと主張して，被告に対し，本件各土地について，本件訴訟提起の日に放棄を原因とする原告から被告への所有権移転登記手続をすることを求めた。

第一審（松江地方裁判所平成 28 年 5 月 23 日判決）では，受贈者（X）は，父の所有する土地を将来において相続し保有し続ける事態を避けるため，当該土地の受贈後に所有権を直ちに放棄する目的であえて父から当該土地の生前贈与を受けたものであること，受贈者において，当該所有権放棄により当該土地に関する負担ないし責任が受贈者から国に移転することを認識していたこと，当該所有権放棄により当該土地の所有権が帰属することとなる国において，財産的価値の乏しい土地の管理に係る多額の経済的負担を余儀なくされることなどの事情の下においては，土地の生前贈与の受贈者による当該土地の所有権を受贈後直ちに放棄する旨の意思表示は，権利の濫用に当たり無効であるとされた(11)。

控訴審（広島高等裁判所松江支部平成 28 年 12 月 21 日判決）においても，不動産について所有権放棄が一般論として認められるとしても，控訴人（X）による所有権放棄は権利濫用等に当たり無効であり，被控訴人（国）は各土地の所有権を取得していないとし，控訴人の請求を棄却した原判決は相当であるとして，控訴を棄却した。

本件については，本件各土地が崩壊やその危険が迫った土地ではなく，原告の所有者も税金等の公租は負担しており，それでもなお所有権を放棄する行為のどこが権利濫用や公序良俗違反かを具体的に示すべきだとする原告の主張も無視できず，それを抜きに本判決が原告の「押し付け」の悪意を論じても問題の本質に迫れないとの批判(12) があり，注目に値する。

他方で，所有者がある物の所有権を放棄する場合には，その物は，その所有者にとっては価値のない負財とし，これを①他の者がその物について価値を認めてその所有権取得を望むものを「相対的負財」，②その物の価値を認める者が出てこないものを「絶対的負財」とし，「相対的負財」の放棄は否定しないと解する。そのうえで，国は放棄不動産の受入れを拒絶することもできるし（絶対的負財とする），受け入れることもできる（相対的負財とする）。国が受け入れるという場合には，当該不動産に国としての利用価値を見出す場合だけでなく，より大きな国土政策の観点から，当該不動産を国有とするほうが望ましいと判断する場合もあろう。あるいは，事実上の管理放棄等が国土保全の観点から問題がある場合には，国の責務として，そのように判断すべき場合もあるであろうから，これらを今後どのように考えていくかの議論が，国土政策の観点から求められるとして，権利濫用論ではなく公序良俗違反で議論すべきとする見解(13) がある。

思うに，国が土地の価値を「絶対的負財」や「相対的負財」と客観的に評価し，区別することができるのだろうか。国土を有効利用するために，国はまず減税や手数料の免除などをすべきだろうし(14)，また，仮にそのような「負財」評価が法的に可能だとしても，時代を経るごとに財の評価は変わりうるものと思われる。この点，民法判例の形成は，公平の実現をめざすべきものであり，公平の内容自体が時代思潮の影響を免れないとすれば，客観的に妥当な公平に到達しう

るために[15]，権利濫用論で議論することも可能ではないだろうか。もっとも，客観的な利益衡量による権利濫用で論じるとなると，国家の利益の侵害は往々にして権利の濫用と認定されがちとなるという「権利の濫用の濫用」の議論も意識すべきであろう。

## 3　立法政策での議論

### ⑴　民間研究会における議論

所有者不明土地問題をめぐっては，学説の中には，新たな法律案を提示して，包括的な問題解決を提案する説[16]もある。その一方で，報道によれば，政府や民間有識者らでつくる所有者不明土地問題研究会（座長：増田寛也元総務相）の中では，登記制度の整備[17]とともに，土地の放棄制度が所有者不明土地問題の抜本的な解決策になるとの期待があり，今後は具体的な制度や，放棄された土地を管理する受け皿組織「ランドバンク」の検討に着手することとし，その際に，土地取引の理念を定めた土地基本法に所有者の責務の規定を明確化し，放棄制度以前の問題として所有者が果たすべき責務を明確にする必要があるとされた[18]。同研究会の最終報告書では「特に土地の所有者には，公共の福祉に適合した適切な利活用・管理を行う責務があり，私有財産ではあるがそのような責務を負っていることを強く認識してもらう必要がある[19]」と指摘されている。

また，我が国において，所有権の絶対性が過度に強調され，土地所有権の制約をする立法が困難であるなど，所有者不明土地の有効利用等を妨げているとの指摘[20]がある。

### ⑵　関係省庁における議論

国土交通省の「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」の中間取りまとめでは，①所有権絶対の原則は，元来，公共の観点からの所有権への制約があり得ることを前提としており，現代においては，社会経済の複雑化に伴い，特に土地所有権について，土地基本法が定める公共の福祉優先等の基本理念や土地の用途・特性を踏まえた法令上の各種制限があること，②所有権は民事基本法制における基本的な権利であるが，法令の制限内において所有物の使用，収益，処分をする権利とされていること（民法 206 条），③所有権の絶対の原則に関する上記の理解を踏まえるならば，各施策領域において，土地基本法の基本理念や各種法令で定められる土地所有権者の責務等に基づき，社会経済情勢に合わせて，所有権に対する適切な制約の在り方が追求されることを民事基本法制が妨げることではないことが確認された[21]。

現行法上，土地に関する「責務」を定める関連規定としては，土地基本法がある。この規定は，いわゆる不動産バブルへと向かい，土地財産権の価格が高騰していた平成元年に制定された規定であることから，土地の投機的取引を規制することなどを目的としている。昨今は，土地価格が二極化していると評されているため，土地基本法の「責務」は一面では妥当するものの，人口減

少時代ないし土地の過少利用時代における新しい「責務」の面は想定できていないといえる。

この点，このような基本法レベルでの「責務」規定[22]や所有者不明土地の受け皿となる組織については，農地法ないし関連法規に先例があり，なおかつ，これらの制度が現状，以下のような課題を抱えていることに注意を要する。

## 4　2018 年の農地法の「遊休農地に関する措置」に係る改正点

### ⑴　利用権設定の拡大に関する改正

所有者不明土地問題とも関連の深い遊休農地に関する問題への対応として，2018 年，農地法の「遊休農地に関する措置」についての改正がなされた（なお，農地経営基盤強化法も同趣旨の改正がなされた）。

この改正は，農地行政事務の現場からの要請に応えるものとされる[23]。改正点としては，①所有者等を確知できない遊休農地（共有地の場合は，2 分の 1 を超える持分をもつ共有者が確知できない遊休農地）について，知事裁定により中間管理機構に「利用権」を設定するための手続を進めるため，農業委員会が「その所有者等を確知できない旨」の公示のために調査・探索を行う手続きの簡素化（農地法 39 条 3 項及び 2 項），②所有者等が確知される場合か，確知できない場合かを問わず，遊休農地について知事裁定により中間管理機構に利用権が設定されるときの利用権の存続期間の上限を，従前の「5 年」から「20 年」に伸長（農地法 39 条 3 項，41 条 2 項），3 所有者等が確知される遊休農地について知事裁定により中間管理機構に利用権が設定されるときの利用権において，借賃の「支払の相手方及び方法」を明記すること（39 条 2 項 5 号），などが挙げられる[24]。

### ⑵　相続未登記農地対策と責務との関連

この改正によって，相続未登記農地の貸付け・流動化を容易化し，将来の遊休不耕作地化を抑止するための一応の対処措置が実現された。しかし，必ずしもこれですべての問題が解決されたわけではなく，相続未登記農地をはじめとする所有者不明土地問題への多くの課題が残されている[25]。本稿の問題関心とのかかわりでいえば，農地に関しては，これまで耕作・利用されてきた農地を，遊休不耕作地化させることなく，その農地としての適正かつ効率的な利用をいかに継続・維持・確保していくかが，関係制度の整備の基本的な目的である。したがって，その制度整備は，広く農地の全体を視野に入れたものとして構想されることになる。それに対して，「所有者不明土地問題」のほうで検討されている制度整備は，他の目的・用途での利用希望者（公的主体を含む）がある土地について，「所有者不明」に起因する事情によって妨げられることなく，スムーズに利用希望者がその土地の使用権又は所有権を取得することができるようにすることを，基本的な目的としている。今般，制度整備の第 1 弾として 2018 年 6 月 6 日に制定された「所有

者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（後述）は，まさにそのことを内容とするものである。すなわち，土地一般に広くかかわる相続登記の義務化，登記制度・登記手続の見直し，土地情報基盤の整備などの事項も，ある土地について第三者がその欲する内容の利活用を実現するため所有権又は使用権を取得しようとするときに，それが「所有者不明」によって阻害されることがないよう，土地の権利関係を明確化させておくという意味合いを含んでいる[26]とされる。そして，この「責務」論については，新しい局面を取り扱う議論として，「土地所有者の責務の明確化」に関しては，農地法2条の2の規定が有する意義と効果を視野に入れながら議論する必要があるであろう[27]という指摘があり，注目に値する。

## 5　農地法における「責務」規定

### ⑴　責務規定の意義

農地法2条の2では，「農地について権利を有する者の責務」として，「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は，当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」とする条文を置いている。この規定は平成21（2009）年改正において盛り込まれたものである。この条文については，衆議院及び参議院において「農地法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が付されている。すなわち，「二新農地法第二条の二に規定する農地について権利を有する者の責務の考え方については，次のとおりとし，その周知徹底を図ること。」として「1　農地について所有権を有する者は，当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し，自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに，自らその責務を果たすことができない場合においては，所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより，当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとすること。／2　農地について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は，その権利に基づき自ら当該農地を耕作の事業に供することにより当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとすること。」と説明している。なお，本条は憲法29条2項「財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める。」ならびに土地基本法（平成元年法律第84号）2条の「土地についての公共の福祉優先」および同法7条の「事業者の責務」と整合する規定と解されている[28]。

### ⑵　責務規定新設の背景と議論

この農地法2条の2は，直接的には，後述する耕作放棄地対策（同法30条以下）を新設するための根拠条文と解されているが，導入の際には，議論があった。

例えば，衆議院農林水産委員会に招致された原田純孝は，法案段階において以下のように評し

ている。すなわち，「法案は，新しい第一条の内容を補強するため，二条の二で農地の農業上の適正かつ効率的な利用の責務を定めています。耕作放棄地の増大が大きな問題となる中で，その責務を強調することの意義はよくわかります。ただし，同時に，その責務はいわば当然の社会的要請でありまして，土地所有一般に通有する基本問題の一環にほかならないということにも注意しておく必要があります。／実際，都市の宅地については，つとに，有効，高度利用の必要が説かれ，有効，高度利用をなし得ない所有者や借地人等の，それをなし得る者への利用提供，供用義務論も登場していました。その意味で，この責務は農地制度の副次的な理念とはなり得ても，農地制度の固有の存在を基礎づける基本理念たり得るものではないと私は思います。また，農地の所有権取得に限って特別の法規制を課すことをこの責務によって根拠づけることもできません。／なお，適正かつ有効な利用というこの責務との関連では，法案の第一条が農地を専ら農業生産の基盤としての資源とのみ位置づけたことも，農業が担う多面的機能や，農地が持つ地域資源，環境資源たる性格との関係で幾つかの問題点をもたらしそうに思いますが，これは省略いたします[29]。」というものである。

この点について，原田は「こと農地に関しては，「利用の責務」の強調は支持してよいと考えている。ただし，それは，農地法の特殊な所有権規制の枠組を前提としたうえで，それに重ねて課される「責務ないし義務」でなければならない。また，その規制の枠組の下での利用＝経営主体がいなかる主体であるべきかの問題は，「利用の責務」論とは切り離して検討されるべき別個の問題であると考える[30]」とも述べている。

また，髙木賢は「農地の所有権の自由度を増すのではなくその権能を相対的に弱体化させて，…利用が促進されるようにすること」として「利用の責務」を論じている[31]。

いずれにせよ，土地の特性に応じた所有権規制を行ったうえで，利用の責務を課すこととし，その利用の主体の適否については，さらに議論を要するというものである。利用の責務については，土地の価値とのかかわりを問題とせざるを得ないが，その場合，土地をすべて画一的な財とすべきではないだろう。地目や地域における価値，あるいは一筆の価値ではなく面的な価値を考慮すべきであるし，例えば家族経営農家であるか，法人や担い手農家であるかなど，その主体の特性にも着目すべきであろう。さらには，所有の価値と利用の価値は異なるものとなりうる。そう考えれば，上述の「負の財産」論における財産的な価値で利用の責務を定めるべきではないと思われる。

### ⑶　耕作放棄地対策

耕作放棄地対策（農地法 30 条以下）には，農業委員会系統の役割が期待されていたが，今日，農業委員会の人員及び資金力は大幅に低下しており，このような役割を十全には果たせていない。実際にも，耕作放棄は減少には転じていない[32]。

また，ランドバンクに相当する農地中間管理機構についても，法制度は整備されたが，相応す

る人員や資金は確保されていない。例えば，ランドバンクという名称から想起される，余剰の農地を保有しておき管理するような余裕はなく，農地の出し手と受け手が事前に見つかっているような場合に，農地の取引に一瞬タッチするような役割しか果たせていないとも評されている[33]。

### ⑷ 「責務」違反を権利濫用といえるか

平成21（2009）年の農地法の改正において，同法2条の2に利用の責務が規定されることとなった。そのような法制度の下で，農地の所有者の中には，農地を貸そうとしても借り手がなく，様々な理由で自ら耕作することもできず，仮に耕作しても利益が上がらず，土地を売ろうとしても買い手がいないというような状況に直面して，結局，耕作放棄しているという例が少なからずある。そのような所有者に対して，農地法2条の2に基づいて，農地の利用の義務付けをすることができるだろうか。あるいは，既に都会に転出している農地相続人に，農地法2条の2に基づいて，農地の利用の責務を課せるだろうか。そして，そのような所有者の行為を権利濫用といえるだろうか。これらの者について，利用の責務に違反するから土地所有権の権利濫用であるとすることは，農地であるというある種の特殊な事情があるとしても，難しいのではないだろうか。

確かに，所有者不明土地問題で頻繁に報じられているような，ターミナル駅近くの所有者不明土地を有効利用するため，所有権（者）の法の例外となるような枠組みは必要な場面もあるだろう。そのような土地の利用の責務であれば，広く理解されやすいと思われる。しかし，一律の土地の責務として一般化することはできないだろう。例えば，優良農地であるか否かや面的利用の有無などは，利用の責務の実質を考えるうえで重要な判断基準となりうる。すなわち，土地所有の主体や客体，地目や地域特性も考慮して，利用の責務にも差異や段階を認めるべきであろう。

## 6 ま と め

土地崩落の恐れや隣地への侵害があるような土地のリスクを所有権の放棄，国庫への帰属という手段で逃れるというような場面は，確かに所有者にとって「都合のいい話」として権利の濫用であると認識しうるだろう。しかし，単純に土地の利用価値が低く，その土地の利用によって得られる対価や転売価額よりも草取りやライフライン維持のための管理費用や税負担の方が大きいというような場面での所有権の放棄や国庫への帰属をも権利の濫用を理由に禁止すべきだろうか。

権利濫用法理は，加害者と被害者の客観的な利益衡量によって判断すべきものではなく，主観的な態様や害意の有無なども総合的に判断して決されるべきであると解されている。そうだとすれば，私人と国との立場の違いをも考慮せず，また，土地の有効活用が困難になっている状況から国へ管理責任を移すことで有効活用の道を探ろうという意図さえ見て取れるにもかかわらず，管理経費や課税などによる個人資産の減少を個人の判断で回避するという要素があれば一律にこれを権利濫用とすることは，公平とはいえない。いわば，税収を減少させる国民の行動は問答無

用で悪とするようなもので，むしろ，国にこそ，国土の価値を高め，有効利用がなされるような適切な施策や努力が求められるべきである。

また，土地所有者の「責務」論についても，土地の所有は相対的に長期に及び，特に相続などは当事者の意思とは別のしがらみなどからも土地所有権の取得がなされうる。にもかかわらず，所有の意思を持った時から相対的に長期の時間が経過した後に，相続の当時に所有の意思を持った所有者に，利用の「責務」として，一生涯にもわたりうる不本意な耕作や草刈りなどを強いるべきだろうか。仮にそう考えるのであれば，例えば必要以上にたくさんの品物を購入した人が，余剰や腐敗などで購入物をそのまま廃棄してしまう「無駄遣い」のように，動産の所有者が，自己の購入物の廃棄などで所有権を放棄することの方が，よほど個人の短期的，直接的な意思に基づくものであり，その所有者が自己の行為による利用の「責務」を問われてしかるべきではないだろうか。

そして，土地所有の責務に関する論点ついては，立法的措置も準備されている。報道によれば，政府は，土地の所有権を放棄したい時に放棄できる制度の検討を始め，人口減で土地の活用や売却に困る所有者が増えていることから，防災上の必要性など一定の要件を満たせば，所有者が土地を手放せるようにする方向とされている(34)。

もっとも，放棄された土地の引受先をどうするかなどの課題はある。これらの課題は，2018年1月19に開始した「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」の6月1日の第2回会合でも確認され，政府が6月に取りまとめた「骨太の方針」にも盛り込まれた。また，法務省や国土交通省が具体的な検討を進めた「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が6月6日に成立した。この特措法で，様々な問題に一定程度の解決策が示された一方で，さらに根本的な制度改正への方向性が2019年2月までに示されるものとされており，法務省や国土交通省などの各種研究会で，土地放棄の要件や，放棄の際の所有者の負担が必要かなどの議論がなされている。

この議論において，今後，土地基本法の「責務」を規定し直すことになれば，その書きぶりや解釈は非常に重要であろう。その際，農地法は，農地に特化した法律ではあるものの，農地は地価の下落や人口減少，高齢化という問題を抱え，まさに所有者不明土地問題に直面している土地の中心ともいえることから，参照すべき点は多いだろう。上述のように，土地所有者ないし利用権者にどのような「責務」を課すことができるのだろうか，また，それが権利濫用に当たらないといえるかどうか，ということは，議論に値するものと思われる。

他方で，農地中間管理機構が経験しているように，制度ができても予算的手当てがなければ制度が動かず，新たな法制度は実現しても，画餅に帰すおそれもある。農地法や関連制度の経験を踏まえた実効的な制度設計が望まれる。

**付記**

*本研究は，平成 30 年度拓殖大学政治経済研究所研究助成金を受けた研究成果の一部であり，2018 年度日本不動産学会秋季全国大会で報告した論文[35] の抄録である。なお，本問題に関しては，近時のいわゆる所有者不明土地関連立法によって議論の大きな進展があったが，本稿が上述のような性格をもつことから，その議論についてはここでは取りあげず，別稿を準備することとしたい。

**《注》**

（1） 文献は多いが，さしあたり吉原祥子『人口減少時代の土地問題』中央公論新社，2017 年。

（2） 長友昭「所有者の意思の把握が難しい農地の利用をめぐる論点と課題 ── 所有者不明土地問題をめぐる立法政策と現行法の解釈からの一考察」農業法研究 53 号，2018 年。

（3） 長友昭「最近の立法・政策における土地の所有者問題 ── 農地・森林の所有者不明土地に関する共有関係と相続未登記の法的課題を中心に」拓殖大学論集政治・経済・法律研究 20 巻 2 号，2018 年。

（4） 我妻栄「民法案内民法の道しるべ物権編」法学セミナー 73 号，1962 年，31 頁（我妻栄著，幾代通 = 川井健補訂『民法案内⑶ 物権法（上）』勁草書房，2006 年，257 頁）。

（5） 藤巻梓「不動産所有権とその共有持分の放棄 ── ドイツにおける 2007 年の 2 つの BGH 決定を題材にして」静岡大学法政研究 16 巻 1 = 4 号，2012 年，182 頁。

（6） 能見善久 = 加藤新太郎『論点体系判例民法 2 物権［第 2 版］』2009 年，272-273 頁によれば，所有者不明の山林（和歌山地判大正 6・10・26 新聞 1340 号 24 頁），相続人が不存在の土地（大判大正 10・3・8 民録 27 輯 422 頁），真の権利者を明らかにできない登記もれの土地（東京高判昭和 52・5・31 判タ 359 号 225 頁），絶家財産となった土地（仙台高判昭和 32・3・15 下級民集 8 巻 3 号 478 頁，一宮簡判昭和 46・7・31 下級民集 22 巻 7 = 8 号，829 頁），所有権が放棄された河川区域内土地（大津地判昭和 53・1・23 下級民集 29 巻 1 = 4 号 1 頁。ただし，控訴審の大阪高判昭和 58・1・28 高裁民集 36 巻 1 号 1 頁は所有権放棄を否定し，原判決取消し）を挙げている。

（7） 最二判平成 23・6・3 判時 2123 号 41 頁は，未登記土地の時効取得者から，ある時点で本件土地は，所有者が不明な土地として民法 239 条 2 項により国庫に帰属していたとして，国に対して所有権確認の訴えをしたところ，これが認められず，却下された事例があるが，土地の放棄そのものについて判示したものではない。

（8） 川井健『民法概論⑵ 物権［第 2 版］』，有斐閣，2005 年，246 頁。

（9） 吉田克己「財の多様化と民法学の課題―俯瞰的整理の試み」吉田克己 = 片山直也編『財の多様化と民法学』商事法務，2014 年，23 頁注 47。

（10） 広島高裁松江支部判平成 28・12・21 判例集未搭載。

（11） 訟務月報 62 巻 10 号 1671 頁。

（12） 松尾弘「判批」法学セミナー 760 号，2018 年 5 月，120 頁。

（13） 吉田克己「不動産所有権放棄をめぐる裁判例の出現」市民と法 108 号，2017 年 12 月，7–8 頁，同「土地所有権の放棄は可能か」土地総合研究 25 巻 2 号。

（14） 例えば，所有者不明土地が生じる一因とされる不動産の相続登記について，登記を促すための措置として「平成 30 年度税制改正の大綱」二 資産課税 4 において，「土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設」が税制改正大綱に盛り込まれた。坂本雅士「事例研究」税研 198 号，2018 年 3 月，71–72 頁。

（15） 川井健『民法判例と時代思潮』日本評論社，1981 年，はしがき v 頁。

（16） 加藤雅信「急増する所有者不明の土地と，国土の有効利用 ── 立法提案「国土有効利用の促進に関する法律 ──」」高翔龍ほか編『日本民法学の新たな時代』有斐閣，2015 年，298 頁以下。

（17） 相続ないし物権変動一般の不動産登記を義務化するか等の重要な議論があるが，本稿の問題関心との関係で，ここでは立ち入らない。

(18)「所有者不明地，権利放棄で打開，官民がみなし制度も検討，受け皿組織，負担も。」日本経済新聞2018年6月26日5面。

(19)「所有者不明土地問題研究会最終報告」27頁［http://www.kok.or.jp/project/pdf/fumei_land171213_03.pdf］，研究会の議論の詳細は同研究会のHPも参照［http://www.kok.or.jp/project/fumei.html］（2019年6月26日最終確認）。

(20) 例えば，吉原祥子，前掲注1書等，多数ある。

(21) 大谷太「所有者不明土地問題と民事基本法制の見直し」NBL 1127号，2018年，16頁。

(22) 基本法立法の意義と課題については，亀岡鉱平「農業基本法の法運用 ──「基本法」論序論」早稲田法学会誌60巻1号，2009年，161頁以下参照。

(23) 原田純孝「農業関係法における「農地の管理」と「地域の管理」── 沿革，現状とこれからの課題 ──(4)」土地総合研究2018年夏号，164頁以下。

(24) 同上，164頁以下。

(25) 詳細は，同上177頁以下を参照されたい。

(26) 同上，178頁。

(27) 同上，178頁，注236。

(28) 髙木賢＝内藤恵久『改訂版逐条解説農地法』大成出版社，2017年，56–58頁。

(29) 第171回国会衆議院農林水産委員会第9号（平成21年4月14日（火曜日））議事録［http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000917120090414009.htm］（2019年6月26日最終確認）。

(30) 原田純孝「農地所有論の現在と農地制度のゆくえ」戒能通厚＝原田純孝＝広渡清吾『日本社会と法律学 ── 歴史，現状，展望』日本評論社，2009年，468頁注11。

(31) 髙木賢『農地制度 ── 何が問題なのか』大成出版社，2004年，90頁以下。

(32) 詳細は，「農地制度に問われるもの」農業法研究44号，2009年，「地域における農地管理と改正農地法 ── 長野県における経験と展望」農業法研究45号，2010年および「特集農地法改正と農地の有効利用」日本不動産学会誌24巻3号，2010年所収の諸論文を参照。

(33) 例えば安藤光義＝深谷成夫「農地中間管理機構の現状と展望」農業法研究51号，2016年，71–77，78頁以下を参照。

(34) 朝日新聞2018年5月29日1面。

(35) オンラインジャーナルとして，日本不動産学会学術講演会論文集34号，2018年に所収。具体的には，日本不動産学会のHP［http://www.jares.or.jp/index.html］の学術講演会論文集［http://www.jares.or.jp/events/papers.html］を参照されたい（2019年6月26日最終確認）。

**（原稿受付　2019年6月27日）**

平成29年4月1日

# 拓殖大学研究所紀要投稿規則

**（目的）**

第1条　拓殖大学（以下，「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下，「研究所」という。）が刊行する紀要には，多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

**（紀要他）**

第2条　研究所の紀要は，次の各号のとおりとする。

⑴　経営経理研究所紀要『拓殖大学　経営経理研究』

⑵　政治経済研究所紀要『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』

⑶　言語文化研究所紀要『拓殖大学　語学研究』

⑷　理工学総合研究所紀要『拓殖大学　理工学研究報告』

⑸　人文科学研究所紀要『拓殖大学論集　人文・自然・人間科学研究』

2　研究所長は，次の事項について毎年度決定する。

⑴　紀要の『執筆予定表』の提出日

⑵　投稿する原稿（以下，「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日

⑶　投稿原稿の査読等の日程

**（投稿資格）**

第3条　紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも1名）は，原則として研究所の兼担研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2　研究所の編集委員会が認める場合には，研究所員以外も投稿することができる。

**（著作権）**

第4条　投稿者は，紀要に掲載された著作物が，本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2　共同執筆として紀要に掲載する場合には，共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し，投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は，共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

**（執筆要領および投稿原稿）**

第5条　投稿原稿は，研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

2　投稿原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。

3　学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

**（原稿区分他）**

第6条　投稿原稿区分は，次の表1，2のとおり定める。

**表1　投稿原稿区分：経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所及び人文科学研究所**

| | |
|---|---|
| ⑴論文 | 研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。 |
| ⑵研究ノート | 研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。 |
| ⑶抄録 | 経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，人文科学研究所の研究助成要領第10項（2）に該当するもの。 |
| ⑷その他 | 上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。 |

**表2　投稿原稿区別：理工学総合研究所**

| |
|---|
| ⑴論文，⑵研究速報，⑶展望・解説，⑷設計・製図，⑸抄録（発表作品の概要を含む），⑹その他（公開講座記録等） |

2　投稿原稿区分は，投稿者が選定する。

ただし，紀要への掲載にあたっては，査読結果に基づいて，編集委員会の議を以て，投稿者に掲載の可否等を通知する。

3　紀要への投稿が決定した場合には，投稿者は600字以内で要旨を作成し，投稿した原稿のキーワードを3〜5個選定する。ただし，要旨には，図・表や文献の使用あるいは引用は，認めない。

4　研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は，原則として論文とする。

5　研究所研究助成を受けた研究所員が，既に学会等で発表した研究成果（原稿）は，抄録として掲載することができる。

**（投稿料他）**

第7条　投稿者には，一切の原稿料を支払わない。

2　投稿者には，紀要3部を贈呈する。

3　投稿者が研究所員の場合には，掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は，超過分について有料とする。

**（リポジトリへの公開の停止及び削除）**

第8条　投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には，リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

**（その他）**

第9条　本投稿規則に規定されていない事柄については，編集委員会の議を以て決定する。

**（改廃）**

第10条　この規則の改廃は，研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日

# 拓殖大学政治経済研究所紀要
# 『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』執筆要領

**1. 発行回数**

本紀要は，原則として年 2 回発行する。その発行のため，以下の原稿提出締切日を厳守する。

| | |
|---|---|
| ⑴ | 原稿は，　6 月末日締切 － 10 月発行 |
| ⑵ | 原稿は，　10 月末日締切 －　3 月発行 |

**2. 使用言語**

言語は，日本語又は英語とする。

ただし，これら以外の言語での執筆を希望する場合は，事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て，その承諾を得たときは，使用可能とするが，必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け，日本語訳も添付する。

**3. 様式**

投稿原稿は，完成原稿とし，原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し，横書き，1 行 43 字×34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

⑴　数字は，アラビア数字を用いる。

⑵　ローマ字（及び欧文）の場合は，ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。

⑶　原稿の分量は，本文と注及び図・表を含め，原則として，以下のとおりとする。

なお，日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 論文 | 40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内 | A4 縦版・横書 |
| ② | 上記以外のもの | 20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内 | |

上記分量を超えた投稿原稿は，編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で，本紀要の複数号にわたって，同一タイトルで投稿することはできない。

ただし，編集委員会が許可した場合に限り，同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は，最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

⑷　上記以外の様式にて，投稿原稿の提出する場合には，編集委員会と協議する。

**4. 投稿原稿**

⑴　原稿区分は，「拓殖大学　研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが，「その他」の区分，定義については付記のとおりとする。

⑵　投稿原稿の受理日は，編集委員会に到着した日とする。

⑶　投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し，原本を編集委員会宛とする。

⑷　投稿原稿数の関係で，紀要に掲載できない場合には，拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より，その旨を執筆者に通達する。

**5. 図・表・数式の表示**

⑴　図・表の使用は，必要最小限にし，それぞれに通し番号と図・表名を付けて，本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

⑵　図および表は，コンピューター等を使って，きれいに作成すること。

⑶　数式は，専用ソフトを用いて正確に表現すること。

**6. 注・参考文献**

⑴ 注は，本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし，後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし，脚注が相応しいと判断する場合，それも可とする。また，引用，参考文献の表記についても同様とする。

⑵ 英文表記の場合は，例えば，*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

**7. 執筆予定表の提出**

紀要に投稿を希望するものは，『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

**8. 原稿の提出**

投稿原稿と一緒に，『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入，「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し，原稿提出期日までに添付する。

**9. 原稿の審査・変更・再提出**

⑴ 投稿原稿の採否は，編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて，編集委員会が決定する。編集委員会は，原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

⑵ 提出された投稿原稿は，編集委員会の許可なしに変更してはならない。

⑶ 編集委員会は，投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

⑷ 編集委員会は，紀要に掲載しない事を決定した場合は，所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

**10. 投稿原稿の電子媒体の提出**

投稿者は，編集委員会の査読を経て，修正・加筆などが済み次第，A4 版用紙（縦版，横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には，コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお，手元には，必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

**11. 校正**

投稿原稿の校正については，投稿者が初校および再校を行い，所長が三校を行う。

この際の校正は，最小限の字句に限り，版組後の書き換え，追補は認めない。

校正は，所長の指示に従い，迅速に行う。

校正が，決められた期日までに行われない場合には，紀要に掲載できないこともある。

**12. 改廃**

この要領の改廃は，政治経済研究所会議の議を経て，所長が決定する。

**附則**

この要領は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この要領は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この要領は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

| | | |
|---|---|---|
| ① | 判例研究： | 裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。 |
| ② | 解説論文： | 他の専門分野の人々にも分かるように，研究内容を解説したもの。 |
| ③ | 講　　演： | 研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。 |
| ④ | シンポジウム： | 研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。 |
| ⑤ | 書　　評： | 専門領域の学術図書についての書評。 |
| ⑥ | 随　　想： | 自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。 |
| ⑦ | 通　　信： | 個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。 |
| ⑧ | 報　　告： | 学界展望など。研究所からの通知を含む。 |
| ⑨ | 資　　料： | 上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。 |

以　上

## 執筆者紹介（目次掲載順）


| | | | |
|---|---|---|---|
| 奥田　進一（おくだ・しんいち） | 政経学部教授 | 民法，環境法 |
| 小竹　　聡（こたけ・さとし） | 政経学部教授 | 憲法学，アメリカ憲法学 |
| 澤田　次郎（さわだ・じろう） | 政経学部教授 | 近代日本政治史，近代日本政治思想史 |
| 小木田敏彦（こぎた・としひこ） | 政経学部非常勤講師 | 歴史地理学，制度派経済学 |
| 長　　友昭（ちょう・ともあき） | 政経学部准教授 | 民法，中国法 |


本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和 30 年（1955 年）の第 9 号を「創立 55 周年記念」とするに際して，本学第 10 代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。


**拓殖大学論集　政治・経済・法律研究　第 22 巻第 1 号**　ISSN 1344-6630

（拓殖大学論集 315）ISSN 0288-6650

2019 年（令和元年）10 月 25 日　印　刷
2019 年（令和元年）10 月 31 日　発　行

編　　集　拓殖大学政治経済研究所編集委員会
編集委員　白石浩介　岡崎哲郎　小竹聡　近藤和貴　益田直子
発 行 者　拓殖大学政治経済研究所長　白石　浩介
発 行 所　拓殖大学政治経済研究所
〒112-8585　東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号
Tel. 03-3947-7595
印 刷 所　㈱外為印刷

# THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 22 No. 1 October 2019

**Articles**

Shinichi OKUDA — Waiver of Real Property and Intention of Possessor ( 1 )

Satoshi KOTAKE — Roe v. Wade and Doe v. Bolton in the Supreme Court —Round One ( 23 )

Jiro SAWADA — Japanese Intelligence Activities and Penetration Attempts in Afghanistan, 1934–1945 ( 77 )

Toshihiko KOGITA — A Historical Perspective From "the Great Divergence" to "the Great Transformation": Focusing on Kenneth Pomeranz's Theory of "A New Kind of Periphery" (145)

**Abstract**

Tomoaki CHO — A Study about "Abuse of Rights" and "Responsibility" on Abandonment of Ownership of Land: Recent Cases, Theory, and Legislation Policy on Problem of Unknown Landowners (173)

**Submission of Manuscript** ……(185)

**Instructions for Contributors** ……(187)

Edited and Published by
**INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS**
**TAKUSHOKU UNIVERSITY**
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112–8585, JAPAN